

# JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

APRIL 2020 **200**

## トピックス

- ・日本のドラッグストア実態調査
- ・登録販売者管理者要件について

## 協会活動

- ・レジ袋有料化の開始について
- ・3月度月次活動報告
- ・議事録

## 協会からのお知らせ

新型コロナウイルス連情報特設サイトの公開について  
薬剤師賠償責任保険  
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金  
日本ヘルスケア協会 案内

## 行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、文部科学省、団体

# 日本チェーンドラッグストア協会

## 協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

### 1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

### 2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

### 3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

### 4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

### 5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。

緊急事態宣言が7都府県に出され、各知事より休業あるいは営業自粛要請が出されるとともに、事業所に対し、出勤率7割減の要請もされました。専門家からは接触8割減を達成しなければ、1か月での終息は難しいとの見解も出ています。

ドラッグストアは一般生活者のライフラインを支える店舗として営業継続を求められていますが、その分、店頭の従業員の皆様は、感染リスクに晒されていることとなります。また、お客様から、普段では考えられないような言葉を浴びせられることもあると聞いています。GW 明けに緊急事態宣言が解除されることを期待したいのですが、長期化を予想する声も日増しに高まっているように感じます。

どうか、外出自粛、三密回避、手洗い・うがい・マスク着用の励行で、なんとしても乗り越えたいと思います。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会 会報  
CONTENTS

No.200  
2020.4

●トピックス

- ・日本のドラッグストア実態調査
- ・医薬品登録販売者の管理者要件について

●協会活動

- ・レジ袋有料化の開始について
- ・3月度月次活動報告
- ・議事録

●協会からのお知らせ

- ・新型コロナウイルス関連情報 ホームページ掲載のお知らせ
- ・薬剤師賠償責任保険
- ・日本ヘルスケア協会 ご案内
- ・「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、文部科学省、団体

表紙裏

裏表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

協会ホームページについて 事務局だより

# ＜第 20 回 2019 年度＞ 日本のドラッグストア実態調査 調査結果のご報告

- 総店舗数は調査開始から連続増加、2万631店舗へ
- 総売上高は7兆6,859億円、前年比伸び率は105.7%と4年連続の高成長
- 1店舗当たりの売上高は過去最高を更新し3億7,251万円を達成

今回で20回目となる「日本のドラッグストア実態調査」は、マスコミをはじめ内外の銀行・証券、シンクタンク等の市場調査関係者からの問い合わせが年々増加しています。これは、ドラッグストアの役割や当業界への注目度が大きくなっている何よりの証左と言えます。

今回もご多忙の折、貴重なデータの提供をいただきました正会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

＜今回調査の内容＞(※詳細は末尾参照)

## 調査目的

- (1)日本のドラッグストアの実態を把握する。
- (2)2000年度を初回とし、毎年同じ方法で調査を実施することにより、日本のドラッグストア業態の動向と変化を明らかにする。

## 実施期間

2019年10月1日～2020年1月31日(会員外会社に対する調査期間を含む)

## 調査項目

- (1)ドラッグストアの売上高(商品別)、取扱い商品数(SKU)
- (2)ドラッグストアの店舗数(規模別、都道府県別を含む)
- (3)ドラッグストアの従業員数(薬剤師、登録販売者、他)
- (4)処方箋取扱い店舗数、処方箋取扱い枚数

注)ドラッグストア対象の調査であるが、「調剤専門店(調剤薬局)」の関連調査を含む

## 有効回答数

正会員121社中119社が回答(ドラッグストア非経営会社は対象外)

回答率98.3%(調査項目により非公開会社もあり、有効回答率は項目により異なる)

## 実施機関及び責任者

日本チェーンドラッグストア協会 執行委員会

執行委員長 根津 孝一(株式会社ぱぱす 代表取締役会長)

## 全国ドラッグストア店舗数調査(推計値)

### ■ 1. 全国ドラッグストア総店舗数 ≫ 2万631店舗

第20回2019年度のJACDSの調査によると、日本のドラッグストア(Dg.S)の総店舗数は、前回2018年度の調査より403店舗増加し、2万631店舗であることがわかった。

調剤と食品の取り扱いの増加によるワンストップ・ショップとしての対応やドミナント強化等、大手企業による積極的な出店が継続している。

他方、近年の他業態を巻き込んだ競合の激化が続いており、企業数はM&A等による減少傾向が継続している。

店舗数は2000年度の調査開始以来、継続して増加している。Dg.Sは、消費の多様化、狭小商圈化、高齢化対応、インバウンド需要の取り込みなど変化する商圈を的確に捉え、変貌を遂げつつ国民生活に浸透し、地域密着を進めている。

	企業数	総店舗数	増減		企業数	総店舗数	増減
2000年度(第1回)	579	11,787	-	2001年度(第2回)	590	12,558	+771
2002年度(第3回)	641	13,343	+785	2003年度(第4回)	642	14,103	+760
2004年度(第5回)	671	14,348	+245	2005年度(第6回)	640	14,725	+377
2006年度(第7回)	621	15,014	+289	2007年度(第8回)	605	15,384	+370
2008年度(第9回)	578	15,625	+241	2009年度(第10回)	549	15,971	346
2010年度(第11回)	535	16,259	+288	2011年度(第12回)	525	16,815	+556
2012年度(第13回)	523	17,144	+329	2013年度(第14回)	501	17,563	+419
2014年度(第15回)	486	17,953	+390	2015年度(第16回)	447	18,479	+526
2016年度(第17回)	431	18,874	+395	2017年度(第18回)	416	19,534	+660
2018年度(第19回)	409	20,228	+694	2019年度(第20回)	401	20,631	+403

また、総店舗数に占めるJACDS会員企業の店舗数は年々増加しており、現在は9割を超える店舗がJACDS会員店舗となっている。

#### 正会員と非会員の内訳

	JACDS 正会員			非会員		
	企業数	店舗数	店舗数構成比	企業数	店舗数	店舗数構成比
2000年度(第1回)	232	7,728	65.6%	347	4,059	34.4%
2001年度(第2回)	218	8,151	64.9%	372	4,407	35.1%
2002年度(第3回)	214	8,818	66.1%	427	4,525	33.9%
2003年度(第4回)	206	9,586	68.0%	436	4,517	32.0%
2004年度(第5回)	211	9,886	68.9%	460	4,462	31.1%
2005年度(第6回)	202	10,328	70.1%	438	4,397	29.9%

2006年度(第7回)	193	10,808	72.0%	428	4,206	28.0%
2007年度(第8回)	178	11,203	72.8%	427	4,181	27.2%
2008年度(第9回)	174	11,822	75.7%	404	3,803	24.3%
2009年度(第10回)	176	12,705	79.6%	373	3,266	20.4%
2010年度(第11回)	166	12,997	79.9%	369	3,262	20.1%
2011年度(第12回)	163	13,677	81.3%	362	3,138	18.7%
2012年度(第13回)	163	14,061	82.0%	360	3,083	18.0%
2013年度(第14回)	151	14,973	85.2%	350	2,590	14.8%
2014年度(第15回)	148	15,804	88.0%	338	2,149	12.0%
2015年度(第16回)	141	16,437	88.9%	306	2,042	11.9%
2016年度(第17回)	128	17,109	90.6%	303	1,765	9.4%
2017年度(第18回)	123	17,626	90.2%	293	1,908	9.8%
2018年度(第19回)	123	18,638	92.1%	286	1,590	7.9%
2019年度(第20回)	121	18,992	92.1%	280	1,639	7.9%

## ■ 2. 全国 Dg.S 規模別店舗数 ≫ 大型店増加と中小型店減少の傾向が継続

集計(有効回答 180 社、1 万 8,471 店舗)によると、Dg.S の店舗規模では、150～300 坪クラスが 8,109 店舗で全体の 43.9%を占め、Dg.S の中心的規模には変化はない。

従前どおり 150 坪超を大型店とするならば、近年は大型店の比率が 6 割を超え、一層の増加傾向が鮮明になった。特に 300 坪以上の店舗の増加が著しい。

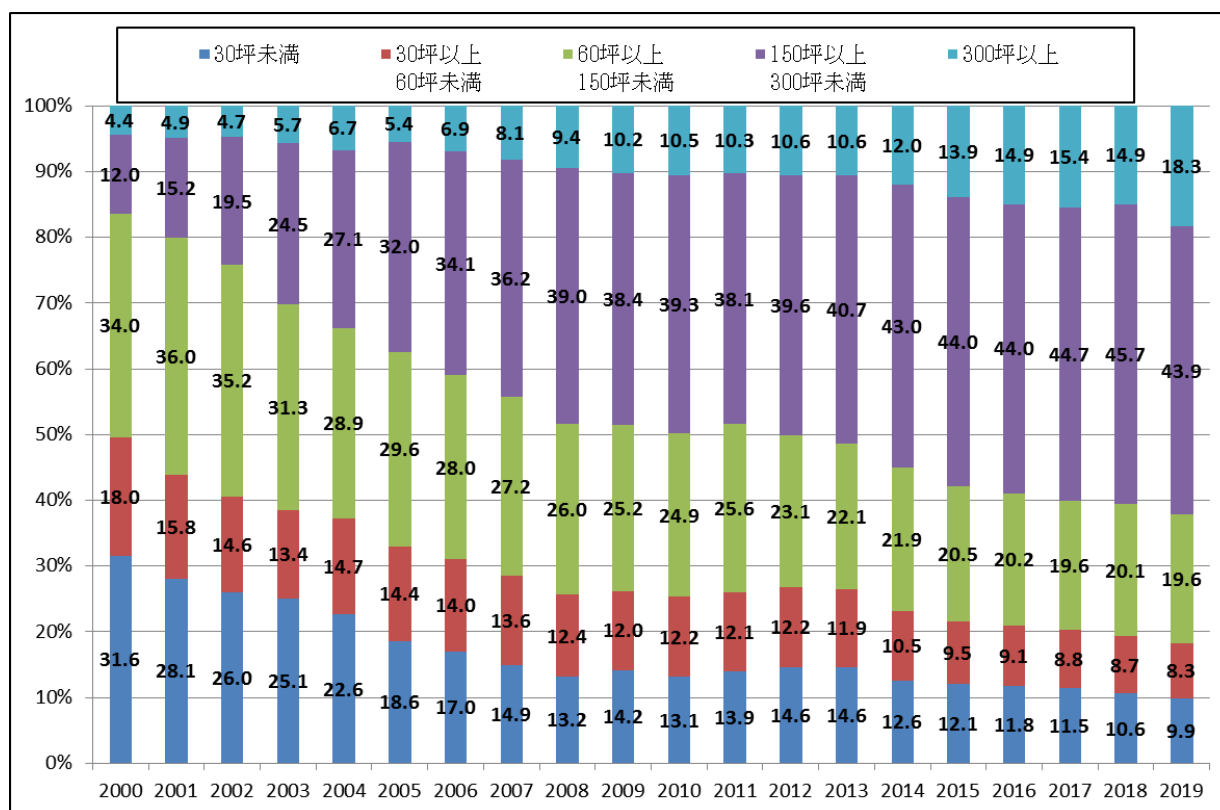
駅前や繁華街等に出店する小型店が一定の比率を保ちながらも、調剤や食品を中心とする取り扱いカテゴリーの増加に対応した大型店が比率を高めている。

	総店舗数 (店)	規模別店舗数 (店)				
		30 坪未満	30 坪以上 60 坪未満	60 坪以上 150 坪未満	150 坪以上 300 坪未満	300 坪 以上
JACDS 正会員企業 (有効回答 ; 108 社)	17,654	1,549	1,445	3,487	8,020	3,153
非会員企業 (有効回答 ; 72 社)	817	285	89	138	89	216
合計(下段は構成比) (有効回答 ; 180 社)	18,471	1,834	1,534	3,625	8,109	3,369
	100%	9.9%	8.3%	19.6%	43.9%	18.2%
全国規模別推定店舗数 (有効回答構成比による)	20,631	2,048	1,713	4,049	9,057	3,763

### 規模別店舗数の増減推移

	第17回(2016年度)		第18回(2017年度)		第19回(2018年度)		第20回(2019年度)	
	店舗数	増減	店舗数	増減	店舗数	増減	店舗数	増減
30坪未満	2,231	-3	2,246	+15	2,151	-95	2,048	-103
30坪以上 60坪未満	1,711	-51	1,713	+2	1,755	+42	1,713	-42
60坪以上 150坪未満	3,820	+24	3,826	+6	4,057	+231	4,049	-8
150坪以上 300坪未満	8,306	+180	8,734	+428	9,247	+513	9,057	-190
300坪以上	2,805	+243	3,015	+210	3,017	+2	3,763	+746
合計	18,874	+395	19,534	+660	20,228	+694	20,631	+403

### 規模別店舗数構成比の推移



### ■ 3. 全国ドラッグストア 都道府県別店舗数

第20回2019年度の調査による日本のドラッグストアの都道府県別店舗数は以下のとおりとなっている。地域別には、首都圏(1都3県)に5,870店舗(28.5%)、関西圏(2府5県)に3,807店舗(18.4%)がある。

	正会員企業	会員外企業	合計
北海道	782	227	1,009
青森県	225	19	244
岩手県	207	6	213
宮城県	406	6	412
秋田県	150	17	167
山形県	227	0	227
福島県	235	3	238
茨城県	450	2	452
栃木県	281	16	297
群馬県	326	9	335
埼玉県	1,132	43	1,175
千葉県	884	201	1,085
東京都	1,945	356	2,301
神奈川県	1,262	47	1,309
新潟県	284	66	350
富山県	179	13	192
石川県	197	0	197
福井県	104	119	223
山梨県	144	11	155
長野県	297	30	327
岐阜県	353	6	359
静岡県	513	13	526
愛知県	1,057	26	1,083
三重県	270	17	287

	正会員企業	会員外企業	合計
滋賀県	249	0	249
京都府	430	6	436
大阪府	1,482	80	1,562
兵庫県	806	51	857
奈良県	204	15	219
和歌山県	169	28	197
鳥取県	96	5	101
島根県	95	7	102
岡山県	288	20	308
広島県	387	29	416
山口県	207	10	217
徳島県	121	15	136
香川県	199	4	203
愛媛県	253	4	257
高知県	127	2	129
福岡県	703	45	748
佐賀県	110	12	122
長崎県	154	16	170
熊本県	255	16	271
大分県	154	9	163
宮崎県	163	0	163
鹿児島県	289	2	291
沖縄県	141	10	151
合計	18,992	1,639	20,631

(有効回答) (121社) (280社) 401(社)

## 全国ドラッグストア売上高調査(推計値)

### ■ 1. 全国ドラッグストア総売上高 ≫ 7兆6,859億円

正会員会社(104社 17,073店舗)の集計によると、6兆7,115億円の市場規模であることが確認できた。これを基に店舗の確認ができた全国のDg.S401社2万631店の推定売上高は、7兆6,859億円、2018年度対比の伸び率では105.7%の結果であった。

調剤分野への積極的な取組み、食品取り扱いの強化、訪日外国人によるインバウンド需要の取り込み、目的来店性の高まりによるワンストップショッピングの効果、これらを背景にした積極的な出店が継続しており、4年連続での大幅な成長につながったと考える。



ドラッグストアが日本の産業として国民から信頼され、なくてはならないものとして期待されている証左といえる。

(億円/年、%)

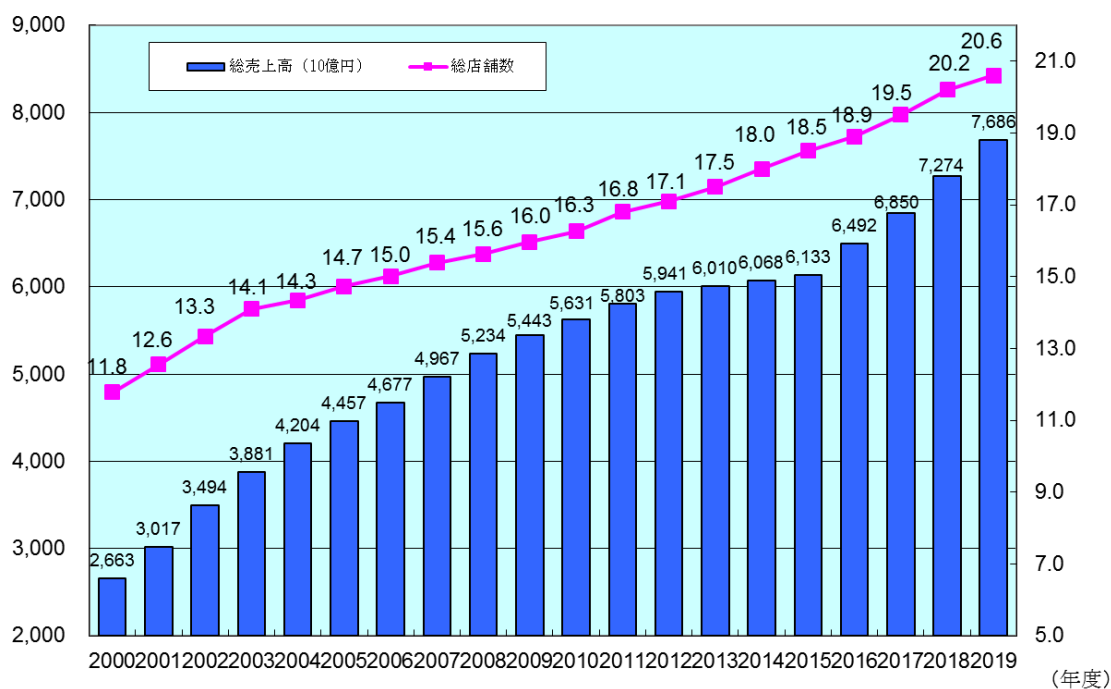
調査年度		2016年度 (第17回)	2017年度 (第18回)	2018年度 (第19回)	2019年度 (第20回)
JACDS 正会員企業 (有効回答; 104社 17,073.店舗)	売上高	52,098	50,537	58,445	61,814
	前年比	(109.7) <sup>注</sup>	(105.6) <sup>注</sup>	(108.4) <sup>注</sup>	108.1
全国推定売上高 (401社 20,631 店舗)	売上高	64,916	68,504	72,744	76,859
	前年比	105.9	105.5	106.2	105.7

注) JACDS 正会員企業欄( )内の前年比は、2016年度は109社15,147店舗の各実績ベースです。2017年度は84社13,066店舗、2018年度は94社14,963店舗 2以下に共通。

### 全国ドラッグストア総売上高と店舗数の推移

(10億円)

(千店)



## ■ 2. 全国ドラッグストア 調剤・ヘルスケア売上高 ≫ 2兆3,970億円

正会員会社(104社17,073.店舗)の集計では、1兆9,909億円、昨年比107.8%であった。これを基に店舗の確認ができた全国のDg.S409社2万631店の売上高を推定すると2兆3,970億円、昨年比105.3%となった。

(億円/年、%)

調査年度		2016年度 (第17回)	2017年度 (第18回)	2018年度 (第19回)	2019年度 (第20回)
JACDS 正会員企業 (有効回答; 104社 17,073.店舗)	売上高	13,973	16,550	18,848	19,909
	前年比	(110.0) <sup>注</sup>	(103.8) <sup>注</sup>	(107.2) <sup>注</sup>	107.8
全国推定売上高 (401社 20,631店舗)	売上高	20,874	21,649	22,757	23,970
	前年比	106.2	103.7	105.1	105.3

注) 「総売上高」の注記に同じ

※第18回よりカテゴリー分類を医薬品から調剤・ヘルスケアに変更した事にもない、第17回以前の金額比較についての整合性はない。

### ■ 3. 全国ビューティケア売上高 ≫ 1兆5,672億円

正会員会社(104社 17,073.店舗)の集計値では、1兆3,879億円、昨年比106.1%であった。これを基に店舗の確認ができた全国のDg.S401社2万631店の売上高を推定すると1兆5,672億円、昨年比103.7%となった。

(億円/年、%)

調査年度		2016年度 (第17回)	2017年度 (第18回)	2018年度 (第19回)	2019年度 (第20回)
JACDS 正会員企業 (有効回答; 104社 17,073.店舗)	売上高	10,685	11,548	12,956	13,879
	前年比	(109.2) <sup>注</sup>	(104.8) <sup>注</sup>	(107.7) <sup>注</sup>	106.1
全国推定売上高 (401社 20,631店舗)	売上高	13,670	14,314	15,117	15,672
	前年比	105.4	104.7	105.6	103.7

注) 「総売上高」の注記に同じ

※第18回よりカテゴリー分類を医薬品から調剤・ヘルスケアに変更した事にもない、第17回以前の金額比較についての整合性はない。

### ■ 4. 全国ホームケア売上高 ≫ 1兆6,178億円

正会員会社(104社 17,073.店舗)の集計では10,755億円、昨年比107.5%であった。これを基に店舗の確認ができた全国のDg.S401社2万631店の売上高を推定すると、1兆6,178億円、前年比105.0%となった。

(億円/年、%)

調査年度		2016年度 (第17回)	2017年度 (第18回)	2018年度 (第19回)	2019年度 (第20回)
JACDS 正会員企業 (有効回答; 104社 17,073.店舗)	売上高	11,690	8,736	9,955	10,755
	前年比	(109.0) <sup>注</sup>	(106.3) <sup>注</sup>	(106.4) <sup>注</sup>	107.5
全国推定売上高 (401社 20,631店舗)	売上高	13,899	14,762	15,402	16,178
	前年比	105.2	106.2	104.3	105.0

注) 「総売上高」の注記に同じ

※第 18 回よりカテゴリー分類を医薬品から調剤・ヘルスケアに変更した事にもない、第 17 回以前の金額比較についての整合性はない。

## ■ 5. 全国フーズ・その他売上高 ≫ 2 兆 1,039 億円

正会員会社(104 社 17,073.店舗)の集計では、1 兆 7,271 億円となり、伸び率は昨年比 111.3% となった。これを基に、店舗の確認ができた全国の Dg.S401 社 2 万 631 店の売上高を推定すると 2 兆 1,039 億円、伸び率は 108.1% となった。

(億円/年、%)

調査年度		2016 年度 (第 17 回)	2017 年度 (第 18 回)	2018 年度 (第 19 回)	2019 年度 (第 20 回)
JACDS 正会員企業 (有効回答; 104 社 17,073.店舗)	売上高	15,749	13,703	16,686	17,271
	前年比	(110.3) <sup>注</sup>	(108.0) <sup>注</sup>	(111.7) <sup>注</sup>	111.3
全国推定売上高 (401 社 20,631 店舗)	売上高	16,473	17,779	19,468	21,039
	前年比	106.4	107.9	109.5	108.1

注)「総売上高」の注記に同じ

※第 18 回よりカテゴリー分類を医薬品から調剤・ヘルスケアに変更した事にもない、第 17 回以前の金額比較についての整合性はない。

## ■ 6. 全国商品別売上高構成比 ≫ 調剤・ヘルスケアが全体の 3 割強

Dg.S401 社 2 万 631 店の集計で見た商品別売上高構成比は、調剤・ヘルスケアが 31.2%、ビューティケアが 20.4%、ホームケアが 21.0%、フーズ・その他が 27.4% となった。すべてのカテゴリーで前年を上回っているが、フーズ・その他のカテゴリーの伸びが顕著であり、結果としてそれ以外のカテゴリーの構成比率が低下した。

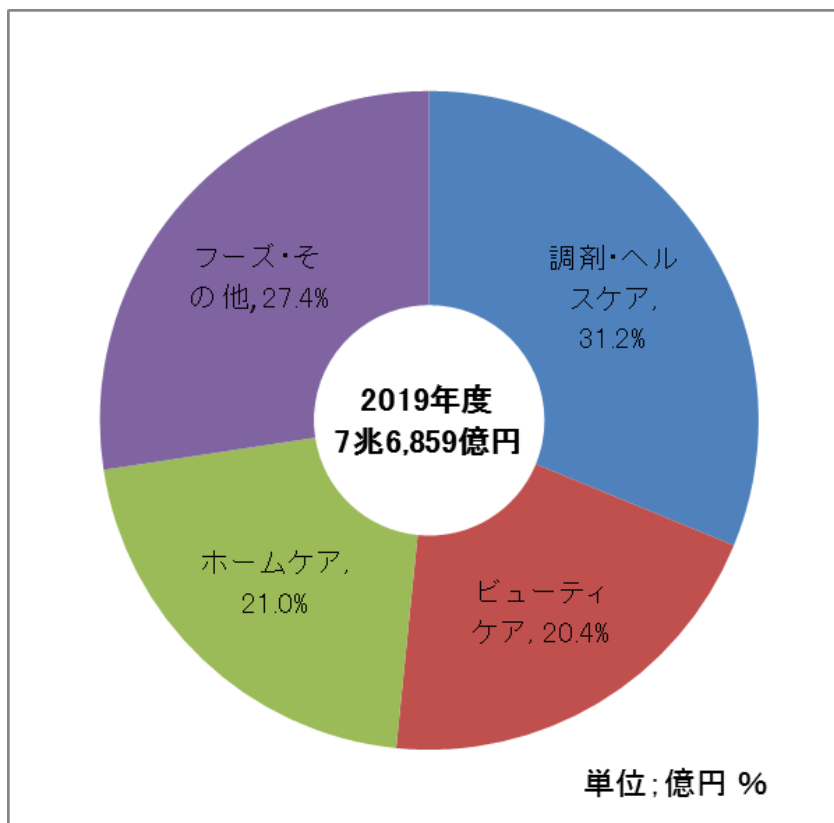
なお、本調査で採用している「カテゴリー分類」は経済産業省の商業動態統計の分類を参考に作成したものであり、別表に示した。

(億円/年、%)

		調剤・ヘルスケア		ビューティケア		ホームケア		フーズ・その他		合計
		売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高
JACDS 正会員企業 (有効回答; 104 社 17,073 店舗)	売上高	19,909	32.2	13,879	22.5	10,755	17.4	17,271	27.9	61,814
	前年比	107.8	—	106.1	—	107.5	—	111.3	—	108.1
全国推定売上高 (401 社 20,631 店舗)	売上高	23,970	31.2	15,672	20.4	16,178	21.0	21,039	27.4	76,859
	前年比	105.3	—	103.7	—	105.0	—	108.1	—	105.7

注) 正会員企業 109 社 15,147 店舗の有効回答数値を基に推定。

カテゴリー別売上高構成比（2019年度）



カテゴリー名称	内容例示
調剤	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬、技術料など
ヘルスケア	<<OTC医薬品>> 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）等 <<ヘルスケア用品>> 脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等 <<介護用品>> 大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等 <<ベビー用品>> 育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等 <<健康食品>> 健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティケア	<<化粧品>> 口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等 <<ビューティケア小物>> 化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等 <<トイレタリー>> 歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）等
ホームケア	<<家庭用品>> バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等 <<日用消耗品>> 住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等 <<ペット用品>> ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等
フーズ	生鮮食品、菓子類、飲料、米、飲料、日配食品、乳製品、酒類、冷凍食品などの一般食品
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具、玩具、各種有料サービスなど

## ■ 7. 全国ドラッグストア 1店舗あたり売上高 ≫ 3億7,251万円

今回調査では、日本の Dg.S1 店舗あたりの売上高は 3 億 7,251 万円(前年比 103.6%)となった。前回に続いて増加し、これまでの調査結果の最高を更新した。

	総店舗数	総売上高 (億円)	1店舗当り 売上高(百万円)	前年比
2000 年度 (第 1 回)	11,787	26,628	225.9	—
2001 年度 (第 2 回)	12,558	30,169	240.2	106.3%
2002 年度 (第 3 回)	13,343	34,936	261.8	109.0%
2003 年度 (第 4 回)	14,103	38,814	275.2	105.1%
2004 年度 (第 5 回)	14,348	42,042	293.0	106.5%
2005 年度 (第 6 回)	14,725	44,568	302.7	103.3%
2006 年度 (第 7 回)	15,014	46,774	311.5	102.9%
2007 年度 (第 8 回)	15,384	49,674	322.9	103.6%
2008 年度 (第 9 回)	15,625	52,336	335.0	103.7%
2009 年度 (第 10 回)	15,971	54,430	340.8	101.7%
2010 年度 (第 11 回)	16,259	56,308	346.3	101.6%
2011 年度 (第 12 回)	16,815	58,026	345.1	99.7%
2012 年度 (第 13 回)	17,144	59,408	346.5	100.4%
2013 年度 (第 14 回)	17,563	60,097	342.2	98.7%
2014 年度 (第 15 回)	17,953	60,679	338.0	98.7%
2015 年度 (第 16 回)	18,479	61,325	331.9	98.2%
2016 年度 (第 17 回)	18,874	64,916	343.9	103.6%
2017 年度 (第 18 回)	19,534	68,504	350.7	102.0%
2018 年度 (第 19 回)	20,228	72,744	359.6	102.5%
2019 年度 (第 20 回)	20,631	76,859	372.5	103.6%

## JACDS 正会員企業に係るその他の調査

### ■ 1. 一社あたり店舗数(チェーン数)

正会員企業からの有効回答 121 社 18,992 店舗から導かれる 1 社当り店舗数は、157.0 店舗と 6.5 店舗の増加となった。大手企業による意欲的な出店と M&A 等による中小企業の退会などの理由から 1 社当たりの店舗数の増加傾向にあるといえる。

	有効回答企業数	店舗数	1社当り店舗数	増減
2000年度(第1回)	232	7,728	33.3	—
2001年度(第2回)	218	8,151	37.4	+4.1
2002年度(第3回)	214	8,818	41.2	+3.8
2003年度(第4回)	206	9,586	46.5	+5.3
2004年度(第5回)	211	9,886	46.9	+0.3
2005年度(第6回)	202	10,328	51.1	+4.3
2006年度(第7回)	193	10,808	56.0	+4.9
2007年度(第8回)	178	11,203	62.9	+6.9
2008年度(第9回)	174	11,822	67.9	+5.0
2009年度(第10回)	176	12,705	72.2	+4.3
2010年度(第11回)	166	12,997	78.3	+6.1
2011年度(第12回)	163	13,667	83.9	+5.6
2012年度(第13回)	160	14,667	91.6	+7.7
2013年度(第14回)	150	15,170	101.1	+9.5
2014年度(第15回)	148	15,804	106.8	+5.7
2015年度(第16回)	136	15,916	117.0	+10.2
2016年度(第17回)	134	16,536	125.3	+8.3
2017年度(第18回)	126	17,626	139.9	+14.6
2018年度(第19回)	123	18,638	151.5	+11.6
2019年度(第20回)	121	18,992	157.0	+6.5

## ■ 2. 処方箋取扱い店舗数(調剤併設店)

正会員からの有効回答 103 社 18,463 店舗の中で、処方箋を取扱っている店舗(調剤併設店)は、5,453 店舗、29.5%であった。ドラッグストア全体の規模拡大と同じような比率で処方箋取扱い店舗数は確実に増加している。

近年の傾向としてドラッグストア全体の 3 割程度の店舗が「面分業」に対応した店舗となっているといえる。

	有効回答企業数	店舗数	処方箋取扱店数	取扱率
2000年度(第1回)	132	4,886	964	19.7%
2001年度(第2回)	198	7,484	1,752	23.4%
2002年度(第3回)	191	7,907	1,838	23.2%
2003年度(第4回)	186	8,464	2,128	25.1%
2004年度(第5回)	201	9,822	2,286	23.3%
2005年度(第6回)	202	10,328	2,377	23.0%
2006年度(第7回)	193	10,808	2,502	23.1%

2007年度(第8回)	178	11,203	2,716	24.2%
2008年度(第9回)	174	11,822	2,878	24.3%
2009年度(第10回)	176	12,705	3,092	24.3%
2010年度(第11回)	166	12,997	3,307	25.4%
2011年度(第12回)	163	13,677	3,450	25.2%
2012年度(第13回)	159	12,354	3,458	28.0%
2013年度(第14回)	150	13,366	3,759	28.1%
2014年度(第15回)	148	14,626	4,191	28.6%
2015年度(第16回)	136	14,802	4,262	28.8%
2016年度(第17回)	116	15,611	4,482	28.7%
2017年度(第18回)	104	16,340	4,935	30.2%
2018年度(第19回)	109	17,829	5,129	28.8%
2019年度(第20回)	103	18,463	5,453	29.5%

また、2019年度の調査で、処方箋取扱い店舗(調剤併設店)について回答いただいた企業のうち、ドラッグストアの店舗規模が確認出来た87社のデータによれば、店舗規模の内訳は以下の通りである。150坪以上300坪未満の規模での店舗での取扱い率の上昇が目立つ。

#### 処方箋取扱い率(調剤併設店)

2019年度(第20回)	合計	30坪未満	30坪以上 60坪未満	60坪以上 150坪未満	150坪以上 300坪未満	300坪以上
処方箋取扱い店舗	5,453	143	189	965	2,310	765
総店舗数 (有効回答; 109社)	18,463	668	875	3,244	7,734	3,144
処方箋取扱い率	29.5%	21.4%	21.6%	29.7%	29.9%	24.3%

※総店舗数と調剤併設店の合計のみを記載した企業があるため合計値と規模別の集計は相違する。

### ■ 3. 処方箋取扱い枚数(調剤併設店舗)

処方箋取扱い店舗(調剤併設店)における処方箋取扱い枚数は、処方箋取扱い枚数が確認できた4,116店舗(有効回答)の集計では1店舗あたり11,429枚であった。300坪以上の店舗の枚数が極端に少ないが、取扱い店舗数が前年の377から大幅に増加しており、新店のための影響が大きいと思われる。

調剤専門店を開設している企業で、処方箋取扱い枚数が確認できた63社、1,097店舗(有効回答)のデータから、1店舗あたりの処方箋年間取扱い枚数を算出すると年間19,726枚となり、調剤併設店は調剤薬局の6割程度の取扱い枚数という傾向になっている。

2019年度(第20回)	処方箋取扱い店舗(調剤併設店舗)有効回答; 52社						[参考] 調剤専門店 (調剤薬局) 有効回答; 63社
	合計	30坪未満	30坪以上 60坪未満	60坪以上 150坪未満	150坪以上 300坪未満	300坪以上	
店舗数	4,116	115	121	798	2,044	675	1,097
枚数(千枚)	47,043	2,304	2,179	10,756	20,516	4,004	21,634
1店舗当り 年間枚数(枚)	11,429	20,037	18,007	13,478	10,037	5,932	19,726,

#### ■ 4. 調剤・ヘルスケアの売上高

81社の売上高の構成は調剤が32.0%(6,312億円)、ヘルスケアが68.0%(13,117億円)となっている。なお、調剤の売上高には、一般的に調剤技術料等の付帯費用が含まれている。

(億円/年、%)

	一般用医薬品(OTC)		薬局医薬品 (調剤技術料等を含む)		合計
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高
2013年度(第14回) 有効回答; 127社	7,989	69.0%	3,585	31.0%	11,577
2014年度(第15回) 有効回答; 124社	8,527	66.8%	4,237	33.2%	12,764
2015年度(第16回) 有効回答; 99社	7,875	66.0%	4,438	34.0%	12,311
2016年度(第17回) 有効回答; 96社	8,466	62.4%	5,095	37.6%	13,561
	ヘルスケア		調剤		
2017年度(第18回) 有効回答; 84社	11,501	69.5%	5,048	30.5%	16,549
2018年度(第19回) 有効回答; 91社	12,501	68.0%	5,872	32.0%	18,860
2019年度(第20回) 有効回答; 81社	13,117	68.0%	6,312	32.0%	19,429

注) カテゴリー毎の売上を記載いただいた企業の集計値

#### ■ 5. 取扱い商品数(SKUベース)

正会員からの有効回答が44社、1社当りの平均取扱い商品数(SKU)は全体では45,138SKUであった。取扱い商品数は年々増加しておりが、近年の特徴としてフーズ・その他の増加が際立っている。



(単位：SKU)

	取扱い総商品数	一般用医薬品 (OTC)	薬局医薬品	化粧品	日用雑貨	その他
2013年度(第14回) 有効回答：64社	32,423	3,321	2,247	12,072	9,594	8,928
2014年度(第15回) 有効回答：70社	34,573	3,612	1,799	11,593	8,785	8,806
2015年度(第16回) 有効回答：59社	34,617	3,351	2,176	11,612	9,249	8,270
2016年度(第17回) 有効回答：58社	35,099	3,839	3,783	11,409	10,509	8,745
	取扱い総商品数	ヘルケア	調剤	ビューティケア	ホームケア	食品・他
2017年度(第18回) 有効回答：52社	43,522	7,552	3,234	18,483	8,398	10,210
2018年度(第19回) 有効回答：47社	44,326	8,136	3,767	18,540	7,657	13,684
2019年度(第20回) 有効回答：47社	45,138	7,907	3,078	17,874	9,097	14,341

注)カテゴリー毎に、有効回答数による平均値を算出。

## ■ 6. 従業員数(ドラッグストア)

正会員企業の総従業員数は、有効回答 78 社の回答から、20 万 3,928 人がドラッグストア業務に従事している結果であった。内訳としては薬剤師が 1 万 9,000 人、登録販売者が 7 万 6,679 人、管理栄養士が 2,725 人、その他の一般社員が 10 万 5,407 人であった。

(単位：人)

		総従業員数	薬剤師		登録販売者	その他 一般社員
			ドラッグストア 全体	内、処方箋 取扱い店舗		
2013年度(第14回) 有効回答：112社 10,823店	人数	126,380	13,251	12,948 (2,537店)	38,538	69,290
	1店舗当り	11.7	1.2	5.1	3.6	6.4
2014年度(第15回) 有効回答：101社 8,423店	人数	105,309	10,081	9,930 (2,044店)	47,459	47,770
	1店舗当り	12.5	1.2	4.8	5.6	5.7
2015年度(第16回) 有効回答：99社 11,235店	人数	132,163	12,763	12,544 (2,780店)	45,955	73,446
	1店舗当り	11.8	1.1	4.5	4.1	6.5
2016年度(第17回) 有効回答：93社 12,838店	人数	148,552	13,761	13,501 (2,530店)	60,079	74,711
	1店舗当り	11.6	1.1	5.3	4.3	5.8
2017年度(第18回) 有効回答：80社 12,259店	人数	149,148	12,597	12,396 (2,764店)	51,929	84,622
	1店舗当り	12.2	1.0	4.5	4.2	6.9
2018年度(第19回) 有効回答：82社 12,596店	人数	150,471	15,175	15,071 (3,845店)	58,302	77,001
	1店舗当り	11.9	1.2	3.9	4.6	6.1

2019年度(第20回) 有効回答：84社 14,893店	人数	203,928	19,000	18,756 (4,213店)	76,796	105,407
	1店舗当り	13.7	1.1	4.5	5.2	7.1

注)パート社員は労働時間を1日8時間で換算した値を計上。

【参考】 調剤専門店(調剤薬局)における薬剤師数と処方箋取扱い枚数

	薬剤師数	処方箋取扱い枚数
2013年度(第14回) 有効回答：61社 1,306店	5,330人	25,792千枚/年
	4.1人/店舗	4,839枚/人
2014年度(第15回) 有効回答：50社 1,308店	5,666人	27,760千枚/年
	4.3人/店舗	4,899枚/人
2015年度(第16回) 有効回答：54社 1,711店	6,087人	30,772千枚/年
	3.6人/店舗	5,055枚/人
2016年度(第17回) 有効回答：58社 2,063店	7,269人	36,080千枚/年
	3.5人/店舗	4,964枚/人
2017年度(第18回) 有効回答：51社 829店	3,348人	20,945千枚/年
	4.0人/店舗	4,725枚/人
2018年度(第19回) 有効回答：54社 1,017店	4,011人	16,742千枚/年
	4.1人/店舗	4,174枚/人
2019年度(第20回) 有効回答：57社 1,148店	5,056人	21,640千枚/年
	4.4人/店舗	4,280枚/人

(単位：人)

	有効 回答 企業数	1社当り薬剤師 <sup>注</sup>		1社当り登録販売者 <sup>注</sup>		1社当り一般社員 <sup>注</sup>	
		人数	増減	人数	増減	人数	増減
2000年度(第1回)	207	50.9	—	—	—	234.8	—
2001年度(第2回)	196	65.5	+14.6	—	—	226.4	-8.4
2002年度(第3回)	189	79.3	+13.8	—	—	245.0	+18.6
2003年度(第4回)	162	80.6	+1.3	—	—	299.2	+54.2
2004年度(第5回)	184	83.6	+3.0	—	—	321.1	+21.9
2005年度(第6回)	176	96.9	+13.3	—	—	358.0	+36.9
2006年度(第7回)	153	93.3	-3.6	—	—	386.0	+28.0
2007年度(第8回)	159	104.3	+11.0	—	—	557.2	+171.2
2008年度(第9回)	156	106.4	+2.1	—	—	540.9	-16.3
2009年度(第10回)	144	97.0	-9.4	199.9	+199.9	449.2	-91.7
2010年度(第11回)	142	99.2	+2.2	246.8	+46.9	456.6	+7.4

2011年度(第12回)	123	110.4	+11.2	273.2	+26.4	416.9	-39.7
2012年度(第13回)	110	121.3	+10.9	344.0	+70.8	564.4	+147.5
2013年度(第14回)	112	118.3	-3.0	344.1	+0.1	618.7	+54.3
2014年度(第15回)	101	99.8	-18.5	469.9	+125.8	472.9	-145.8
2015年度(第16回)	99	128.9	+29.1	464.2	-5.7	741.8	+268.9
2016年度(第17回)	93	147.9	+19.0	646.0	+181.8	803.3	+61.5
2017年度(第18回)	80	163.6	+15.7	649.1	+3.1	1,099.0	+295.7
2018年度(第19回)	82	185.1	+21.5	711.0	+62.0	939.0	-160.0
2019年度(第20回)	78	243.6	+58.5	984.6	+273.6	1351.4	+412.4

注)パート社員は労働時間を1日8時間で換算した値を計上。  
2009年度(第10回)調査より登録販売者とその他一般社員を分離。

## おわりに

ドラッグストア業界は、セルフメディケーションの推進をスローガンに国民の生活に密着した産業として発展を遂げてきていたが、業界規模の拡大と共に10年位前から成長の速度が鈍化し、成長の踊り場とも言うべき状態が続いていた。

しかし4年連続で105%以上の再成長を継続している。その要因は、インバウンド需要の取り込み、調剤取扱店の増加ならびにフーズ・その他カテゴリーの大幅な伸びに特徴が見られるように、目的来店性の高まり、ワンストップショッピングの効果で各カテゴリーが伸びているのではないかとと思われる。

店舗数に関しても過去2年の600店舗以上の増加を比較すると403店舗の増にとどまったものの、着実に規模の拡大が続いている。

2025年、10兆円産業化に向けて、着実に歩みを進めているといえる。

# 日本のドラッグストア実態調査 調査概要

## ①調査目的

- (1)日本のドラッグストアの実態を把握する
- (2)2000 年度を初回とし、毎年同じ方法で調査を実施することにより、日本のドラッグストア業態の動向と変化を明らかにする

※ドラッグストアの定義(JACDS 版)

ドラッグストアとは、店舗規模に関係なく「医薬品、化粧品、日用雑貨、食品等を取り扱う小売店舗」としている。いわゆる「調剤専門店」は、本調査の対象外となっている(ただし、参考用に関連調査を行なっている)。

## ②調査実績

- 第 1 回 2000 年度  
(2000 年 10 月 10 日 ~ 2001 年 1 月 15 日)
- 第 2 回 2001 年度  
(2001 年 10 月 1 日 ~ 2002 年 1 月 10 日)
- 第 3 回 2002 年度  
(2002 年 10 月 10 日 ~ 2003 年 1 月 10 日)
- 第 4 回 2003 年度  
(2003 年 10 月 1 日 ~ 2004 年 1 月 6 日)
- 第 5 回 2004 年度  
(2004 年 10 月 1 日 ~ 2005 年 1 月 6 日)
- 第 6 回 2005 年度  
(2005 年 10 月 1 日 ~ 2006 年 1 月 20 日)
- 第 7 回 2006 年度  
(2006 年 10 月 1 日 ~ 2007 年 1 月 31 日)
- 第 8 回 2007 年度  
(2007 年 10 月 1 日 ~ 2008 年 1 月 31 日)
- 第 9 回 2008 年度  
(2008 年 11 月 21 日 ~ 2009 年 1 月 31 日)
- 第 10 回 2009 年度  
(2009 年 10 月 8 日 ~ 2010 年 1 月 20 日)
- 第 11 回 2010 年度  
(2010 年 10 月 14 日 ~ 2011 年 1 月 21 日)
- 第 12 回 2011 年度  
(2011 年 10 月 19 日 ~ 2012 年 2 月 10 日)
- 第 13 回 2012 年度  
(2012 年 10 月 15 日 ~ 2013 年 1 月 31 日)
- 第 14 回 2013 年度  
(2013 年 10 月 15 日 ~ 2014 年 1 月 31 日)
- 第 15 回 2014 年度  
(2014 年 10 月 1 日 ~ 2015 年 1 月 31 日)

- 第 16 回 2015 年度  
(2015 年 10 月 1 日 ~ 2016 年 1 月 31 日)
- 第 17 回 2016 年度  
(2016 年 10 月 1 日 ~ 2017 年 1 月 31 日)
- 第 18 回 2017 年度  
(2017 年 10 月 1 日 ~ 2018 年 1 月 31 日)
- 第 19 回 2018 年度  
(2018 年 10 月 1 日 ~ 2019 年 1 月 31 日)
- 第 20 回 2019 年度  
(2019 年 10 月 1 日 ~ 2020 年 1 月 31 日)

## ③調査対象企業

原則として、日本国内で Dg.S を 2 店舗以上経営している企業 (JACDS 正会員企業と会員外企業を区分して調査)

(1)JACDS 正会員企業 121 社中 119 社が回答(正会員中、Dg.S 非経営企業は対象外)

有効回答率 98.3%(一部非公開としている項目もあり、有効回答率は項目ごとに異なる)

(2)会員外企業 280 社(有効回答率は項目ごとに異なる)

## ④調査項目

(1)JACDS 正会員企業

総売上高、商品別売上高、取扱い商品数 (SKU)

総店舗数、規模別店舗数、都道府県別店舗数  
調剤取扱店舗数、薬剤師・登録販売者等従業員数、他

(2)会員外企業

総売上高、総店舗数、規模別店舗数、他

## ⑤調査方法

JACDS 正会員企業については、アンケート用紙による調査

会員外企業については、正会員企業からの情報などをもとに独自に調査、推計している。

## ⑥推測値算出方法

有効回答を得られた企業の実績値をもとに合計、平均、構成比などを算出。

## ⑦調査実施機関、実施責任者

執行委員会

執行委員長 根津 孝一 (株式会社ぱぱす 代表取締役会長)

医薬品登録販売者の管理者要件に関する  
**経過措置の延長と実務・業務経験算定方法の弾力化**

2020年3月27日、厚生労働省省令と通知の改正により、医薬品登録販売者制度に関する見直しが行われましたので、お知らせいたします。

医薬品登録販売者はドラッグストア運営の根幹です。今回の見直しは、医薬品の安全管理に必要な店舗管理者の実務・業務経験の水準を維持しつつ、近年の勤務環境の変化に柔軟に対応した、業界にとって大変重要な改善です。また、店舗管理者への途の拡大は、医薬品登録販売者一人一人のモチベーションアップにもつながります。

協会としては、今般の改善を歓迎するとともに、現場で円滑に施行されるようフォローします。また、引き続き、医薬品登録販売者の資質向上に取り組みます。

## 1.これまでの制度

- 1) 医薬品登録販売者に関しては、2015年4月1日に制度の見直しが行われ、1年間の実務経験という受験資格が不要となる一方、その代替措置として試験合格後「過去5年間のうち合計で24ヵ月」の実務経験（試験合格・登録前の勤務）又は業務経験（試験合格・登録後の勤務）がないと店舗管理者になれない（また、単独で医薬品を販売できない）という新たなルールが導入された。
- 2) また同時に、
  - ① 激変緩和措置として、既に登録販売者試験に合格している者に対しては2020年3月31日まで従前どおり店舗管理者になれる（単独で医薬品を販売できる）という経過措置が設けられ、
  - ② 実務・業務経験の算定に関しては、月80時間以上の勤務のみが算定可能と整理された。

## 2. 問題の所在—勤務環境の変化

- 1) しかしながら、医薬品登録販売者の勤務状況を見ると、もともと非常勤が多い上に、近年の下記のような勤務環境の変化により、月80時間未満の勤務を選択する者が増加し(注)、このまま経過措置期間が過ぎると管理者資格を有する者が大幅に減少し、店舗管理者の不足からOTC医薬品の安定供給にも悪影響が出かねない状況にあった。
  - 人手不足による給与水準の高騰→ 扶養控除(年収103万円以下)からはずれてしまうケースの増加。
  - 2016年10月からの健康保険・厚生年金強制適用の拡大(週30時間→週20時間以上+年収106万円(正社員501人以上)又は130万円(同500人以下)を超える場合)
  - 政府の「働き方改革」による女性の活躍や多様な勤務形態の推奨、出産・育児休業や休暇の取得の励行・督促(注) 協会のサンプル調査では、80時間未満の勤務者は非常勤医薬品登録販売者の約35%。非常勤・常勤合わせた全体の約20%。なお、数値は平均値であり、企業や展開地域により異なる。
- 2) このため、協会では法制委員会(委員長 関 伸治 セキ薬品社長)と登録販売者委員会(委員長 浦上 晃之 ゴダイ社長)を中心に厚生労働省に善処をお願いしてきた。

### 3. 今般の見直しの内容

#### 1) 経過措置期間の延長(省令改正 別添1)

- 旧試験合格登録販売者に関する経過措置(そのまま管理者でいられる期間)の2021年8月1日までの延長(延長の期限は医薬品医療機器法改正法のコンプライアンス関連規定の施行日)。

→ この措置により、過去5年間のうちに月80時間以上の実務経験を取得できずに、4月1日以降は管理者資格を失うことが見込まれた登録販売者も延長期間までは引き続き管理者でいられることになった。

#### 2) 実務・業務経験算定方法の弾力化(通知改正 別添2)

- これまでの制度では月80時間勤務未満の登録販売者は管理者になれなかったが、過去5年間のうち合計で1920時間の勤務時間(ただし、月単位で通算2年間の勤務が必要)があれば管理者になれることになった(第1類医薬品を販売する店舗の管理者の場合は2880時間が必要)。
- なお、この見直し措置では、「過去5年間のうち」であれば今回の通知発出日前の過去の勤務時間(例えば、3年前の月40時間)の算定も認められている。この結果、過去分の算定により1920時間を満たせば管理者になれることになった。

### 4. 協会のスタンス

今回の省令と通知の改正は、医薬品登録販売者の勤務環境の変化を踏まえた柔軟な対応であり、一方で医薬品の安全管理に必要な店舗管理者の実務・業務経験の水準は維持されており(80時間×24月=1920時間)、協会としても歓迎したい。また、店舗管理者への途の拡大は、個々の医薬品登録販売者のモチベーションアップにもつながる。

協会としては、今般の措置が現場で円滑に施行されるようフォローするとともに、引き続き医薬品登録販売者の資質向上に取り組んでいく。

○厚生労働省令第四十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十八条第二項及び第三十一条の二第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の八第一項の試験に合格した登録販売者（以下「旧試験合格登録販売者」という。）については、施行日から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号。次項及び附則第五条において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新規則の規定を適用する。</p> <p>2 旧試験合格登録販売者に係る新規則第十五条の九、第四百四条第二項、第四百七条の十、第四百九条の二第二項及び第四百四十九条の十三の規定の適用については、施行日から改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 〳 7 (略)</p> <p>(薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第五条 旧試験合格登録販売者に係る前条の規定による改正後の薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第六条の規定の適用に</p>	<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の八第一項の試験に合格した登録販売者（以下「旧試験合格登録販売者」という。）については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新規則の規定を適用する。</p> <p>2 旧試験合格登録販売者に係る新規則第十五条の九、第四百四条第二項、第四百七条の十、第四百九条の二第二項及び第四百四十九条の十三の規定の適用については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 〳 7 (略)</p> <p>(薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第五条 旧試験合格登録販売者に係る前条の規定による改正後の薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第六条の規定の適用に</p>



については、施行日から改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、なお従前の例による。

については、施行日から五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。



薬生発0327第1号  
令和2年3月27日

各  
〔都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長〕 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行等について

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第47号）が公布され、同日付で施行することとされました。

本改正は、平成27年4月1日前行われた登録販売者試験に合格した登録販売者について、平成27年4月1日から起算して5年を経過する日までの間、その実務及び業務経験について経過措置が設けられていたところ、当該経過措置を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和3年8月1日）まで延長するものです。

これに伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成26年8月19日付け薬食発0819第1号厚生労働省医薬食品局長通知）を下記のとおり改正しますので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

また、薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者は、当該経過措置の対象である登録販売者を含め、従事する全ての登録販売者に対して、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号医薬食品局総務課長通知）で示している「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委

託して行う外部研修について)」に基づく研修を受講させる必要があるため、併せて周知徹底をお願いします。

## 記

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成26年8月19日付け薬食発0819第1号厚生労働省医薬食品局長通知)の一部を次の表のように改正し、令和2年3月27日から適用する。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成26年8月19日付け薬食発0819第1号厚生労働省医薬食品局長通知)の一部改正

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1. 登録販売者制度について (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 登録販売者名簿の登録事項の変更等(新施行規則第159条の9から第159条の13まで関係) 販売従事登録の変更、消除、販売従事登録証の書換え交付、再交付、返納の手続は、従前のとおり、以下の から までのとおりとする。 それぞれの手続の手数料については、都道府県の条例等により規定する。 (略)</p> <p>販売従事登録の消除 ア～ウ (略)</p> <p>エ 登録販売者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり、登録販売者の業務の継続が著しく困難になったときは、遅滞なく、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。 この届出については、別紙様式1を参考とされたい。</p>	<p>1. 登録販売者制度について (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 登録販売者名簿の登録事項の変更等(新施行規則第159条の9から第159条の13まで関係) 販売従事登録の変更、消除、販売従事登録証の書換え交付、再交付、返納の手続は、従前のとおり、以下の から までのとおりとする。 それぞれの手続の手数料については、都道府県の条例等により規定する。 (略)</p> <p>販売従事登録の消除 ア～ウ (略)</p> <p>エ 登録販売者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり、登録販売者の業務の継続が著しく困難になったときは、遅滞なく、登録を受けた都道府県にその旨を届け出なければならない。 この届出については、別紙様式1を参考とされたい。</p>

オ (略)

～ (略)

## 2. 業務経験等の証明及び記録

### (1) 薬局に関する事項 (新施行規則第15条の8及び第15条の9関係)

#### 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

薬局開設者は、その薬局において登録販売者として業務に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、薬局開設者は、都道府県、保健所設置市又は特別区(以下「都道府県等」という。)から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

#### 一般従事者に関する実務の証明及び記録

薬局開設者は、その薬局において一般従事者として薬剤

オ (略)

～ (略)

## 2. 業務経験等の証明及び記録

### (1) 薬局に関する事項 (新施行規則第15条の8及び第15条の9関係)

#### 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

薬局開設者は、その薬局において登録販売者として業務に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

#### 一般従事者に関する実務の証明及び記録

薬局開設者は、その薬局において一般従事者として薬剤

師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間に於いてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、薬局開設者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

(2) 店舗販売業に関する事項(新施行規則第147条の9及び第147条の10関係)

登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において登録販売者として業務(店舗管理者としての業務を含む。)に従事した者から、過去5年間に於いてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間に於いてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

(2) 店舗販売業に関する事項(新施行規則第147条の9及び第147条の10関係)

登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において登録販売者として業務(店舗管理者としての業務を含む。)に従事した者から、過去5年間に於いてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、店舗販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせが合った場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

#### 一般従事者に関する実務の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、店舗販売業者は、都道府県等から証明の内容等に  
係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する  
証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じる  
ことが望ましい。

(3) 配置販売業に関する事項(新施行規則第149条の12及び第149条の13関係)

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、店舗販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせが合った場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

#### 一般従事者に関する実務の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

(3) 配置販売業に関する事項(新施行規則第149条の12及び第149条の13関係)



登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

配置販売業者は、その区域において登録販売者として業務(区域管理者としての業務を含む。)に従事した者から、過去5年間に於いてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、配置販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

一般従事者に関する実務の証明及び記録

配置販売業者は、その区域において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間に於いてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

配置販売業者は、その区域において登録販売者として業務(区域管理者としての業務を含む。)に従事した者から、過去5年間に於いてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

一般従事者に関する実務の証明及び記録

配置販売業者は、その区域において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間に於いてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、配置販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

### 3．店舗管理者及び区域管理者の指定

(1) 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、従前のおり、薬剤師であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、薬剤師又は登録販売者(4の(2)の登録販売者を除く。)であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち次の及びに掲げる期間が通算して3年以上である登録販売者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上業務に従事した場合に、業務に従事した

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

### 3．店舗管理者及び区域管理者の指定

(1) 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、従前のおり、薬剤師であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、薬剤師又は登録販売者(4の(2)の登録販売者を除く。)であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち次の及びに掲げる期間が通算して3年以上である登録販売者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上業務に従事した場合に、業務に従事した

ものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して3年以上あり、かつ、過去5年間において、合計2,880時間以上業務に従事した場合は、過去5年間のうち次の 及び に掲げる期間が3年以上である登録販売者として認められるとみなして差し支えない。

なお、要指導医薬品を販売する店舗で、薬剤師を店舗管理者とすることができない場合の経過措置についても同様の見直しを行った。

・ (略)

店舗販売業者は、店舗販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、店舗管理者が登録販売者である場合には、店舗管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出ることが義務付けられているが、その際、併せて、当該登録販売者の実務又は業務経験を証明する書類を添付し、店舗管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。

また、都道府県等は、届出時に、旧試験合格登録販売者(6の(1)の旧試験合格登録販売者をいう。3の(2)において同じ。)を店舗管理者とする場合においても、当該店舗管理者が7の(2)に示す研修の受講状況を確認するとともに、店舗管理者以外の旧試験合格登録販売者についても7の(2)に示す研修の受講状況を薬事監視等の際に確認

ものと認められる。

なお、要指導医薬品を販売する店舗で、薬剤師を店舗管理者とすることができない場合の経過措置についても同様の見直しを行った。

・ (略)

なお、店舗販売業者は、店舗販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、店舗管理者が登録販売者である場合には、店舗管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出ることが義務付けられているが、その際、併せて、当該登録販売者の実務又は業務経験を証明する書類を添付し、店舗管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。

し、必要に応じて指導を行うこと。

なお、都道府県等においては、証明する書類について、書類を入手する負担の軽減の観点から、原本を確認して、写しを添付させるなど配慮すること。

( 2 ) 区域管理者の指定 ( 新施行規則第 149 条の 2 関係 )

第 1 類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、従前のおり、薬剤師であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第 2 類医薬品又は第 3 類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、薬剤師又は登録販売者( 4 の( 3 ) の登録販売者を除く。)であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第 1 類医薬品を販売し、又は授与する区域において薬剤師を区域管理者とすることができない場合には、過去 5 年間のうち次の 及び に掲げる期間が通算して 3 年以上である登録販売者であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを区域管理者とすることができる。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1 か月に 80 時間以上業務に従事した場合に、業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、

( 2 ) 区域管理者の指定 ( 新施行規則第 149 条の 2 関係 )

第 1 類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、従前のおり、薬剤師であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第 2 類医薬品又は第 3 類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、薬剤師又は登録販売者( 4 の( 3 ) の登録販売者を除く。)であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第 1 類医薬品を販売し、又は授与する区域において薬剤師を区域管理者とすることができない場合には、過去 5 年間のうち次の 及び に掲げる期間が通算して 3 年以上である登録販売者であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを区域管理者とすることができる。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1 か月に 80 時間以上業務に従事した場合に、業務に従事したものと認められる。

過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で  
従事した期間が通算して3年以上あり、かつ、過去5年間に  
おいて、合計2,880時間以上業務に従事した場合は、過去5  
年間のうち次の 及び に掲げる期間が3年以上である登  
録販売者として認められるとみなして差し支えない。

・ (略)

配置販売業者は、配置販売業の許可の申請や変更の届出に  
当たり、区域管理者が登録販売者である場合には、区域管理  
者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出  
ることが義務付けられているが、その際、併せて、当該登録  
販売者の実務又は業務経験を証明する書類を添付し、区域管  
理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。

また、都道府県等は、届出時に、旧試験合格登録販売者を  
区域管理者とする場合においても、当該区域管理者が7の  
(2)に示す研修の受講状況を確認するとともに、区域管理  
者以外の旧試験合格登録販売者についても研修の受講状況  
を薬事監視等の際に確認し、必要に応じて指導を行うこと。

なお、都道府県等においては、証明する書類について、書  
類を入手する負担の軽減の観点から、原本を確認して、写し  
を添付させるなど配慮すること。

#### 4. 従事者の区別等

(1) 薬局に関する事項(新施行規則第15条関係)

・ (略)

なお、配置販売業者は、配置販売業の許可の申請や変更の  
届出に当たり、区域管理者が登録販売者である場合には、区  
域管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を  
届け出ることが義務付けられているが、その際、併せて、当  
該登録販売者の実務又は業務経験を証明する書類を添付し、  
区域管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。

#### 4. 従事者の区別等

(1) 薬局に関する事項(新施行規則第15条関係)

(略)

薬局開設者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者(研修中)」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、この実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において、合計1,920時間以上従事した場合は、(2)の登録販売者以外の登録販売者と認められるとみなして差し支えない。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、原則として、勤務する薬局に保管しておくこと。

(略)

薬局開設者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者(研修中)」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、この実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、原則として、勤務する薬局に保管しておくこと。

(略)

(2) 店舗販売業に関する事項(新施行規則第147条の2関係)  
(略)

店舗販売業者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者(研修中)」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において、合計1,920時間以上従事した場合は、薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び

(略)

(2) 店舗販売業に関する事項(新施行規則第147条の2関係)  
(略)

店舗販売業者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者(研修中)」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。

指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者以外の登録販売者と認められるとみなして差し支えない。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、原則として、勤務する店舗に保管しておくこと。

(略)

(3) 配置販売業に関する事項(新施行規則第149条の6関係)

(略)

配置販売業者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者(研修中)」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、原則として、勤務する店舗に保管しておくこと。

(略)

(3) 配置販売業に関する事項(新施行規則第149条の6関係)

(略)

配置販売業者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者(研修中)」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。



また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において、合計1,920時間以上従事した場合は、(2)の登録販売者以外の登録販売者と認められるとみなして差し支えない。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、保管しておくこと。

(略)

5 (略)

6. 経過措置(新施行規則附則第2条から第5条まで関係)

(1) 改正省令の施行の際現に、登録販売者試験に合格した登録販売者(以下「旧試験合格登録販売者」という。)については、令和3年8月1日までの間は、4の(1)の、4の(2)の、4の(3)の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新施行規則の規定を適用する。

また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、保管しておくこと。

(略)

5 (略)

6. 経過措置(新施行規則附則第2条から第5条まで関係)

(1) 改正省令の施行の際現に、登録販売者試験に合格した登録販売者(以下「旧試験合格登録販売者」という。)については、平成32年3月31日までの間は、4の(1)の、4の(2)の、4の(3)の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新施行規則の規定を適用する。

<p>( 2 ) 旧試験合格登録販売者について、2の( 1 )の 、 2の( 2 )の 、 2の( 3 )の 、 3の( 1 )の第3段落(新施行規則第140条第2項関係)及び3の( 2 )の第3段落(新施行規則第149条の2第2項関係)の適用については、<u>令和3年8月1日</u>までの間は、なお従前の例による。</p> <p>( 3 ) ~ ( 5 ) ( 略 )</p> <p>7 . その他 ( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) 登録販売者の研修の実施 登録販売者は、法律上、第2類医薬品及び第3類医薬品の販売、情報提供等を担う立場にあることから、薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者は、登録販売者に対し一定の水準以上の研修を実施し、その質の向上を図る必要がある。このため、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」(昭和39年厚生省令第3号)第1条第1項第14号、第2条第1項第9号及び第3条第1項第5号により研修の実施が義務付けられている。 この研修については、専門性、客観性、公正性等の確保の観点から、薬局開設者等が自ら登録販売者に対し研修を適切に行うことに加え、外部の研修実施機関が行う研修を受講させる必要がある。 このため、引き続き、登録販売者を雇用する薬局開設者等</p>	<p>( 2 ) 旧試験合格登録販売者について、2の( 1 )の 、 2の( 2 )の 、 2の( 3 )の 、 3の( 1 )の第3段落(新施行規則第140条第2項関係)及び3の( 2 )の第3段落(新施行規則第149条の2第2項関係)の適用については、<u>平成32年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p> <p>( 3 ) ~ ( 5 ) ( 略 )</p> <p>7 . その他 ( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) 登録販売者の研修の実施 登録販売者は、法律上、第2類医薬品及び第3類医薬品の販売、情報提供等を担う立場にあることから、薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者は、登録販売者に対し一定の水準以上の研修を実施し、その質の向上を図る必要がある。このため、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」(昭和39年厚生省令第3号)第1条第1項第14号、第2条第1項第9号及び第3条第1項第5号により研修の実施が義務付けられている。 この研修については、専門性、客観性、公正性等の確保の観点から、薬局開設者等が自ら登録販売者に対し研修を適切に行うことに加え、外部の研修実施機関が行う研修を受講させる必要がある。 このため、引き続き、登録販売者を雇用する薬局開設者等</p>
--	--

は、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号医薬食品局総務課長通知）で示している「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委託して行う外部研修について）」に従い、研修の専門性・客観性・公正性の確保ができる外部研修機関での研修を受講させるなど、毎年、全ての登録販売者に対し、適切な研修を実施することが必要である。登録販売者である者についても、上記の趣旨を踏まえ、積極的に研修を受講する必要がある。

また、都道府県等においても、引き続き、同ガイドラインの周知徹底を行い、薬事監視等の際には、適切な研修が行われているか否かを確認し、必要に応じて指導を行うこととする。

は、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号医薬食品局総務課長通知）で示している「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委託して行う外部研修について）」に従い、研修の専門性・客観性・公正性の確保ができる外部研修機関での研修を受講させるなど、毎年、全ての登録販売者に対し、適切な研修を実施することが必要である。登録販売者である者についても、上記の趣旨を踏まえ、積極的に研修を受講する必要がある。

また、都道府県においても、引き続き、同ガイドラインの周知徹底を行い、薬事監視等の際には、適切な研修が行われているか否かを確認し、必要に応じて指導を行うこととする。

(別紙様式2)

業務従事証明書  
年 月 日

(従事者の氏名) 殿

薬局開設者又は医薬品の販売業者  
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
印

以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・ 年 月 日)
住所	
販売従事登録年月日 及び登録番号	
薬局又は店舗の名称 及び許可番号	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

1. 業務期間 ( 年 月間)  
年 月 ~ 年 月

(このうち、要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局等において  
業務に従事した期間 ( 年 月間)  
年 月 ~ 年 月)

2. 業務内容 (期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた業務に該当する□にレを記入)

主に一般用医薬品の販売等の直接の業務

一般用医薬品の販売時の情報提供業務

一般用医薬品に関する相談対応業務

一般用医薬品の販売制度の内容等の説明業務

一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務

一般用医薬品の陳列や広告に関する業務

3. 業務時間 (該当する□にレ点を記入)

上記1の期間において、上記2の業務に1か月に合計80時間以上従事した。

上記1の期間において、上記2の業務に従事し、合計( )時間従事した。

4. 研修の受講 (受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 この証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付する。
- 4 配置販売業にあっては、薬局又は店舗の名称の記載を要しない。
- 5 薬局又は店舗の名称、許可番号、薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域については、これらの事項が書かれた資料を添付しても差し支えない。
- 6 業務の従事期間が2年以上である登録販売者について証明する場合は、「2.業務内容」を「登録販売者として行った業務に該当する□にレを記入」と読み替える。

(別紙様式2)

業務従事証明書  
年 月 日

都道府県知事 殿

薬局開設者又は医薬品の  
販売業者名  
代表者氏名  
(許可番号: ) 印  
管理者氏名 印

下記の者の業務は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・ 年 月 日)
住所	〒
薬局、店舗又は 配置販売業の名称	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

1. 業務期間  
年 月 ~ 年 月 ( 年 月間)

(このうち、要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局等において  
業務に従事した期間  
年 月 ~ 年 月 ( 年 月間)

2. 業務内容 (期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた業務に該当する□にレを記入)

主に一般用医薬品の販売等の直接の業務

一般用医薬品の販売時の情報提供業務

一般用医薬品に関する相談対応業務

一般用医薬品の販売制度の内容等の説明業務

一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務

一般用医薬品の陳列や広告に関する業務

3. 業務時間 (該当する□にレ点を記入)

上記1の期間の全ての月にわたり、上記2の業務に1か月に合計80時間以上従事した。

4. 研修の受講 (受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 この証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付する。
- 4 業務の従事期間が2年以上である登録販売者について証明する場合は、「2.業務内容」を「登録販売者として行った業務に該当する□にレを記入」と読み替える。

(別紙様式3)

実務従事証明書

年 月 日

(従事者の氏名) 殿

薬局開設者又は医薬品の販売業者  
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・ 年 月 日)
住所	
薬局又は店舗の名称 及び許可番号	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

1. 実務期間 ( 年 月間)  
年 月 ～ 年 月 ( 年 月間)
2. 実務内容 (期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた実務に該当する口にレを記入)  
主に一般用医薬品の販売等の直接の実務  
一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する実務又はその内容を知ることができる実務  
一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する実務又はその内容を知ることができる実務  
一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる実務  
一般用医薬品の管理や貯蔵に関する実務  
一般用医薬品の陳列や広告に関する実務
3. 実務時間 (該当する口にレ点を記入)  
上記1の期間において、上記2の実務に1か月に合計80時間以上従事した。  
上記1の期間において、上記2の実務に従事し、通算して合計( )時間従事した。
4. 研修の受講 (外部研修の受講実績がある場合にあっては、受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 この証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付する。
- 4 配置販売業にあっては、薬局又は店舗の名称の記載を要しない。
- 5 薬局又は店舗の名称、許可番号、薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域については、これらの事項が書かれた資料を添付しても差し支えない。

(別紙様式3)

実務従事証明書

年 月 日

都道府県知事 殿

薬局開設者又は医薬品の  
販売業者名  
代表者氏名 印  
(許可番号: )  
管理者氏名 印

下記の者の実務は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・ 年 月 日)
住所	
薬局、店舗又は 配置販売業の名称	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

1. 実務期間 年 月 ～ 年 月 ( 年 月間)
2. 実務内容 (期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた実務に該当する口にレを記入)  
主に一般用医薬品の販売等の直接の実務  
一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する実務又はその内容を知ることができる実務  
一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する実務又はその内容を知ることができる実務  
一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる実務  
一般用医薬品の管理や貯蔵に関する実務  
一般用医薬品の陳列や広告に関する実務
3. 実務時間 (該当する口にレ点を記入)  
上記1の期間の全ての月にわたり、上記2の実務に1か月に合計80時間以上従事した。
4. 研修の受講 (受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 この証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付する。

## プラスチック製買い物袋(レジ袋)の有料化が 4月より一部会員企業で開始

協会では3月に会員企業の皆様に、レジ袋有料化に関する対応についてアンケート協力をお願いしました。52社(13,839店舗)の回答がありました。ご協力いただいた皆様には改めてお礼を申し上げます。また、4月1日より有料化を開始した4社(ウエルシア薬局(株)、(株)ココカラファイン、(株)トモズ、(株)マツモトキヨシホールディングス)から、有料化開始後の反響についてご意見をいただきました。ご協力ありがとうございます。

今後の皆様の取り組みのご参考として活用ください。

### 1. アンケート回収結果について

#### 1) 有料化の開始時期について

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| (1) 4月1日より(すでに有償対応含む) | 11社(5,137店舗) |
| (2) 7月までにスタート         | 14社(4,271店舗) |
| (3) 7月1日スタート          | 18社(2,338店舗) |
| (4) 検討中               | 9社(2,093)    |

#### 2) バイオマス25%以上のレジ袋の利用について

有償で提供という回答もいくつかありましたが、大半は検討中という回答でした。また無償で提供するという回答はありませんでした。

### 2. 4月1日より有料化を開始した企業からの反響について

#### 1) お客様は、好意的であったか、そうでないか

事前の告知や報道の影響もあり、特に大きなクレームもなく、受け入れられているという回答が多数を占めました。ごく一部では若干不満気な表情の方もいらっしゃるようですが、トラブルが発生するまでは至っていないとのことです。また、調剤に関してもOTCレジ同様に特に問題はないようです。

#### 2) 有料化の金額はいくらにしたか

A社	2円、5円
B社	2円、3円、5円、おむつ用の特別サイズだけ10円
C社	2円、4円
D社	白: 3円、5円、8円    銀: 5円、6円、10円

#### 3) レジ袋を購入したお客様の割合はどの程度いたか

販売枚数の記録から判断して、概ね2割前後の方が購入されたという回答が多かったです。

#### 4) マイバッグ、レジ袋の持参したお客様の割合はどの程度いたか

シールだけで済まされるお客様もいるため、正確な数値として把握はできてはいませんが、60~80%のお客様が何らかの袋を持参されたとの回答でした。

#### 5) その他、気が付いたことについて

- ・有料でレジ袋を購入は24時間店舗及び客数の多い店舗の方が多く購入されている傾向があります。
- ・小型店舗では通常サッカー台がないため、お客様がご自分でエコバッグに入れられる場合、その場でお願いすることとなり、少々戸惑いはあったようです。

**JACDS 3月月次活動報告**

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
3月6日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第130回JACDS記者意見交換会	1. 第20回JAPANドラッグストアショーの開催中止に関して 2. 新型コロナウイルス感染症拡大への対応について 3. 第15回セルフメディケーションアワード 4. 第8回健康(セルメ)川柳コンクール 5. JACDS第36回ブロック総会 6. SDGs推進委員会報告(レジ袋有料化に関する会員アンケート:3月5日時点) 7. 次回の開催について	24名
3月19日(木) メルパルク東京 4階 「白鳥の間」 12:00~14:00	第8回常任理事会	1. 第20回JAPANドラッグストアショーの中止報告 並びに 第21回JAPANドラッグストアショーの開催について(池野会長) 2. セルフメディケーションアワード&健康(セルメ)川柳コンクールについて 3. 新型コロナウイルス感染症について 4. JACDSの一般社団法人化について 5. 組織委員会 ブロック総会報告について 6. SDGs推進委員会 報告 7. 改正薬機法の動向について 8. 報告事項 9. 今後のスケジュール 10. その他	20名
3月19日(木) メルパルク東京 2階 「樺の間」 14:30~16:00	第6回登録販売者委員会	委員長 挨拶 1. 厚生労働省への要望について(中澤専務解説) 2. 登録販売者 実務経験の証明書について 3. 調剤の補助業務について 4. 特定管理医療機器の管理者について 5. その他	6名
3月24日(火) JACDS東京事務所 11:30~14:30	第5回法制委員会	1. 薬局の管理栄養士の居宅療養管理指導料算定(介護保険)の実現 1)日本栄養士会の動向 2)日本保険薬局協会の動向 2. 登録販売者に関する諸問題—厚生労働省への要望とその成果 3. その他 4. 次回日程	6名

**会議議事録**

**2019年度第1回街の健康ハブステーション推進委員会議事録**

日時:2019年10月30日(木)16:00~17:00

場所:JACDS東京事務所

参加者

関口社長、松本社長、皆川社長、本橋部長、館野副部長、尾池室長

欠席 ※ツルハ担当者、奥谷社長、

オブザーバー 根津会長、今西事務総長、田中事務総長補佐

事務局 本吉事務局長、横田部長、上杉

委員長挨拶

議 事

**1. 当委員会のおもな検討内容について**

1)健康サポートドラッグの推進

関口委員長より説明があり、導入要件が厳しいため、普及が進まない。要件を4回に分けて、必要か否か検討することになった。

2)「食と健康」マニュアルについて

第4章について、横田部長より説明があり、次回までに内容に追記、削除、修正等があれば、事務局までお願いしたいとのこと

3)あまがさき健康フェスタ2020

横田部長より説明、概要、進捗状況を報告

4)コンシェルジュマスター制度について

事務局より概要について報告

→日本ヘルスケア協会の認証については今西会長と田中事務総長補佐で調整することとなった。

5)ながら筋トレ体操の推進

概要について、事務局より説明した。

**2. 関連制度の紹介**

健幸アンパサダー、薬機法改正に伴う新制度「地域連携薬局」

「専門医療機関連携薬局」について、事務局より紹介した。

**3. 今後の開催日程について**

日時:2019年12月4日(水)15:00~16:00

会場:JACDS東京事務所

以上

**2019年度第2回街の健康ハブステーション推進委員会議事録**

日時:2019年12月4日(木)15:00~16:00

場所:JACDS東京事務所

参加者

関口委員長、松本社長、皆川社長、本橋部長、館野副部長

欠席、富山社長、尾池室長、大賀社長、奥谷社長、館部長

オブザーバー 田中事務総長補佐

事務局 横田、上杉

委員長挨拶

議 事

**1. 食と健康マニュアルの修正結果と活用方法について**

横田部長より説明

・管理栄養士について、第1章、第2章で細かく解説をしている。

・ナチュラルメディスンデータベースについては参考図書とした。

・第2章、第4章でブランド陳列、機能性陳列、成分陳列を入れている。

・その他、全体の修正をして、消費者庁にも確認を取れた。

・常任理事会で最終確認をする。

・3月のドラッグストアショーで発表する。

委員からの質問、要望について

・登録販売者→医薬品登録販売者にしてほしい。

・組織委員会支部長会の行政訪問で配布するのか。

→配ります

・会員向けに送付するのか

→会員向けに参考に送付する

・いつ完成するのか

- 2月の常任理事会での確認
- 秋の支部長訪問でない間に合わない。それまでに状況が変わってしまうのではないか
- ・使い方がわからないと活用が出来ない。
- ・管理栄養士と栄養士の使い分けをはっきりしたほうがいい。
- 中小のドラッグストアでは栄養士としての仕事がない。
- 管理栄養士はドラッグストアへ就職が増えている。仕事はあまりない。
- 何か定義づけが必要と考える。

**2. 健康サポートドラッグの要件の検討**

- ・82項目を1/4ずつ必要かどうか検討していく。
- ・次回から検証をしていく。
- ・健康サポート薬局は業種、健康サポートドラッグは業態 薬局側か店舗販売側か、どちらの立場から考える必要があるか。
- ・健康サポート薬局と健康サポートドラッグの要件を比較しながら、その前にドラッグストアの定義、薬局の定義を見直す必要がある。
- ・例えば、インバウンドの店と地域の店で全然違う。
- ・構造設備でなく、人にフォーカスしたほうがいいのではないかとモチベーションアップする。
- ・結論  
まずは項目の検討をしていき、その後、人にフォーカスしていく。

**3. 今後の開催日程について**

2020年4月に開催を検討する

以上

**2019年度第4回法制委員会次第**

日時:2019年12月20日(金)11:30~14:30  
 場所:協会 東京事務所(虎ノ門)会議室  
 委員長 関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役社長  
 協会常任理事(東日本ブロック長)  
 副委員長 平野 健二 (株)サンキョードラッグ 代表取締役社長  
 協会常任理事  
 委員 山口 義之 (株)トモズ 取締役  
 委員 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役  
 協会理事(中部副ブロック長)  
 委員 宮本 幸俊 (株)宮本薬局 代表取締役  
 委員 藤代 庸一 (株)マツモトキヨシホールディングス  
 戦略事業推進本部 調剤推進部長  
 委員 田中 賢一 (株)サッポロドラッグストアー  
 ウェルネス事業部 調剤運営部 GM補佐  
 議事

**1. 平野委員の提案事項**

- ①OTC医薬品がある場合の医療用医薬品保険適用除外について  
 保険適用除外問題と合わせ、関係する医薬品軽減税率問題やセルフメディケーション税制についても議論。次々回の法制委員会では一般薬医薬品連合と意見交換することとなった。
- ②薬局の管理栄養士の居宅療養管理指導料算定(介護保険)について  
 薬局での算定実現につきコンセンサス。幅広い意見を聴くこととし、次回委員会で栄養士会と保険薬局協会と意見交換することとなった。

**2. 次回日程など**

次回は3月24日、次々回は6月22日。定例の開始時刻。

以上

**2019年度第5回登録販売者委員会議事録**

日時:2020年1月22日(水)11:30~14:00  
 場所:日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所  
 出席者:  
 委員長 浦上 晃之 ゴダイ(株) 代表取締役社長  
 委員 本橋 勝 ウエルシア薬局(株) 総務本部  
 リスク管理部 部長  
 委員 長谷川 美鈴 (株)クスリのマルエ  
 人財部/地域連携室課長  
 委員 田中 賢一 (株)サッポロドラッグストアー  
 ウェルネス事業部 調剤運営部GM補佐  
 委員 生田 剛弘 (株)スギ薬局 人事育成サポート部 部長  
 委員 岸邊 廣志 (株)龍生堂本店 経営企画室 室長  
 事務局 片桐 佐和子  
 議事  
 委員長 挨拶  
 議事

**1. JAPANドラッグストアショーについて**

- ・小間位置の説明と、イベントスペースのレイアウト、パネルの枚数について事務局より説明
- ・パネル6枚  
 ①登録販売者とは(昨年のパネル使用)  
 ②登録販売者とは(昨年のパネル使用)  
 ③登録販売者とは(昨年のパネル使用)  
 ④改正薬機法ポスター(リスク区分)  
 ⑤登録販売者の日  
 ⑥ドラッグストアを支える登録販売者→登録販売者、薬剤師との構成比をグラフで出し、従業員の中で登録販売者が多いことを知ってもらう。OTC薬のアイテム数も調べ、2~3類がOTCの何割かを見せることにより、登録販売者が販売の中心にいることを知ってもらう  
 事務局でテキストを作成し、委員に加筆修正を依頼。長谷川委員にレイアウトを依頼

**2. 厚生労働省のヒアリングについて**

厚生労働省から届いた項目について回答を検討。事務局でまとめ、委員にメールで送り加筆・修正してもらう。1月30日に厚生労働省に返信。  
 2月6日は委員長と一緒に岸邊委員が参加する

**3. 長野県からの問い合わせについて**

委員の意見をまとめたものを県に返送する

**4. 登録販売者の名札について(行政訪問の対応)**

名札については「医薬品」とつけても良いということだが、掲示物や手順書などはどのようにするか、支部長の行政訪問の際に確認をお願いするか。  
 →委員長は「掲示物すべて医薬品登録販売者に変更するが良いか」と行政に確認する予定

**5. その他**

次回の開催日程  
 日時:3月19日(木) 16時30分~17時30分  
 会場:ドラッグストアショー会場内 会議室



以上

セルフメディケーションアワード開催について、ドラッグストアショーでの開催について、御協力をお願いした。

・江黒委員長から報告

業界システム化推進委員会で取り組んでいる物流の効率化の状況について説明をした。

・その他の報告事項は資料に目をおしていただいておりますようお願いをした。

### 6. 今後のスケジュール

・4月17日予定であった常任理事会を4月14日に変更する。

### 7. その他

・この後、上場企業トップ意見交換会を開催する。

以上

### 2019(令和元)年度 第7回常任理事会 議事録

日 時: 2020(令和2)年2月19日(水) 11:00~12:00

会 場: メルパルク東京 4階「白鳥の間」

特別参加: (株)コスモス薬品 代表取締役社長 横山英昭

欠 席: 富山委員長、小田委員長、平野副委員長

・池野会長 挨拶

・松本名誉会長 挨拶

・コスモス薬品 横山社長 挨拶

※オブザーバーで初参加の為、ご挨拶していただいた。

議 事:

#### 1. 新型コロナウイルスによる肺炎の拡大について

・事務局より説明

現在の状況、会員への連絡内容、厚労省、消費者庁からの協力要請、薬業3団体での「薬局の対応方針」を送付予定、ドラッグストアショーへの対応などについて説明をした。

・樋口副会長より日本医薬品登録販売者協会研修について説明

3月の登録販売者外部研修については延期の案内をしている。

8月以降に開催で調整をする。厚労省からも承諾を得ているとのこと

#### 2. JACDSの一般社団法人化について

・池野会長より新組織体制と法人格取得について説明

→今後、正副会長会で検討していく、なにか質問があれば事務局に連絡をいただけるようお願いをした。

#### 3. 第20回ジャパンドラッグストアショー開催の審議事項について

・皆川実行委員長より説明

新型コロナウイルス感染症の対策について検討をしていたが、週明けに状況が変わってきた。皆さんの意見をいただいた中で最終的に開催するかどうか決定する。

#### ●参加者からの意見

・今月末までに開催するかどうか決定しなければならない。

・レセプションパーティだけ中止としたらどうか。

・現状では幕張メッセで開催予定の展示会で中止のビジネスイベントはほとんどない。また、マスクの配布や消毒液の準備はしている。ただしドラッグストアショーは一般の方が参加するイベントでそのあたりを考慮して検討すべきである。

・コストがわからないと判断できない。

→事務局より概算費用の説明をした。

#### ●結論

・月末まで状況を見て、緊急正副会長会と実行委員会を開催して決定する。コストの責任は正副会長会が持つことで異論がなかった。

#### ○審議事項

ドラッグストアショーについて、次の提案をした

・当日の記者会見のメンバー(案)について

・次年度の会場を東京ビックサイトに変更について

・次期実行委員長をクスリのマルエ 江黒社長、

副実行委員長を大賀薬局 大賀社長 就任について

→ご承認いただけるか拍手を求め、ご承諾いただいた。

#### 4. 登録販売者の管理者要件緩和について

・中澤専務より内容について、報告をした

#### 5. 報告・依頼事項

・櫻井委員長から報告

### 2019(令和元)年度第8回 常任理事会 議事録

日 時: 2020(令和2)年3月19日(木) 12:00~14:00(昼食込み)

場 所: メルパルク東京 4階「白鳥の間」

欠席者: 寺西名誉会長、小田委員長、富山委員長、森委員長、後藤リーダー

オブザーバー: 皆川実行委員長、横山社長

議 事:

・松本名誉会長 挨拶

・池野会長 挨拶

#### 1. 第20回 JAPANドラッグストアショーの中止報告 並びに第21回 JAPANドラッグストアショーの開催について

・池野会長から冒頭報告、中止になったことについて、皆川実行委員長には大変申しわけないと述べられた。

・経緯については皆川ドラッグストアショー実行委員長より報告した。中止については大規模イベント自粛と安倍首相から発表があり、社会情勢からしても仕方がないと考えている。返金については出展者ご案内している。

・次回開催は今週開催の実行委員会で決定する。

#### 2. 第15回セルフメディケーションアワード&第8回健康(セルメ)川柳コンクールについて

・櫻井実行委員長より受賞者、受賞作品について報告があった。

#### 3. 新型コロナウイルス感染症について

・田中事務総長補佐より報告

HPIに関連情報の特設を設け、政府からの通知等、すべてを掲載している旨を報告、さらに当協会から、独自対応のご案内を3件掲載している旨を伝えた。

#### 4. JACDSの一般社団法人化について

・田中事務総長補佐より報告

新型コロナウイルス感染症より会議が開催出来ていないが、日程がずれる形で遅れることなく予定通り手続きを進めるとの報告があった。

#### 5. 組織委員会 ブロック総会報告について

・皆川実行委員長より報告

ブロック総会について、無事開催できたことの報告とお礼を述べられた。

西日本ブロックについては意見交換会を中止した。

今回のブロック総会参加者は新型コロナウイルス感染を一人もしなかった。

支部長が行政訪問をして、多くのご意見ご要望をいただいていると報告があった。

#### 6. SDGs推進委員会 報告

・塚本委員長より報告があった。  
レジ袋有料化についてのアンケートについて報告があった。  
当協会の約半数(約1万店舗)が4月～7月に実施との回答を受けており、バイオマス入りレジ袋有料化についても有償を求めている中で、4社に無償との回答があった。  
→全社レジ袋有料化を要望するとご意見があった。

7. 改正薬機法の動向について

・中澤専務より報告  
具体的な改正内容について報告した。  
1年半後ということで今から準備が必要と話があった。  
オンライン診療については条件がゆるく、他業態の参入に注意が必要とのこと。  
→この流れは止められない。注意して見ていく必要があるとのこと意見があった。  
→モバイルファーマシーも同様に注意する必要があるとのこと意見があった。

8. 報告事項

・事務局より以下の項目について報告した  
日本OTC医薬品協会とのトップレベル会合(仮称)実施内容について報告  
ドラッグストア実態調査について、常任理事会、記者会、会員、ご要望がある方に公表していく。  
4月1日からの改正健康増進法の全面施行について、会員企業に周知をしていく。受動喫煙防止の観点で、喫煙所の撤去などをお願いしていく。  
セルフメディケーション認知率向上活動 協力状況について、名刺大案内を9日から23日に変更する。  
会員証ステッカーの制作・配布打ち切りについて、来年度から経費節減の観点から廃止する。  
・2019年度報告書&2020年度事業計画書について、事務局員と相談して 提出をお願いした。  
・その他  
今西事務総長よりイタリアで起こっている新型コロナウイルス感染症によるパンデミックについて、日本と似ているが、イタリアは5年前から医療改革をしたため、重症化したときの人口心肺が足りなくなっている。日本では十分足りているので、過度の心配の必要はないと報告があった。  
参加委員より店舗の従業員が新型コロナウイルスにかかった可能性があり、PCR検査を受けて、結果待ちをしていると報告があった。店舗を臨時休業しているとのこと。

9. 今後のスケジュール

・6月17日までのスケジュールを確認した。

以上

2019年度第6回登録販売者委員会議事録

日時:2020年3月19日(木)14:30~16:00

場所:ホテルメルパルク東京 2階「樺」

出席者:

委員長 浦上 晃之 ゴダイ(株) 代表取締役社長  
委員 本橋 勝 ウエルシア薬局(株) 総務本部  
リスク管理部 部長  
委員 田中 賢一 (株)サッポロドラッグストアー  
ウェルネス事業部 調剤運営部GM補佐  
委員 生田 剛弘 (株)スギ薬局 人事育成サポート部 部長

委員 長澤 康之 (株)スギ薬局 教育課 課長  
委員 岸邊 廣志 (株)龍生堂本店 経営企画室 室長  
事務局 中澤 一隆 日本チェーンドラッグストア協会 専務理事  
事務局 片桐 佐和子  
欠席者  
委員 長谷川 美鈴 (株)クスリのマルエ  
人財部/地域連携室 課長

委員長 挨拶  
議 事

1. 厚生労働省への要望について

資料をもとに中澤専務より解説

2. 登録販売者 実務経験の証明書について

東日本支部長会の薬務課訪問の事例報告で、実務経験のフォーマットを業界で統一した方が業務の効率性が上がるのではないかという意見が出た。

- ①現在、各社で独自のフォーマットを利用している。保健所から指導されたことは今のところない
- ②各企業のシステムに合わせたフォーマットを使用しているため、要件を満たした内容なら今のところフォーマットを統一することは時期尚早だと考える。
- ③役所が電子化を進める場合は、要件を含んだ統一フォーマットの作成に協力したい

3. 調剤の補助業務について

調剤の補助業務を登録販売者に限定するべきか

- ①「考えてはいけない」作業なので、医薬品の資格者である登録販売者の仕事ではない
- ②地位向上になるとは思えない
- ③登録販売者が不足しているので、売り場にいてほしい、「医薬品の販売者であるべきだ」

4. 特定管理医療機器の管理者について

旧薬種商の資格にはついてはいたが、登録販売者にはないので基礎講習を受けなければならない。以前、厚生労働省に要望したが「登録販売者の試験の手引きに無いので」との回答だった。基礎講習は、会場も回数も少なく受けにくい。また、業務経験も3年以上必要

→この問題については、次回の委員会で引き続き検討する

5. その他

- ・登録販売者の名札について  
①支部長が薬務課訪問の際に「掲示物への表記」について質問したところ「名札は『医薬品』をつけても良いが掲示物には記載しないこと」との回答の県があった
- ②掲示物の表現方法を工夫し「医薬品の相談は名札に『医薬品登録販売者』と付けていますのでお気軽にお尋ねください。」という記載ならば問題ないと考える
- ③4月14日の常任理事会で提案し、認められたら事務連絡で会員企業に案内する
- ・次回の開催日程  
5月28日(木)11:30より 東京事務所

以上

2019年度第5回法制委員会議事録

日時:2020年3月24日(金)11:30~14:30

場所:協会 東京事務所(虎ノ門)会議室

委員長 関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役社長

副委員長 平野 健二 (株)サンキョードラッグ 代表取締役社長  
 委員 山口 義之 (株)トモズ 取締役  
 委員 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役 (欠席)  
 委員 宮本 幸俊 (株)宮本薬局 代表取締役  
 委員 藤代 庸一 (株)マツモトキヨシホールディングス  
 戦略事業推進本部 調剤推進部長  
 委員 田中 賢一 (株)サッポロドラッグストア  
 ウェルネス事業部 調剤運営部 GM補佐

議事

**1. 平野副委員長の提案 管理栄養士の活用方策—居宅療養管理指導料算定(介護保険)の実現**

①日本栄養士会の動向

事務局から、資料にもとづき日本栄養士会の栄養ケアステーション事業の概要と、意見交換への出席拒否の経過を説明した。

②日本保険薬局協会の動向(13:00~ 意見交換)

日本保険薬局協会から医療制度検討委員会副座長の池下暁人氏(I・H株式会社)及び宮川事務局長補佐からの日本保険薬局協会の動向説明の後、意見交換。

介護報酬の算定実現には、医師会や薬剤師会などの幅広い連携が必要であり、両協会共同で実現に向けた活動を行うことを視野にこれからも意見交換していくことを合意した。

**2. 改正薬機法の動向**

事務局から、資料にもとづき施行日と責任役員選任の準備について説明した。

**3. 登録販売者に関する諸問題—厚生労働省への要望とその成果**

事務局から、資料にもとづき説明した。

**4. その他**

濫用の恐れのある医薬品の販売動向について、平野副委員長から自社データにもとづく説明があり、そのあと意見交換。販売店だけの取組みでは解決しないことを確認した。

**5. 次回日程**

・次回は6月22日、次々回は9月15日(いずれも11:30~)

・次回議事は、

①セルフメディケーション税制について日本一般薬連合会と意見交換。

②次々回のテーマの検討

以上

**2019年度第1回勤務薬剤師委員会議事録**

日時:平成31年4月19日(金) 15:00~17:00 於:東京事務

出席者:

委員長 小田 兵馬 (株)小田薬局社長  
 委員 高田 智生 ウェルシア薬局(株) 執行役員  
 薬剤師採用部 部長  
 委員 佐口 弥 (株)中部薬品 常務取締役  
 委員 阿部 光弘 (株)マツモトキヨシHD 管理本部  
 人事部長  
 事務局 中澤 一隆 協会 専務理事  
 上杉 幸一 協会 マネージャー

欠席者:

委員 渡邊 幸子 (株)キリン堂 薬剤師採用部 部長  
 委員 長谷川好洋(株)コクミン 調剤推進部  
 兼調剤開発グループ 副部長

議事

**1. 今後の委員会活動について**

2019年度の活動として、おおむね以下のテーマに重点的に取り組むことを決定。

- ①「働き方改革」を踏まえ、薬剤師にとって働きがいのある職場づくり、
- ②薬剤師による登録販売者や管理栄養士との連携及び教育・指導のあり方
- ③パワハラを未然に防止するための方策
- ④薬剤師の副作用報告を促進するための方策
- ⑤薬剤師の職務の拡大
- ⑥薬剤師の資質の向上

**2 次回日程 7月19日 15時~**

以上

**2019年度第2回勤務薬剤師委員会議事録**

日時:2019年7月19日(金) 15:00~17:00 於:東京事務所

出席者:

委員長 小田 兵馬 (株)小田薬局社長  
 委員 佐口 弥 (株)中部薬品 常務取締役  
 委員 阿部 光弘 (株)マツモトキヨシHD 管理本部人事部長  
 欠席者:  
 委員 高田 智生 ウェルシア薬局(株) 執行役員  
 薬剤師採用部 部長

議事

**1. 今後の委員会活動について**

自由討議。次回委員長が取りまとめ提案することとなった。

**2. JACDS薬剤師学術セミナーの報告**

事務局から資料に基づき説明。

**3. その他 次回日程**

後日日程調整することとなった。

以上

**2019 年度第 1 回業界システム化推進委員会議事録**

日時:2019 年 5 月 23 日(木)12:30~14:00

場所:JACDS東京事務所

出席者 17名(欠席者2名)

欠席者:(株)カワチ薬品 足助様、ユタカファーマシー 岡地室長  
 江黒委員長からの挨拶

議事:

**1. 今年度の協会活動と委員会活動について**

1)名称変更について

業界システム化推進委員会に変更する旨を伝えた。

2)事業計画について

次の事業計画の内容について説明をした。

- (1)標準EDI(流通BMS)の普及推進活動と軽減税率のシステム対応
- (2)キャッシュレス支払いについての現状把握と業界対応の検討
- (3)次世代システム(RFIDなど)や物流効率化への対応

**2. 新しい取り組みについての現状把握**

1)キャッシュレス支払について

経済産業省 商務・サービスグループ キャッシュレス推進室 室長補佐海老原要様より説明をいただいた。

2)SIP スマート物流サービスについて

経済産業省商務・サービスグループ 消費・流通政策課 物流  
企画室 係長 柴田 和浩 様より説明をしていただいた。

メール等で日程を調整する

以上

### 3. 今期の流通BMS普及推進について

- 1) 花王の流通BMS導入状況および軽減税率対応要請状況について川口委員より説明
    - ・現在80社から要請があり、64社が対応済みで8月から9月に切り替えをする。
    - ・全体の対応済み企業は48%で、売上だと65%にあたる。
    - ・まだ未対応は500社あり、売上100万以上が200社ぐらい半分以上は今後対応予定。
    - ・軽減税率の対応状況についてもご説明いただいた。
- 伝票でレガシーが500社以上ある。すべて伝票を税率で分ける。1日5社ぐらい確認している。6月から本格的に確認を早めている。

- 2) 流通BMS協議会の活動について梶田委員より説明
  - 今期も普及・推進を進めていく。
  - 特に軽減税率については「セミナーは業界団体ごとの対応」、「個社の個別案件に対応」を考えられているとのこと。

### 4. その他

JACDS設立 20 周年記念セレモニーについて、説明をした。

### 5. 次回の開催について

第2回業界システム化推進委員会は消費税率引き上げ直前の9月開催予定

以上

### 2019 年度第2回業界システム化推進委員会議事

日時: 2019 年 9 月 13 日(金) 13:00~15:00

場所: JACDS東京事務所

参加者: 16名(欠席者5名)

欠席者: (株)カメガヤ 亀ヶ谷社長、(株)マツモトキヨシHD 和知部長、(株)カワチ薬品 足助次長、(株)アルフレッサヘルスケア 岸部長(卸連)、(株)ロート製薬 岸本マネージャー

オブザーバー参加 経済産業省柴田様 みずほ情報総研紀伊様 江黒委員長からの挨拶

議事:

#### 1. SIP スマート物流サービスについて

- 1) ヒアリング結果について
  - みずほ情報総研株式会社紀伊 智頭 様より説明いただいた。
  - ・物流に関係した課題や情報の流れの課題を説明

- 2) 事業内容について
  - 経済産業省 柴田係長よりご説明いただいた。
  - ・商流情報を共有しデータを“見える化”したい
  - ・SIPスマート物流ではドラッグストアとコンビニを対象としている。

- 委員からの質問
  - ・何を狙っているのか

→生産性の向上

- ・出てきた課題は今までとあまり変わらない。
- 今までも取り組んできたが、あらためて国のプロジェクトとして、実証実験を実施し取り組んで行く。

- 3) 今後について

- ・後期の委託事業は10月7日(月)が締切で11月から開始する
- ・公募には具体的な内容、参加企業がないと難しい

#### 2.. 次回の開催について

### 2019 年度第3回業界システム化推進委員会議事録

日時: 2019 年 12 月 18 日(金) 14:00~16:00

場所: JACDS東京事務所

参加者: 17名(欠席者4名)

欠席者: (株)ユタカファーマシー 岡地室長、(株)PALTAC 佐藤様、(株)アルフレッサヘルスケア 岸部長(卸連)、(株)日本情報通信 赤沼課長

オブザーバー参加 経済産業省柴田様 みずほ情報総研(株)紀伊様 江黒委員長からの挨拶

議事:

#### 1. SIP スマート物流サービスについて

- 1) 不選定の結果について

経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課 物流企画室 係長 柴田 和浩 様より説明いただいた。

- ・経産省の方で選定に関して関与していない。
- ・管理法人のほうで決定している。決定のプロセスは公表されていない。
- ・流通経済研究所が選定されているが実証実験に関してはコンビニ寄りの提案となっている。
- ・その他の研究内容についても説明いただいた。
- ・一旦これで公募は終わったが、業界横断の会議も予定しており、広く業界の方からご意見を伺いながら進めていくとのこと。

○参加者からの質問

- ・流通経済研究所がSIPを受託されたが、ドラッグストアは今回の実証実験に入らないのか
- 今のところ入っていない。
- ・コンビニさんは寡占化が進み、システムが最適化されており、他の業界とのコラボした実験でない意味がないのではないかと。
- コンビニさんに聞いてみると、配送についてはいろいろまくいかないこともあるとのこと。
- ・なぜ流通経済研究所がSIPに急に参加するようになったのか。
- さまざまな方にご案内していて、ご参加いただけることになった。
- ・当委員会の委員にも流研の会員がいらっしゃるが何も聞いていないようだが、事務局だけで決めたのか。
- 流研からはコンビニには相談して決めたこと聞いている。
- ・EDIシステムの連携を考えているのであれば、流通BMSでやるべきではないか。なぜ流通BMSをやっていないコンビニだけに声をかけたのか
- 社会問題が顕在化した中でコンビニさんはプロジェクトで生産性向上に資すると考えている。
- ・SIPの上期の調査ではなぜコンビニは落とされたのか。
- プレイヤーが絞られていたため、状況を把握していた。

- 2) 今後の取り組みについて

○次回の公募に向けて取り組むか

- ・さきほど説明を受けたが、公募落ちた理由がはっきりわからなかった。
- ・公募の日程から面談に向けて、一方的に決められ、それにあわせて公募したにも関わらず、メールと書面だけで、公募落ちの連絡を受けた。しかもそこには明確な理由が示されていなかった。
- ・SIPスマート物流にこだわらず、JACDS独自で検討し消費流通

政策課に予算の相談をする。

- ・SIPスマート物流については依頼があれば協力する程度にとどめる。

**2. 第20回JAPANドラッグストアショーでのセミナーについて**

1) 第20回JAPANドラッグストアショーセミナー概要(案)について  
事務局より説明

- ・昨年までは流通BMSのセミナーであったが、今回は流通BMSに加えて、物流の効率化を加えた2本立てで実施する。
- ・物流の方のセミナーはパネルディスカッションで実施し、業界としてのスタンスを示していく。
- ・流通BMSについては消費税が一段落し、NTTのほうも大きな動きはないため、今回は財務省のようなゲストは呼ばず、梶田様に講演いただく。

2) 講師(案)について

- ・経済産業省は消費流通政策課 三浦課長で調整する。
- ・流通BMSは流通BMS協議会 梶田様
- ・物流効率化について(パネルディスカッションの場合)  
みずほ総研 紀伊様(司会)、パネリスト 当委員会の委員
- ・その他
- ・次回の委員会で決定する。
- ・他の業界に影響があるような柱となる講師も手配する。

**3. 次回の開催について**

1 月に新年会を兼ねて開催する。

以上

**2019 年度第4回業界システム化推進委員会議事録**

日時: 2020 年 1 月 15 日(水) 15:00~17:00

場所: JACDS 東京事務所

参加者 17 名(欠席者5名)

欠席者 (株)カワチ薬品 足助次長、(株)ユタカファーマシー 岡地室長、ウエルシア薬局 安倍部長、棚澤部長、藤井田課長代理  
オブザーバー参加 経済産業省 久保田様 岡田様

みずほ情報総研(株) 紀伊様

江黒委員長からの挨拶

経済産業省 久保田課長補佐からのご挨拶

議事:

**1. 第20回JAPANドラッグストアショーでのセミナーについて**

事務局より概要案を説明した

1) 第20回JAPANドラッグストアショーセミナー概要(案)

日時、場所、テーマについて説明をした。

2) プログラムの検討

- ・江黒委員長挨拶、経産省挨拶、流通BMSの最新情報、物流効率化への今後の取り組み(パネルディスカッション)で実施する旨を伝えた。

3) 講師について

- ・経済産業省は消費流通政策課の課長に講演いただくことで調整することとした。
- ・流通BMSは流通BMS協議会 梶田様には物流との関連を特に説明していただくようお願いをした。

・パネルディスカッション

みずほ総研 紀伊様(司会)、

パネリスト(案)(5、6名)

・司会はみずほ総研、紀伊様をお願いをする

・当委員会委員から選定

- ・スーパーマーケット(カスミ)をお願いをする

**2. 委員から一言**

各委員から今後の問題などについて、ご意見をいただいた。

- ・メーカーの消費税対応の遅れ
- ・流通BMSの取引先、86社が新規、残り400~500社、売り上げの6割は流通BMSで対応出来ている。
- ・ホワイト物流システム部が新設された。オリパラによるテレワーク対応の準備をしている。
- ・卸研ではGLNコードをいかに使うかが課題になっている
- ・流通BMS対応は65%で大手はほぼ対応
- ・請求鑑(かがみ)データはほとんど使われていない
- ・返品についてのインボイスは伝票もしくは請求書単位か
- ・メーカーは受け身、現状全銀手順、POSデータを活用したい
- ・2024年問題(ISDN終了)に伴い、グローバルEDI対応していく
- ・FAXを全廃するのは難しい。インフォマートなどによるデジタル化対応が必要

以上

**第 20 回 JAPAN ドラッグストアショー 第 1 回実行委員会議事録**

日時 令和元年 5 月 29 日(水) 15:00~17:00

場所 JACDS 東京事務所

欠席者 長基委員、奥谷委員、松本顧問

皆川実行委員長 挨拶

今西事務総長 挨拶

議事

**1. 基本計画及びスケジュールについて**

- ・展示会事務局より基本計画(案)について、説明した。
- ・プレビュー商談会について、今回は会場の都合等により、中止の方向で提案し、了承された。イベントは別途検討とする。

**2. 出展促進活動について**

- ・最重点企業訪問について、企業訪問先を絞り、個別に対応する企業を増やす検討をした。最重点の訪問企業を27社程度に絞り込み、それ以外を重点企業とし、担当決めを行なった。
- ・出展促進企画について、今後詳細は検討していく。
- ・食と健康ゾーンについてはフーズ&ドリンクゾーンの企業も一緒にしたほうがわかりやすい。
- ・今回は運動要素も加えて、別チームで検討していく。

**3. テーマと実行委員会の開催日の決定**

1) テーマを検討した結果

20 回目の誓い 地域に寄り添うドラッグストア  
~本気のセルフメディケーション、はじめましょう~  
となった。

2) 実行委員会の日程を確定した。

第 2 回 7 月 24 日(水)、第 3 回 9 月 4 日(水)、  
第 4 回 10 月 30 日(水)、第 5 回 12 月 4 日(水)

**4. 出展案内デザインについて**

皆川実行委員長一任で決めることとなった。

以上

**第 20 回 JAPAN ドラッグストアショー 第 2 回実行委員会議事録**

日時 令和元年 7 月 24 日(水) 15:00~17:00

場所 JACDS東京事務所

欠席者 青木委員、関口顧問、富山顧問、今西事務総長

皆川実行委員長挨拶

議事

### 1. 出展促進活動進捗状況報告

展示会事務局より報告をした。

### 2. 企画ゾーンについて

「食と健康」企画ゾーンについて

- ・事務局より分科会の設置を提案した
- ・開催頻度は月1回程度

### 3. イベント計画

実施イベント案を説明

### 4. セルフメディケーションアワードについて

事務局より説明

- ・レセプションパーティーの前に実施。
- ・ドラッグストアのオーナー、ヘルスケア関連のメーカーに審査をしていただく。
- ・参加依頼は次世代部会も協力する。

### 5. イベントステージのプログラムの説明

・詳細は10月頃から順次ご報告する。

### 6. 次回開催スケジュールについて

・前回決めたスケジュールの確認をおこなった。

以上

## 第20回 JAPAN ドラッグストアショー第3回実行委員会議事録

日時 令和元年9月4日(水) 15:00~16:30

場所 JACDS東京事務所

欠席者 福井委員、長基委員、青木委員、大賀委員、富山委員

皆川実行委員長挨拶

議事

### 1. 出展促進活動進捗状況報告

- ・事務局より出展状況の報告を行なった。
- ・現状、感触としては例年並み、新規の問い合わせが少ない。
- ・小間を減らしている企業については、戻していただくように委員にアプローチのお願いをした。
- ・最重点企業訪問のスケジュール、進捗状況の報告
- ・重点企業の進捗を委員と確認した。

### 2. 食と健康ゾーンについて

- ・この前の時間に打ち合わせをおこなった。
- ・出展案内、出展募集説明会の仕方について報告した。
- ・「運動・スポーツ」については「セルフケア」コーナーとして進めていく。

### 3. サンプル品協賛募集について

・委員の3社に協力をお願いをした。

### 4. 次回開催スケジュールについて

・食と健康、次世代部会勉強会、実行委員会、街の健康ハブステーションの スケジュール確認をおこなった。

以上

## 第20回 JAPAN ドラッグストアショー第4回実行委員会議事録

日時 令和元年10月30日(水) 15:00~17:00

場所 JACDS東京事務所

欠席者 長基委員、青木委員、奥谷委員、富山委員

皆川実行委員長挨拶

議事

### 1. イベントステージについての企画ご提案

イベント会社より説明

- ・メンズビューティアワードの冠協賛をメーカーにお願いする。
- ・一般デーのイベント企画の協賛をお願いする。

その他

- ・SDGz委員会よりレジ袋有料化の啓発のイベントをしたいとご依頼があり、検討している

### 2. 出展促進活動進捗状況報告

展示会事務局より説明

- ・今回、大小間の出展しない企業が数社あり、全体的に厳しい状況となっている。
- ・進捗状況、対応の確認をした。

### 3. 式典ご挨拶の依頼について

- ・オープニングセレモニー、レセプションパーティーでの挨拶を依頼する会社の検討を行った。

### 4. イベント計画について

1) ブースコンテストについて

- ・展示会事務局より説明
- ・実行委員各社よりバイヤー審査員の派遣をお願いした。(後日案内)

- ・出展社について、継続して出展しない企業は小小間が多い。
- ・そこで特別賞について、4小間以下で新規に設ける(案)を事務局より提案。

委員からの意見

- ・20周年なので、賞をふやしたほうがいいのではないか。
- ・20周年ということであれば、賞の数ではなく、大賞の上みtainな特別賞があったほうがわかりやすいのではないか。
- ・4小間以下は20周年関係なく、今後も必ず入れたほうがいい。

結論

- ・選考の時に4小間以下は別リストを準備し、必ず入れるぐらいでいい、ただし、そのことがわかるように奨励賞などのネーミングをつける。

2) 企画イベント(案)について

- ・展示会事務局より説明
- ・ヘルス&ビューティ情報ステーションコーナーのテーマ、ゾーン、展開案について説明。

3) 新商品コレクション、お弁当コーナー、お楽しみ抽選会について説明

- ・展示会事務局より説明
- ・年明けには詳細決定して、告知に掲載していく。

4) 特別企画セミナーについて

- ・展示会事務局より説明
- ・昨年同様、ビジネス向け、一般向けに展開していく。
- ・年明け、1カ月前には決定しご案内をしていく。

### 5. 医薬品相談カウンターの薬剤師・登録販売者派遣のお願い

- ・JACDS事務局より説明
- ・例年派遣をお願いしている。今回お願いする企業とスケジュール(案)を説明し、ご了解いただいた。

### 6. ポスタービジュアルについて

- ・展示会事務局より説明、ポスターデザイン(案)を前に掲示。
- ・皆川実行委員長一任により、C案に決定した。

### 7. その他

- 1) セルフメディケーションアワードの進捗状況のご報告
  - ・JACDS事務局よりご案内
  - ・櫻井委員長と皆川実行委員長、関口顧問と打ち合わせを行った。
  - ・レセプションパーティーの前に実施することが決まった。
  - ・審査員は常任理事より3名ほどになっていただき、誰にするかは櫻井委員長に決めていただく。決まり次第ご案内をしていく。
  - ・委員の皆様にも御協力をお願いした。
- 2) 日本赤十字社への寄付のご案内
  - ・中澤専務理事よりご案内

8. 次回の開催について

以上

**第 20 回 JAPAN ドラッグストアショー第5回実行委員会議事録**

日時 令和元年12月4日(水) 15:00~17:00

場所 JACDS東京事務所

欠席者 福井委員、青木委員、尾池委員、大賀委員、奥谷委員

皆川実行委員長挨拶

議事

1. 出展社説明会及び小間レイアウトについて

- ・展示会事務局より説明
- ・出展社説明会に報告をした。
- ・小間レイアウト(案)について、仮図面で説明した。

2. 出展促進活動進捗状況報告・次回最重点訪問について

- ・展示会事務局より報告をおこなった

3. 来場促進活動計画

- ・展示会事務局より出展状況について報告があった
- 1) 出展促進活動進捗状況報告
    - ・1月末までお取引先を中心に声かけをお願いした。
    - ・1~2小間の取りこぼしが多い傾向にある。
    - 委員からの意見(今回だけでなく、今後について)
    - ・20年経って、過渡期にきている。
    - ・健康関連の展示会が増えて、他に流れている。
    - ・一般来場日は人が多くて、商談にならない。
    - ・ブース制作費用が業界向けよりもコストがかかる。
    - ・原点回帰で、もっとメディアを使った宣伝をして、盛り上げていく必要がある。
    - ・会場の変更も視野に入れる。
  - 2) 最重点企業訪問・重点企業申込状況
    - ・重点企業申込状況は前回とあまり変わらないと報告した。
  - 3) 食と健康ゾーンについて
    - ・促進先企業については今後も積み上げて増やしていく。
    - ・皆川実行委員長よりリスト掲載以外に7社7小間の出展予定があるとのこと。

4. 来場促進活動計画について

- ・展示会事務局より計画案を説明
- ・新たなデジタル広告および、従来からの新聞広告ちらしの部数や予算を説明
- 委員からの意見
  - ・どこになにが何時に来られるかというのを含めた案内をしないとメディアがいつ来たらいいかわからない。こちらの対応する担当も決めるべきではないか。
  - ・来場促進より来場されない方にどうアピールするか考えるべき

- ではないか。
- 広報については別途ニュースリリースの配信を行なっている。
- ・折込広告は効果があるのか。店舗での招待状がもっとも効果があるのではないか。
- 一定の効果はある。

○結論

- ・広告については提案通り進める。
- ・店頭での招待状の配布していない理事企業にも配布をお願いしていく。

5. 直前ポスター・招待状について

- ・展示会事務局より説明
- ・ポスター(案)、招待状(案)のデザインを案から選んでいただき決定した。

6. 出展社挨拶回りについて

- ・今回事務局案では2日目、3日目で挨拶回りをお願いした。
- 初日でないと担当者がいないのではないか。
- 実行委員長以外、実行委員は初日から訪問を実施する。

7. 各種イベントについて

- 1) オリンピックスポンサー企業紹介コーナーについて
  - ・オリンピックの名称は使えない。
  - ・棚を準備、パネルを掲示
  - ・設置場所はヘルス&ビューティ情報ステーションか新商品コレクションの会場
  - ・対象は7社
- 2) ブースコンテストについて
  - ・前回賞体系を決めたが、今回は修正した内容で再確認をしていただいた。
- 3) セミナーについて
  - (1) セミナールームについて
    - ・スケジュールの確認していただいた。
  - (2) イベントステージについて
    - ・スケジュールと各コンテンツ内容について説明をした。

以上

## 協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

### ■ 新型コロナウイルス(COVID-19)関連情報特設サイトの公開について

新型コロナウイルス関連情報を特設サイトで確認できるようにしました。JACDS ホームページをご覧ください。

### ■ 「薬剤師賠償責任保険」ご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師(登録販売者)契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分】

### ■ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料 後頁1ページ分】

### ■ 一般財団法人 日本ヘルスケア協会 ご案内

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」は超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指すヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

【資料 後頁5ページ分】



# 日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

## 当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

### ■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

### ■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故  
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

### ■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

## ご加入にあたって

### ◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
  - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
  - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）  
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

### ◆保険期間

- 2020年2月15日午後4時から2021年2月15日午後4時まで

### ◆保険適用地域

- 日本国内のみ

## 補償内容と保険料

### 【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分	支払限度額			免責金額 (1事故)
	1名	1事故	保険期間中	
業務危険		1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円	3万円
	対物		5,000万円	3万円
人格権侵害	業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。(基本契約とは別に適応されます。)			
保険料(注)	<b>3,790円</b>			

### 【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害	※支払限度額は各タイプの業務危険の支払限度額と同額かつ共有となります。 免責金額は各タイプの業務危険の免責金額と同額(0円)となります。				
保険料(注)			<b>1,260円</b>	<b>1,420円</b>	<b>1,610円</b>

## 中途加入手続き

- ◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。
- ◆加入依頼書の送付先：  
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F  
日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）
- ◆保険料を下記口座へお振込みください。  
振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店  
（口座番号）普通口座 0406415  
（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

## 【中途加入保険料表】2020年

### ■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

＜補償内容＞

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。

(基本契約とは別に適用されます。)

＜年間保険料＞

3,790円

加入月数(ヶ月)	保険料(円)
11	3,470
10	3,170
9	2,850
8	2,520
7	2,210
6	1,910
5	1,580
4	1,270
3	950
2	640
1	330

### ■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

＜補償内容＞

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

加入月数(ヶ月)	保険料(円)		
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
11	1,160	1,300	1,480
10	1,050	1,180	1,340
9	950	1,070	1,210
8	840	950	1,070
7	740	830	940
6	630	710	810
5	530	590	670
4	420	470	540
3	320	360	400
2	210	240	270
1	110	120	130

seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ  
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、  
俳優の故ポールニューマンが設立した  
難病の子どもの国際的キャンプ団体  
シリアスファンチルドレンズネットワークの  
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。

難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

# そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の  
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい! と願う子どもたちの夢の実現のため、  
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、  
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や  
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



募金に  
ご協力下さい  
加盟店舗に募金箱を  
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS  
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会  
<http://www.jacds.gr.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階  
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

solaputi kids' camp  
a seriousfun camp  
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ  
<http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1  
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

# 一般財団法人 日本ヘルスケア協会

## 活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会  
Japan Association of Health care Initiative

## ■ ごあいさつ



一般財団法人  
日本ヘルスケア協会  
会長 **今西 信幸**  
(一財)東京薬科大学付属  
ヘルスケア研究所 理事長)



一般財団法人  
日本ヘルスケア協会  
理事長 **松本 南海雄**  
(株)マツモトキョシホールディ  
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

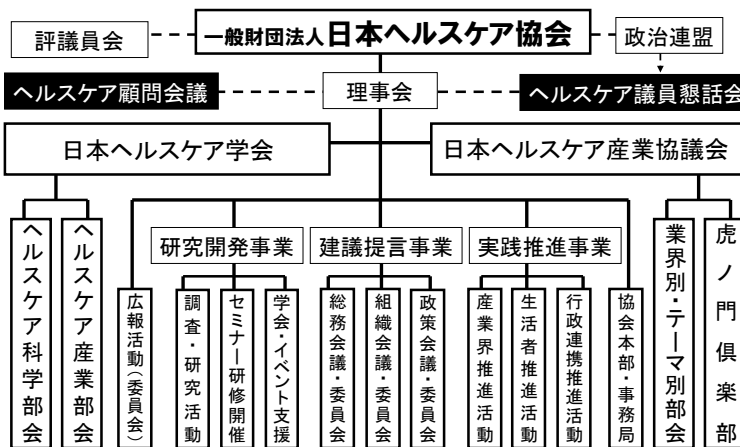
ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

## ■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する  
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、  
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、  
国民の幸福に寄与します

## ■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

### 「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



#### ○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長  
ヘルスケア産業部会 部会長  
**上原 征彦**  
(昭和女子大学現代ビジネス研究所  
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長  
ヘルスケア科学部会 部会長  
**今西 信幸**  
(一財)東京薬科大学付属  
ヘルスケア研究所 理事長)

#### ○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長  
**池野 隆光**  
(ウエルシアホールディングス(株)  
代表取締役会長)

## ■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

### ◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

### ◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

### ◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

## ■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

### ◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

### ◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

### ◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

### ◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

### ◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

### ◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

### ◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能性表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会  
区民公開シンポジウムに協力

## ■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

### 1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

### 2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

### 3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

### 4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

### 5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

### 6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

## ■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし  
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。

※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。

※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

## ■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

### ■ お振込み先

● 振込み口座  
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873

● 振込み口座名  
一般財団法人 日本ヘルスケア協会

※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階  
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp  
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)  
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520



FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I )入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名		
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	法人所在地 (連絡先)	〒		
	業種	TEL: FAX:		
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	担当者所在地 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入				請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円				必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄

本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)	
	住所 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費	3千円(人/年)		請求書(どちらかに○)	必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。  
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会  
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No. 

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

## 行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

### 【新型コロナウイルス関連】

JACDS新型コロナウイルス(COVID-19)関連情報特設サイトをご確認下さい。

URL: <http://www.jacds.gr.jp/covid-19/index.html>

- ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について —新型コロナウイルス感染症対策推進本部(4月2日)
- ・新型コロナウイルスの感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて  
—医薬・生活衛生局総務課(4月10日) 宮城県、埼玉県、京都市、徳島県
- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 10)  
—厚生労働省保険局医療課(4月10日) 三重県
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定について、広報資材「身のまわりを清潔にしましょう」について — 商務・サービス G 消費・流通政策課(4月7日)
- ・【周知】新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言拡大を受けた在宅勤務等の推進について  
— 商務・サービス G 消費・流通政策課(4月20日)

### 【厚生労働省】

#### 1. 医療用医薬品の有効成分の要指導・一般用医薬品への転用について

—医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長(3月24日) 三重県

検討の結果、エペリゾン塩酸塩は不可とされましたが、モサプリドクエン酸塩水和物は OTC 化について可とされました。【資料:後頁2ページ分あり】

厚生労働省 スイッチ OTC 医薬品の候補となる成分の要望募集で提出された要望について

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144557.html>

#### 2. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行等について

—医薬・生活衛生局長(3月27日) 宮城県、福島県、埼玉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、徳島県

事務連絡No.19189 でもご案内した登録販売者の管理者要件に関する経過措置の延長と業務・実務経験算定の弾力化についての重要なお知らせです。後頁の資料に目を通していただき、適切な対応を実施いただくよう、よろしく願います。【資料:後頁44ページ分あり】

#### 3. 後発医薬品品質情報の発行について — 医薬・生活衛生局医薬品審査管理課(3月27日)岐阜県

後発医薬品品質情報 No.13 が発行されました。関係者への周知をお願いします。

厚生労働省 後発医薬品品質情報

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/kouhatsu\\_iryakuhin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kouhatsu_iryakuhin/index.html)

**4. 民法の一部改正に伴う特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正の施行について** —医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室長(3月27日) 埼玉県

出産や手術での大量出血などの際のフィブリノゲン製剤・血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染された方々に対する給付金の請求期限が、2023年(令和5年)1月16日までに延長されました。後頁の資料に目を通していただきますようお願いします。【資料:後頁30ページ分あり】

**5. 医薬品の範囲に関する基準の一部改正について** —医薬・生活衛生局長(3月31日) 宮城県

医薬品の範囲に関する基準の一部改正に関する周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁10ページ分あり】

**6. 食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いの例示**

—医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長(3月31日) 宮城県

上記「医薬品の範囲に関する基準の一部改正」に関連した通知です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁30ページ分あり】

**7. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について(オンライン服薬指導関係)(通知)**

—医薬・生活衛生局長(3月31日) 宮城県、三重県、兵庫県、熊本市

オンライン服薬指導の具体的な運用について通知です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁18ページ分あり】

**8. 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表について** —医薬・生活衛生局総務課長(4月2日) 埼玉県

緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表に関する周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁12ページ分あり】

**9. 「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について**

—医薬・生活衛生局医薬安全対策課長(4月15日) 福島県、徳島県

イコサペント酸エチルが第一類医薬品に追加されました。後頁の資料をご覧ください。

【資料:後頁4ページ分あり】

**【経済産業省】**

**10. ドラッグストア販売統計月報について** —経済産業省(1月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の1月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁1ページ分あり】

**【文部科学省】**

**11. 2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職・採用活動での健康診断書の取扱いについて** —高等教育局(就職問題懇談会)(3月31日)

2020年度卒業予定者に係る就職活動における健康診断書の取扱いに関するお願いです。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】

**12. 2021 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について**

—高等教育局長(3月31日)

2021 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動において、就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のためには、足並みをそろえた取組について周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただくよう、よろしくお願いいたします。【資料:後頁 16 ページ分あり】

**【団体】****13. 柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供について** —独立行政法人国民生活センター(4月9日)

柔軟仕上げ剤に関しては、「柔軟仕上げ剤のにおいがきつくて頭が痛くなる」などの相談情報が毎年一定程度(年間 130~250 件程度)寄せられているとのことです。以下のサイトをご覧ください、お客様への情報提供にご活用下さい。

URL:[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200409\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200409_2.html)

薬生薬審発 0324 第2号  
令和2年3月24日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
医薬品審査管理課長  
（公印省略）

医療用医薬品の有効成分の要指導・一般用医薬品への転用について

標記について、別添写しのとおり、日本製薬団体連合会会長宛て通知しましたので、その写しを送付します。

薬生薬審発 0324 第1号  
令和2年3月24日

日本製薬団体連合会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
医薬品審査管理課長



医療用医薬品の有効成分の要指導・一般用医薬品への転用について

厚生労働省では、セルフメディケーションの推進に向け、医療用から要指導・一般用医薬品への転用（スイッチ化）が望まれる成分について、要望を受け付け、「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」（以下「検討会議」という。）において、スイッチ OTC 医薬品とすることの妥当性を評価すること等により、国民のセルフメディケーション実施における選択の幅が広がる取組を進めています。

スイッチ OTC 医薬品の候補となる成分の要望については、平成 28 年 8 月から要望を募集しているところです。この度、令和元年 12 月 18 日に開催された第 9 回の検討会議の議論を踏まえ、下記に示す成分のスイッチ OTC 化の妥当性に関する会議結果を厚生労働省のホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144557.html>) に掲載しましたので、貴傘下製造販売業者等に対し周知方よろしくお願いいたします。

記

	成分名	投与経路等
1	エベリゾン塩酸塩	経口
2	モサプリドクエン酸塩水和物	経口

薬生発0327第1号  
令和2年3月27日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行等について

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第47号）が公布され、同日付で施行することとされました。

本改正は、平成27年4月1日前行われた登録販売者試験に合格した登録販売者について、平成27年4月1日から起算して5年を経過する日までの間、その実務及び業務経験について経過措置が設けられていたところ、当該経過措置を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和3年8月1日）まで延長するものです。

これに伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成26年8月19日付け薬食発0819第1号厚生労働省医薬食品局長通知）を下記のとおり改正しますので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

また、薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者は、当該経過措置の対象である登録販売者を含め、従事する全ての登録販売者に対して、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号医薬食品局総務課長通知）で示している「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委

託して行う外部研修について)」に基づく研修を受講させる必要があるため、併せて周知徹底をお願いします。

## 記

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成26年8月19日付け薬食発0819第1号厚生労働省医薬食品局長通知)の一部を次の表のように改正し、令和2年3月27日から適用する。



「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成26年8月19日付け薬食発0819第1号厚生労働省医薬食品局長通知)の一部改正

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1. 登録販売者制度について (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 登録販売者名簿の登録事項の変更等(新施行規則第159条の9から第159条の13まで関係) 販売従事登録の変更、消除、販売従事登録証の書換え交付、再交付、返納の手続は、従前のとおり、以下の から までのとおりとする。 それぞれの手続の手数料については、都道府県の条例等により規定する。 (略)</p> <p>販売従事登録の消除 ア～ウ (略)</p> <p>エ 登録販売者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり、登録販売者の業務の継続が著しく困難になったときは、遅滞なく、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。 この届出については、別紙様式1を参考とされたい。</p>	<p>1. 登録販売者制度について (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 登録販売者名簿の登録事項の変更等(新施行規則第159条の9から第159条の13まで関係) 販売従事登録の変更、消除、販売従事登録証の書換え交付、再交付、返納の手続は、従前のとおり、以下の から までのとおりとする。 それぞれの手続の手数料については、都道府県の条例等により規定する。 (略)</p> <p>販売従事登録の消除 ア～ウ (略)</p> <p>エ 登録販売者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり、登録販売者の業務の継続が著しく困難になったときは、遅滞なく、登録を受けた都道府県にその旨を届け出なければならない。 この届出については、別紙様式1を参考とされたい。</p>

オ (略)

～ (略)

## 2. 業務経験等の証明及び記録

### (1) 薬局に関する事項 (新施行規則第15条の8及び第15条の9関係)

#### 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

薬局開設者は、その薬局において登録販売者として業務に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、薬局開設者は、都道府県、保健所設置市又は特別区(以下「都道府県等」という。)から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

#### 一般従事者に関する実務の証明及び記録

薬局開設者は、その薬局において一般従事者として薬剤

オ (略)

～ (略)

## 2. 業務経験等の証明及び記録

### (1) 薬局に関する事項 (新施行規則第15条の8及び第15条の9関係)

#### 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

薬局開設者は、その薬局において登録販売者として業務に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

#### 一般従事者に関する実務の証明及び記録

薬局開設者は、その薬局において一般従事者として薬剤

師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間に於いてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、薬局開設者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

(2) 店舗販売業に関する事項(新施行規則第147条の9及び第147条の10関係)

登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において登録販売者として業務(店舗管理者としての業務を含む。)に従事した者から、過去5年間に於いてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間に於いてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

(2) 店舗販売業に関する事項(新施行規則第147条の9及び第147条の10関係)

登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において登録販売者として業務(店舗管理者としての業務を含む。)に従事した者から、過去5年間に於いてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、店舗販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせが合った場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

#### 一般従事者に関する実務の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、店舗販売業者は、都道府県等から証明の内容等に  
係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する  
証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じる  
ことが望ましい。

(3) 配置販売業に関する事項(新施行規則第149条の12及び第149条の13関係)

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、店舗販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせが合った場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

#### 一般従事者に関する実務の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

(3) 配置販売業に関する事項(新施行規則第149条の12及び第149条の13関係)

登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

配置販売業者は、その区域において登録販売者として業務(区域管理者としての業務を含む。)に従事した者から、過去5年間に於いてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、配置販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

一般従事者に関する実務の証明及び記録

配置販売業者は、その区域において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間に於いてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

配置販売業者は、その区域において登録販売者として業務(区域管理者としての業務を含む。)に従事した者から、過去5年間に於いてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

一般従事者に関する実務の証明及び記録

配置販売業者は、その区域において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間に於いてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、配置販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

### 3. 店舗管理者及び区域管理者の指定

(1) 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、従前のおり、薬剤師であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、薬剤師又は登録販売者(4の(2)の登録販売者を除く。)であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち次の及びに掲げる期間が通算して3年以上である登録販売者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上業務に従事した場合に、業務に従事した

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

### 3. 店舗管理者及び区域管理者の指定

(1) 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、従前のおり、薬剤師であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、薬剤師又は登録販売者(4の(2)の登録販売者を除く。)であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち次の及びに掲げる期間が通算して3年以上である登録販売者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上業務に従事した場合に、業務に従事した

ものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して3年以上あり、かつ、過去5年間において、合計2,880時間以上業務に従事した場合は、過去5年間のうち次の 及び に掲げる期間が3年以上である登録販売者として認められるとみなして差し支えない。

なお、要指導医薬品を販売する店舗で、薬剤師を店舗管理者とすることができない場合の経過措置についても同様の見直しを行った。

・ (略)

店舗販売業者は、店舗販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、店舗管理者が登録販売者である場合には、店舗管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出ることが義務付けられているが、その際、併せて、当該登録販売者の実務又は業務経験を証明する書類を添付し、店舗管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。

また、都道府県等は、届出時に、旧試験合格登録販売者(6の(1)の旧試験合格登録販売者をいう。3の(2)において同じ。)を店舗管理者とする場合においても、当該店舗管理者が7の(2)に示す研修の受講状況を確認するとともに、店舗管理者以外の旧試験合格登録販売者についても7の(2)に示す研修の受講状況を薬事監視等の際に確認

ものと認められる。

なお、要指導医薬品を販売する店舗で、薬剤師を店舗管理者とすることができない場合の経過措置についても同様の見直しを行った。

・ (略)

なお、店舗販売業者は、店舗販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、店舗管理者が登録販売者である場合には、店舗管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出ることが義務付けられているが、その際、併せて、当該登録販売者の実務又は業務経験を証明する書類を添付し、店舗管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。

し、必要に応じて指導を行うこと。

なお、都道府県等においては、証明する書類について、書類を入手する負担の軽減の観点から、原本を確認して、写しを添付させるなど配慮すること。

( 2 ) 区域管理者の指定 ( 新施行規則第 149 条の 2 関係 )

第 1 類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、従前のおり、薬剤師であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第 2 類医薬品又は第 3 類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、薬剤師又は登録販売者( 4 の( 3 ) の登録販売者を除く。)であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第 1 類医薬品を販売し、又は授与する区域において薬剤師を区域管理者とすることができない場合には、過去 5 年間のうち次の 及び に掲げる期間が通算して 3 年以上である登録販売者であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを区域管理者とすることができる。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1 か月に 80 時間以上業務に従事した場合に、業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、

( 2 ) 区域管理者の指定 ( 新施行規則第 149 条の 2 関係 )

第 1 類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、従前のおり、薬剤師であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第 2 類医薬品又は第 3 類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、薬剤師又は登録販売者( 4 の( 3 ) の登録販売者を除く。)であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第 1 類医薬品を販売し、又は授与する区域において薬剤師を区域管理者とすることができない場合には、過去 5 年間のうち次の 及び に掲げる期間が通算して 3 年以上である登録販売者であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを区域管理者とすることができる。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1 か月に 80 時間以上業務に従事した場合に、業務に従事したものと認められる。



過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して3年以上あり、かつ、過去5年間において、合計2,880時間以上業務に従事した場合は、過去5年間のうち次の 及び に掲げる期間が3年以上である登録販売者として認められるとみなして差し支えない。

・ (略)

配置販売業者は、配置販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、区域管理者が登録販売者である場合には、区域管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出ることが義務付けられているが、その際、併せて、当該登録販売者の実務又は業務経験を証明する書類を添付し、区域管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。

また、都道府県等は、届出時に、旧試験合格登録販売者を区域管理者とする場合においても、当該区域管理者が7の(2)に示す研修の受講状況を確認するとともに、区域管理者以外の旧試験合格登録販売者についても研修の受講状況を薬事監視等の際に確認し、必要に応じて指導を行うこと。

なお、都道府県等においては、証明する書類について、書類を入手する負担の軽減の観点から、原本を確認して、写しを添付させるなど配慮すること。

#### 4．従事者の区別等

(1) 薬局に関する事項(新施行規則第15条関係)

・ (略)

なお、配置販売業者は、配置販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、区域管理者が登録販売者である場合には、区域管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出ることが義務付けられているが、その際、併せて、当該登録販売者の実務又は業務経験を証明する書類を添付し、区域管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。

#### 4．従事者の区別等

(1) 薬局に関する事項(新施行規則第15条関係)

(略)

薬局開設者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者(研修中)」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、この実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において、合計1,920時間以上従事した場合は、(2)の登録販売者以外の登録販売者と認められるとみなして差し支えない。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、原則として、勤務する薬局に保管しておくこと。

(略)

薬局開設者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者(研修中)」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、この実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、原則として、勤務する薬局に保管しておくこと。

(略)

(2) 店舗販売業に関する事項(新施行規則第147条の2関係)  
(略)

店舗販売業者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者(研修中)」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において、合計1,920時間以上従事した場合は、薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び

(略)

(2) 店舗販売業に関する事項(新施行規則第147条の2関係)  
(略)

店舗販売業者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者(研修中)」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。

指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者以外の登録販売者と認められるとみなして差し支えない。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、原則として、勤務する店舗に保管しておくこと。

(略)

(3) 配置販売業に関する事項(新施行規則第149条の6関係)

(略)

配置販売業者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者(研修中)」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、原則として、勤務する店舗に保管しておくこと。

(略)

(3) 配置販売業に関する事項(新施行規則第149条の6関係)

(略)

配置販売業者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者(研修中)」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において、合計1,920時間以上従事した場合は、(2)の登録販売者以外の登録販売者と認められるとみなして差し支えない。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、保管しておくこと。

(略)

5 (略)

6. 経過措置(新施行規則附則第2条から第5条まで関係)

(1) 改正省令の施行の際現に、登録販売者試験に合格した登録販売者(以下「旧試験合格登録販売者」という。)については、令和3年8月1日までの間は、4の(1)の、4の(2)の、4の(3)の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新施行規則の規定を適用する。

また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、保管しておくこと。

(略)

5 (略)

6. 経過措置(新施行規則附則第2条から第5条まで関係)

(1) 改正省令の施行の際現に、登録販売者試験に合格した登録販売者(以下「旧試験合格登録販売者」という。)については、平成32年3月31日までの間は、4の(1)の、4の(2)の、4の(3)の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新施行規則の規定を適用する。

<p>( 2 ) 旧試験合格登録販売者について、2の( 1 )の 、 2の( 2 )の 、 2の( 3 )の 、 3の( 1 )の第3段落(新施行規則第140条第2項関係)及び3の( 2 )の第3段落(新施行規則第149条の2第2項関係)の適用については、<u>令和3年8月1日</u>までの間は、なお従前の例による。</p> <p>( 3 ) ~ ( 5 ) ( 略 )</p> <p>7 . その他</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) 登録販売者の研修の実施</p> <p>登録販売者は、法律上、第2類医薬品及び第3類医薬品の販売、情報提供等を担う立場にあることから、薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者は、登録販売者に対し一定の水準以上の研修を実施し、その質の向上を図る必要がある。このため、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」(昭和39年厚生省令第3号)第1条第1項第14号、第2条第1項第9号及び第3条第1項第5号により研修の実施が義務付けられている。</p> <p>この研修については、専門性、客観性、公正性等の確保の観点から、薬局開設者等が自ら登録販売者に対し研修を適切に行うことに加え、外部の研修実施機関が行う研修を受講させる必要がある。</p> <p>このため、引き続き、登録販売者を雇用する薬局開設者等</p>	<p>( 2 ) 旧試験合格登録販売者について、2の( 1 )の 、 2の( 2 )の 、 2の( 3 )の 、 3の( 1 )の第3段落(新施行規則第140条第2項関係)及び3の( 2 )の第3段落(新施行規則第149条の2第2項関係)の適用については、<u>平成32年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p> <p>( 3 ) ~ ( 5 ) ( 略 )</p> <p>7 . その他</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) 登録販売者の研修の実施</p> <p>登録販売者は、法律上、第2類医薬品及び第3類医薬品の販売、情報提供等を担う立場にあることから、薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者は、登録販売者に対し一定の水準以上の研修を実施し、その質の向上を図る必要がある。このため、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」(昭和39年厚生省令第3号)第1条第1項第14号、第2条第1項第9号及び第3条第1項第5号により研修の実施が義務付けられている。</p> <p>この研修については、専門性、客観性、公正性等の確保の観点から、薬局開設者等が自ら登録販売者に対し研修を適切に行うことに加え、外部の研修実施機関が行う研修を受講させる必要がある。</p> <p>このため、引き続き、登録販売者を雇用する薬局開設者等</p>
--	--

は、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号医薬食品局総務課長通知）で示している「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委託して行う外部研修について）」に従い、研修の専門性・客観性・公正性の確保ができる外部研修機関での研修を受講させるなど、毎年、全ての登録販売者に対し、適切な研修を実施することが必要である。登録販売者である者についても、上記の趣旨を踏まえ、積極的に研修を受講する必要がある。

また、都道府県等においても、引き続き、同ガイドラインの周知徹底を行い、薬事監視等の際には、適切な研修が行われているか否かを確認し、必要に応じて指導を行うこととする。

は、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号医薬食品局総務課長通知）で示している「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委託して行う外部研修について）」に従い、研修の専門性・客観性・公正性の確保ができる外部研修機関での研修を受講させるなど、毎年、全ての登録販売者に対し、適切な研修を実施することが必要である。登録販売者である者についても、上記の趣旨を踏まえ、積極的に研修を受講する必要がある。

また、都道府県においても、引き続き、同ガイドラインの周知徹底を行い、薬事監視等の際には、適切な研修が行われているか否かを確認し、必要に応じて指導を行うこととする。

(別紙様式2)

業務従事証明書

年 月 日

(従事者の氏名) 殿

薬局開設者又は医薬品の販売業者  
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・年 月 日)
住所	
販売従事登録年月日 及び登録番号	
薬局又は店舗の名称 及び許可番号	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

1. 業務期間 (年 月間)  
年 月 ~ 年 月

(このうち、要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局等において  
業務に従事した期間 (年 月間)  
年 月 ~ 年 月)

2. 業務内容 (期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた業務に該当する□にレを記入)

主に一般用医薬品の販売等の直接の業務

一般用医薬品の販売時の情報提供業務

一般用医薬品に関する相談対応業務

一般用医薬品の販売制度の内容等の説明業務

一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務

一般用医薬品の陳列や広告に関する業務

3. 業務時間 (該当する□にレ点を記入)

上記1の期間において、上記2の業務に1か月に合計80時間以上従事した。

上記1の期間において、上記2の業務に従事し、合計( )時間従事した。

4. 研修の受講 (受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 この証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付する。
- 4 配置販売業にあっては、薬局又は店舗の名称の記載を要しない。
- 5 薬局又は店舗の名称、許可番号、薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域については、これらの事項が書かれた資料を添付しても差し支えない。
- 6 業務の従事期間が2年以上である登録販売者について証明する場合は、「2.業務内容」を「登録販売者として行った業務に該当する□にレを記入」と読み替える。

(別紙様式2)

業務従事証明書

年 月 日

都道府県知事 殿

薬局開設者又は医薬品の  
販売業者名 印  
代表者氏名 )  
(許可番号: )  
管理者氏名 印

下記の者の業務は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・年 月 日)
住所	〒
薬局、店舗又は 配置販売業の名称	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

1. 業務期間  
年 月 ~ 年 月 (年 月間)

(このうち、要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局等において  
業務に従事した期間  
年 月 ~ 年 月 (年 月間))

2. 業務内容 (期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた業務に該当する□にレを記入)

主に一般用医薬品の販売等の直接の業務

一般用医薬品の販売時の情報提供業務

一般用医薬品に関する相談対応業務

一般用医薬品の販売制度の内容等の説明業務

一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務

一般用医薬品の陳列や広告に関する業務

3. 業務時間 (該当する□にレ点を記入)

上記1の期間の全ての月にわたり、上記2の業務に1か月に合計80時間以上従事した。

4. 研修の受講 (受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 この証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付する。
- 4 業務の従事期間が2年以上である登録販売者について証明する場合は、「2.業務内容」を「登録販売者として行った業務に該当する□にレを記入」と読み替える。



(別紙様式3)

実務従事証明書

年 月 日

(従事者の氏名) 殿

薬局開設者又は医薬品の販売業者  
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・ 年 月 日)
住所	
薬局又は店舗の名称 及び許可番号	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

1. 実務期間 ( 年 月間)  
年 月 ～ 年 月 ( 年 月間)

2. 実務内容 (期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた実務に該当する口にレを記入)  
主に一般用医薬品の販売等の直接の実務  
一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する実務又はその内容を知ることができる実務  
一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する実務又はその内容を知ることができる実務  
一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる実務  
一般用医薬品の管理や貯蔵に関する実務  
一般用医薬品の陳列や広告に関する実務

3. 実務時間 (該当する口にレ点を記入)  
上記1の期間において、上記2の実務に1か月に合計80時間以上従事した。  
上記1の期間において、上記2の実務に従事し、通算して合計( )時間従事した。

4. 研修の受講 (外部研修の受講実績がある場合にあっては、受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 この証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付する。
- 4 配置販売業にあっては、薬局又は店舗の名称の記載を要しない。
- 5 薬局又は店舗の名称、許可番号、薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域については、これらの事項が書かれた資料を添付しても差し支えない。

(別紙様式3)

実務従事証明書

年 月 日

都道府県知事 殿

薬局開設者又は医薬品の  
販売業者名  
代表者氏名 印  
(許可番号: )  
管理者氏名 印

下記の者の実務は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・ 年 月 日)
住所	
薬局、店舗又は 配置販売業の名称	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

1. 実務期間 年 月 ～ 年 月 ( 年 月間)

2. 実務内容 (期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた実務に該当する口にレを記入)  
主に一般用医薬品の販売等の直接の実務  
一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する実務又はその内容を知ることができる実務  
一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する実務又はその内容を知ることができる実務  
一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる実務  
一般用医薬品の管理や貯蔵に関する実務  
一般用医薬品の陳列や広告に関する実務

3. 実務時間 (該当する口にレ点を記入)  
上記1の期間の全ての月にわたり、上記2の実務に1か月に合計80時間以上従事した。

4. 研修の受講 (受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 この証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付する。

○厚生労働省令第四十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十八条第二項及び第三十一条の二第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第三十六条の八第一項の試験に合格した登録販売者(以下「旧試験合格登録販売者」という。)については、施行日から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号。次項及び附則第五条において「改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(以下「新規規則」という。)第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新規規則の規定を適用する。</p> <p>2 旧試験合格登録販売者に係る新規規則第十五条の九、第四百四条第二項、第四百七条の十、第四百九条の二第二項及び第四百四十九条の十三の規定の適用については、施行日から改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 〳 7 (略)</p> <p>(薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第五条 旧試験合格登録販売者に係る前条の規定による改正後の薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第六条の規定の適用に</p>	<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第三十六条の八第一項の試験に合格した登録販売者(以下「旧試験合格登録販売者」という。)については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(以下「新規規則」という。)第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新規規則の規定を適用する。</p> <p>2 旧試験合格登録販売者に係る新規規則第十五条の九、第四百四条第二項、第四百七条の十、第四百九条の二第二項及び第四百四十九条の十三の規定の適用については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 〳 7 (略)</p> <p>(薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第五条 旧試験合格登録販売者に係る前条の規定による改正後の薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第六条の規定の適用に</p>

については、施行日から改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、なお従前の例による。

については、施行日から五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

薬食発0819第1号

平成26年8月19日

一部改正 令和元年12月13日薬生発1213第5号

一部改正 令和2年3月27日薬生発0327第1号

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局長  
( 公 印 省 略 )

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

登録販売者制度は、「薬事法の一部を改正する法律」（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）により創設され、貴職の御理解と御協力の下、これまで円滑に運用されてきたところです。

今般、現在の登録販売者の試験制度の運用状況を踏まえ、受験資格として求めてきた薬局、店舗販売業又は配置販売業での実務経験要件を不要とすることなどを内容とする「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第92号。以下「改正省令」という。）が平成26年7月31日に公布され、平成27年4月1日に施行することとされました。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

なお、「薬事法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成20年1月31日付け薬食発第0131001号厚生労働省医薬食品局長通知）は、改正省令の施行日（平成27年4月1日）をもって廃止します。

また、下記では、「薬事法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第84号）が施行された後の法令の名称を用いて記載しています。

記

## 1. 登録販売者制度について

- (1) 試験の実施方法（改正省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「新施行規則」という。）第159条の3及び第159条の4第1項関係）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第36条の8第1項に規定する試験（以下「登録販売者試験」という。）については、従前のおおりに、筆記試験とし、次の①から⑤までの事項について毎年少なくとも一回行う。

なお、登録販売者試験の実施の詳細については、平成19年8月8日付け薬食総発第0808001号医薬食品局総務課長通知「登録販売者試験の実施について」を参照されたい（同通知中の1 受験資格を除く。）。

- ① 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ② 人体の働きと医薬品
- ③ 主な医薬品とその作用
- ④ 薬事に関する法規と制度
- ⑤ 医薬品の適正使用と安全対策

- (2) 登録販売者試験の公示（新施行規則第159条の4第2項関係）

登録販売者試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期間は、従前のおおりに、登録販売者試験を受けようとする者の受験機会を確保できるよう、あらかじめ都道府県知事が公示する。

なお、公示については、登録販売者試験を受けようとする者に広く周知できる方法で行う。具体的な方法としては、都道府県公報等のほか、都道府県の公示板への掲示やホームページへの掲載等でも差し支えない。

- (3) 受験の申請（新施行規則第159条の5関係）

登録販売者試験の受験の申請に当たり、登録販売者試験を受けようとする者は、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍。（6）の①のイにおいて同じ。）、住所、連絡先、氏名、生年月日及び性別を記載した申請書に写真その他都道府県知事が必要と認める書類を添えて、登録販売者試験を受けようとする場所の都道府県知事に提出しなければならない。

登録販売者試験の受験資格としてこれまで求めてきた実務経験等については、今後不要となるため、学歴や実務経験に関する書類の提

出は必要ない。

また、上記の写真については、従前のおり、あらかじめ受験申請書に貼付する形式でも差し支えない。

なお、受験申請書の様式及び受験手数料については、都道府県の条例等により規定する。

(4) 合格の通知及び公示（新施行規則第159条の6関係）

従前のおり、試験合格者には合格通知書を交付するとともに、合格者の受験番号を公示する。

公示の方法については、都道府県公報等のほか、都道府県の公示板への掲示やホームページへの掲載等でも差し支えない。また、試験終了後に、試験問題及びその正答並びに合格基準について公表することが望ましい。

併せて、都道府県により以下の内容について整備する。

① 試験合格者名簿の設置と保管

試験合格者の名簿を都道府県に備え付けた上で、永年保管する。販売従事登録された場合又は登録が削除された場合は、その旨を理由とともに合格者名簿にも追記する。試験合格者の死亡等の事実が判明した場合は名簿から削除してもよい。

② 合格通知書の様式及び交付の方法

合格を通知する書類（以下「合格通知書」という。）の様式については、必要に応じて都道府県の規則等により規定する。また、合格通知書の交付の方法（直接授与、郵送等）も規定する。

③ 合格通知書の再発行等

合格通知書を紛失等した場合の合格通知書の再発行又は合格証明書の発行の手続については都道府県において規定する。その際、不正に複数の合格通知書等入手しないよう、試験合格者名簿で販売従事登録の有無を確認の上、再発行等を行う。

(5) 販売従事登録（新施行規則第159条の7関係）

販売従事登録の手続等については、従前のおり、次の①から④までのとおりとする。

販売従事登録の手数料については、都道府県の条例等により規定する。

① 販売従事登録の申請

販売従事登録を受けようとする者は、新施行規則様式第86の2に



よる申請書を医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事（配置販売業にあつては、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の知事。以下同じ。）に提出しなければならない。

② 販売従事登録の申請書に添付すべき書類

①の申請書には、次のアからエまでに掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際、申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又はその都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。

添付書類は原本のみとする。

アの登録販売者試験に合格したことを証明する書類とは合格通知書を指すが、いったん登録を消除した者が再度登録を行う場合には、（7）②アの証明書や消除申請により失効済みの処理を行った販売従事登録証等をもって、合格したことを証明する書類として差し支えない。

ア 販売従事登録を受けようと申請する者（以下「申請者」という。）が登録販売者試験に合格したことを証する書類

イ 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書）

ただし、日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第7条第1号から第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

ウ 申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

エ 申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写しその他薬局開設者又は医薬品の販売業者の申請者に対する使用関係を証する書類

③ 試験合格者名簿との照合

販売従事登録に当たっては、試験合格者名簿と照合の上で合格の事実を確認する。他の都道府県で試験に合格した者については、そ

の都道府県に問い合わせ確認する。

④ 複数登録の禁止

二つ以上の都道府県において販売従事登録を受けようと申請した者は、当該申請を行った都道府県知事のうちいずれか一つの都道府県知事の登録のみしか受けることができない。

販売従事登録を行った都道府県以外の都道府県においても、一般用医薬品の販売等に従事しても差し支えない。

(6) 登録販売者名簿の備付け及び登録証の交付（新施行規則第159条の8関係）

① 登録販売者名簿

販売従事登録を行うため、従前のおり、都道府県に登録販売者名簿を備え、次のアからエまでに掲げる事項を登録する。

アの登録番号については、都道府県番号（2桁）－西暦年（2桁）－登録順（5桁）のおり付番する（例えば、北海道で2008年に登録申請し、登録順1番である場合、「01－08－00001」と付番する。）。

エの都道府県知事が必要と認める事項として、過去に薬事関係の処分を受けた者についてはその理由、処分期間等を記載する。

ア 登録番号及び登録年月日

イ 本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別

ウ 登録販売者試験に合格した年月及び試験施行地都道府県名

エ 上記の事項のほか、適正に医薬品を販売するに足るものであることを確認するために都道府県知事が必要と認める事項

② 登録証の交付

都道府県知事は、従前のおり、販売従事登録を行ったときは、当該販売従事登録を受けた者に対して、新施行規則様式第86の3による登録証（以下「販売従事登録証」という。）を交付しなければならない。

(7) 登録販売者名簿の登録事項の変更等（新施行規則第159条の9から第159条の13まで関係）

販売従事登録の変更、消除、販売従事登録証の書換え交付、再交付、返納の手続は、従前のおり、以下の①から⑤までのとおりとする。

それぞれの手続の手数料については、都道府県の条例等により規定する。

① 登録販売者名簿の登録事項の変更

登録販売者は、(6)の①の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、その旨を届け出なければならない。

上記の届出をするには、新施行規則様式第86の4による変更届に届出の原因たる事実を証する書類を添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

## ② 販売従事登録の消除

ア 登録販売者は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとしなくなったときは、30日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。

なお、この場合には、都道府県は登録販売者試験の合格通知書を消除対象者に返却する。合格通知書の代わりに、試験合格に関する内容（登録販売者試験合格の年月、試験施行地都道府県名）及び当該登録販売者の登録を消除した旨の証明書を交付し、又は、返納された販売従事登録証に試験合格に関する内容及び登録を消除した旨を記載して失効済みの処理を行った上で返却しても差し支えない。

イ 登録販売者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。

ウ 上記ア及びイの申請をするには、新施行規則様式第86の5による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

エ 登録販売者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり、登録販売者の業務の継続が著しく困難になったときは、遅滞なく、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

この届出については、別紙様式1を参考とされたい。

オ 都道府県知事は、登録販売者が次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、その登録を消除しなければならない。

なお、消除対象者が他の都道府県において試験に合格した者である場合には、その都道府県に消除の事実及び消除理由を連絡する。

（ア）上記ア又はイの消除の申請がされ、又は、登録販売者が死亡し、若しくは失踪の宣告を受けたことが確認されたとき

（イ）法第5条第3号イからホまでのいずれかに該当するに至ったとき、又は、法第5条第3号へに係る上記エの届出があつ

た場合若しくは当該状況が確認された場合

(ウ) 偽りその他不正の手段により販売従事登録を受けたことが判明したとき

③ 販売従事登録証の書換え交付

登録販売者は、販売従事登録証の記載事項に変更を生じたときは、販売従事登録証の書換え交付を申請することができる。

この申請をするには、新施行規則様式第86の6による申請書にその販売従事登録証を添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

④ 販売従事登録証の再交付

登録販売者は、販売従事登録証を破り、よごし、又は失ったときは、販売従事登録証の再交付を申請することができる。

この申請をするには、新施行規則様式第86の7による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

販売従事登録証を破り、又はよごした登録販売者が再交付の申請をする場合には、申請書にその販売従事登録証を添えなければならない。

登録販売者は、販売従事登録証の再交付を受けた後、失った販売従事登録証を発見したときは、5日以内に、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

⑤ 販売従事登録証の返納

登録販売者は、販売従事登録の消除を申請するときは、販売従事登録証を、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。新施行規則第159条の10第2項の規定により販売従事登録の消除を申請する者についても、同様とする。

登録販売者は、登録を消除されたときは、上記の場合を除き、5日以内に、販売従事登録証を、登録を消除された都道府県知事に返納しなければならない。

2. 業務経験等の証明及び記録

(1) 薬局に関する事項（新施行規則第15条の8及び第15条の9関係）

① 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

薬局開設者は、その薬局において登録販売者として業務に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この

場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、薬局開設者は、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

## ② 一般従事者に関する実務の証明及び記録

薬局開設者は、その薬局において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、薬局開設者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

## (2) 店舗販売業に関する事項（新施行規則第147条の9及び第147条の10関係）

### ① 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。）に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、店舗販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い

合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

② 一般従事者に関する実務の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、店舗販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

(3) 配置販売業に関する事項（新施行規則第149条の12及び第149条の13関係）

① 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

配置販売業者は、その区域において登録販売者として業務（区域管理者としての業務を含む。）に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、配置販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

② 一般従事者に関する実務の証明及び記録

配置販売業者は、その区域において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置

販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、配置販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

### 3. 店舗管理者及び区域管理者の指定

#### (1) 店舗管理者の指定（新施行規則第140条等関係）

第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、従前のおり、薬剤師であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、薬剤師又は登録販売者（4の（2）の②の登録販売者を除く。）であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が通算して3年以上である登録販売者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上業務に従事した場合に、業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して3年以上あり、かつ、過去5年間に於いて、合計2,880時間以上業務に従事した場合は、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が3年以上である登録販売者として認められるとみなして差し支えない。

なお、要指導医薬品を販売する店舗で、薬剤師を店舗管理者とすることができない場合の経過措置についても同様の見直しを行った。

① 次のアからウまでに掲げる薬局、店舗又は区域において、登録販売者として業務に従事した期間

ア 要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局

イ 薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第1類医薬

品を販売し、又は授与する店舗  
ウ 薬剤師が区域管理者である第1類医薬品を配置販売する区域

- ② 次のア又はイに掲げる管理者として業務に従事した期間  
ア 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者  
イ 第1類医薬品を配置販売する区域の区域管理者

店舗販売業者は、店舗販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、店舗管理者が登録販売者である場合には、店舗管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出ることが義務付けられているが、その際、併せて、当該登録販売者の実務又は業務経験を証明する書類を添付し、店舗管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。

また、都道府県等は、届出時に、旧試験合格登録販売者（6の（1）の旧試験合格登録販売者をいう。3の（2）②において同じ。）を店舗管理者とする場合においても、当該店舗管理者が7の（2）に示す研修の受講状況を確認するとともに、店舗管理者以外の旧試験合格登録販売者についても7の（2）に示す研修の受講状況を薬事監視等の際に確認し、必要に応じて指導を行うこと。

なお、都道府県等においては、証明する書類について、書類を入手する負担の軽減の観点から、原本を確認して、写しを添付させるなど配慮すること。

## （2）区域管理者の指定（新施行規則第149条の2関係）

第1類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、従前のとおり、薬剤師であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、薬剤師又は登録販売者（4の（3）の②の登録販売者を除く。）であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第1類医薬品を販売し、又は授与する区域において薬剤師を区域管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が通算して3年以上である登録販売者であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを区域管理者とすることができる。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上業務に従事した場合に、業務に従事したものと認められる。



ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して3年以上あり、かつ、過去5年間において、合計2,880時間以上業務に従事した場合は、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が3年以上である登録販売者として認められるとみなして差し支えない。

- ① 次のアからウまでに掲げる薬局、店舗又は区域において、登録販売者として業務に従事した期間
  - ア 要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局
  - イ 薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗
  - ウ 薬剤師が区域管理者である第1類医薬品を配置販売する区域
- ② 次のア又はイに掲げる管理者として業務に従事した期間
  - ア 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者
  - イ 第1類医薬品を配置販売する区域の区域管理者

配置販売業者は、配置販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、区域管理者が登録販売者である場合には、区域管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出ることが義務付けられているが、その際、併せて、当該登録販売者の実務又は業務経験を証明する書類を添付し、区域管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。

また、都道府県等は、届出時に、旧試験合格登録販売者を区域管理者とする場合においても、当該区域管理者が7の(2)に示す研修の受講状況を確認するとともに、区域管理者以外の旧試験合格登録販売者についても研修の受講状況を薬事監視等の際に確認し、必要に応じて指導を行うこと。

なお、都道府県等においては、証明する書類について、書類を入手する負担の軽減の観点から、原本を確認して、写しを添付させるなど配慮すること。

#### 4. 従事者の区別等

##### (1) 薬局に関する事項（新施行規則第15条関係）

- ① 薬局開設者は、従前のおり、薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるようその薬局に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない

い。

登録販売者の名札には、単に「登録販売者」と記載するほかに、「医薬品登録販売者」と記載しても差し支えない。

また、6の(4)の旧薬種商であって、登録販売者試験に合格した者とみなされ、販売従事登録を受けた者（以下「みなし合格登録販売者」という。）については、従前のおり、併せて「薬種商」と名札に記載しても差し支えないが、この場合においては、薬種商に関する説明を表示した掲示を行う。

- ② 薬局開設者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者（研修中）」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、この実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において、合計1,920時間以上従事した場合は、(2)の②の登録販売者以外の登録販売者と認められるとみなして差し支えない。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、原則として、勤務する薬局に保管しておくこと。

- ③ 薬局開設者は、②の登録販売者については、その薬局において勤務中の薬剤師又は登録販売者（②の登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。

また、当然ながら、この期間中には、②の登録販売者に7の(2)に示す研修を受講させなければならない。

## (2) 店舗販売業に関する事項（新施行規則第147条の2関係）

- ① 店舗販売業者は、従前のおり、薬剤師、登録販売者又は一般従

事者であることが容易に判別できるようその店舗に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

登録販売者の名札には、単に「登録販売者」と記載するほかに、「医薬品登録販売者」と記載しても差し支えない。

また、6の(4)の旧薬種商であって、みなし合格登録販売者である者については、従前のおり、併せて「薬種商」と名札に記載しても差し支えないが、この場合においては、薬種商に関する説明を表示した掲示を行う。

- ② 店舗販売業者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者（研修中）」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において、合計1,920時間以上従事した場合は、薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者以外の登録販売者と認められるとみなして差し支えない。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、原則として、勤務する店舗に保管しておくこと。

- ③ 店舗販売業者は、②の登録販売者については、その店舗において勤務中の薬剤師又は登録販売者（②の登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。このため、②の

登録販売者は、店舗管理者の代行者にもなれない。

また、当然ながら、この期間中には、②の登録販売者に7の(2)に示す研修を受講させなければならない。

(3) 配置販売業に関する事項（新施行規則第149条の6関係）

- ① 配置販売業者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるようその区域に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

登録販売者の名札には、単に「登録販売者」と記載するほかに、「医薬品登録販売者」と記載しても差し支えない。

- ② 配置販売業者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者（研修中）」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。

また、実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において、合計1,920時間以上従事した場合は、(2)の②の登録販売者以外の登録販売者と認められるとみなして差し支えない。

なお、実務又は業務の従事期間が2年以上である場合には、研修中である旨を表記する必要はないが、その実務又は業務を証明する書類を、保管しておくこと。

- ③ 配置販売業者は、②の登録販売者については、薬剤師又は登録販売者（②の登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。

ここでいう「管理及び指導の下に実務に従事する」とは、具体的には、②の登録販売者が、その管理・指導者である薬剤師又は登録販売者（②の登録販売者を除く。）に常に電話で連絡を取ることが

でき、必要に応じて、その管理・指導者がその場に駆けつけられる体制の下で配置販売に従事し、さらに、新規に配置販売を行った際には、その管理・指導者に電話等で報告することを指す。

また、②の登録販売者は、区域管理者の代行者にもなれない。

さらに、当然ながら、この期間中には、②の登録販売者に7の(2)に示す研修を受講させなければならない。

## 5. 薬局における掲示事項等

### (1) 薬局及び店舗販売業に関する事項（新施行規則別表第1の2及び第1の3関係）

① 薬局開設者又は店舗販売業者が、㉞薬局若しくは店舗に掲示すべき事項又は㉟ホームページ等に表示すべき事項（特定販売を行う場合）として、次の事項を追加した。

・当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は4の(1)の②、4の(2)の②の登録販売者若しくはそれ以外の登録販売者の別、その氏名及び担当業務

② 薬局開設者又は店舗販売業者が、ホームページ等に表示すべき事項（特定販売を行う場合）として、次の事項を追加した。

・現在勤務している薬剤師又は4の(1)の②、4の(2)の②の登録販売者若しくはそれ以外の登録販売者の別及びその氏名

### (2) 配置販売業に関する事項（新施行規則別表第1の4関係）

配置販売業者が、配置する際に添付する書面に記載する事項として、次の事項を追加した。

・当該区域に勤務する薬剤師又は4の(3)の②の登録販売者若しくはそれ以外の登録販売者の別、その氏名及び担当業務

## 6. 経過措置（新施行規則附則第2条から第5条まで関係）

(1) 改正省令の施行の際現に、登録販売者試験に合格した登録販売者（以下「旧試験合格登録販売者」という。）については、令和3年8月1日までの間は、4の(1)の②、4の(2)の②、4の(3)の②の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新施行規則の規定を適用する。

(2) 旧試験合格登録販売者について、2の(1)の①、2の(2)の①、2の(3)の①、3の(1)の第3段落（新施行規則第140条第2項関係）及び3の(2)の第3段落（新施行規則第149条の2第2項関係）

の適用については、令和3年8月1日までの間は、なお従前の例による。

(3) 施行日から平成28年3月31日までの間に行われる登録販売者試験に合格した者（平成27年8月1日において過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間が通算して1年以上である者に限る。）について、4の(1)の②、4の(2)の②、4の(3)の②の適用については、平成28年7月31日までの間は、「2年」とあるのは「1年」とする。

(4) 法附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る同法第1条による改正前の法第28条第1項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。以下「旧薬種商」という。）の店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。）に従事した期間については、4の(1)の②、4の(2)の②、4の(3)の②の期間に通算することができることとするなど、所要の経過措置を設けた。

この期間の実務の証明については、別紙様式2、3を用いることが適当である。

(5) その他改正省令の附則により、「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第10号）及び「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第8号）を一部改正するなど、所要の経過措置を設けた。

## 7. その他

### (1) 薬種商の登録

従前のおり、改正法附則第7条の規定に基づき登録販売者試験に合格した者とみなされた薬種商の登録手続については、申請書類として1の(5)の②のアの書類の代わりに、現に薬種商販売業の許可を受けていること又は過去に許可を受けたことを証明する書類が必要である。

また、薬種商販売業の許可を法人で受けている場合、当該者が適格者であることが確認できる書類を併せて求める。

なお、「薬種商試験の施行について」（昭和49年9月10日付け薬発第816号厚生省薬務局長通知）に示す薬種商試験の合格者のうち、いまだ薬種商販売業の許可を受けていない者は、改正法附則第7条に該当しない。

## （2）登録販売者の研修の実施

登録販売者は、法律上、第2類医薬品及び第3類医薬品の販売、情報提供等を担う立場にあることから、薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者は、登録販売者に対し一定の水準以上の研修を実施し、その質の向上を図る必要がある。このため、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」（昭和39年厚生省令第3号）第1条第1項第14号、第2条第1項第9号及び第3条第1項第5号により研修の実施が義務付けられている。

この研修については、専門性、客観性、公正性等の確保の観点から、薬局開設者等が自ら登録販売者に対し研修を適切に行うことに加え、外部の研修実施機関が行う研修を受講させる必要がある。

このため、引き続き、登録販売者を雇用する薬局開設者等は、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号医薬食品局総務課長通知）で示している「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委託して行う外部研修について）」に従い、研修の専門性・客観性・公正性の確保ができる外部研修機関での研修を受講させるなど、毎年、全ての登録販売者に対し、適切な研修を実施することが必要である。登録販売者である者についても、上記の趣旨を踏まえ、積極的に研修を受講する必要がある。

また、都道府県等においても、引き続き、同ガイドラインの周知徹底を行い、薬事監視等の際には、適切な研修が行われているか否かを確認し、必要に応じて指導を行うこととする。

以上

登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり業務の継続が著しく困難となった場合の届出書

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
登録販売者の本籍地都道府県名	
登録販売者の住所	
登録販売者の生年月日	年 月 日
備考	

上記の者は、精神の機能の障害を有する状態となり登録販売者の業務の継続が著しく困難になったため届け出ます。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

印(続柄 )

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。



## 業務従事証明書

年 月 日

(従事者の氏名) 殿

薬局開設者又は医薬品の販売業者

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・ 年 月 日)
住所	
販売従事登録年月日 及び登録番号	
薬局又は店舗の名称 及び許可番号	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

1. 業務期間 ( 年 月間)  
年 月 ~ 年 月

( このうち、要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局等において  
業務に従事した期間 ( 年 月間)  
年 月 ~ 年 月 )

2. 業務内容 (期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた業務に該当する□にレを記入)

- 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務  
一般用医薬品の販売時の情報提供業務  
一般用医薬品に関する相談対応業務  
一般用医薬品の販売制度の内容等の説明業務  
一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務  
一般用医薬品の陳列や広告に関する業務

3. 業務時間 (該当する□にレ点を記入)

- 上記1の期間において、上記2の業務に1か月に合計80時間以上従事した。  
上記1の期間において、上記2の業務に従事し、合計 ( ) 時間従事した。

4. 研修の受講 (受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 この証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付する。
- 4 配置販売業にあっては、薬局又は店舗の名称の記載を要しない。
- 5 薬局又は店舗の名称、許可番号、薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域については、これらの事項が書かれた資料を添付しても差し支えない。
- 6 業務の従事期間が2年以上である登録販売者について証明する場合は、「2.業務内容」を「登録販売者として行った業務に該当する□にレを記入」と読み替える。

## 実務従事証明書

年 月 日

(従事者の氏名) 殿

薬局開設者又は医薬品の販売業者

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・ 年 月 日)
住所	
薬局又は店舗の名称 及び許可番号	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

- 実務期間 ( 年 月間)  
年 月 ~ 年 月 ( 年 月間)
- 実務内容 (期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた実務に該当する□にレを記入)  
 主に一般用医薬品の販売等の直接の実務  
 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する実務又はその内容を知ることができる実務  
 一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する実務又はその内容を知ることができる実務  
 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる実務  
 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する実務  
 一般用医薬品の陳列や広告に関する実務
- 実務時間 (該当する□にレ点を記入)  
 上記1の期間において、上記2の実務に1か月に合計80時間以上従事した。  
 上記1の期間において、上記2の実務に従事し、通算して合計 ( ) 時間従事した。
- 研修の受講 (外部研修の受講実績がある場合にあっては、受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

## (注意)

- 用紙の大きさは、A4とする。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- この証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付する。
- 配置販売業にあっては、薬局又は店舗の名称の記載を要しない。
- 薬局又は店舗の名称、許可番号、薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域については、これらの事項が書かれた資料を添付しても差し支えない。

令和2年3月27日  
事務連絡

各〔 都 道 府 県  
保 健 所 設 置 市  
特 別 区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

医薬品副作用被害対策室長

民法の一部改正に伴う特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤による  
C型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の  
一部改正の施行について

日頃から、医薬品医療機器行政の推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成20年法律第2号。以下「法」という。）については、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）により改正され、令和2年4月1日に施行されます。

つきましては、下記に改正の内容を示すとともに、関係資料をお送りいたしますので、ご活用いただきますとともに、貴管内市町村へご周知くださいますようお願いいたします。

記

法第9条に規定する追加給付金の支給の請求期限について、「特定C型肝炎ウイルス感染者の身体的状況が悪化したため新たに法第6条第1号又は第2号に該当することに至ったことを知った日から起算して3年以内に行わなければならない」こととされていたところ、「3年以内」を「5年以内」に改正する。

(関係資料)

1. リーフレット

- ・ 出産や手術での大量出血などの際のフィブリノゲン製剤・血液凝固第IX因子製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染された方々へ（令和2年4月改訂版）

2. Q&A

- ・ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金の支給等に関するQ&A（令和2年4月改訂版）

3. （参考）民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）（抄）

(本件に関する照会先)

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室 管理係

阿部、大平

(代表電話)03(5253)1111

(内線)2717,2718

(直通電話)03(3595)2400

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十五号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

- 第一章 法務省関係(第一条―第五十九条)
- 第二章 内閣官房関係(第六十条・第六十一条)
- 第三章 内閣府関係
  - 第一節 本府関係(第六十二条―第六十五条)
  - 第二節 国家公安委員会関係(第六十六条―第六十九条)
  - 第三節 金融庁関係(第七十条―第九十三条)
  - 第四節 消費者庁関係(第九十四条―第一百三三条の三)
- 第四章 復興庁関係(第一百四条・第一百五条)
- 第五章 総務省関係(第一百六条―第一百八条)
- 第六章 財務省関係(第一百九条―第一百四十二条)
- 第七章 文部科学省関係(第一百四十三条―第一百五十九条)
- 第八章 厚生労働省関係(第一百六十条―第二百三十八条)
- 第九章 農林水産省関係(第二百三十九条―第二百六十七條の三)
- 第十章 経済産業省関係(第二百六十八条―第三百二条)

(特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正)

**第二百二十七条** 特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成二十年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「三年」を「五年」に改める。

(特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第二百二十八条** 前条の規定による改正前の特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法第九条に規定する請求期限がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその請求期限については、なお従前の例による。

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正)

**第二百二十九条** 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「権利は」の下に「これを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号) 第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を一時的更新に改める。

第十三条第一項第二号中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第二百三十条** 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(以下この条において「旧年金給付遅延加算金支払法」という。)第十二条第二項(旧年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正)

**第二百三十一条** 平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第三項中「民法(明治二十九年法律第八十九号) 第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第二十五条中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正)

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第二百三十四条** 施行日前に前条の規定による改正前の平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十八条第二項又は第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正)

**第二百三十五条** 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「三年」を「五年」に改める。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第二百三十六条** 前条の規定による改正前の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十条に規定する請求期限がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその請求期限については、なお従前の例による。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

**第二百三十七条** 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第四十六条の二、第四百四十七条の五第二項並びに第四百四十八条第一項、第三項及び第四項の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第七十條第一項

改正前厚生年金保険法第七十條第三項

改正前厚生年金保険法第七十條第三項

改正前厚生年金保険法第七十條第三項

改正前厚生年金保険法第七十條第三項

改正前厚生年金保険法第七十條第三項

改正前厚生年金保険法第七十條第一項	二年	これらを行使することができる時から二年
改正前厚生年金保険法第七十條第三項	五年を経過したとき	その支給すべき事由が生じた日から五年を経過したとき
改正前厚生年金保険法第七十條第三項	民法第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断	当該年金たる給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとしてされる年金たる給付を受ける権利が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(次項において「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。)第七十條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第二百三十八条** 施行日前に年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利又は当該年金たる給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとしてされる年金たる給付を受ける権利が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(次項において「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。)第七十條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第七十條第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第七十條第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第七十條第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

○ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅹ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）

改正案	現行
<p>（追加給付金の請求期限）</p> <p>第九条 追加給付金の支給の請求は、特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者の身体的状況が悪化したため新たに第六条第一号又は第二号に該当するに至ったことを知った日から起算して五年以内に行わなければならない。</p>	<p>（追加給付金の請求期限）</p> <p>第九条 追加給付金の支給の請求は、特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者の身体的状況が悪化したため新たに第六条第一号又は第二号に該当するに至ったことを知った日から起算して三年以内に行わなければならない。</p>

出産や手術での大量出血などの際のフィブリノゲン製剤・血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染された方々へ

給付金の請求期限が、2023年（令和5年）1月16日までに延長されました

- C型肝炎訴訟について、感染被害者の方々の早期・一律救済の要請にこたえるべく、議員立法によってその解決を図るため、平成20年1月16日に法律（※1）が制定、施行されました。

（※1）「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」です。

- 感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止できなかったことについて、率直に国の責任を認め、感染被害者とその遺族の皆さまに心からお詫び申し上げます。
- 厚生労働省は、出産や手術での大量出血などの際に特定のフィブリノゲン製剤や血液凝固第Ⅸ因子製剤を投与されたことによってC型肝炎ウイルスに感染された方々との間で、この法律に基づく給付金の支給の仕組みに沿って、現在、和解を進めております。

1. 対象となる方々は、以下のとおりです。

獲得性の傷病（※2）について「特定フィブリノゲン製剤」や「特定血液凝固第Ⅸ因子製剤」（裏面に記載）の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方（※3）とその相続人です。

（※2）妊娠中や出産時の大量出血、手術での大量出血、新生児出血症などが該当します。また、手術での腱・骨折片などの接着の際に、フィブリン糊として使用された場合も該当します。

（※3）既に治癒した方や、感染された方からの母子感染で感染された方も対象になります。

2. 給付金の支給を受けるためには、まず、訴訟を提起していただくことが必要です。

- 給付金の支給を受けるためには、まず、国を被告として、訴訟を提起していただくことが必要になります。最寄りの弁護士会などにご相談ください。
- 裁判手続の中では、製剤投与の事実、製剤投与と感染との因果関係、C型肝炎の症状について判断がなされます。
- なお、これらが認められた場合の弁護士費用については、法律により支給を受ける額の5%相当額を国が負担します。

3. 裁判で和解が成立するなどしたら、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に給付金の支給を請求していただくことが必要です。

裁判手続の中で製剤投与の事実、因果関係、症状が確認されたら、これを証明する和解調書等をもって、PMDAに給付金の支給を請求していただくことになります。

裏面もご覧ください



#### 4. 支給される給付金は、以下のとおりです。

- PMDAは、請求された方の本人確認や必要な書類が揃っていることの確認などを行った上で、裁判手続の中で認められた症状に応じて、以下の額の給付金を支給します。
  - ① 慢性C型肝炎の進行による肝硬変・肝がん・死亡 4,000万円
  - ② 慢性C型肝炎 2,000万円
  - ③ ①・②以外（無症候性キャリア） 1,200万円
- なお、給付金については、原則として、法律の施行日から15年以内（2023年（令和5年）1月16日まで）（※4）に請求していただくことが必要ですので、ご注意ください。  
（※4）平成29年の法改正により、給付金の請求期限の延長（法律の施行日から「10年以内」→「15年以内」）が行われました。

#### 5. 症状が進行した場合には、追加給付金の支給を受けることができます。

- 給付金が支給された後、20年以内に症状が進行した場合には、追加給付金として、進行した症状に応じた給付金の額と既に支給された給付金の額との差額の支給を受けることができます。
- 追加給付金の支給を受けるためには、症状が進行したことが分かる医師の診断書をもって、直接、PMDAに請求していただくことになります。再び訴訟を提起していただく必要はありません。
- なお、追加給付金については、症状が進行したことを知った日から、5年以内（※5）に請求していただくことが必要ですので、ご注意ください。  
（※5）民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）により、令和2年4月1日より、「3年以内」から「5年以内」に改正されました。

#### 6. PMDAへの請求の際に必要な書類は、以下のとおりです。

##### 【給付金の場合】

- ① 製剤投与の事実、因果関係、症状を証明する裁判での和解調書等の正本又は謄本
- \*② 給付金支給請求書
- ③ 住民票の写しその他の給付金支給請求書に記載した事実を証明する書類

##### 【追加給付金の場合】

- \*① 症状が進行したことが分かる医師の診断書
- \*② 追加給付金支給請求書
- ③ 住民票の写しその他の追加給付金支給請求書に記載した事実を証明する書類

（※6）\*印の用紙は、PMDAに備え付けています。また、PMDAのホームページからもダウンロードして使用することができます。

#### 7. お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、PMDAまでお問い合わせください。

【連絡先】フリーダイヤル：0120-780-400（携帯電話、公衆電話からご利用いただけます）

【受付時間】月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）午前9:00から午後5:00まで

【給付金等の支給の仕組みに関する情報ページ】<http://www.pmda.go.jp/relief-services/hepatitis-c/0001.html>

##### 【給付金等の支給の対象となる製剤の一覧】

特定フィブリノゲン製剤	
①	フィブリノーゲン-BBank (S39. 6. 9)
②	フィブリノーゲン-ミドリ (S39. 10. 24)
③	フィブリノゲン-ミドリ (S51. 4. 30)
④	フィブリノゲンHT-ミドリ (S62. 4. 30)

特定血液凝固第Ⅸ因子製剤	
⑤	PPSB-ニチヤク (S47. 4. 22)
⑥	コーナイン (S47. 4. 22)
⑦	クリスマシン (S51. 12. 27)
⑧	クリスマシン-HT (S60. 12. 17)

（※7）カッコ内は、製造や輸入販売の承認が行われた年月日です。④と⑧は、ウイルスを不活化するために加熱処理のみが行われたものに限られます。

**肝炎検査を受けましょう。C型肝炎は、早期発見・早期治療が重要です。**

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による  
C型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特  
別措置法に基づく給付金の支給等に関するQ & A

(令和2年4月 改訂版)

○Q & A

Q 1 給付金の支給の仕組みの目的は何ですか。 . . . . . 1

Q 2 給付金の制度は、いつから始まったのですか。

Q 3 - 1 給付金の支給を受けることができるのはどのような人です  
か。

Q 3 - 2 「獲得性の傷病」とは、どのような傷病ですか。 . . . . . 2

Q 4 フィブリノゲン製剤や血液凝固第Ⅸ因子製剤であれば、すべての  
製剤が対象になるのですか。

Q 5 - 1 製剤投与の事実、因果関係、症状について裁判手続の中で確  
認を受けるためには、どのようにすればよいのですか。 . . . . . 3

Q 5 - 2 裁判の請求の形としてはどのようなものがあるものでしょう  
か。

Q 5 - 3 提訴はどここの裁判所に行えばよいのですか。

Q 5 - 4 裁判をするために弁護士に相談したいのですが、どのように  
すればよいですか。また、弁護士に依頼するためにはどのような費用  
がかかりますか。 . . . . . 4

Q 5 - 5 裁判にかかる費用の負担はどうなるのでしょうか。 . . . . . 5

Q 6 - 1 製剤投与の事実を裁判手続の中で確認してもらうためには、  
どのような書類が必要ですか。

- Q 6-2 診療録（カルテ）以外の医療記録では、製剤投与の事実を裁判手続の中で確認してもらうことはできないのですか。 . . . . . 6
- Q 6-3 医療記録以外では、製剤投与の事実を裁判手続の中で確認してもらうことはできないのですか。 . . . . . 7
- Q 6-4 医療従事者が製剤投与の記憶がないなど、投与事実の証明が直接できない場合は、製剤投与の事実を裁判手続の中で確認してもらうことはできないのですか。
- Q 6-5 裁判手続きでは証拠調べの一環として、医療関係者等へ証人尋問を行う場合がありますが、医療関係者はどのようなことについて尋問されるのでしょうか。 . . . . . 8
- Q 6-6 対象製剤が納入されていた医療機関を調べる方法がありますか。 . . . . . 9
- Q 6-7 裁判手続で必要とされる書類や情報などはどのように入手することができますか。
- Q 6-8 製薬企業が患者情報をもっていると聞きましたが、どのように確認することができますか。 . . . . . 10
- Q 7 給付金を請求する前に亡くなってしまった場合には、給付金は受け取れなくなってしまうのですか。
- Q 8-1 給付金の額はいくらですか。 . . . . . 11
- Q 8-2 以前、慢性C型肝炎に罹患していたのですが、治療の結果、治癒しました。こうした場合には、いくらを支給を受けることができますか。
- Q 9-1 給付金をもらった後、症状が悪化した場合はどうなるのですか。

Q 9-2 追加給付金の支給を受けるためには、再度、訴訟を提起しなければならぬのですか。 . . . . . 12

Q 10-1 給付金の請求はいつまでに行えばよいですか。

Q 10-2 追加給付金の請求はいつまでに行えばよいですか。

Q 11-1 給付金の請求はどのように行えばよいですか。 . . . . . 13

Q 11-2 追加給付金の請求はどのように行えばよいですか。

Q 12 給付金の請求に関する問い合わせはどこに行えばよいですか。 . 14

Q 13 給付金や追加給付金には、税金がかかるのですか。

Q 14 給付金のほかに肝炎患者に対する医療費の助成などの支援制度はありますか。 . . . . . 15

○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法前文 . . . . 16

○内閣総理大臣の談話（平成20年1月11日） . . . . . 17

○和解基本合意書調印式における厚生労働大臣談話（平成20年1月15日） . 19

## Q & A

Q 1 給付金の支給の仕組みの目的は何ですか。

(答)

この仕組みは、C型肝炎訴訟について、C型肝炎ウイルスに感染された方々の早期・一律救済の要請にこたえるべく、議員立法によってその解決を図ることとして、平成20年1月に設けられたものです。

具体的には、出産や手術での大量出血などの際に特定のフィブリノゲン製剤や血液凝固第Ⅸ因子製剤を投与されたことによってC型肝炎ウイルスに感染された方々に関し、法律(※)に基づき、給付金を支給することになっています。

(※) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法

Q 2 給付金の制度は、いつから始まったのですか。

(答)

法律が公布された平成20年1月16日から始まっています。

なお、給付金の請求期限が法律により定められていますので、ご注意ください。

(注) 給付金の請求期限については、Q10-1をご参照ください。

Q 3-1 給付金の支給を受けられるのはどのような人ですか。

(答)

支給の対象となる方は、獲得性の傷病について「特定フィブリノゲン製剤」や「特定血液凝固第Ⅸ因子製剤」の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方とその相続人です。

既に治癒した方や、感染された方からの母子感染で感染された方も対象になります。

また、手術での腱・骨折片などの接着の際、フィブリン糊とし

て使用された場合も該当します。

なお、給付金の支給を受けるには、製剤投与の事実、製剤投与と感染との因果関係、C型肝炎の症状について、裁判手続の中で確認を受けていただくことが必要になります。

Q 3 - 2 「獲得性の傷病」とは、どのような傷病ですか。

(答)

獲得性の傷病としては、妊娠中や出産時の大量出血、手術での大量出血、新生児出血症などが該当します。

Q 4 フィブリノゲン製剤や血液凝固第Ⅸ因子製剤であれば、すべての製剤が対象になるのですか。

(答)

この給付金は、C型肝炎訴訟について、立法によってその解決を図ろうとしたものですので、給付金の支給の対象となる製剤は、訴訟の対象となっていたものに限られます。

具体的には、「特定フィブリノゲン製剤」とは、

- ① フィブリノーゲン—BBank (S39. 6. 9製造承認)
- ② フィブリノーゲン—ミドリ (S39. 10. 24製造承認)
- ③ フィブリノゲン—ミドリ (S51. 4. 30製造承認)
- ④ フィブリノゲンHT—ミドリ (S62. 4. 30製造承認) です。

また、「特定血液凝固第Ⅸ因子製剤」とは、

- ⑤ PPSB—ニチャク (S47. 4. 22製造承認)
- ⑥ コーナイン (S47. 4. 22輸入販売承認)
- ⑦ クリスマシン (S51. 12. 27製造承認)
- ⑧ クリスマシン—HT (S60. 12. 17輸入販売承認) です。

なお、④と⑧については、ウイルスを不活化するために加熱処理のみが行われたものに限られます。

Q 5 - 1 製剤投与の事実、因果関係、症状について裁判手続の中で確認を受けるためには、どのようにすればよいのですか。

(答)

給付金の支給を受けるためには、国を被告として、訴訟を提起する等していただくことが必要になります。

まずは、最寄りの弁護士会などにご相談ください。

(注) 弁護士への相談方法については、Q 5 - 4 をご参照ください。

Q 5 - 2 裁判の請求の形としてはどのようなものがあるのでしょうか。

(答)

C型肝炎訴訟が国家賠償請求訴訟で行われていたことから、基本的には、国家賠償請求訴訟がなされています。

Q 5 - 3 提訴はどここの裁判所に行えばよいのですか。

(答)

下記の裁判所に提訴することができます。

- ①現在お住まいの地域に関わらず、東京、大阪、福岡、名古屋及び仙台の各地方裁判所
- ②現在お住まいの地域を管轄する裁判所

Q5-4 裁判をするために弁護士に相談したいのですが、どのようにすればよいですか。また、弁護士に依頼するためにはどのような費用がかかりますか。

(答)

まずは、最寄りの弁護士会や日本司法支援センター（以下「法テラス」といいます。）（※）にご相談されている方が多いようです。

また、具体的な費用についても、最寄りの弁護士会や法テラスのほか、依頼時に弁護士等にご相談ください。

（※）法テラスとは、「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立された組織です。

なお、全国にある法テラスの地方事務所において、経済的に余裕がない方に対し、無料法律相談や弁護士費用を立て替える業務を行っています。

**【各都道府県弁護士会の法律相談センターホームページ】**

[http://www.nichibenren.or.jp/contact/consultation/legal\\_consultation.html](http://www.nichibenren.or.jp/contact/consultation/legal_consultation.html)

**【法テラスホームページ】**

<http://www.houterasu.or.jp/>（TOPページ）

<http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/>（お近くの法テラス）

**【法テラス連絡先】**

0570-078374（平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00）



Q 5 - 5 裁判にかかる費用の負担はどのようなのでしょうか。

(答)

裁判手続の中で製剤投与の事実、因果関係、症状が認められた場合の弁護士費用について、法律（※）により支給を受ける金額の5%相当額を国が負担します。

さらに、提訴に際し、裁判所に納める費用が払えない場合は、訴訟救助（そしょうきゅうじょ）という制度があります。訴訟救助の主な対象は、訴状に貼る収入印紙代などです。同制度の活用については、弁護士等へご相談ください。

（※）特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法

Q 6 - 1 製剤投与の事実を裁判手続の中で確認してもらうためには、どのような書類が必要ですか。

(答)

製剤投与の事実については、裁判手続の中で判断されることとなりますが、製剤が投与された当時の診療録（カルテ）あるいはこれに代わる証拠により、判断がなされています。

この際には、診療録（カルテ）のみならず、手術記録、投薬指示書等の書面、医師、看護師、薬剤師等による投与事実の証明や本人、家族等による記録、証言等も考慮して、判断がなされることがあります。

個別の事例については、弁護士等にご相談ください。

Q6-2 診療録（カルテ）以外の医療記録では、製剤投与の事実を裁判手続の中で確認してもらうことはできないのですか。

（答）

これまでの裁判手続の中では、直接的に製剤投与の記載がある医療記録として、以下のような書類等が、診療録（カルテ）あるいはこれに代わる証拠として提出され、判断がなされています。

なお、受けられた医療により作成される医療記録は異なりますので、以下のような書類でなくてはならないということではありません。

個別の事例については、弁護士等にご相談ください。

○製剤投与当時の医療記録・・・投与した薬剤として製剤が記載されている場合や、治療経過として製剤の投与が記載されている場合があります。

－外来診療録、入院診療録

－分娩台帳、分娩記録、分娩伝票

－手術台帳、手術記録、手術伝票、麻酔記録、麻酔伝票

－看護記録、投薬指示書

－紹介状、診療情報提供書、レセプト（診療報酬明細書）

など

○母子健康手帳・・・分娩状況の欄に投与した薬剤として製剤が記載されている場合があります。

○製剤投与後の肝炎治療時の医療記録・・・肝炎治療の契機として、製剤を投与した医療機関から送付された紹介状が綴られ、そこに製剤投与の記載がされている場合や、感染を疑う原因として製剤の投与が記載されている場合があります。

○製剤投与後の分娩時の医療記録・・・過去の分娩の際に製剤を投与するような異常な経過があったとして、その経過と併せて製剤投与が記載されている場合があります。

Q 6 - 3 医療記録以外では、製剤投与の事実を裁判手続の中で確認してもらうことはできないのですか。

(答)

これまでの裁判手続の中では、医療記録以外にも、患者への製剤投与の事実を直接に記憶する医師、看護師、助産師といった医療従事者による投与事実の証明・証言や、企業の保有する情報（注）等が、医療記録に代わる証拠として提出され、判断がなされています。

なお、医師、看護師、助産師といった医療従事者により投与事実を証明する場合には、これらの医療従事者に製剤投与時の状況を詳しくご説明いただくことが多くあります。

個別の事例については、弁護士等にご相談ください。

（注）企業が保有する情報の確認方法については、Q 6 - 8 をご参照ください。

Q 6 - 4 医療従事者が製剤投与の記憶がないなど、投与事実の証明が直接できない場合は、製剤投与の事実を裁判手続の中で確認してもらうことはできないのですか。

(答)

医療従事者が患者への製剤投与の事実を直接記憶していないなど、投与事実が直接証明できない場合であっても、

○医療記録や母子健康手帳等、患者の病状・症状が分かる書類

○医療機関に対する過去の診療体制や治療方針等に関する照会への回答

○医療従事者の製剤使用経験に関する証明・証言

○患者本人又は家族による記録・証言

など、製剤が投与されたとする当時の状況が分かる証拠が提出され、判断がなされることがあります。

なお、上記の証拠に基づき、製剤投与の事実が確認できるか否かの判断をするに当たっては当時、

○患者が製剤の効能・効果があるとされる病状・症状にあったか否か

○担当医師がどのような病状・症状の患者に製剤を使用する方針であったか

○医療機関に当該患者に投与するだけの量の製剤が納入・保管されていたかどうか

などといった観点から、検討がなされています。

個別の事例については、弁護士等にご相談ください。

Q6-5 裁判手続きでは証拠調べの一環として、医療関係者等へ証人尋問を行う場合がありますが、医療関係者はどのようなことについて尋問されるのでしょうか。

(答)

直接原告の診療に携わった医師などについて、事前に提出した陳述書の内容に不合理な点はないか等を調べるための裁判手続きが行われています。具体的には、以下のような事項について聞かれています。

○証人の診療経歴

○証人と原告との関係

○原告の病態において、証人が特定製剤を使用した事実

○原告の治療がなされた当時の証人の特定製剤の使用方法

○原告の治療がなされた当時の当該医療機関における特定製剤の納入・使用状況

○その他、その事件に関連する医学的な事項

かなり年数が経った事柄について聞かれることが多いですが、記憶する範囲内で回答していただくこととなります。

時間は様々ですが、裁判所は証人の診療や体調に配慮して実施しています。場所も、必ずしも裁判所の法廷で実施されているわけでもありません。また、証人が高齢であり身体が不自由である等、裁判所が認めた場合には付き添いする人を伴うこともあります。

Q 6 - 6 対象製剤が納入されていた医療機関を調べる方法がありますか。

(答)

厚生労働省のホームページにフィブリノゲン製剤等を納入していた医療機関名を掲載しています。

**【特定フィブリノゲン製剤関係】**

C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ

(フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表について)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000068791.html>

**【特定血液凝固第Ⅸ因子製剤関係】**

B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ

(血液凝固因子製剤納入先医療機関名等の公表について)

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/07/h0701-2/index.html>

(注) リスト中の特定製剤の項目に○が付された施設が、この法律の対象となる製剤の納入された医療機関です。

なお、インターネットをご利用いただけない場合には、お手数ですが、最寄りの保健所又は厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口(【連絡先】フリーダイヤル：0120-509-002 平日9:30~18:00)にお問い合わせください。

Q 6 - 7 裁判手続で必要とされる書類や情報などはどのように入手することができますか。

(答)

まずは、製剤を投与されたと考えられる医療機関やその後の治療を受けられた医療機関に問い合わせをされる方が多いようです。

また、委任を受けた弁護士に医療機関から提供できることもあるようですので、医療機関や弁護士等にご相談ください。

なお、医療記録については、裁判手続の中で、裁判所に申し立てることにより、裁判所を経由して入手することもできます。

Q6-8 製薬企業が患者情報をもっていると聞きましたが、どのように確認することができますか。

(答)

製薬企業において、医療機関からの「特定フィブリノゲン製剤」や「特定血液凝固第Ⅸ因子製剤」による肝炎等の副作用／感染症の報告を保有している場合がありますので、製薬企業にお問い合わせください。

【PPSB-ニチヤク以外の製薬企業】

田辺三菱製薬（株）（今後番号の変更があります）  
フリーダイヤル：0120-614-600（平日9:00～17:30）

【PPSB-ニチヤクの製薬企業】

日本製薬（株）総務・人事部  
フリーダイヤル：0120-03-8416（平日9:00～17:30）

なお、田辺三菱製薬（株）によれば、PPSB-ニチヤクを除く特定製剤に関して企業に保有されている副作用／感染症の報告については、廃院等の場合を除き投与された医療機関に情報提供がなされているとのことです。

また、日本製薬（株）によれば、PPSB-ニチヤクに関して企業に保有されている副作用／感染症の報告（2例）については、投与された医療機関に情報提供がなされているとのことです。

Q7 給付金を請求する前に亡くなってしまった場合には、給付金は受け取れなくなってしまうのですか。

(答)

給付金の支給を受けることができる方が、その請求をせずにお亡くなりになった場合には、その方の相続人が給付金の請求を行うことができます。

Q 8 - 1 給付金の額はいくらですか。

(答)

裁判手続の中で認められた症状に応じて、以下の額の給付金が支給されます。

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| ① 慢性C型肝炎の進行による肝硬変・肝がん・死亡 | 4,000万円 |
| ② 慢性C型肝炎                 | 2,000万円 |
| ③ ①・②以外（無症候性キャリア）        | 1,200万円 |

Q 8 - 2 以前、慢性C型肝炎に罹患していたのですが、治療の結果、治癒しました。こうした場合には、いくらを支給を受けることができますか。

(答)

獲得性の傷病について「特定フィブリノゲン製剤」や「特定血液凝固第Ⅸ因子製剤」の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方であれば、その後治癒した方であっても、支給の対象となります。

その際、給付金の額の基準となる症状は、裁判手続の中で判断されることとなります。例えば、慢性C型肝炎に罹患していた方が、治療の結果、治癒した場合であっても、裁判手続の中で慢性C型肝炎に罹患していたと認められれば、2,000万円が支給されることとなります。

Q 9 - 1 給付金をもらった後、症状が悪化した場合はどうなるのですか。

(答)

給付金が支給された後20年以内に症状が進行した場合には、追加給付金の支給を受けることができます。

その額は、進行した症状に応じた給付金の額と、既に支給された給付金の額との差額となります。

(注) 平成24年9月の法改正で延長

Q9-2 追加給付金の支給を受けるためには、再度、訴訟を提起しなければならないのですか。

(答)

追加給付金の支給に当たっては、症状が進行したことを証明する医師の診断書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出いただくことにより確認することになっていきますので、再度、訴訟を提起していただく必要はありません。

具体的には、Q11-2の手続をご覧ください。

Q10-1 給付金の請求はいつまでに行えばよいですか。

(答)

給付金については、原則として、法律の施行日から15年以内(2023年(令和5年)1月16日まで)に請求していただくことが必要です。

なお、2023年1月16日までに訴訟の提起等をしていた場合には、2023年1月17日以降であっても和解等が成立した日から1月以内に請求していただければよいことになっています。

(注1) 平成29年12月の法改正で延長

(注2) 法律の施行日の15年後は、2023年(令和5年)1月15日が該当しますが、日曜日のため、期限は同年1月16日となります。

Q10-2 追加給付金の請求はいつまでに行えばよいですか。

(答)

追加給付金については、症状が進行したことを知った日から、5年以内(注)に請求していただくことが必要です。なお、追加給付金は、給付金が支給された後20年以内に症状が進行した場合に支給されるものです。

(注) 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成29年法律第45号)により、令和2年4月1日より、「3年以内」から「5年以内」に改正されました。



Q11-1 給付金の請求はどのように行えばよいですか。

(答)

以下の書類を提出して、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に請求していただくことになっています。

- ① 製剤投与の事実、因果関係、症状を証明する和解調書等の正本又は謄本
- ② 給付金支給請求書（※）
- ③ 住民票の写し（注）その他の給付金支給請求書に記載した事実を証明する書類

なお、※印の用紙は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に備え付けています。また、同機構のホームページからもダウンロードして使用することができます。

（注）住民票の写しは市区町村から発行されたものをコピーせずにそのまま提出してください。

【機構ホームページ】

<http://www.pmda.go.jp/relief-services/hepatitis-c/0003.html>

Q11-2 追加給付金の請求はどのように行えばよいですか。

(答)

以下の書類を提出して、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に請求していただくことになっています。

- ① 症状が進行したことが分かる医師の診断書（※）
- ② 追加給付金支給請求書（※）
- ③ 住民票の写し（注）その他の追加給付金支給請求書に記載した事実を証明する書類

なお、※印の用紙は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に備え付けています。また、同機構のホームページからもダウンロードして使用することができます。

（注）住民票の写しは市区町村から発行されたものをコピーせずにそのまま提出してください。

**【機構ホームページ】**

<http://www.pmda.go.jp/relief-services/hepatitis-c/0003.html>

**Q12 給付金の請求に関する問い合わせはどこに行えばよいですか。**

(答)

給付金の支給は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行います。実際の請求に当たっては、裁判手続の中で製剤投与の事実、因果関係、症状について確認を受けていただいた上で、同機構までご相談ください。

その他、給付金の支給に関しご不明な点がございましたら、独立行政法人医薬品医療機器総合機構までお問い合わせください。

**【連絡先】** フリーダイヤル： 0120-780-400

**【受付時間】** 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）  
9:00～17:00

**【給付金等の支給の仕組みに関する情報ページ】**

<http://www.pmda.go.jp/relief-services/hepatitis-c/0001.html>

**Q13 給付金や追加給付金には、税金がかかるのですか。**

(答)

給付金や追加給付金には、所得税等の税金はかからないこととされています。

Q14 給付金のほかに肝炎患者に対する医療費の助成などの支援制度はありますか。

(答)

B型・C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療、B型ウイルス性肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型肝炎のインターフェロンフリー治療への医療費の助成に関する制度があり、所得に応じて、治療費に対する自己負担限度額が軽減されます。

詳しくは、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

【肝炎治療に対する医療費の助成に関する情報ページ】

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/080328\\_josei.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/080328_josei.html)

## 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法前文

フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入し、多くの方々が感染するという薬害事件が起き、感染被害者及びその遺族の方々は、長期にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられている。

政府は、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについての責任を認め、感染被害者及びその遺族の方々に心からおわびすべきである。さらに、今回の事件の反省を踏まえ、命の尊さを再認識し、医薬品による健康被害の再発防止に最善かつ最大の努力をしなければならない。

もとより、医薬品を供給する企業には、製品の安全性の確保等について最善の努力を尽くす責任があり、本件においては、そのような企業の責任が問われるものである。

C型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々からフィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤の製造等を行った企業及び国に対し、損害賠償を求める訴訟が提起されたが、これまでの五つの地方裁判所の判決においては、企業及び国が責任を負うべき期間等について判断が分かれ、現行法制の下で法的責任の存否を争う訴訟による解決を図ろうとすれば、さらに長期間を要することが見込まれている。

一般に、血液製剤は適切に使用されれば人命を救うために不可欠の製剤であるが、フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤によってC型肝炎ウイルスに感染した方々が、日々、症状の重篤化に対する不安を抱えながら生活を営んでいるという困難な状況に思いをいたすと、我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。しかしながら、現行法制の下でこれらの製剤による感染被害者の方々の一律救済の要請にこたえるには、司法上も行政上も限界があることから、立法による解決を図ることとし、この法律を制定する。

## 内閣総理大臣の談話

平成20年1月11日

本日、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法が成立いたしました。

これら製剤による感染被害者とその遺族の方々は、これまで長きにわたって、心身ともに言葉に尽くせないほどのご苦勞があったと思います。感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止できなかつたことについて、率直に国の責任を認めなければなりません。感染被害者とその遺族の皆さまに心からお詫び申し上げます。

私自身、一日も早くこの問題を解決したいと思ってまいりました。大阪高等裁判所における和解協議にも誠実に対応してまいりましたが、地方裁判所ごとに異なる内容の判決が出されてきたC型肝炎訴訟について、司法の判断を踏まえつつ、一方でこれらの製剤による感染被害者の方々の一律救済の要請に応えるには、現行法制の下では限界があり、議員立法による全面解決を決断いたしました。

一日も早い救済を実現するために、与党と弁護団との精力的な協議、迅速な立法化作業、会派を超えて国会での速やかな対応が行われ、本日、法案が成立し、長年にわたるC型肝炎訴訟の解決が図られることになりました。心より感謝を申し上げます。

感染被害者の方々は、国に対し、肝炎対策の充実を要請してこられました。その懸命な活動が一つの契機となり、政府・与党において肝炎対策について真剣に検討を進めることになりました。

その結果、無料で受けられる肝炎ウイルス検査を拡大するとともに、来年度から国と地方公共団体が協力して7か年で総額1800億円規模のインターフェロン治療に対する医療費助成を行うこと等を内容とする新たな肝炎総合対策を実施することといたしております。これにより、肝炎の早期発見、そして必要な方々すべての早期治療が進むことを期待いたしております。

さらに、今回の事件の反省に立ち、薬害を繰り返してはならないとの決意のもと、命の尊さを再認識し、医薬品による健康被害の再発防止に向けた医薬品行政の見直しに取り組んでまいります。

改めて、長年にわたる感染被害者の方々のご労苦にお詫び申し上げますとともに、再発防止に最善、最大の努力を重ねることをお約束いたします。

## 和解基本合意書調印式における厚生労働大臣談話

本日ここに、薬害肝炎全国原告団及び弁護団の方々にあらためてお会いし、ただいま訴訟の和解に向けた基本合意書に調印をいたしました。

フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤による感染被害者とその遺族の方々は、これまで長年にわたり大変なご苦労があったと思います。感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止できなかったことについて、率直に国の責任を認めるとともに、感染被害者とその遺族の皆様にご心からお詫び申し上げます。また、お亡くなりになられた方々に対し、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、療養を続けておられる方々やご家族の皆様にご心からお見舞い申し上げます。

去る11日に、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」が両院ともに全会一致により成立いたしました。

昨年12月23日に議員立法で全面解決を図るという福田総裁のご決断があり、その後、与党の関係者の方々の大変なご尽力、さらに国会での会派を超えた賛同と迅速な対応をいただいで速やかに法律が成立し、解決の道筋がつきましたことに感謝を申し上げますとともに、この法律に基づく給付金の支払いが円滑に行われますよう、万全の準備を進めてまいります。

また、製剤の納入医療機関の公表等により、製剤の投与を受けた方々の確認を促進し、肝炎ウイルス検査を受けることを勧奨するとともに、広く法律の内容の周知を図ってまいります。

そして、本日の基本合意書でお約束しました、本件事件の第三者機関での検証、原告・弁護団との継続的な協議の場の設定についても、順次、実行に移してまいります。

申し上げるまでもなく薬害は二度とあってはなりません。今回の反省に立って、命の尊さを決して忘れることなく、患者の方々お一人お一人に常に思いをいたしながら、医薬品行政の見直しに取り組

み、再発防止に向けた具体策を検討して参ります。

また、皆様の肝炎対策の充実に向けての活動が契機となり、肝炎対策が大きく前進しつつあります。

来年度からは「肝炎治療7カ年計画」に基づく総額1800億円規模のインターフェロン治療に対する医療費助成などを推進して参ります。

改めて、長年にわたる感染被害者の方々のご労苦にお詫び申し上げるとともに、厚生労働大臣として、命の尊さを改めて深く認識し、薬害の再発防止、肝炎の早期発見、治療体制の充実に全力を尽くすことをお約束いたします。



薬生発 0331 第 33 号  
令和 2 年 3 月 31 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

### 医薬品の範囲に関する基準の一部改正について

人が経口的に服用する物が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する医薬品に該当するか否かについては、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和 46 年 6 月 1 日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知。以下「通知」という。）により判断してきたところですが、今般、通知の一部を別紙のとおり改正しますので、下記の改正の趣旨等を御了知の上、貴管下関係業者に対する指導取締りにおいて御留意をお願いします。

### 記

#### 1 改正の趣旨

通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」の別添 2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び別添 3「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」の内容を、「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和 2 年 3 月 31 日付け薬生監麻発 0331 第 9 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）に規定することに伴い、別添 2 及び別添 3 を削る等、所要の改正を行うこととした。

無承認無許可医薬品の指導取締りについて

(昭和46年6月1日 薬発第476号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

改正	昭和58年4月1日	薬発第273号
	昭和62年9月22日	薬発第827号
	平成2年11月22日	薬発第1179号
	平成10年3月31日	医薬発第344号
	平成12年4月5日	医薬発第392号
	平成13年3月27日	医薬発第243号
	平成14年11月15日	医薬発第1115003号
	平成16年3月31日	薬食発第0331009号
	平成19年4月17日	薬食発第0417001号
	平成21年2月20日	薬食発第0220001号
	平成23年1月20日	薬食発0120第1号
	平成24年1月23日	薬食発0123第3号
	平成25年7月10日	薬食発0710第2号
	平成27年4月1日	薬食発0401第2号
	平成27年12月28日	薬生発1228第4号
	平成28年10月12日	薬生発1012第1号
	平成30年4月18日	薬生発0418第4号
	平成31年3月22日	薬生発0322第2号
	令和2年3月31日	薬生発0331第33号

昨今、その本質、形状、表示された効能効果、用法用量等から判断して医薬品とみなされるべき物が、食品の名目のもとに製造（輸入を含む。以下同じ。）販売されている事例が少なからずみうけられている。

かかる製品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（以下「法」という。）において、医薬品として、その製造、販売、品質、表示、広告等について必要な規制を受けるべきものであるにもかかわらず、食品の名目で製造販売されているため、

- (1) 万病に、あるいは、特定疾病に効果があるかのごとく表示広告されることにより、これを信じて服用する一般消費者に、正しい医療を受ける機会を失わせ、疾病を悪化させるなど、保健衛生上の危害を生じさせる、
- (2) 不良品及び偽薬品が製造販売される、
- (3) 一般人の間に存在する医薬品及び食品に対する概念を崩壊させ、医薬品の正しい使用が損われ、ひいては、医薬品に対する不信感を生じさせる、
- (4) 高貴な成分を配合しているかのごとく、あるいは特殊な方法により製造したかのごとく表示広告して、高価な価格を設定し、一般消費者に不当な経済的負担を負わ

せる、  
等の弊害をもたらすおそれのある事例がみられている。

このため、従来より各都道府県の協力をえて、法等の規定に基づく厳重な指導取締りを行なってきたところであるが、業者間に認識があさく、現在、なお医薬品の範囲に属する物であるにもかかわらず、食品として製造販売されているものがみられることは極めて遺憾なことである。

については、今般、今まで報告されてきた事例等を参考として、人が経口的に服用する物のうち「医薬品の範囲に関する基準」（以下「基準」という。）を別紙のとおり定めたので、今後は、下記の点に留意のうえ、貴管下関係業者に対して、遺憾のないように指導取締りを行なわれたい。

## 記

1. 医薬品の該当性については、法第2条における定義に照らし合わせて判断されるべきものであり、本基準は、当該判断に資するよう、過去の判断を例示しているものであることから、医薬品の該当性は、その目的、成分本質（原材料）等を総合的に検討の上、判断すること。
2. 基準により医薬品の範囲に属する物は、法の規制を受けるべきものであるので、この旨関係業者に周知徹底し、同法の規定に基づく承認及び許可を受けたものでなければ、製造販売しないよう強力に指導されたいこと。なお、その表示事項、形状等の改善により、食品として製造販売する物にあっては、表示事項については直ちに、また、形状等については、昭和46年11月までに所要の改善措置を講じさせること。
3. これらの指導にもかかわらず、基準により医薬品の範囲に属する物を食品として製造販売する業者に対しては、法及びその他の関連法令に基づき、告発等の厳重な措置を講じられたいこと。
4. ドリンク剤及びドリンク剤類似清涼飲料水の取扱いについては、今後とも、基準準中専ら医薬品として使用される物として例示したような成分本質の物についても、清涼飲料水に配合しないよう指導されたいこと。

(別紙)

## 医薬品の範囲に関する基準

人が経口的に服用する物が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項第2号又は第3号に規定する医薬品に該当するか否かは、医薬品としての目的を有しているか、又は通常人が医薬品としての目的を有するものであると認識するかどうかにより判断することとなる。通常人が同項第2号又は第3号に掲げる目的を有するものであると認識するかどうかは、その物の成分本質（原材料）、形状（剤型、容器、包装、意匠等をいう。）及びその物に表示された使用目的・効能効果・用法用量並びに販売方法、販売の際の演述等を総合的に判断すべきものである。

したがって、医薬品に該当するか否かは、個々の製品について、上記の要素を総合的に検討のうえ判定すべきものであり、その判定の方法は、Ⅰの「医薬品の判定における各要素の解釈」に基づいて、その物の成分本質（原材料）を分類し、効能効果、形状及び用法用量が医薬品的であるかどうかを検討のうえ、Ⅱの「判定方法」により行うものとする。

ただし、次の物は、原則として、通常人が医薬品としての目的を有するものであると認識しないものと判断して差し支えない。

- 1 野菜、果物、調理品等その外観、形状等から明らかに食品と認識される物
- 2 健康増進法（平成14年法律第103号）第26条の規定に基づき許可を受けた表示内容を表示する特別用途食品
- 3 食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づき制定された食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第10号の規定に基づき届け出た表示内容を表示する機能性表示食品

### Ⅰ 医薬品の判定における各要素の解釈

#### 1 物の成分本質（原材料）からみた分類

物の成分本質（原材料）が、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）であるか否かについて、別添「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」（以下「判断基準」という。）により判断することとする。

なお、その物がどのような成分本質（原材料）の物であるかは、その物の成分、本質、起源、製法等についての表示、販売時の説明、広告等の内容に基づいて判断して差し支えない。

判断基準の1. に該当すると判断された成分本質（原材料）については、「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和2年3月31日付け薬生監麻発0331第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「例示通知」という。）の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」

にその例示として掲げることとする。

なお、例示通知掲げられた成分本質（原材料）であっても、医薬部外品として承認を受けた場合には、当該成分本質（原材料）が医薬部外品の成分として使用される場合がある。

また、判断基準の1. に該当しないと判断された成分本質（原材料）については、関係者の利便を考え、参考として例示通知の別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に例示として掲げることとする。

なお、当該リストは医薬品の該当性を判断する際に参考とするために作成するものであり、食品としての安全性等の評価がなされたもののリストではないことに留意されたい。

## 2 医薬品的な効能効果の解釈

その物の容器、包装、添付文書並びにチラシ、パンフレット、刊行物、インターネット等の広告宣伝物あるいは演述によって、次のような効能効果が表示説明されている場合は、医薬品的な効能効果を標ぼうしているものとみなす。また、名称、含有成分、製法、起源等の記載説明においてこれと同様な効能効果を標ぼうし又は暗示するものも同様とする。

なお、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第11号の規定に基づき、内閣総理大臣が定める基準に従い、栄養成分の機能の表示をする栄養機能食品（以下「栄養機能食品」という。）にあつては、その表示等を医薬品的な効能効果と判断しないこととして差し支えない。

### （一） 疾病の治療又は予防を目的とする効能効果

（例） 糖尿病、高血圧、動脈硬化の人に、胃・十二指腸潰瘍の予防、肝障害・腎障害をなおす、ガンがよくなる、眼病の人のために、便秘がなおる等

### （二） 身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効能効果

ただし、栄養補給、健康維持等に関する表現はこの限りでない。

（例） 疲労回復、強精（強性）強壯、体力増強、食欲増進、老化防止、勉学能力を高める、回春、若返り、精力をつける、新陳代謝を盛んにする、内分泌機能を盛んにする、解毒機能を高める、心臓の働きを高める、血液を浄化する、病気に対する自然治癒能力が増す、胃腸の消化吸収を増す、健胃整腸、病中・病後に、成長促進等

### （三） 医薬品的な効能効果の暗示

#### （a） 名称又はキャッチフレーズよりみて暗示するもの

（例） 延命〇〇、〇〇の精（不死源）、〇〇の精（不老源）、薬〇〇、不老長寿、百寿の精、漢方秘法、皇漢処方、和漢伝方等

#### （b） 含有成分の表示及び説明よりみて暗示するもの

（例） 体質改善、健胃整腸で知られる〇〇〇〇を原料とし、これに有用成分を添加、相乗効果をもつ等

#### （c） 製法の説明よりみて暗示するもの

- (例) 本邦の深山高原に自生する植物〇〇〇〇を主剤に、△△△、×××等の薬草を独特の製造法（製法特許出願）によって調製したものである。等
- (d) 起源、由来等の説明よりみて暗示するもの
- (例) 〇〇〇という古い自然科学書をみると胃を開き、藨（うつ）を散じ、消化を助け、虫を殺し、痰なども無くなるとある。こうした経験が昔から伝えられたが故に食膳に必ず備えられたものである。等
- (e) 新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話、学説、経験談などを引用又は掲載することにより暗示するもの
- (例) 医学博士〇〇〇〇の談  
「昔から赤飯に〇〇〇をかけて食べると癌にかからぬといわれている。……癌細胞の脂質代謝異常ひいては糖質、蛋白代謝異常と〇〇〇が結びつきはしないかと考えられる。」等

### 3 医薬品的な形状の解釈

錠剤、丸剤、カプセル剤及びアンプル剤のような剤型は、一般に医薬品に用いられる剤型として認識されてきており、これらの剤型とする必要のあるものは、医薬品的性格を有するものが多く、また、その物の剤型のほかに、その容器又は被包の意匠及び形態が市販されている医薬品と同じ印象を与える場合も、通常人が当該製品を医薬品と認識する大きな要因となっていることから、原則として、医薬品的形状であった場合は、医薬品に該当するとの判断が行われてきた。

しかし、現在、成分によって、品質管理等の必要性が認められる場合には、医薬品的形状の錠剤、丸剤又はカプセル剤であっても、直ちに、医薬品に該当するとの判断が行われておらず、実態として、従来、医薬品的形状とされてきた形状の食品が消費されるようになってきていることから、「食品」である旨が明示されている場合、原則として、形状のみによって医薬品に該当するか否かの判断は行わないこととする。ただし、アンプル形状など通常の食品としては流通しない形状を用いることなどにより、消費者に医薬品と誤認させることを目的としていると考えられる場合は、医薬品と判断する必要がある。

### 4 医薬品的な用法用量の解釈

医薬品は、適応疾病に対し治療又は予防効果を発揮し、かつ、安全性を確保するために、服用時期、服用間隔、服用量等の詳細な用法用量を定めることが必要不可欠である。したがって、ある物の使用方法として服用時期、服用間隔、服用量等の記載がある場合には、原則として医薬品的な用法用量とみなすものとし、次のような事例は、これに該当するものとする。ただし、調理の目的のために、使用方法、使用量等を定めているものについてはこの限りでない。

一方、食品であっても、過剰摂取や連用による健康被害が起きる危険性、その他合理的な理由があるものについては、むしろ積極的に摂取の時期、間隔、量等の摂取の際の目安を表示すべき場合がある。

これらの実態等を考慮し、栄養機能食品にあっては、時期、間隔、量等摂取の方法

を記載することについて、医薬品的用法用量には該当しないこととして差し支えない。

ただし、この場合においても、「食前」「食後」「食間」など、通常の食品の摂取時期等とは考えられない表現を用いるなど医薬品と誤認させることを目的としていると考えられる場合においては、引き続き医薬品的用法用量の表示とみなすものとする。

- (例) 1日2～3回、1回2～3粒  
1日2個  
毎食後、添付のサジで2杯ずつ  
成人1日3～6錠  
食前、食後に1～2個ずつ  
お休み前に1～2粒

## II 判定方法

人が経口的に服用する物について、Iの「医薬品の判定における各要素の解釈」に基づいて、その成分本質（原材料）を分類し、その効能効果、形状及び用法用量について医薬品的であるかどうかを検討のうえ、以下に示す医薬品とみなす範囲に該当するものは、原則として医薬品とみなすものとする。なお、2種以上の成分が配合されている物については、各成分のうちいずれかが医薬品と判定される場合は、当該製品は医薬品とみなすものとする。

ただし、当該成分が薬理作用の期待できない程度の量で着色、着香等の目的のために使用されているものと認められ、かつ、当該成分を含有する旨標ぼうしない場合又は当該成分を含有する旨標ぼうするが、その使用目的を併記する場合等総合的に判断して医薬品と認識されるおそれのないことが明らかな場合には、この限りでない。

医薬品とみなす範囲は次のとおりとする。

- (一) 効能効果、形状及び用法用量の如何にかかわらず、判断基準の1. に該当する成分本質（原材料）が配合又は含有されている場合は、原則として医薬品の範囲とする。
- (二) 判断基準の1. に該当しない成分本質（原材料）が配合又は含有されている場合であって、以下の①から③に示すいずれかに該当するものにあつては、原則として医薬品とみなすものとする。
  - ① 医薬品的な効能効果を標ぼうするもの
  - ② アンプル形状など専ら医薬品的形状であるもの
  - ③ 用法用量が医薬品的であるもの

## (別添1) 食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いについて

### 1. 「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)」の考え方

#### (1) 専ら医薬品としての使用実態のある物

解熱鎮痛消炎剤、ホルモン、抗生物質、消化酵素等専ら医薬品として使用される物

#### (2) (1)以外の動植物由来物(抽出物を含む。)、化学的合成品等であって、次のいずれかに該当する物。ただし、一般に食品として飲食に供されている物を除く。

- ① 毒性の強いアルカロイド、毒性タンパク等、その他毒劇薬指定成分(別紙参照)に相当する成分を含む物(ただし、食品衛生法で規制される食品等に起因して中毒を起こす植物性自然毒、動物性自然毒等を除く)
- ② 麻薬、向精神薬及び覚せい剤様作用がある物(当該成分及びその構造類似物(当該成分と同様の作用が合理的に予測される物に限る)並びにこれらの原料植物)
- ③ 処方せん医薬品に相当する成分を含む物であって、保健衛生上の観点から医薬品として規制する必要性がある物

注1) ビタミン、ミネラル類及びアミノ酸(別紙参照)を除く。ただし、ビタミン誘導体については、食品衛生法の規定に基づき使用される食品添加物である物を除き、例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に記載される物とみなす。

注2) 当該成分本質(原材料)が薬理作用の期待できない程度の量で着色、着香等の目的のために使用されているものと認められ、かつ、当該成分本質(原材料)を含有する旨標ぼうしない場合又は当該成分本質(原材料)を含有する旨標ぼうするが、その使用目的を併記する場合等総合的に判断して医薬品と認識されるおそれがないことが明らかな場合には、例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に記載されていても、医薬品とみなさない。

注3) 例示通知の別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に記載されている原材料であっても、水、エタノール以外の溶媒による抽出を行った場合には、当該抽出成分について、上記の考え方に基づいて再度検討を行い、例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に記載すべきかどうか評価する。

### 2. 新規成分本質(原材料)の判断及び判断する際の手続き

- (1) 例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」にも、例示通知の別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」にも記載されていない成分本質(原材料)を含む製品を輸入販売又は製造する事業者は、あらかじめ、当該成分本質(原材料)の学名、使用部位、薬理作用又は生理作用、毒性、麻薬・覚せい剤様作用、国内外での医薬品としての承認前例の有無、食習慣等の資料を都道府県薬務担当課(室)を通じ



て、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課あて提出し、その判断を求めることができる。

(2) 監視指導・麻薬対策課は、提出された資料により、上記1の考え方に基づき学識経験者と協議を行い、専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)への該当性を判断する。この場合、事業者に対し追加資料の要求をする場合がある。

(3) 監視指導・麻薬対策課は、例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に該当せず、効能効果の標ぼう等からみて食品としての製造(輸入)、販売等が行われる場合には、食品安全部関係各課(室)に情報提供を行う。

また、当該リストは定期的に公表するものとする。

### 3. その他

例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」及び例示通知の別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」は、今後、新たな安全性に関する知見等により、必要に応じて変更することがある。

#### (参考)

ハーブについては、次の文献等を参考にする。

- ・ Jeffrey B. Harborne FRS, Herbert Baxter : Dictionary of Plant Toxins, Willey
- ・ The Complete German Commission E Monographs Therapeutic Guide to Herbal Medicines(The American Botanical Council)
- ・ Botanical Safety Handbook(American Herbal Products Association)
- ・ Richard Evans Schultes, Albert Hofmann : The Botany and Chemistry of Hallucinogens, Charles C. Thomas Publisher
- ・ Poisonous Plants : Lucia Woodward
- ・ WHO monographs on selected medicinal plants
- ・ John H. Wiersema, Blanca Leon : World Economic Plants
- ・ 中薬大辞典 : 小学館
- ・ 和漢薬 : 医歯薬出版株式会社

(別紙)

○毒薬・劇薬指定基準（注略）

(1) 急性毒性（概略の致死量：mg/kg）が次のいずれかに該当するもの。

- 1) 経口投与の場合、毒薬が30mg/kg、劇薬が300mg/kg以下の値を示すもの。
- 2) 皮下投与の場合、毒薬が20mg/kg、劇薬が200mg/kg以下の値を示すもの。
- 3) 静脈内（腹腔内）投与の場合、毒薬が10mg/kg、劇薬が100mg/kg以下の値を示すもの。

(2) 次のいずれかに該当するもの。なお、毒薬又は劇薬のいずれに指定するかは、その程度により判断する。

- 1) 原則として、動物に薬用量の10倍以下の長期連続投与で、機能又は組織に障害を認めるもの
- 2) 通例、同一投与法による致死量と有効量の比又は毒性勾配から、安全域が狭いと認められるもの
- 3) 臨床上中毒量と薬用量が極めて接近しているもの
- 4) 臨床上薬用量において副作用の発現率が高いもの又はその程度が重篤なもの
- 5) 臨床上蓄積作用が強いもの
- 6) 臨床上薬用量において薬理作用が激しいもの

○注1に規定するアミノ酸は、以下のとおりとする。

- ・アスパラギン、アスパラギン酸、アラニン、アルギニン、イソロイシン、グリシン、グルタミン、グルタミン酸、シスチン、システイン、セリン、チロシン、トリプトファン、トレオニン、バリン、ヒスチジン、4-ヒドロキシプロリン、ヒドロキシリジン、フェニルアラニン、プロリン、メチオニン、リジン、ロイシン

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課長  
( 公 印 省 略 )

### 食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示

人が経口的に服用する物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する医薬品に該当するか否かについては、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和 46 年 6 月 1 日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知。以下「局長通知」という。）により判断してきたところです。

今般、局長通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」（以下「基準」という。）の別添 2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び別添 3「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」を削り、別添 2 及び別添 3 の内容を本通知に規定することとしますので、下記の改正の趣旨等を御了知の上、貴管下関係業者に対する指導取締りにおいて御留意をお願いします。

なお、局長通知の別添 2 及び別添 3 の内容を本通知の別添 1 及び別添 2 に規定するに当たり、下記のとおり「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」を変更していることもお知らせいたします。

### 記

#### 1 リスト変更の趣旨

都道府県から提出のあった個別成分本質（原材料）（※）について、基準の別添「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」に基づき、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）に該当するかどうか等の判断を行い、本通知の別添 1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び別添 2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原

材料) リスト」に規定した。

※企業等が製造又は輸入して販売しようとする物に含有されている成分及び  
いわゆる健康食品の買上調査において検出されている成分。

## 2 変更の概要

(1) 以下の成分本質（原材料）について、別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に規定する。

### 1. 植物由来物等

名称	他名等	部位等	備考
エンベリア		果実	
カイコウズ		全草	
カンレンボク	キジュ	全草	
クジチョウ		全草	
ケイコツソウ		全草	
コオウレン	Picrorhiza kurrooa/Picrorhiza	茎・根茎	
ダイフクヒ	ビンロウ/ビンロウジ	果皮・種子	
ハナビシソウ		全草	
ヒヨドリジョウゴ	ハクエイ/ハクモウトウ	全草	
ヒルガオ		根	地上部は「非医」
ルリヒエンソウ	ラークスパー	全草	

(2) 以下の成分本質（原材料）について、別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に規定する。

### 1. 植物由来物等

名称	他名等	部位等	備考
テフ	Tef、Teff	果実	
ヒルガオ		地上部	根は「医」

### 3. その他（化学物質等）

名称	他名等	部位等	備考
β-ニコチンアミドモノヌクレオチド	Nicotinamide mononucleotide、NMN		
ニコチンアミドリボシドクロライド	Nicotinamide riboside chloride		

(別添1)

○専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト

1. 植物由来物等

(例)

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
アラビアチャノキ		葉	
アルニカ		全草	
アロエ	キュラソー・アロエ/ケーブ・アロエ	葉の液汁	根・葉肉は「非医」、キダチアロエの葉は「非医」
イチイ	アララギ	枝・心材・葉	果実は「非医」
イヌサフラン		種子	
イリス		根茎	
イレイセン	シナボタンヅル	根・根茎	葉は「非医」
インチンコウ	カワラヨモギ	花穂・帯花全草	
インドサルサ		根	
インドジャボク属	インドジャボク/ラウオルフィア	根・根茎	
インヨウカク	イカリソウ	全草	
ウィザニア	アシュワガンダ	全草	
ウマノスズクサ属		全草	
ウヤク	テンダイウヤク	根	葉・実は「非医」
ウワウルシ	クマコケモモ	葉	
ウンカロアポ		根	
エイジツ	ノイバラ	果実・偽果	
エニシダ		枝・葉	花は「非医」
エンゴサク	エゾエンゴサク	塊茎	
エンジュ	カイカ/カイカク	花・花蕾・果実	葉・サヤは「非医」
エンベリア		果実	
オウカコウ	クソニンジン	帯果・帯花枝葉	
オウカシ		根・葉	
オウカボ	キンゴジカ	全草	
オウギ	キバナオウギ/ナイモウオウギ	根	茎・葉は「非医」
オウゴン	コガネバナ/コガネヤナギ	根	茎・葉は「非医」
オウバク	キハダ	樹皮	葉・実は「非医」
オウヒ	ヤマザクラ	樹皮	
オウレン	キクバオウレン	根茎・ひげ根	葉は「非医」
オシダ		根茎・葉基	
オノニス		根・根茎	
オモト		根茎	
オンジ	イトヒメハギ	根	
カイコウズ		全草	
カISOウ<海葱>属		鱗茎	カISOウ<海藻>の全藻は「非医」
カイトウヒ		樹皮	
カクコウ	Incarvillea sinensis	全草	
カゴソウ	ウツボグサ	全草	
カシ	ミロバラン	果実	
カシュウ	ツルドクダミ	塊根	茎・葉は「非医」
カスカラサグラダ		樹皮	
カッコウ	パチヨリ	地上部	
カクコン	クズ	根	種子・葉・花・クズ澱粉は「非医」
カクシア・アウリキュラータ	ミミセンナ/Cassia auriculata	樹皮	
カバ	カバカバ/シャカオ	全草	kawakawaは「医」
カラバル豆		豆	
カロコン	オオカラスウリ/キカラスウリ/シナカラスウリ	根	果実・種子は「非医」
カロライナジャスミン		全草	
kawakawa	Macropiper excelsum	全草	カバは「医」
カワミドリ		地上部	
カワラタケ		菌糸体	子実体は「非医」
カンショウコウ		根	
カントウカ	フキタンポポ	花蕾	葉・幼若花茎は「非医」
カンレンボク	キジュ	全草	
キササゲ	シジツ/トウキササゲ	果実	
キナ	アカキナノキ	根皮・樹皮	
キョウカツ		根・根茎	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
キョウニン	アンズ/クキョウニン/ホンアンズ	種子	カンキョウニンは「非医」
キンリュウカ属	ストロファンツス/Strophanthus属	種子・木部	
グアシャトンガ		葉	
クジン	クララ	根	
クスノハガシワ		樹皮	
クジチョウ		全草	
グラビオラ	サーサップ/トゲバンレイシ/オランダドリアン	種子	果実は「非医」
グリフォニア・シンプリシフォリア		種子	
クロウメモドキ属	ソリシ/Rhamnus属	果実	
ケイガイ		全草	
ケイコツソウ		全草	
ケシ		全草(発芽防止処理された種子・種子油は除く)	発芽防止処理された種子・種子油は「非医」
ケファエリス属	トコン/Cephaelis属	根	
ケンゴシ	アサガオ	種子	葉・花は「非医」
ゲンジン	ゴマノハグサ	根	
ゲンチアナ		根・根茎	花は「非医」
ゲンノショウコ		地上部	
コウブシ	サソウ/ハマスゲ	根茎	
コウブン	コマントウ	全草	
コウボク	ハウノキ	樹皮	
コウホン		根・根茎	
コオウレン	Picrorhiza kurrooa/Picrorhiza scrophulariaeflora	茎・根茎	
ゴールドデンシール	カナダヒドラスチス	根茎	
コケモモヨウ	コケモモ	葉	果実は「非医」
ゴシツ	イノコヅチ/ヒナタイノコヅチ	根	
ゴシユユ	ホンゴシユユ	果実	
コジョウコン	イタドリ	根茎	若芽は「非医」
ゴボウシ	ゴボウ	果実	根・葉は「非医」
ゴミシ	チョウセンゴミシ	果実	
コロシントウリ		果実	
コロンボ		根	
コンズランゴ		樹皮	
コンドデンドロン属	コンドデロデンドロン属/バリエラ/パレイラ根	樹皮・根	
コンミフォラ属	アラビアモツヤク/モツヤク/モツヤクジュ/ミルラ/Commiphora属	全木(ガムググルの樹脂を除く)	ガムググル(Commiphora mukul)の樹脂は「非医」
サイコ	ミシマサイコ	根	葉は「非医」
サイシン	ウスバサイシン/ケイリンサイシン	全草	
サビナ		枝葉・球果	
サルカケミカン		茎	
サワギキョウ		全草	
サンキライ	ケナシサルトリイバラ/Smilax glabra	塊茎・根茎	葉は「非医」、サンキライ以外のシオデ属の葉・根は「非医」
サンズコン		根・根茎	
ジオウ	アカヤジオウ/カイケイジオウ	茎・根	
シオン		根・根茎	
ジギタリス属	Digitalis属	葉	
シキミ	ハナノキ	実	
ジコッピ	クコ	根皮	果実・葉は「非医」
シコン	ムラサキ	根	
シッサス・クアドラングラリス	ヒスイカク	全草	
シツリシ	ハマビシ	果実	
シマハスノハカズラ	フンボウイ/Stephania tetrandia	茎・茎根	
シャクヤク		根	花は「非医」
ジャショウ	オカゼリ	果実・茎・葉	果実はジャショウシともいう

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
シュクシャ	シャジン<砂仁>/シュクシャ ミツ	種子の塊・成熟果実	シャジン<沙参>の根は「非 医」
ショウブコン	カラムスコン/ショウブ	根茎	
ショウボクヒ	クヌギ/ボクソク	樹皮	
ショウマ	サラシナショウマ	根茎	アカショウマの根は「非医」
ショウリク	ヤマゴボウ/ <i>Phytolacca esculenta</i>	根	ヤマゴボウ ( <i>Cirsium dipsacolepis</i> ) の根は「非医」
シンイ	コブシ/タムシバ	花蕾	
ジンコウ		材・樹脂	
スイサイ	ミツガシワ	葉	
スカルキヤップ		根	根以外は「非医」
スズラン		全草	
セイコウ	カワラニンジン	帯果・帯花枝葉	
セイヨウトチノキ		種子	樹皮・葉・花・芽は「非医」、トチ ノキの種子は「非医」
セイヨウヤドリギ	ソウキセイ/ヤドリギ	枝葉梢・茎・葉	
セキサン	ヒガンバナ/マンジュシヤゲ	鱗茎	
セキショウコン	セキショウ	根茎	茎は「非医」
セキナンヨウ	オオカナメモチ/シヤクナゲ	葉	
セネガ	ヒロハセネガ	根	
センキュウ		根茎	葉は「非医」
ゼンコ		根	
センコツ	コウホネ	根茎	茎は「非医」
センソウ<茜草>	アカネ/アカミノアカネ/セイソ ウ	根	センソウ<仙草>の全草は「非 医」
センダン	クレンシ/クレンピ/トキワセン ダン/ <i>Melia azedarach</i>	果実・樹皮	葉は「非医」、トウセンダン ( <i>Melia toosendan</i> ) の果実・樹 皮は「医」
センナ	アレキサンドリア・センナ/チン ネベリ・センナ	果実・小葉・葉柄・葉軸	茎は「非医」
センブクカ	オグルマ	花	
センブリ	トウヤク	全草	
ソウカ		果実	
ソウシシ	トウアズキ	種子	
ソウジシ	オナモミ	果実	
ソウジュツ	ホソバオケラ	根茎	
ソウハクヒ	クワ/マグロ	根皮	葉・花・実(集合果)は「非医」
ソテツ		種子	
ソボク	スオウ	心材	
ダイオウ	ヤクヨウダイオウ	根茎	葉は「非医」
ダイフクヒ	ビンロウ/ビンロウジ	果皮・種子	
タクシャ	サジオモダカ	塊茎	
ダミアナ		葉	
タユヤ		根	
タンジン		根	葉は「非医」
チクジョ		稈の内層	
チクセツニンジン	トチバニンジン	根茎	
チノスポラ・コルディフォ リア	<i>Tinospora cordifolia</i>	全草	
チモ	ハナスゲ	根茎	
チョウセンアサガオ属	チョウセンアサガオ	種子・葉・花	
チョウトウコウ	カギカズラ/トウカギカズラ	とげ	葉は「非医」
チョレイ	チョレイマイタケ	菌核	
デンドロビウム属	セッコク/ホンセッコク / <i>Dendrobium</i> 属	茎	
デンナンショウ		塊茎	
デンマ	オニノヤガラ	塊茎	
デンモンドウ	クサスギカズラ	根	種子・葉・花は「非医」
トウガシ	トウガ	種子	果実は「非医」
トウキ	オニノダケ/カラトウキ	根	葉は「非医」
トウジン	ヒカゲノツルニンジン	根	
トウシンソウ	イ/イグサ/ <i>Juncus effusus</i>	全草	地上部の熱水抽出(100℃8分 以上又は同等以上の方法)後 の残渣は「非医」

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
トウセンダン	クレンシ/クレンピ/センレンシ/ /Melia toosendan	果実・樹皮	センダン(Melia azedarach)の 果実・樹皮は「医」、センダン (Melia azedarach)の葉は「非 医」
トウニン		種子	葉・花は「非医」
トウリョウソウ		全草	
ドクカツ	ウド/ドツカツ/Aralia cordata	根茎	軟化茎は「非医」、シシウド (Angelica pubescens/ Angelica bisserata)の根茎・軟 化茎は「非医」
トシシ	ネナシカズラ/マメダオシ	種子	
トチュウ		樹皮	果実・葉・葉柄・木部は「非医」
ドモッコウ	オオグルマ	根	
トリカブト属	トリカブト/ブシ/ヤマトリカブト	塊根	
ナンテンジツ	シロミナンテン/ナンテン	果実	
ニガキ		木部(樹皮除く)	
ニチニチソウ		全草	
バイケイソウ属	コバイケイソウ/シュロソウ/バ イケイソウ	全草	
バイモ	アミガサユリ	鱗茎	
ハクシジン		種子	
ハクセンピ		根皮	
ハクトウオウ		茎・葉	
ハクトウスギ	ウンナンコウトウスギ	樹皮・葉	心材は「非医」
バクモンドウ	コヤブラン/ジャノヒゲ/ヤブラ ン/リュウノヒゲ	根の膨大部	
ハゲキテン		根	
ハシリドコロ属	ハシリドコロ/ロート根	根	
ハズ		種子	
ハナビシソウ		全草	
ハルマラ		全草・種子	
ハンゲ	カラスビシャク	塊茎	
ヒマシ油	トウゴマ/ヒマ	種子油	
ビヤクシ	ヨロイグサ	根	
ビヤクジュツ	オオバナオケラ/オケラ	根茎	
ビヤクダン		心材・油	
ビヤクブ		肥大根	
ヒュウガトウキ	Angelica furcijuga	根	
ヒヨス属	ヒヨス	種子・葉	
ヒヨドリジョウゴ	ハクエイ/ハクモウトウ	全草	
ヒルガオ		根	地上部は「非医」
フクジュソウ属	ガンジツソウ/Adonis属	全草	
ブクシンボク		菌核に含まれる根	
フクボンシ	ゴシヨイチゴ	未成熟集果	
ブクリョウ	マツホド	菌核	
フジコブ	フジ	フジコブ菌が寄生し生じ た瘤	茎(フジコブ菌が寄生し生じた 瘤以外)は「非医」
フタバアオイ		全草	
フ랑格拉皮	セイヨウイソノキ	樹皮	
ヘパティカ・ノビリス	ミスミンソウ/ユキワリソウ /Hepatica nobilis	全草	
ヘラオモダカ		塊茎	
ベラドンナ属	ベラドンナ	根	
ボウイ	オオツヅラフジ	根茎・つる性の茎	
ボウコン	チガヤ/ビヤクボウコン	根茎	
ホウセンカ		種子	種子以外は「非医」
ホウビソウ	イノモトソウ	全草	
ボウフウ		根・根茎	
ホオウ	ガマ/ヒメガマ	花粉	花粉以外は「非医」、ガマ・ヒメ ガマ以外の花粉は「非医」
ホオズキ属	サンショウコン/Physalis属	根	食用ホオズキの果実は「非医」
ボスウェリア属	ニューコウ/Boswellia属	全木(ボスウェリア・セラ ータの樹脂を除く)	ボスウェリア・セラータ(Bos wellia serrata)の樹脂は「非医」
ボタンピ	ボタン	根皮	葉・花は「非医」
ポテンティラ・アンセリナ	トウツルキンバイ/ケツマ /Potentilla anserina	全草	



名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ポドフィラム属	ヒマラヤハッカクレン /Podophyllum属	根・根茎	
マオウ		地上茎	
マクリ		全藻	
マシニン	アサ	発芽防止処理されていない種子	発芽防止処理されている種子は「非医」
マチン属	ホミカ/マチンシ	種子	
マルバタバコ	アステカタバコ	葉	
マンケイシ	ハマゴウ	果実	
マンドラゴラ属	マンドラゴラ	根	
ミゾカクシ		全草	
ミツモウカ		花	
ムイラブアマ		根	根以外は「非医」
モウオウレン		ひげ根	
モクゾク	トクサ	全草	
モクツウ	アケビ/ツウソウ	つる性の茎	実は「非医」
モクベッシ	ナンバンキカラスウリ/モクベツシ	種子	
モッコウ		根	
ヤクチ		果実	
ヤクモソウ	メハジキ	全草	
ヤボランジ		葉	
ヤラツパ		脂・根	
ユキノハナ属	オオユキノハナ/ユキノハナ	鱗茎	
ヨヒンベ		樹皮	
ラタニア		根	
ランソウ	フジバカマ	全草	
リュウタン	トウリンドウ/リンドウ	根・根茎	
リョウキョウ		根茎	
ルリヒエンソウ	ラークスパ	全草	
レンギョウ	連翹	果実	葉は「非医」
ロウハクカ		樹皮・花	
ロコン	ヨシ	根茎	根茎以外は「非医」
ロベリアソウ		全草	

注1) 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源植物名等を記載している。

注2) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。

注3) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注4) 備考欄の「非医」は「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

2. 動物由来物等

(例)

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
カイクジン	オットセイ/ゴマフアザラシ	陰茎・睾丸	骨格筋抽出物は「非医」
ケツエキ		ヒト血液	ウシ・シカ・ブタの血液・血漿は「非医」
コウクベン	イヌ/クインラン/ボクインキョウ/ボクインケイ	陰茎・睾丸	
ゴオウ	ウシ	胆嚢中の結石	
ココツ	トラ	骨格	ワシントン条約で輸入が禁止されている
コツズイ		ヒト骨髄	ウシ骨髄は「非医」
ゴレイシ		モモンガ亜科動物の糞	
シベット	ジャコウネコ/レイビョウコウ	香嚢腺から得た分泌液	
ジャコウ	ジャコウジカ	雄の麝香腺から得た分泌物	ワシントン条約で輸入が禁止されている
ジャドク	ヘビ	蛇毒	ヘビ全体は「非医」
ジリュウ	カッショクツリミズ	全形	
センソ	シナヒキガエル	毒腺分泌物	
センタイ	アブラゼミ/クマゼミ	蛻殻	
胎盤	シカシャ	ヒト胎盤	ウシ・ヒツジ・ブタの胎盤は「非医」
胆汁・胆嚢	ウシ/クマ/ブタ	ウシ・クマ・ブタの胆汁・胆嚢	コイ・ヘビの胆嚢は「非医」
バホウ	ウマ	胃腸結石	
ボウチュウ	アブ	全虫	
リュウコツ		古代哺乳動物の骨の化石	
レイヨウカク	サイカレイヨウ	角	
ロクジョウ	シベリアジカ/マンシュウアカジカ/マンシュウジカ/ワピチ	雄の幼角	
ロクベン	ロクジン	シカの陰茎・睾丸	

注1) 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源動物名、該当する部位等を記載している。

注2) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。

注3) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注4) 備考欄の「非医」は「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

## 3. その他(化学物質等)

(例)

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
アスピリン	アセチルサリチル酸		
アセチルアシッド	Acetil acid/ 4-ethoxy-3-(1-methyl-7-oxo-3-propyl-6,7-dihydro-1 <i>H</i> -pyrazolo[4,3- <i>d</i> ]pyrimidin-5-yl)benzoic acid		
アミノタダラフィル	Aminotadalafil		
アミラーゼ	ジアスターゼ		
アラントイン			
アロイン	バルバロイン		アロエの成分
アンジオテンシン			
アンドロステンジオン			
イミダゾサガトリアジノン	Imidazosagatriadinone		
インベルターゼ	インベルチン/サッカラーゼ/ $\beta$ -フルクトフラノシダーゼ		
ウデナフィル	Udenafil		
S-アデノシル-L-メチオニン	SAMe		
N-アセチルシステイン	N-アセチル-L-システイン/ アセチルシステイン		
N-オクチルノルタダラフィル	N-octylnortadalafil		
N-ニトロソフェンフルラミン			
エフェドリン			
ATP	アデノシン-5'-三リン酸		
カオリン			
カタラーゼ			
カルボデナフィル	Carbodenafil		
キサントアントラフィル	Xanthoanthrafil		
$\gamma$ -オリザノール			
グアイフェネジン			
グルタチオン			
クロロプレタダラフィル	Chloropretadalafil		
ゲンデナフィル	Gendenafil		
GBL	ガンマブチロラクトン		
シクロフェニール			
シクロペンチナフィル	Cyclopentynafil		
臭化水素酸デキストロメトルファン	Dextromethorphan Hydrobromide		
ジメチルジチオデナフィル	Dimethyldithiodenafil		
シルデナフィル	Sildenafil		
スルフォンアミド			
セキテッコウ	赤鉄鉱/タイシャセキ		鉱石
タウリン			
タダラフィル	Tadalafil		
脱N,N-ジメチルシブトラミン	Des-N,N-dimethyl-sibutramine		
脱N-メチルシブトラミン	Des-N-methyl-sibutramine		
チオアイルデナフィル	Thioaildenafil		
チオキナピペリフィル	Thioquinapiperifil		
チオデナフィル	Thiodenafil		
DHEA	デヒドロエピアンドロステロン		
1-デオキシノジリマイシン	DNJ		
デキストロメトルファン	Dextromethorphan		
デスカルボンシルデナフィル	Descarbonsildenafil		
ニコチン			
ニトロデナフィル	Nitrodenafil		
ノルネオシルデナフィ	Norneosildenafil		

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ノルホンデナフィル	Norhongdenafil		
パパイ			パパイア、パイナップル加工品は「非医」
バルデナフィル	Vardenafil		
ハルマリン	Harmaline		
ハルミン	Harmine		
パンクレアチン			
BD	1, 4-ブタンジオール		
BDD	ジメチル-4, 4'-ジメトキシ-5, 6, 5', 6'-ジメチレンジオキシビフェニル-2, 2'-ジカルボキシレート		
hEGF	ヒト上皮細胞増殖因子		
ヒドロキシチオホモシルデナフィル	Hydroxythiohomosildenafil		
5-HTP(ヒドロキシトリプトファン)	L-5-Hydroxy-tryptophan		
ヒドロキシホモシルデナフィル	Hydroxyhomosildenafil		
ヒドロキシホンデナフィル	Hydroxyhongdenafil		
ビンカミン			
プソイドバルデナフィル	ピペリデナフィル/ Pseudovardenafil/ Piperidenafil		
ブフォテニン	Bufotenine		
プロスタグランジン			
プロテアーゼ			
ブロメライン			
ペプシン			
ホモシルデナフィル	Homosildenafil		
ホモタダラフィル	Homotadalafil		
ホモチオデナフィル	Homothiodenafil		
ホンデナフィル	アセチルデナフィル/ Hongdenafil/Acetildenafil		
マグノフロリン	Magnoflorine		
マルターゼ	$\alpha$ -グルコシダーゼ		
ムタプロデナフィル	Mutaprodenafil		
メチソシルデナフィル	Methisosildenafil		
メラトニン	松果体ホルモン		
ヨウキセキ			鉱石
ラクターゼ	$\beta$ -ガラクトシダーゼ		
リパーゼ			
ルンブルキナーゼ			

注1) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注2) 備考欄の「非医」は「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

注3) 消化酵素の名称については、同様の機能を持つものとしての総称として使用されているものを含む。

(別添2)

○ 医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト

1. 植物由来物等

(例)

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
アイギョクシ		寒天様物質	
アイスランド苔		植物体	
アイブライト		全草	
アオギリ		種子	
アオダモ	コバノトネリコ/トネリコ /Fraxinus lanuginosa/Fraxinus japonica	樹皮	
アガーベ	テキラリュウゼツ	球茎	
アカザ		葉	
アカショウマ		根	ショウマの根茎は「医」
アカツメクサ	コウシャジクソウ/ムラサキツメ クサ/レッド・クローバー	葉・花穂(序)	
アカテツ		果肉・葉	
アカニレ	スリッパリーエルム	全草	
アカバナムシヨケギク		葉	
アカメガシワ		樹皮	
アガリクス	アガリクス・ブラゼイ/ヒメマツ タケ	子実体	
アギタケ	阿魏茸	子実体	
アキノキリンソウ		全草	
アケビ	モクツウ	実	つる性の茎は「医」
アサ		発芽防止処理されている 種子	発芽防止処理されていない種 子は「医」
アサガオ		葉・花	種子は「医」
アサツキ		茎葉・鱗茎	
アシ	ヨシ	全草(根茎を除く)	根茎は「医」
アジサイ	シヨウカ/ハチセンカ	全草	
アシタバ		葉	
アシドフィルス菌		菌体	
アズキ	セキショウズ	種子	
アスナロ		葉	
アセロラ	バルバドスサクラ	果実	
アセンヤク	ガンビール	葉及び若枝の乾燥水製 エキス	
アッケシソウ		全草	
アップルミント	ラウンドリーミント	葉	
アニス	ピンピネラ	果実・種子・種子油・根	
アフアニゾメノン		全藻	
アフリカマンゴノキ	オボノ/アポン(種子)/ティカ ナッツ/ブッシュマンゴー/ワイ ルドマンゴー	種子	
アボガド		果実・葉	
アマ	アマシ/アマニン/アマニ油	種子・種子油	
アマチャ		枝先・葉	
アマチャヅル	コウコラン	全草	
アマナ	サンジコ	鱗茎	
アメリカサンショウ		全草	
アメリカニンジン	カントニンジン/セイヨウジン /セイヨウニンジン/Panax quinquefolium	根茎・根・茎・葉	
アメリカホドイモ		塊根	
アラガオ		葉	
アラビアゴム	アラビアゴムノキ	乾燥ゴム質(枝・葉)	
アラメ		全草	
アリタソウ	ドケイガイ	茎・葉	
アルテア	ビロードアオイ/マーシュマロ	根・葉	
アルファルファ	ウマゴヤシ/ムラサキウマゴヤ シ	全草	
アロエ	キュラソーアロエ/ケーブアロ	根・葉肉	葉の液汁は「医」
アンゼリカ	ガーデンアンゼリカ	全草	
アンソクコウノキ		樹脂	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
アンティリス・ブルネリア		根・葉・花	
アントロディア カンフォラタ	Antrodia camphorata	菌糸体	
イグサ	イ/トウシンソウ/Juncus effusus	地上部の熱水抽出(100℃8分以上又は同等以上の方法)後の残渣	全草は「医」
イクリニン	コニワザクラ/チョウコウイクリ/ニワウメ	種子・根	
イズイ	アマドコロ/ギョクチク	根茎	
イソマツ	ウコンイソマツ	全木	
イタドリ		若芽	根茎は「医」
イチイ	アララギ	果実	枝・心材・葉は「医」
イチジク		花托・根・葉	
イチビ		種子・葉	
イチヤクソウ	ロクテイソウ/Pyrolaceae japonica	全草	
イチョウ	ギンナン/ハクカ	種子・葉	
イナゴマメ	アルガロバ/キャロブ	果肉・葉・豆・莢	
イヌサンショウ		果実・根	
イヌナズナ		種子	
イヌノフグリ		全草	
イヌハッカ	チクマハッカ	葉・花穂	
イヌホオズキ	リュウキ	全草	
イネ		苧株の二番芽	
イブキジャコウソウ		葉	
イボツツラフジ	Tinospora crispa	全草	
イラクサ属	ウルチカソウ/ネトル	茎・種子・根・葉	
イレイセン	シナボタンヅル	葉	根・根茎は「医」
イワタバコ		全草	
イワニガナ	ジシバリ	全草	
イワベンケイ	コウケイテン	全草	
インゲンマメ	フジマメ	種子	
インスリーナ	アニール・トレバドール	葉	
インドアマチャ		葉	
インドカラタチ	ベールフルーツ/ベンガルカラタチ	果実・樹皮	
インドナガコショウ	ヒハツ	果穂	
インドボダイジュ	Ficus religiosa	樹皮	
インドヤコウボク		葉・花	
インペティギノサ		全草	
インペラトリア		根	
ウイキョウ	フェンネル	果実・種子・根・葉	
ウキヤガラ		塊茎	
ウコギ		葉	
ウコン		根茎	
ウショウ	クロモジ/チョウショウ	幹皮・根皮	
ウスベニアオイ	ゼニアオイ	葉・花	
ウチワサボテン属	ウチワサボテン/フィクスインディカ	全草	
ウチワヤシ	パルミラヤシ	全草	
ウド	Aralia cordata	軟化茎	根茎は「医」、シシウド(Angelica pubescens/Angelica bisserata)の根茎・軟化茎は「非医」
ウベ	ダイショ	根茎	
ウマノアシガタ	キンポウゲ	全草	
ウメ	ウバイ	果肉・未成熟の実	
ウメガサソウ	オオウメガサソウ	全草	
ウヤク	テンダイウヤク	葉・実	根は「医」
ウラジロガシ		葉	
ウワミズザクラ		花穂	
エーデルワイス	Leontopodium alpinum	地上部	
エキナケア	パープルコーンフラワー/プルプレア/ムラサキバレンギク	全草	
エストラゴン	タラゴン	葉	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
エゾウコギ	シゴカ/シベリアニンジン	幹皮・根・根皮・葉・花・果実	
エゾチチコグサ		花	
エゾヘビイチゴ		全草	
エニシダ		花	枝・葉は「医」
エノキタケ		子実体	
エビスグサ	ケツメイシ/ケツメイヨウ	種子・葉	
エルカンプーレ	Hercampure	全草	
エンシショウ		全草	
エンジュ	カイヨウ	葉・サヤ	花・花蕾・果実は「医」
エンバク	オートムギ/マラカスムギ	全草	
エンメイソウ	クロバナヒキオコシ/ヒキオコ	全草	
オウギ	キバナオウギ/ナイモウオウギ	茎・葉	根は「医」
オウゴン	コガネバナ/コガネヤナギ	茎・葉	根は「医」
オウシュウハンノキ		樹皮・葉	
オウセイ	ナルコユリ	根茎	
オウバク	キハダ	葉・実	樹皮は「医」
オウヤクシ	ニガカシュウ	全草	
オウレン	キクバオウレン	葉	根茎・ひげ根は「医」
オオイタビ		枝・茎・葉	
オオバコ	シャゼンシ/シャゼンソウ/シャゼンヨウ	全草	
オオハンゴンソウ		全草	
オオヒレアザミ		全草	
オオボウシバナ	アオバナ/ツキクサ/ジゴクバナ/Commelina communis L. var. hortensis Makino	地上部(種子を除く)	
オオムギ	バクガ/Hordeum vulgare	茎・葉・発芽種子	
オカオグルマ		全草	
オカヒジキ	ミルナ	茎葉	
オシャグジタケ	オシャクシタケ/サヨウ/Cynomorium coccineum	全草	
オタネニンジン	コウライニンジン/チョウセンニンジン	果実・根・根茎・葉	
オトギリソウ	ショウレンギョウ	全草	
オトメアゼア	バコパモニエラ	全草	
オドリコソウ		花	
オニサルビア	クラリーセージ/Salvia sclarea	葉	
オニバス	ケツジツ/ミズブキ	種子	
オペルクリナ・タルペタ		葉	
オミナエシ	ハイショウ/Patrinia scabiosaefolia	根	
オリーブ	オリーブ油/オレイフ	葉・花・果肉油	
オレンジ	オレンジピール	果実・果皮・蕾	
カイソウ<海藻>		海中の食用藻類	カイソウ<海葱>属の鱗茎は「医」
ガイハク	ノビル/ラッキョウ	鱗茎	
ガウクルア	アカガウクルア	全草	
カガミグサ	Ampelopsis japonica	根	
カキ<柿>	Diospyros kaki	渋・葉・果実の宿存がく(へた)	
カキネガラシ	ヘッジマスタード/エリシマム	全草	
カシグルミ	セイヨウグルミ/ペルシャグルミ	果実・葉	
カシス	クロフサスグリ	葉	
ガジュツ		根茎	
カシュトウ	カンカトウ/ドカンゾウ	全草	
カツアバ		全草	
カッコウアザミ	Ageratum conyzoides	全草	
カッパリス・マサイカイ	バビンロウ/マビンロウ/Capparis masaikai	種子	
カニクサ	ツルシノブ/Lygodium japonicum	孢子	
カノコソウ	キツウコン/セイヨウカノコソウ/ワレリア	根・根茎	
カバノアナタケ		菌核	
カブン		ガマ・ヒメガマ以外の花粉	ガマ・ヒメガマの花粉は「医」

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
カボチャ	ナンガニン	種子・種子油	
ガマ	ヒメガマ	花粉以外	花粉(蒲黄)は「医」
カミツレ	カモミール	小頭花	
カムカム		果実	
ガムググル	Commiphora mukul	樹脂	その他のコンミフォラ属の全木は「医」
カヤツリグサ		全草	
カラスノエンドウ	コモンヴィッチ	全草	
カラスムギ	ヤエンムギ	全草	
カラタチ	キコク/Poncirus trifoliata	果実・果皮・蕾	
ガラナ		種子	
カリウスフォレスコリー		根	
カルケッハ	カルケ/カルケージヤ/パッソーラ	全草	
ガルシニアカンボジア	インディアンデイト/ゴラカ/タマリンド	果実・果皮・茎・種子・根・葉・花	
ガレガソウ		葉	
カロニン	オオカラスウリ/キカラスウリ/シナカラスウリ	果実・種子	根は「医」
カワラタケ	サルノコシカケ	子実体	菌糸体は「医」
カンカニクジュヨウ	Cistanche tubulosa	肉質茎	
カンキョウニン	アンズ	種子	クキョウニンは「医」
カンショ	サトウキビ	根	
カンゾウ<甘草>	リコライス	根・ストロン	
カントウタンポポ		全草	
カンブイ	ペドラ・ウマ・カア/ペドラ・ウメカ	葉	
カンラン	Canarium album	果実	
キイチゴ		葉	
キキョウ		根	
キグ	ケンポナシ	果実・果柄	
キクイモ		塊茎	
キクカ	キク	頭花	
キクニガナ	チコリー	根・根の抽出物・葉・花	
キクラゲ		子実体	
キダチアロエ		葉	アロエの葉液汁は「医」
キダチキンバイ	スイチョウコウ	全草	
キダチコミカンソウ		全草	
キダチハッカ	サボリー	全草	
キヌガサタケ		子実体	
キノア		種子・葉	
キバナアザミ	サントリソウ	全草	
キバナシュスラン		全草	
キブネダイオウ	ネパールサンモ	根	
ギムネマ		葉	
キャッサバ	タピオカ/マニオク	塊根・葉	
キャツクロー		全草	
キュウセツチャ	センリョウ	全草	
ギョウハクトウ		茎・葉	
ギョウジャニンニク		全草	
キョウチクトウ		花	
ギョリュウ		全草	
ギョリュウモドキ	エリカ/スコツツヘザー	全草	
キランソウ	ジゴクノカマノフタ	全草	
キリンケツ	キリンケツヤシ	果実から分泌する紅色樹脂	
キリンソウ	アイズーン/ホソバノキリンソウ	全草	
キンカン		果実	
キンギンカ	スイカズラ/ニンドウ	全草	
キンシバイ		全草	
キンシンサイ	ヤブカンゾウ	花・若芽	
キンセンソウ		全草	
キンセンレン		葉	
ギンネム	ギンゴウカン	全草	
キンマ		果実・葉	
キンミズヒキ	センカクソウ/リュウガソウ	全草	



名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
キンモクセイ		花	
キンレンカ		全草	
グアコ		葉	
グアバ	バンカ/バンザクロ/バンジロウ/バンセキリュウ	果実・果皮・葉	
グアヤクノキ	ユソウボク	材部	
クガイ	ニガヨモギ/ワームウッド	茎枝	
クコ	クコシ/クコヨウ	果実・葉	根皮は「医」
クサボケ		果実	
クズ		種子・葉・花・クズ澱粉・蔓	根(カッコシ)は「医」
クスノキ		葉	
グッタペルカ		乳液	
クマザサ		葉	
クマツヅラ	バーベナ/バベンソウ	全草	
クマヤナギ		茎・葉・木部	
クミスクチン		全草	
クミン		果実	
クラチャイ	クンチ	全草	
グラビオラ	サーサップ/トゲバンレイシ/オランダドリアン	果実	種子は「医」
クランベリー	ツルコケモモ	果実・葉	
グリーンランドイソツツジ	ラブラドールティ	全草	
グルテン	コムギ	小麦蛋白質の混合物	
クルマバソウ	ウッドラフ	全草	
グレープフルーツ		果実	
クローブ		花・蕾	
クロガラシ		種子	
クログルミ		成熟果実・葉	
クロスグリ		果実	
黒米		種子	
クロマメノキ		果実	
クロヨナ		種子	
クロレラ		藻体	
クワ	ソウジン/ソウヨウ/マグワ	葉・花・実(集合果)	根皮は「医」
クワガタソウ		根・葉	
ケイケツトウ		つる	
ケイシ	Cinnamomum cassia	小枝、若枝	
ケイヒ	ケイ/シナニッケイ/ニッケイ	根皮・樹皮	
ケール	ハゴロモカンラン	全草	
ケシ		発芽防止処理した種子・種子油	発芽防止処理した種子・種子油を除く全草は「医」
ゲッカビジン	ドンカ	全草	
ゲッケイジュ	ゲッケイヨウ/ベイリーフ/ローレル	葉	
ゲットウ	月桃	葉	
ケルプ		全藻	
ケン		種子の核	
ケンケレバ	コンブレツム	葉	
ゲンチアナ		花	根・根茎は「医」
玄米胚芽	イネ	胚芽・胚芽油	
コウカガンショウ	セキレン	全草	
コウキ		茎・樹皮・葉	
コウジュ	ナギナタコウジュ	全草	
コウシンコウ	コウコウ/コウコウダン	全草	
コウソウ		全藻	
コウホネ		茎	根茎は「医」
酵母	Saccharomycesに属する単細胞生物/トルラ酵母/ビール酵母/Candida utilis	菌体	
コウモウゴカ	紅毛五加	樹皮	
コーヒーノキ	アラビアコーヒー	果実	
コーラ	コラ/コラシ/コラノキ	種子	
ゴカ	ソウゴカ/マンシュウウコギ/リンサンゴカ	根皮・種子・葉・花	
コガネキクラゲ	Golden Tremella	子実体	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
コケモモ		果実	葉は「医」
コゴメグサ		全草	
コショウ		果実	
コジン	タイゲイ	全草	
コズイシ	コエンドロ/コリアンダー	果実	
コセンダングサ	コシロノセンダングサ	全草	
コナスビ		果実	
コパイーバ・オフィシナリス	Copaifera officinalis	樹脂	
コパイーバ・ラングストルフィ	Copaifera langsdorffii	樹液	
コハク		古代マツ科Pinus属植物 樹脂の化合物	
コフキササルノコシカケ	ジュゼツ/バイキセイ	菌核(菌糸体)	
ゴボウ		根・葉	果実は「医」
ゴマ	ゴマ油	種子・種子油・根	
コミカンソウ		全草	
コムギ		茎・澱粉・葉・胚芽・胚芽油・ふすま	
ゴムノキ		全草	
コメデンプン	イネ	種子	
コメヌカ	イネ	米糠	
コリビ		茎・根	
ゴレンシ		葉・実	
コロハ		種子	
コンブ	モエン	全藻	
コンフリー	ヒレハリソウ	根・葉	
サージ	サクリュウカ/ラムノイデス	果実・種油	
サイカチ	ソウカクシ/トウサイカチ	樹幹の棘	
サイコ	ミシマサイコ	葉	根は「医」
サイハイラン	トケンラン	鱗茎	
サキョウ		果実	
サクラソウ		根・葉	
ザクロ	サンセキリュウ/セキリュウ /Punica granatum	果実・果皮・根皮・樹皮・花	
サゴヤシ		茎(髓)	
サッサfrasノキ		全草	
サトウダイコン	ビート	全草	
サフラン		柱頭	
サボンソウ		葉	
サラシア・レティキュラータ	コタラヒム/コタラヒムブツ	茎・根	
サラシア・オブロンガ		根	
サラシア・キネンシス		茎・根	
サルナシ	コクワ/シラクチヅル	果実	
サルビア	セージ	葉	
サンカクトウ		外果皮・根皮・種仁	
サンキライ	ケナシサルトリイバラ/Smilax glabra	葉	塊茎・根茎は「医」、サンキライ以外のシオデ属の葉・根は「非医」
サンザシ	オオサンザシ	偽実・茎・葉・花	
サンシキスミレ		全草	
サンシシ	クチナシ	果実・茎・葉	
サンシチニンジン	デンシチニンジン	根	
サンシュユ	ハルコガネバナ	果実	
サンショウ		果実・果皮・根	
サンショウバラ		花	
サンソウニン	サネブトナツメ	種子	
サンナ	バンウコン	根茎	
サンペンズ	カワラケツメイ	全草	
サンヤク	ナガイモ/ヤマイモコン	根茎	
シア	シアーバターノキ	種子・油	
シイタケ		菌糸体・子実体	
シオデ属	サルサ/Smilax属	葉・サンキライ以外の根	サンキライ(Smilax glabra)の塊茎・根茎は「医」
シクンシ		果実	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
シケイジョテイ		葉	
シコウカ	ヘンナ	葉	
シコクビエ		種子	
シシウド	Angelica pubescens/Angelica bisserata	根茎・軟化茎	ドクカツ(ウド/Aralia cordata)の根茎は「医」
ジジン		全草	
シソ	エゴマ/シソ油	枝先・種子・種子油・葉	
シセンサンショウ	土山椒	根	
シダレカンバ	ハクカヒ/ユウシカ	全草	
シタン	インドシタン/Pterocarpus indicus	根・樹皮・材	
ジチョウ		全草	
シデリティス・スカルディカ	Sideritis scardica	茎・葉・花	
シナタラノキ	ソウボク/Aralia chinensis	根・根皮・材	
シナノキ		全草	
シバムギ	グラミニス	根	
ジフ	イソボウキ/トンブリ/ホウキギ	果実・種子・葉	
シマタコノキ	アダン	全草	
シマトウガラシ		果実	
シャウペデコウロ		全草	
シャエンシ		種子	
ジャクゼツソウ	ノミノフスマ	葉	
シャクヤク		花	根は「医」
シャジン<沙参>	ツリガネニンジン	根	シャジン<砂仁>は「医」
ジャスミン		花	
シャタバリ		地下部	
ジャトバ	オオイナゴマメ	樹皮	
ジャビヤクシ	ニオイイガクサ	全草	
ジャワナガコショウ	ヒハツ	果実	
ジュウヤク	ドクダミ	地上部	
ジュルペーバ		全草	
シュロ		葉	
ショウキョウ	カンキョウ/ショウガ	根茎	
ショウズク	カルダモン	果実	
ショウノウ	カンフル	クスノキから得られた精油	
ショウラン	タイセイ/ホソバタイセイ	全草	
食用ダイオウ	マルバダイオウ	葉柄	
食用ホオズキ	ブルーイノサ	果実	ホオズキの根は「医」
シラカンバ		果実	
シラン		花	
シリ	イザヨイバラ	果実	
シロキクラゲ	ハクボクジ	子実体	
シロコヤマモモ		樹皮	
シンキンソウ	ヒカゲノカズラ	全草	
シントククスノキ		樹皮	
スイートオレンジ		果皮	
ズイカク		成熟果核	
スイバ	ヒメスイバ	茎・葉	
スカルキャップ		根以外	根は「医」
スギナ	ツクシ/モンケイ	栄養茎・胞子茎	
スグリ		実	
ステビア		葉	
ストローブ	ストローブマツ	全木	
スピルリナ		全藻	
スペアミント	オランダハッカ/ミドリハッカ	全草	
スマ	パフィア/ブラジルニンジン	根	
スマック	ジビジビ	果実	
スマレ		花	
スリムアマランス	アマランス・ハイブリダス	種子	
ズルカマラ		茎	
セイセンリュウ		葉	
セイトカカナビキソウ	ヤカンゾウ	全草	
セイトカミロバラ		全草	
セイヒ	オオベニミカン	未熟果実	
セイヨウアカネ		根	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
セイヨウイラクサ		全草	
セイヨウエビラハギ	メリロート	全草	
セイヨウオオバコ	オニオオバコ	全草	
セイヨウオトギリソウ	セントジョンズワート/ヒペリクムソウ	全草	
セイヨウキイチゴ	セイヨウヤブイチゴ	果実・葉	
セイヨウキンミズヒキ	アグリモニー/アグリモニア	全草	
セイヨウサクラソウ		根	
セイヨウサンザシ	Crataegus oxyacantha/Crataegus laevigata/Crataegus monogyna	果実・葉	
セイヨウシナノキ		果実・樹皮・葉・花	
セイヨウジュウニヒトエ	Ajuga reptans L.	茎葉部	
セイヨウシロヤナギ	ホワイトウイロー	全草	
セイヨウスモモ	プルーン	果実・果実エキス	
セイヨウタンポポ		根・葉	
セイヨウトチノキ		樹皮・葉・花・芽	種子は「医」
セイヨウトネリコ	オウシュウトネリコ	全草	
セイヨウナツユキソウ		全草	
セイヨウニワトコ	エルダー	茎・葉・花	
セイヨウニンジンボク	イタリアニンジンボク	全草	
セイヨウネズ	セイヨウビヤクシン	全草	
セイヨウノコギリソウ	ヤロー	全草	
セイヨウハッカ	ペパーミント	全草	
セイヨウヒイラギ		花	
セイヨウヒメスノキ		果実・葉	
セイヨウマツタケ	シャンピニオン/ツクリタケ	子実体	
セイヨウミザクラ		果実・葉	
セイヨウメギ		全草	
セキイ	ヒトツバ/Pyrrosia lingua/Pyrrosia grandisimus/Pyrrosia pelislosus/Pyrrosia hastata	全草	
セキコウジュ		全草	
セキショウ		茎	根茎は「医」
セキショウモ	クソウ/セイヨウセキショウモ	全草	
セキヨウ	ソロバンノキ/ハノキ/ハンノキ	全草	
セッコツボク	ニワトコ	茎・葉・花	
セツレンカ		全草	
ゼニアオイ	マロー	葉・花	
セルピウムソウ	テイムス・セルピウム	全草	
セロリ	オランダミツバ/セルリー	種子	
センキュウ		葉	根茎は「医」
センザンリュウ	ウチワドコロ	全草	
センシンレン		葉	
センソウ<仙草>	リョウフソウ	全草	センソウ<茜草>の根は「医」
センソウトウ		全草	
センタウリウムソウ	Centaurium minus	全草	
センダン	クレン/トキワセンダン/Melia azedarach	葉	センダン(Melia azedarach)及びトウセンダン(Melia toosendan)の果実・樹皮は「医」
センナ		茎	果実・小葉・葉柄・葉軸は「医」
センボウ	キンバイザサ	根茎	
センリコウ	タイキンギク	全草	
センリョウ	腫節風/竹節草/草珊瑚	全株	
ソウジュヨウ	ハマウツボ/Orobanche coerulescens	茎	
ソクハクヨウ	コノテガシワ	枝・葉	
ソゴウコウ		分泌樹脂	
ソバ	キョウバク/ソバミツ/Fagopyrum esulentum	種子・花から集めた蜂蜜・茎・葉	
ターミナリア・ベリリカ	Terminalia bellirica	完熟果実	
ダイウイキョウ	スターアニス	果実	
ダイオウ	ヤクヨウダイオウ/ルバーブ	葉	根茎は「医」

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ダイケツトウ		茎	
ダイコンソウ	スイヨウバイ	全草	
タイシジン	ワダソウ	塊根	
ダイズ	コクダイズ/ダイズオウケン/ダイズ油	種子・種子油・種皮・葉・花・大豆の特殊発酵品	
タイソウ	ナツメ	果実・種子・葉	
ダイダイ	キジツ/キコク/トウヒ/Citrus aurantium	果実・果皮・蕾・花	
タイワンスク		枝・茎	
タイワンテイカカズラ		果実	
タウコギ		全草	
タカサゴギク		全草	
タカサブロウ	カンレンソウ	全草	
タガヤサン	テツトウボク	全草	
タケ類	タケノコ	若芽	
タコノアシ	カンコウソウ/Penthorum chinense	茎・葉	
タチアオイ		茎葉・種子・根・花	
タチジャコウソウ	タイム	全草	
タチバナ	Citrus tachibana	葉・果皮	
タチバナアデク	スリナムチェリー/ブラジルチェリー	果実・葉	
ダツタンソバ		全草	
タデアイ		根	
タベブイア	タヒボ	樹皮・葉	
タモギタケ		子実体	
タラノキ	Aralia elata	葉・芽・根皮・樹皮	
タラヨウ	クテイチャ	葉	
タンジン		葉	根は「医」
タンチクヨウ	ササクサ	全草	
タンテイヒホウ	トウサンサイシン	全草	
チア		全草	
チクレキ	タンチク	ハチクの茎を火で炙って流れた液汁	
チシマザサ	ネマガリタケ	葉・幼茎	
チシマルリソウ		全草	
チャ	アッサムチャ/プーアルチャ/フジチャ/リョクチャ	茎・葉・葉の精油・花(蕾を含む)	
チャービル		葉	
チャデブグレ		全草	
チャボトケイソウ		果実・根・葉・花	
チョウトウコウ	カギカズラ/コウトウ	葉	とげは「医」
チョウジ	クローブ/チョウコウ/チョウジ	花蕾・葉の精油	
チョウセンアザミ	アーティチョーク	茎・根・葉・頭花の総苞・花床	
チョウマメ	Clitoria ternatea	花	
チンピ	ウンシュウミカン	果皮	
ツウダツボク	カミヤツデ	樹皮	
ツキミソウ油	ツキミソウ	種子の油	
ツチアケビ	ドツウソウ	果実	
ツノマタゴケ	オークモス	樹枝状地衣	
ツバキ		種子・葉・花	
ツボクサ	ゴツコーラ/セキセツソウ/レンセンソウ	全草	
ツユクサ		若芽	
ツリガネダケ		子実体	
ツルドクダミ		茎・葉	塊根は「医」
ツルナ	ハマジシャ/バンキョウ	全草	
ツルニンジン	ジイソブ	全草	
ツルマンネングサ	石指甲	全草	
ツルムラサキ		全草	
ティユール		葉	
テガタチドリ	チドリソウ/シュショウジン	根	
デカルピス・ハミルト		根茎	
デビルズクロー		全草	
テフ	Tef、Teff	果実	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
デュナリエラ	ドナリエラ/ドナリエラ油	全藻・圧搾油	
テングサ	カンテン	全草	
テンジクオウ	マダケ/青皮竹	茎	
テンチャ	タスイカ/タスイセキカヨウ	葉	
テンモンドウ	クサスギカズラ	種子・葉・花	根は「医」
トウガシ	トウガニン/トウガン/ハクガ	果実	種子は「医」
トウガラシ		果実・果皮	
トウキ	オニノダケ/カラトウキ	葉	根は「医」
トウキシ	フユアオイ	種子・葉	
トウキンセンカ	キンセンカ/マリーゴールド	花	
トウチャ	茶葡萄/藤茶/Ampelopsis grossedentata/Ampelopsis cantoniensis var. grossedentata	茎・葉	
トウチュウカソウ	ホクチュウソウ	子実体及びその寄主であるセミ類やコウモリガ科の幼虫を乾燥したもの	
トウホクオウギ		花	
トウモロコシ	トウキビ/トウモロコシ油/ナンバンキビ/Zea mays	種子油・澱粉・花柱・柱頭	
ドオウレン	クサノオウ/ハックツサイ	全草	
トーメントイル	タチキジムシロ/チシエンコン	根茎	
トキンソウ	ガフシヨクソウ	全草	
トケイソウ	パッションフラワー	果実・茎・葉・花	
トショウ	トショウジツ/ネズ	全草	
トチノキ		種子・樹皮	セイヨウトチノキの種子は「医」
トチュウ		果実・葉・葉柄・木部	樹皮は「医」
トックリイチゴ	Rubus coreanus	完熟偽果	
ドッグローズ		果実・葉・花	
トマト		果実	
トラガント	Astragalus gummifer又はその同属植物(Leguminosae)の幹から得た分泌物	樹脂	
トロロアオイ	Abelmoschus manihot	花	
ナガエカサ	トンカット・アリ	根	
ナガミノアマナズナ	Camelina sativa	種子油	
ナギイカダ		根	
ナズナ	ペンペン草	全草	
ナタネ油	ナタネ	種子油	
ナツシロギク	フィーバーフュー	全草	
ナットウ	ナットウ菌	納豆菌の発酵ろ液	
ナツミカン	キジツ/キコク/トウヒ/Citrus natsudaidai	果実・果皮・蕾	
ナツメヤシ		果実・葉	
ナナカマド		種子・樹皮	
ナベナ	センゾクダン/ゾクダン/Dipsacus japonica/Dipsacus asperoides/Dipsacus asper	根	
ナンキョウ	コウズク	果実・根	
ナンサンソウ	ゴガンカジュヒ/チャンチンモドキ	果核・果実・樹皮	
ナンショウヤマイモ		根茎	
ナンヨウアブラギリ	タイワンアブラギリ	葉	
ニオイスマレ		全草	
ニガウリ	ツルレイシ/Momordica charantia	果実・根・葉	
ニクジュヨウ	オニク/キムラタケ/ホンオニク/Cistanche salsa/Boschniakia rossica(=Boschniakia glabra)	肉質茎	
ニクズク	ナツメグ	種子	
ニシキギ		全草	
ニトベギク		全草	
乳酸菌	Lactobacillus属/Streptococcus属	菌体	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ニョテイ	ジョテイシ/タマツバキ/トウネ ズミモチ/ネズミモチ /Ligustrum	葉・種子・果実	
ニラ	キュウサイシ/コミラ/リーキ	種子	
ニレ		根皮	
ニンジン	ニンジン油	根・根の圧搾油	
ニンジンボク	タイワンニンジンボク	全草	
ニンニク	オオニンニク/ダイサン	鱗茎	
ヌルデ	ゴバイシ/Rhus javanica	嚢状虫瘻	
ネギ	ソウジツ/ソウシ/Allium fistulosum	種子	
ネバリミソハギ	セツテ・サングリアス	全草	
ネムノキ	ゴウカンヒ/ネムノハナ	樹皮・花	
ノアザミ	タイケイ/Cirsium nipponense/Cirsium spicatum/Cirsium japonicum とその近縁種	根	
ノゲイトウ	セイショウ	種子	
ノゲシ		茎・葉・花	
ノギリヤシ	ノギリパルメット	果実	
ノブドウ		茎・根・葉・実	
バアソブ	Codonopsis ussuriensis	根	
ハイゴショウ		果実	
パイナップル	パイナップル加工品	果実	パパインは「医」
ハイビスカス		果実・萼	
パウダルコ	アクアインカー/イペ	樹皮・葉	
バオバブ	アフリカバオバブ	果実	
ハカマウラボシ	骨砕補	根茎	
バクガ		発芽種子	
ハクチャ		葉	
ハクトウスギ	ウンナンコウトウスギ	心材	樹皮・葉は「医」
ハクヒショウ	ハクショウトウ	球果	
ハコベ		全草	
ハゴロモソウ		全草	
バシカン	スベリヒユ	全草	
バショウ		全草	
ハス	レンカ/レンコン/レンジツ/レ ンニク/レンヨウ	雄しべ・果実・根茎・種 子・葉・花柄・花蕾	
パセリ	パセリ油	種子油・根・葉	
バターナット		種子・種子油	
パタデバカ	ウシノツメ	葉	
ハチミツ		トウヨウミツバチ等が巣に 集めた甘味物	
ハッカ		葉	
ハッカクレイシ		全草	
ハックルベリー		果実・葉	
ハッシュョウマメ	ビロウドマメ	全草	
ハトムギ	ジュズダマ/ヨクイニン/ヨクベ イ	種子・種子エキス・種子 油・葉	葉の場合は、ジュズダマ/ヨクイ ニン/ヨクベイは除く
ハナシュクシャ	キョウカ	花から得られた精油	
バナナ	Musa acuminata (Cavendish 種)	成熟した果実の果皮	
バナバ	オオバナサルスベリ	全木	
ハナビラタケ		子実体	
ハネセンナ		全草	
パパイヤ	チチウリ/モクカ	種子・葉・花	パパインは「医」
ハハコグサ	オギョウ/ゴギョウ/ソキクソウ	全草	
ハブソウ		全草	
ハマゼリ		全草(果実を除く)	
ハマナス	ハマナシ	果実・花	
ハマボウフウ		根・根茎・種子・若芽	
ハマメリス	Hamamelis virginiana	葉	
バラ	バラ科植物	果実・葉・花	エイジツは「医」
パラミツ	ジャック	果実・種子・葉・花	
バラン		葉	
ハルウコン	アロマティカ	根茎	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
バレイショ	バレイショデンプン	塊茎	
パロアッスル		全草	
ハンゲショウ	カタシログサ/三白草	茎・葉	
ハンシレン		全草	
ハンダイカイ	バクダイ	果実・種子	
ヒイラギメギ	オレゴンブドウ	全草	
ヒイラギモチ	クコツ	果実・樹皮・根・葉	
ヒカゲキセワタ	Phlomis umbrosa	根	
ヒカゲミズ		根	
ヒジツ	カヤ	果実	
ヒシノミ	ヒシ	果実	
ビジョザクラ		全草	
ヒソップ	ヤナギハッカ	全草	
ヒナギク	エンメイギク	全草	
ヒナゲシ	グビジンソウ/レイシュンカ	花	
ヒノキ		枝・材・葉	
ヒバマタ		全藻	
ビフィズス菌	Bifidobacterium属	菌体	
ヒマラヤニンジン		根茎	
ヒマワリ	ニチリンソウ/ヒグルマ/ヒマワリ油	種子・種子油・葉・花	
ヒメウイキョウ	イノンド/キャラウェイ/ジラシ	果実・種子	
ヒメジョオン	デイジー	全草	
ヒメツルニチニチソウ		全草	
ビャクズク		果実	
ヒョウタン		果肉・葉	
ヒルガオ		地上部	根は「医」
ビルベリー		果実・葉	
ビルマネム	Albizia lebbek	樹皮	
ビロウドモウズイカ	マレイン	茎・葉・花	
ビワ		種子・樹皮・葉	
フーディア・ゴードニー		地上部	
フウトウカズラ	カイフウトウ	茎	
プエラリアミリフィカ		貯蔵根	
ブカトウ		根・葉	
フキタンポポ	カントウヨウ/フキノトウ	葉・幼若花茎	花蕾は「医」
フクベ		果実・葉	
フジ		茎(フジコブ菌が寄生し生じた瘤以外)	フジコブ菌が寄生し生じた瘤は「医」
ブシュカン	コウエン/シトロン	果実・花	
フタバムグサ	ハッカジャセツソウ	全草	
フダンソウ	トウジシャ	葉	
ブッコ		葉	
ブッシュティエー		全草	
フッソウゲ		花	
ブドウ		茎・種子・種皮・葉・花	
ブラッククミン	ニゲラ	全草	
ブラックコホッシュ	ラケモサ	全草	
ブラックジンジャー	Kaempferia parviflora	根茎	
ブラックプラム	ポルトガルプラム/パープルプラム	果実	
ブラックベリー		果実	
ブラックルート	アメリカクガイソウ	全草	
フランスカイガンショウ	オニマツ/カイガンショウ	樹皮・樹皮エキス	
プランタゴ・オバタ	サイリウム・ハスク	種子・種皮	
ブリオニア		全草	
ブルーベリー		果実	
プルット		葉	
ブンタン	ザボン/ボンタン	果実・種子	
ペグアセンヤク		心材の水性エキス	
ヘチマ	シカラク	果実・果実繊維・茎・葉	
ベニコウジ		麴米	
ベニバナ	コウカ/サフラワー/ベニバナ油/Carthamus tinctorius	管状花・種子油・種子	
ベニバナボロギク	ナンヨウギク	全草	



名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ペピーノ	メロンペア/Solanum muricatum	果実	
ヘラオオバコ		全草	
ヘリクリサム・イタリカム	カレープラント	全草	
ヘルニアリアソウ		全草	
ベルノキ		成熟果実	
ヘンズ	フジマメ	種子・種皮・根・葉・花・つる	
ヘンルーダ		種子	
ボウシュウボク	コウスイボク/レモンバーベナ	葉	
ホウセンカ		全草(種子を除く)	種子は「医」
ホークウィード	ミヤマコウゾウリナ	全草	
ボケ		果実	
ホコウエイコン	タンポポ	根・根茎	
ホコツシ	オランダビユ	果実	
ボスウェリア・セラータ	インド乳香/Boswellia serrata	樹脂	その他のボスウェリア属の全木は「医」
ボダイジュ	ナツボダイジュ/フユボダイジュ/ボダイジュミツ	果実・花・花の蜜	
ボタン		葉・花	根皮は「医」
ボタンボウフウ	Peucedanum japonicum	茎・葉・根・根茎	
ホップ	ヒシュカ	球果	
ホホバ		種子・種子油	
ポリポディウム・レウコトモス	Polypodium leucotomos	葉・茎	
ボルド		葉	
ボロホ		果実・果皮・種子	
ホワイトセージ		葉	
マアザミ		葉	
マーシュ		全草	
マイタケ	シロマイタケ	子実体	
マイテン		全草	
マカ	マカマカ	根	
マキバクサギ	タイセイヨウ/ロヘンソウ	枝・葉	
マコモ		葉	
マチコ		茎・葉	
マツ	カイショウシ/ショウボクヒ/マツノミ/マツバ/マツヤニ	殻・殻皮・種子・樹脂・葉・樹皮	
マツタケ		子実体	
マテ		葉	
マヨラナ	ハナハッカ/マジヨラム	葉	
マリアアザミ	オオアザミ	全草	
マルバハッカ	ニガハッカ	全草	
マルベリー		小梢・葉	
マンゴー		果実・葉	
マンゴージンジャー	Curcuma amada	根茎	
マンゴスチン	Garcinia mangostana	果皮	
マンダリン		果実	
ミソハギ		全草	
ミチヤナギ		全草	
ミモザアカシア		全草	
ミヤコグサ		全草	
ミント		葉	
ムイラブアマ		根以外	根は「医」
ムカンシ	ムクロジ	果肉	
ムラサキセンブリ		全草	
ムラサキフトモモ	ジャンブル/Syzygium cumini	種子	
ムラサキムカシヨモギ	ヤンバルヒゴタイ/Vernonia cinerea	地上部	乾燥物を茶として煎じる場合に限る
メグサハッカ		葉	
メグスリノキ		枝・樹皮・葉	
メシマコブ		子実体・菌糸体	
メナモミ	キケン/キレンソウ/ツクシメナモミ/Siegesbeckia pubescens/Siegesbeckia orientalis	茎・葉	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
メボウキ	アルファバーカ/バジリコ/バジル	全草	
メマツヨイグサ	オオマツヨイグサ/マツヨイグサ	全草	
メラレウカ	ティートリー油	精油	
メリッサ	コウスイハッカ/セイヨヤマハッカ/レモンバーム	葉	
メロン		果実	
メンジツ油	ワタ	種子油	
モクテンリョウ	マタタビ	果実・虫瘻	
モッカ	カリン	偽果	
モッシュクシ	ガラエ	虫瘻	
モミジヒルガオ	五爪竜	全草	
モモ		葉・花	種子(トウニン)は「医」
モモタマナ		樹皮・実	
モリアザミ	ヤマゴボウ/Cirsium dipsacolepis	根	Phytolacca esculentaの根は「医」
モリシマアカシア	Acacia mearnsii	樹皮	
モロヘイヤ	タイワンツナソ	葉	
ヤーコン	アンデスポテト	塊根・茎・葉	
ヤエヤマアオキ	インディアンマルベリー/ノニ	果実・種子・葉	
ヤクシマアジサイ	ドジョウザン/ロウレンシュウキユウ	根・葉	
ヤグルマギク		花	
ヤグルマハッカ	ホースミント	葉	
ヤシ	ココヤシ/ヤシ油	種子油・樹皮・葉・花	
ヤシヤビシヤク		実	
ヤチダモ		葉	
ヤナギ		全木	
ヤナギラン	ファイアウィード	葉	
ヤハズツノマタ	アイリッシュモス	全藻	
ヤブタバコ	Carpesium abrotanoides	茎・根・葉・果実	
ヤマウルシ		若芽	
ヤマノイモ属		根茎	
ヤマハハコ		若芽	
ヤマハマナス	シバイカ	果実	
ヤマブキ		実	
ヤマブシタケ		子実体	
ヤマブドウ		葉・実	
ヤマモモ	ヨウバイヒ/Myrica rubra	樹皮	
ユウガオ	コシ	果肉・葉・若芽	
ユーカリ	ユーカリノキ/ユーカリ油	葉・精油	
ユキチャ	ムシゴケ	全草	
ユズ	トウシ	果実・種子	
ユズリハ	コウジョウボク	全草	
ユッカ	キミガヨラン	根	
ユリ	オニユリ/ビヤクゴウ	花・鱗茎	
ヨウシュカンボク		全草	
ヨウテイ	ギシギシ/ナカバギシギシ	根	
ヨーロッパソクズ		全草	
ヨーロッパナラ	Quercus robur	心材(髄を除く)	
ヨカンシ	アンマロク/ユカン	果実・樹皮・根・葉	
ヨモギ	ガイヨウ/モグサ	枝先・葉	
ヨモギギク	タンジー	全草	
ライガン	チクリョウ/モクレンシ/ライシ/ライジツ	乾燥した菌核	
ライフクシ	ダイコン	種子	
ライムギ		茎・葉	
ラカンカ		果実	
ラスグラブラ		根皮	
ラズベリー		果実・葉	
ラッカセイ	ナンキンマメ	種子	
ラフマ	コウマ	全草	
ラベンサラ		葉	
ラベンダー		花	
ランブータン		果実	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
リュウガン		果肉・仮種皮・花	
リュウキド		全草	
リュウキュウアイ		枝・葉	
リュウノウ	Dryobalanops aromatica	樹皮	
リョウショウカ	ノウゼンカズラ	花	
リョクトウ	ブドウ	種子・花	
リンゴ酢	リンゴ	汁液発酵の食用酢	
ルイボス		葉	
ルリジシャ	ボラゴソウ/ボレイジ	葉・花	
ルリハコベ		全草	
レイシ<靈芝>	マンネンタケ/ロツカクレイシ	子実体(胞子を含む)	
レイシ<荔枝>	レイシカク/枝核	果実・種子	
レオヌルスソウ		全草	
レモン		葉	乾燥物を茶として煎じる場合又は熱水抽出物の残渣に限る
レモングラス	レモンソウ	茎・葉	
レモンタイム		葉	
レモンマートル		葉	
レンギョウ	連翹	葉	果実は「医」
レンゲソウ		地上部	
レンセンソウ	カキドオシ	全草	
レンリソウ		豆果・若芽	
ローズヒップ		果実・果皮・茎・花	
ローズマリー	マンネンロウ	葉	
ローマカミツレ		頭状花	
ロベージ	レビスチクム	全草	
ワイルドチェリー	ワイルドブラックチェリー	樹皮	
ワイルドレタス	ワイルドカナダレタス	茎・葉	
ワサビダイコン		根	
ワレモコウ	チユ/Sanguisorba officinalis	根・根茎	

注1) 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源植物名等を記載している。

注2) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。

注3) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注4) 備考欄の「医」は「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

2. 動物由来物等  
(例)

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
アキョウ	ウシ/ラバ/ロバ	皮膚を水で煮て製したにかわ	
アザラシ		油	
アズマニシキガイ		貝肉	
アリ	アリノコ	アリ・アリの子	
アワビ	セキケツメイ	殻	
イカ	イカスミ/ウゾクコツ/コウイカ	イカの墨・甲骨	
イワシ	サーディンペプチド	油・タンパク質	
陰茎	ウシ/ウマ/トラ/ヒツジ/ブタ/ヘビ	陰茎・睾丸	イヌ・オットセイ・シカの陰茎・睾丸は「医」
ウコッケイ		血液・卵・内臓・肉	
ウナギ	ヤツメウナギ	全体	
オオトカゲ		全体	
オオヤモリ	ゴウカイ/Gekko gecko	内臓を除いた全身	
オットセイ	カロペプタイド	骨格筋抽出物	陰茎・睾丸は「医」
カイエン	イトマキヒトデ	全体	
カイコ	カサンガ/ゲンサンガ	蛹・死んだ幼虫・成虫・糞便・繭・幼虫の抜殻・卵殻	
カイバ	タツノオトシゴ	全体	
カイリュウ	ギカイリュウ/センカイリュウ/チョウカイリュウ/トゲヨウジ	全体	
カキ<牡蛎>	マガキ/ボレイ	貝殻・貝肉・貝肉エキス	
カギユウマツ	カタツムリ	腹足類の乾燥粉末	
核酸	DNA/RNA		
カツオ	かつお節/かつお節オリゴペプチド	魚乾燥物	
カニ		甲羅	
カメ	ウミガメ	全体	
カメムシ	丸香虫	全体	
肝臓	ウシ/トリ/ブタ	ウシ・トリ・ブタの肝臓・エキス	
肝油		タラ等魚類肝臓の脂肪油	
魚油		イワシ等の精製油	
血液	ウシ/シカ/ブタ	ウシ・シカ・ブタの血液・血漿	ヒト血液は「医」
ゴウシマ	アカガエル	アカガエルの輸卵管	
骨髄	ウシ	ウシ骨髄	ヒト骨髄は「医」
骨粉		ウシ・魚類等の骨の粉末	
コブラ	インドコブラ/フィリピンコブラ	全体	
コンドロイチン加水分解二糖		海洋性微生物の生産するグリコサミノグリカンの分解物	
サソリ	キョクトウサソリ	食塩水に入れ殺して乾燥したもの	
サメ	サメナンコツ/フカヒレ	軟骨・ヒレ・ヒレのエキス	
サンゴ			
角	サンバー/トナカイ/ニューカレドニアジカ/ファロージカ/ベルベット	シカ等の成熟した角・袋角・幼角	レイヨウカク・ロクジョウは「医」
シジミ	マシジミ/ヤマトシジミ	貝肉・貝肉エキス	
シャチュウ	サツマゴキブリ	全虫	
心臓	ウシ/ウマ	ウシ・ウマの心臓	
スクアラミン		サメの肝臓	
スッポン	シナスッポン/ベッコウ	血液・卵・内臓・肉・背甲・腹甲	
精巣	シラコ	食用魚類の精巣	
ソウヒョウショウ	カマキリ	カマキリの卵鞘	
胎盤	ウシ/ヒツジ/ブタ	ウシ・ヒツジ・ブタの胎盤	ヒト胎盤は「医」
胆嚢		コイ・ヘビの胆嚢	ウシ・クマ・ブタの胆汁・胆嚢は「医」
チンジュ	アコヤガイ/シンジュ	外套膜組織中の顆粒物・真珠・貝肉	
ツバメ巣		ツバメの巣	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
軟骨		爬虫類・哺乳類の軟骨抽出物	
ニホンヤモリ	ヘキコ/Gekko japonicus	全体	
ニワトリ		可食肉部からエタノール抽出して濃縮したもの・胃の内壁(ケイナイキン)	
乳汁	バニユウ	ウマの乳汁	
ハチ	ハチノコ	ハチの幼虫	
ハブ	ヒメハブ	全体	
ヒル	ウマビル/スイテツ/チスイビル/チャイロビル	全体	
ヒレイケチョウガイ	Hyriopsis cumingii	貝殻	
フグノクロヤキ	フグ/マフグ	フグの黒焼	
へび	アオマダラウミへび/アマガサへび/エラブウミへび/ガラガラへび/ヒヤッポダ	全体	蛇毒は「医」
ホタテ		貝殻	
マムシ	ハンビ/フクダ	全体	
ミツロウ		ハチが分泌するロウ質	
ミドリイガイ		貝肉	
卵黄油		卵黄の油	
卵殻		卵殻	
リュウシツ	ケンゴロウ	全虫	
ローヤルゼリー		メスバチの咽頭腺分泌物	

注1) 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源動物名、該当する部位等を記載している。

注2) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。

注3) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注4) 備考欄の「医」は「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

3. その他(化学物質等)  
(例)

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
亜鉛			
アスタキサンチン		ヘマトコッカス藻の主成分	ヘマトコッカス藻は「非医」
アスパラギン			
アスパラギン酸			
3-アミノプロパン酸	$\beta$ -アラニン		
5-アミノレブリン酸リン酸塩	5-Aminolevulinic acid・phosphate	光合成細菌(ロドバクター・セファロイデス)の生成したもの	
アラニン			
アリシン			ニンニクの成分
アルブミン			
アントシアニン			
イオウ	メチルサリフオニルメタン		
イコサペント酸<EPA>	EPA/エイコサペンタエン酸		
イソフラキシジン			
イソロイシン			
イヌリン			
イノシトール	フィチン		
雲母			
sn-グリセロ(3)ホスホコリン	L- $\alpha$ -グリセリルホスホリルコリン/sn-Glycero(3)phosphocholine		
N-アセチルグルコサミン			
N-アセチルノイラミン酸			
L-カルニチン			
L-シトルリン	L-Citrulline		
オクタコサノール			
オリゴ糖	オリゴ配糖体		
オルニチン			
オロト酸	Orotic acid/1,2,3,6-tetrahydro-2,6-dioxo-4-pyrimidinecarboxylic acid		フリー体、カリウム塩、マグネシウム塩に限る
カテキン	カテキン酸		緑茶の成分
果糖			
カフェイン			
カラギーナン			天草の成分
カリウム			
カルシウム	炭酸カルシウム		
カロチン			
還元麦芽糖			
環状重合乳酸			
岩石粉			
$\gamma$ -アミノ酪酸	ギャバ		
キシリトール			
キチン			
キトサン			
キトサンオリゴ糖			
絹	シルク		
金			
グアガム			
クエン酸	クエン酸マグネシウム		
グリシン			
グリセリン			
クルクミン			ウコン由来色素
グルコサミン塩酸塩			
グルコマンナン			コンニャク等の複合多糖類
グルコン酸亜鉛			
グルコン酸鉄			
グルタミン			
グルタミン酸			
クレアチン			

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
クレアチン・エチルエステル塩酸塩	Ethyl <i>N</i> -(aminoiminomethyl)- <i>N</i> -methylglycine Hydrochloride		
クロム(Ⅲ)			
クロロフィル			葉緑体中の緑色色素
ケイ素	酸化ケイ素		
ケルセチン			
ゲルマニウム	無機ゲルマニウム/有機ゲルマニウム		
コエンザイムA			
コエンザイムQ10	ユビキノン		
コラーゲン			
コリン安定化オルトケイ酸	Choline-stabilised orthosilicic acid		
コンドロイチン硫酸			
コンドロムコタンパク			
サポニン	大豆サポニン		
シスタチオン			マムシの成分
シスチン			
システイン			
脂肪酸			
酒石酸			
植物性酵素・果汁酵素		植物体又は果実の液汁から得られる酵素	パパイン・ブロメライン等消化酵素は「医」
植物性ステロール			
植物繊維			
食物繊維			
スーパーオキシドディスムターゼ<SOD>	SOD		
スクワレン			
炭焼の乾留水			
石膏			鉱石
ゼラチン			
セラミド			
セリン			
セレン			
タルク			
チオクト酸	$\alpha$ -リポ酸		
チロシン			
D-chiro-イノシトール			
デキストリン			
鉄			
鉄クロロフィリンナトリウム			
銅			
ドコサヘキサエン酸<DHA>	DHA		
トコリエノール			ビタミンE関連物質
trans-レスベラトロール	<i>E</i> -レスベラトロール		
ドロマイト鉱石			
トリプトファン			
トレオニン			
トレハロース			菌体をリゾチーム処理したものの抽出物
ナイアシン	ニコチン酸		
ニコチンアミドリボシドクロライド	Nicotinamide riboside chloride		
乳清			
乳糖			
麦飯石			
バリン			
パントテン酸	パントテン酸カルシウム		
ヒアルロン酸			
ビオチン	ビタミンH		
ピコリン酸クロム	クロミウムピコリネート		
ヒスチジン			

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ビス-3-ヒドロキシ-3-メチルブチレートモノヒドレート	Bis(3-hydroxy-3-methylbutyrate)monohydrate /3-Hydroxy-3-methylbutyric acid<HMB>		
ピロロキノリンキノン二ナトリウム塩			
ビタミンA	レチノール		
ビタミンB1	チアミン		
ビタミンB12	シアノコバラミン		
ビタミンB2	リボフラビン		
ビタミンB6	ピリドキシン		
ビタミンC	アスコルビン酸		
ビタミンD	カルシフェロール		
ビタミンE	トコフェロール		
ビタミンK	フィトナジオン/メナジオン		
4-ヒドロキシプロリン			
ヒドロキシリシン			
フィコシアニン			
フェニルアラニン			
フェリチン鉄			
フェルラ酸	3-(4-Hydroxy-3-methoxyphenyl)-2-propenoic acid		
2-フコシルラクトース			
フッ素			
フルボ酸			
プルラン			非消化吸収性の多糖類
プロアントシアニジン			
プロポリス			
プロリン			
ベータカロチン			
β-ニコチンアミドモノヌクレオチド	Nicotinamide mononucleotide、NMN		
ヘスペリジン			
ヘマトコッカス藻色素			
ヘム鉄			
ホスファチジルセリン			リン脂質
マグネシウム			
マンガン			
ムコ多糖類			
メチオニン			
木灰			
モリブデン			
葉酸	ビタミンM		
ヨウ素			
ラクトフェリン			
リグナン	樹脂アルコール/レジノール		
リジン			
リノール酸			
リノレン酸			
流動パラフィン			
リン			
ルチン			
ルテイン			カロテノイドの一種
レシチン	大豆レシチン/ホスファチジルコリン/卵黄レシチン		
ロイシン			

注1) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。

注2) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄のその旨記載している。

注3) 備考欄の「医」は「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。



各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等  
の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号。以下「改正法」という。）については、令和元年12月4日に公布されましたが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和2年政令第39号）が令和2年3月11日に公布され、改正法のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第9条の3に係る改正内容については、令和2年9月1日から施行することとされたところです。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第52号。以下「改正省令」という。）が令和2年3月27日に公布され、同年9月1日から施行することとされたところです。

これらの改正の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

## 記

### 第1 改正の趣旨

これまで、改正法第1条の規定による改正前の薬機法第9条の3第1項の規定に基づき、薬剤を販売又は授与する場合には、その適正な使用を確保するため、薬局開設者が、その薬局で販売又は授与に従事する薬剤師に、対面により、

服薬指導（薬剤の適正な使用のための情報の提供及び必要な薬学的知見に基づく指導をいう。以下同じ。）を行わせなければならないこととされていた。

他方で、情報通信技術を活用した診療については、平成30年3月に、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について（平成30年3月30日付け医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知）別紙。以下「オンライン診療指針」という。）が発出され、安全で適切な普及を目指す施策が始まっている。また、服薬指導についても、平成28年9月より、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第20条の5の規定に基づき、薬剤交付時のテレビ電話装置等を用いた服薬指導について、特例措置に基づく実証事業（国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業）が行われている。

このような状況について検討した厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会の「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」（平成30年12月25日）を踏まえ、改正法第1条の規定による改正後の薬機法（以下「改正薬機法」という。）第9条の3第1項において、オンライン服薬指導（改正省令第1条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「改正薬機則」という。）第15条の13第2項第2号に規定するオンライン服薬指導をいう。以下同じ。）について新たに規定され、その具体的な要件については改正省令により示したところである。

本通知は、オンライン服薬指導の具体的な運用について、オンライン診療（オンライン診療指針に定めるオンライン診療をいう。以下同じ。）の運用と整合性を確保する観点から、その解釈を明確化するものである。また、今後のオンライン診療及びオンライン服薬指導の普及や技術革新等の状況を踏まえ、オンライン服薬指導の運用について定期的に見直すことを予定している。

なお、調剤時以外の電話やオンラインによる服薬状況の把握、相談又は指導は、今回、新たに規定するオンライン服薬指導とは異なり、現行法においても実施可能で、必要に応じて実施すべきものである。

## 第2 改正の内容

### （1）オンライン服薬指導の実施（改正薬機法第9条の3第1項及び改正薬機則第15条の13第2項柱書関係）

服薬指導について、オンライン服薬指導として、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法であって、（2）から（4）までに掲げる内容を満たすものについて実施することを可能とすること。

### （2）基本的な考え方

① 薬剤師と患者との信頼関係

オンライン服薬指導を行う薬剤師は、対象とする患者に対して日頃から継続して対面による服薬指導を行うなど、当該患者の服薬状況等を一元的・継続的に把握し、当該薬剤師と当該患者との信頼関係が築かれているべきこと。

原則として、同一の薬剤師が対面による服薬指導を適切に組み合わせて行うこと。ただし、やむを得ない場合には、当該患者に対面による服薬指導を行ったことのある当該薬局の薬剤師が当該薬剤師と連携して行うことは妨げられないこと。

② 薬剤師と医師又は歯科医師との連携確保

薬剤師は、処方箋を交付する医師又は歯科医師（以下「処方医等」という。）と（3）③のオンライン服薬指導に関する服薬指導計画を共有し、服薬状況のフィードバック等を行うなど、当該処方医等と適切に連携すること。

③ 患者の安全性確保のための体制確保

患者の急変などの緊急時等においても患者の安全を確保するため、薬剤師・薬局は、処方医等との連絡体制など必要な体制を確保しなければならないこと。また、オンライン服薬指導を中止した場合に、速やかに適切な対面による服薬指導に切り替えられるよう、適切な体制整備が求められること。

④ 患者の希望に基づく実施と患者の理解

薬剤師は、オンライン服薬指導の実施に際して、あらかじめ、その実施に関する患者側の希望を確認しなければならないこと。また、対面による服薬指導に比較して患者の心身等の状態に関する情報が限定されること等、オンライン服薬指導の利益・不利益について、十分に説明し、その理解を得なければならないこと。

(3) オンライン服薬指導の実施要件（改正薬機法第9条の3第1項及び改正薬機法第15条の13第2項第1号から第3号まで関係）

① 対面指導との関係

薬局開設者は、当該薬局の薬剤師に、同一内容又はこれに準じる内容の処方箋により調剤された薬剤について、あらかじめ、当該患者本人に対して対面による服薬指導を行ったことがある場合に、オンライン服薬指導を行わせること。準じる内容については、例えば、同一成分・同一効能の先発品と後発品の変更であること。

② 薬剤師・患者関係

(2) ①のとおり、日頃から継続して対面による服薬指導を行うなど、オンライン服薬指導を行う薬剤師と当該患者との信頼関係が築かれているべきであること。

薬局開設者は、オンライン服薬指導の実施に際して、その都度、当該薬局の薬剤師に薬学的知見に基づき実施の可否を判断させ、適切でない場合にはオンライン服薬指導を行わせてはならないこと。

### ③ 服薬指導計画の策定

薬局開設者が、当該薬局の薬剤師に、患者ごとにその同意を得て服薬指導計画を策定させ、当該服薬指導計画に基づきオンライン服薬指導を実施させること。服薬指導計画には、次の(ア)から(オ)までに掲げる事項を規定すること。

(ア) オンライン服薬指導で取り扱う薬剤の種類及びその授受の方法に関する事項

(イ) オンライン服薬指導及び対面による服薬指導の組合せに関する事項  
患者ごとの状況に応じ、オンライン服薬指導と対面による服薬指導の組合せ(頻度やタイミング等)について具体的な計画を記載すること。訪問診療において交付された処方箋により調剤された薬剤についてオンライン服薬指導を行う場合においては、④(イ)(iii)に留意しつつ、訪問診療との組合せについても規定すること。

(ウ) オンライン服薬指導を行うことができない場合に関する事項

オンライン服薬指導を行わないと判断する条件と条件に該当した場合に対面による服薬指導に切り替える旨(情報通信環境の障害等によりオンライン服薬指導を行うことが困難になる場合を含む。)を記載すること。

(エ) 緊急時の対応方針に関する事項

④(ア)又は(イ)の処方箋を交付する処方医等及び当該処方医等が勤務する病院又は診療所その他の関係医療機関との連絡体制並びに必要な場合の利用者搬送等の方法を記載すること。

(オ) その他オンライン服薬指導において必要な事項

(ア)から(エ)までの事項のほか、以下の事項についても規定すること。

(i) オンライン服薬指導を受ける場所に関する事項

(ii) オンライン服薬指導の時間に関する事項(予約制等)

(iii) オンライン服薬指導の方法(使用する情報通信機器、家族等の支援者・看護者の同席の有無等)

(iv) 訪問診療において交付された処方箋により調剤された薬剤についてオンライン服薬指導を行う場合においては、従来の在宅対応において策定していた計画の内容又は当該計画の添付

- (v) オンライン服薬指導においては、対面による服薬指導に比較して得られる情報が限られることを踏まえ、利用者がオンライン服薬指導に対し積極的に協力する必要がある旨
- (vi) やむを得ず、当該薬局において複数の薬剤師がオンライン服薬指導を実施する余地がある場合は、その薬剤師の氏名及びどのような場合にどの薬剤師がオンライン服薬指導を行うかの明示
- (vii) 情報漏洩等のリスクを踏まえて、セキュリティリスクに関する責任の範囲及びそのとぎれがないこと等の明示

なお、服薬指導計画の策定に当たっては、以下について留意すべきであること。

- ・ 薬剤師は、オンライン服薬指導実施についての患者側の希望を確認した上で、オンライン服薬指導の利益・不利益のほか、服薬指導計画の内容について患者に説明すること。
- ・ 服薬指導計画は処方医等に共有するほか、その策定の際には、必要に応じて、個人情報保護のための措置や患者の同意等を前提に服薬指導に必要な情報の共有を求めるなど、処方医等と適切に連携すること。
- ・ 患者に重度の認知機能障害がある等により薬剤師と十分に意思疎通を図ることができない場合は、服薬指導計画の合意の際に、患者の家族等を患者の代理人とすることができること。
- ・ オンライン診療の実施状況や患者の状況を踏まえ、必要がある場合には、適時適切に服薬指導計画の見直しを行うこと。見直す際には、策定時と同様に患者に説明し、同意を得るとともに、処方医等に共有すること。
- ・ 服薬指導計画は、当該計画に基づき行った直近の服薬指導の後、3年間保存すること。

#### ④ 対象となる薬剤

オンライン服薬指導により薬剤の適正使用を確保するため、以下の(ア)及び(イ)の処方箋により調剤された薬剤をオンライン服薬指導の対象とすることができること。また、薬剤師は、③の服薬指導計画を処方医等に共有する際に、その後の処方箋に基づく薬剤をオンライン服薬指導の対象とすることができるかについての疑義が生じないように、(ア)又は(イ)の処方箋である場合に処方箋の備考欄等に略称等を記載するなど、適切な対応を処方医等との間で相互に調整すること(仮に処方箋の備考欄等に記載する場合には、例えば、(ア)の場合には「オンライン診療」、(イ)の場合には「訪問診療」などが考えられる)。

(ア) 処方医等がオンライン診療を行った際に交付した処方箋  
(イ) 処方医等が訪問診療(薬剤を使用しようとする者の居宅等におい

て、処方医等が当該薬剤師との継続的な連携の下に行うものに限る。)を行った際に交付した処方箋

このとき行われる訪問診療は、処方医等が当該薬剤師との継続的な連携の下に行うものとして、以下のいずれにも該当するものであること。また、(iii)、(iv)及び(v)については、服薬指導計画に記載すること。

- (i) 事前に、処方医等及び薬剤師が一定の期間にわたって計画的に、訪問診療及び在宅における薬学的管理を連携して実施していること
- (ii) 事前に、薬剤師は処方医等の訪問指示に基づき、薬学的管理指導計画等の計画を策定し、一定期間、在宅における薬学的管理を実施していること
- (iii) 処方医等が訪問診療及びオンライン診療を組み合わせる診療を行う患者の場合は、処方箋交付時に処方医等又は薬剤師のいずれかが患者宅を訪問して患者の状況を対面で確認する観点から、オンライン診療時に交付する処方箋により調剤された薬剤についてはオンライン服薬指導を行わないこと。
- (iv) 処方医等及び薬剤師は、それぞれ定期的に患者宅を訪問し、患者の状況を確認すること
- (v) 薬剤師は、薬学的知見に基づき、患者宅における服薬に関する情報等を処方医等に共有すること

このほか、複数の患者が居住する介護施設等においては、オンライン服薬指導が適切でない患者等が存在する可能性があるため、当該介護施設等の患者に対して訪問診療が行われた際の処方箋により調剤された薬剤については、オンライン服薬指導を行うべきではないこと。

#### (4) オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

##### ① 本人の状況の確認

オンライン服薬指導の実施においては、現にその看護に当たる者に指導する場合においても、必ず患者本人の状態を確認すること。

原則として、薬剤師と患者双方が、身分確認書類（例えば、薬剤師はH P K Iカードや薬剤師免許等、患者は保険証やマイナンバーカード等。）を用いて、薬剤師は薬剤師であること、患者は患者本人であることの確認を行うこと。ただし、社会通念上、当然に薬剤師、患者本人であると認識できる状況である場合には、服薬指導の都度本人確認を行う必要はないこと。

##### ② 通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末）

オンライン服薬指導の実施における情報セキュリティ及びプライバシー

保護等の観点から、オンライン診療指針に示された内容と同等の通信環境を確保すること。

③ 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

薬剤師が、オンライン服薬指導を適切に実施するために必要な知識及び技能を習得していること。

④ 薬剤の品質管理

薬局開設者は、オンライン服薬指導後、当該薬局において当該薬局の薬剤師が調剤した薬剤を、品質を確保した状態で速やかに確実に患者に届けさせること。

調剤済みの薬剤の郵送又は配送を行う場合には、薬剤師による患者への直接の授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への確実な授与等がなされることを確保するため、薬局開設者は、あらかじめ配送のための手順を定め、配送の際に必要な措置を講ずること。

⑤ 服薬指導を受ける場所

患者がオンライン服薬指導を受ける場所は、適切な服薬指導を行うために必要な患者の心身の状態を確認する観点から、対面による服薬指導が行われる場合と同程度に清潔かつ安全であり、かつ、プライバシーが保たれるよう物理的に外部から隔離される空間であること。

⑥ 服薬指導を行う場所

薬剤師がオンライン服薬指導を行う場所は、その調剤を行った薬局内の場所とすること。この場合において、当該場所は、対面による服薬指導が行われる場合と同程度にプライバシーが保たれるよう物理的に外部から隔離される空間であること。

⑦ 処方箋

(3) ③の服薬指導計画の共有を受けた処方医等が(3) ④の処方箋を発行した際に、患者から、服薬指導計画を策定した薬局に送付して欲しい旨の申出があった場合は、当該医療機関は、当該処方箋を当該薬局に直接送付することができること。

⑧ 業務手順の作成

薬局開設者は、処方医等及び関係医療機関との連携を含め、オンライン服薬指導を実施するために必要な業務に関する手順を定めた手順書を作成し、当該手順書に従い業務を行わせること。

(5) 職場等における調剤の業務（薬剤師法施行規則第13条第3号関係）

薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）の改正により、薬剤師は、医療を受ける者の居宅等のほか、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50条）第1条第5号に規定する医療を受ける者が療養生活を営むことのできる場所（ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設を除く。）において、医師又は歯科医師が交付した処方箋により、薬剤師法施行規則第13条の2各号に規定する調剤の業務を行うことができることとしたこと。



○厚生労働省令第五十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省

令

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(調剤された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等)

第十五条の十三 薬局開設者は、法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

一 当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所(薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は薬剤師法第二十二条に規定する医療を受ける者の居宅等(以下単に「居宅等」という。))において調剤の業務を行う場合若しくは同条ただし書に規定する特別の事情がある場合にあつては、その調剤の業務を行う場所をいう。)において行わせること。

二 五 (略)

2 | 法第九条の三第一項の薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのが可能な方法であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。この場合において、前項第一号中「設備がある場所」とあるのは、「設備がある場所(次項第二号に規定するオンライン服薬指導を行う場合にあつては、当該薬局内の場所)」とする。

一 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、同一内容又はこれに準じる内容の処方箋により調剤された薬剤について、あらかじめ、対面により、当該薬剤を使用しようとする者に対して法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導を行わせている場合に行われること。

二 次に掲げる事項を定めた服薬指導計画(この項に定める方法

改正前

(調剤された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等)

第十五条の十三 薬局開設者は、法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

一 当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所(薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は薬剤師法第二十二条に規定する医療を受ける者の居宅等において調剤の業務を行う場合若しくは同条ただし書に規定する特別の事情がある場合にあつては、その調剤の業務を行う場所をいう。)において行わせること。

二 五 (略)

(新設)

により行われる法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導（以下「オンライン服薬指導」という。）に関する計画であつて、薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、薬剤を使用しようとする者ごとに、当該者の同意を得て策定させるものをいう。）に従つて行われること。

(1) オンライン服薬指導で取り扱う薬剤の種類及びその授受の方法に関する事項

(2) オンライン服薬指導並びに対面による法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導の組合せに関する事項

(3) オンライン服薬指導を行うことができない場合に関する事項

(4) 緊急時における処方箋を交付した医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所その他の関係医療機関との連絡体制及び対応の手順に関する事項

(5) その他オンライン服薬指導において必要な事項

三 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、オンライン診療（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一に規定するオンライン診療をいう。）又は訪問診療（薬剤を使用しようとする者の居宅等において、医師又は歯科医師が当該薬剤師との継続的な連携の下に行うものに限る。）において交付された処方箋により調剤された薬剤の販売又は授与とさせる場合に行われること。

3 | 5 | (略)

（卸売販売業における医薬品の販売等の相手方）

第七百三十八条 法第二十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

七 滅菌消毒（医療法施行規則第九条の九第一項に規定する滅菌消毒をいう。以下同じ。）の業務を行う事業者であつて滅菌消

2 | 4 | (略)

（卸売販売業における医薬品の販売等の相手方）

第七百三十八条 法第二十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

七 滅菌消毒（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の九第一項に規定する滅菌消毒をいう。以下同じ。）

毒の業務に滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの  
八〇十五 (略)

の業務を行う事業者であつて滅菌消毒の業務に滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの  
八〇十五 (略)

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第二条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(調剤の場所) 第十三条 法第二十二條に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>三 前各号に掲げる場所のほか、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第一条第五号に規定する医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所</p>	<p>(調剤の場所) 第十三条 法第二十二條に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>(新設)</p>

(薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部改正)

第三条 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和三十九年厚生省令第三

号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(薬局の業務を行う体制)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 前項第十五号から第十七号までに掲げる薬局開設者が講じなければならぬ措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>五 七 (略)</p>	<p>(薬局の業務を行う体制)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 前項第十五号から第十七号までに掲げる薬局開設者が講じなければならぬ措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>五 七 (略)</p>



## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年九月一日から施行する。

(厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正)

第二条 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則を適用する場合の読替え)</p> <p>第四十五条 登録薬局開設者が登録事業を行う場合における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第十五条の十二、第十五条の十三及び第二百四十四条の規定の適用については、同令第十五条の十二中「法第九条の三第一項」とあるのは「法第九条の三第一項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。)」と、同令第十五条の十三第一項第一号中「設備がある場所」とあるのは「設備がある場所(国家戦略特別区域法第二十条の五第一項に規定する薬剤遠隔指導等を行う場合にあつては、当該薬局内の場所)」と、同令第五項中「法第九条の三第二項」とあるのは「法第九条の三第二項(国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同令第二百四十四条中「場合」とあるのは「場合及び国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合」とする。</p>	<p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則を適用する場合の読替え)</p> <p>第四十五条 登録薬局開設者が登録事業を行う場合における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第十五条の十二、第十五条の十三及び第二百四十四条の規定の適用については、同令第十五条の十二中「法第九条の三第一項」とあるのは「法第九条の三第一項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。)」と、同令第十五条の十三第一項第一号中「設備がある場所」とあるのは「設備がある場所(国家戦略特別区域法第二十条の五第一項に規定する薬剤遠隔指導等を行う場合にあつては、当該薬局内の場所)」と、同令第四項中「法第九条の三第二項」とあるのは「法第九条の三第二項(国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同令第二百四十四条中「場合」とあるのは「場合及び国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合」とする。</p>

薬生総発 0402 第 2 号  
令和 2 年 4 月 2 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
( 公 印 省 略 )

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき  
緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）」（令和 2 年 1 月 17 日付け薬生総発 0117 第 7 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「研修通知」という。）に基づき緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対して研修を実施することとしています。

今般、厚生労働省のホームページにおいて公表する緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧（以下「薬剤師等の一覧」という。）について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知いただくとともに、当該内容について、貴管下の薬局、関係団体等に対し周知をお願いします。

なお、下記については、現時点における暫定的な取扱いであり、取扱いを変更する際には、当職より別途通知することとするので、御留意いただくようお願いします。

## 記

### 1 公表方法

- (1) 薬剤師等の一覧は、研修通知に基づき実施した都道府県薬剤師会が、別添 1 の様式で作成し、厚生労働省の以下の提出先に電子媒体で提出すること。

(提出先)

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

TEL 03-3595-2377

Email [ISESOMU@mhlw.go.jp](mailto:ISESOMU@mhlw.go.jp)

※提出に当たっては、件名を「緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧」とすること。

- (2) 厚生労働省は、(1)の内容を踏まえ、患者が緊急避妊薬の調剤を受ける薬局を選択するに当たって必要な情報を厚生労働省のホームページにおいて公表すること。

(掲載先)

厚生労働省ホームページ「緊急避妊に係る取組について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186912\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186912_00002.html)

## 2 公表された薬剤師及び薬局における留意事項

- (1) 公表された薬剤師及び薬局においては、薬剤師が「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(令和元年7月31日付け医政発 0731 第7号厚生労働省医政局長通知。)(以下「指針」という。)に基づき調剤等を行うために、緊急避妊薬の備蓄、プライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲料水の確保等に対応できるような体制を整備すること。
- (2) 指針に基づき薬局で調剤等を行う場合は、薬剤師等の一覧に掲載された研修を修了した薬剤師が対応すること。
- (3) 研修を修了した薬剤師は、薬剤師等の一覧に掲載されている情報に変更があった場合には、別添2の様式を用いて、研修を受講した都道府県薬剤師会に速やかに届け出ること。都道府県薬剤師会においては、届出を受理した後、1(1)の提出先に当該内容を電子媒体で提出すること。



## 研修修了者名簿 変更届

## 【届出日】

令和 年 月 日

## 【薬局名等（研修受講時の情報）】

薬局名 所在地

薬剤師名

## 【変更内容】

名簿の項目名	変更前	変更後
		(変更年月日： 年 月 日)

薬生総発 0117 第 7 号  
令和 2 年 1 月 17 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
( 公 印 省 略 )

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）」（令和元年 11 月 21 日付け医政地発 1121 第 1 号／医政医発 1121 第 3 号／健健発 1121 第 1 号／薬生総発 1121 第 1 号／子母発 1121 第 1 号）により各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知し、今後、緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施することとしたところです。

については、当該研修を下記に基づき実施することとし、別添のとおり公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人日本医師会及び公益社団法人日本産婦人科医会に通知しましたので、御了知願います。

## 記

- 1 緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修の内容については、令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携に関する調査研究」（研究代表者 安原真人（帝京大学薬学部 特任教授））（以下「調査研究」という。）において研修プログラムを作成中であるが、当該研修については、以下の内容を踏まえて実施すること。また、実施に当たっては、調査研究において作成された資材を活用すること。
  - (1) オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について
  - (2) 月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項
  - (3) 避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項

- 2 研修は、公益社団法人日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会において、都道府県ごとに実施することとし、実施に当たっては、実施地域の医師会及び産婦人科医会と連携して対応すること。なお、実施される都道府県の薬剤師の希望者が参加できるように最大限配慮すること。
- 3 研修を受講した薬剤師及び従事先の薬局に関しては、オンライン診療に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧として厚生労働省のホームページに公表予定であり、研修実施の際に受講した薬剤師等の情報作成をお願いすることとしたいが、具体的な公表方法等の手続に関しては別途通知すること。





別添

薬生総発 0117 第 4 号  
令和 2 年 1 月 17 日

公益社団法人日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
( 公 印 省 略 )

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）」（令和元年 11 月 21 日付け医政地発 1121 第 1 号／医政医発 1121 第 3 号／健健発 1121 第 1 号／薬生総発 1121 第 1 号／子母発 1121 第 1 号）により各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知し、今後、緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施することとしたところです。

については、当該研修を下記に基づき実施することとし、各都道府県において、円滑に研修が実施されるよう、御協力いただくとともに、当該研修について貴会会員に周知をお願いします。

#### 記

- 1 緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修の内容については、令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携に関する調査研究」（研究代表者 安原真人（帝京大学薬学部 特任教授））（以下「調査研究」という。）において研修プログラムを作成中であるが、当該研修については、以下の内容を踏まえて実施すること。また、実施に当たっては、調査研究において作成された資材を活用すること。
  - (1) オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について
  - (2) 月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項
  - (3) 避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項

- 2 研修は、公益社団法人日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会において、都道府県ごとに実施することとし、実施に当たっては、実施地域の医師会及び産婦人科医会と連携して対応すること。なお、実施される都道府県の薬剤師の希望者が参加できるように最大限配慮すること。
- 3 研修を受講した薬剤師及び従事先の薬局に関しては、オンライン診療に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧として厚生労働省のホームページに公表予定であり、研修実施の際に受講した薬剤師等の情報作成をお願いすることとしたいが、具体的な公表方法等の手続に関しては別途通知すること。



薬生総発 0117 第 5 号  
令和 2 年 1 月 17 日

公益社団法人日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
( 公 印 省 略 )

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）」（令和元年 11 月 21 日付け医政地発 1121 第 1 号／医政医発 1121 第 3 号／健健発 1121 第 1 号／薬生総発 1121 第 1 号／子母発 1121 第 1 号）により各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知し、今後、緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施することとしたところです。

については、当該研修を下記に基づき実施することとしましたので、各都道府県における研修の実施について御協力をお願いします。

#### 記

- 1 緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修の内容については、令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携に関する調査研究」（研究代表者 安原真人（帝京大学薬学部 特任教授））（以下「調査研究」という。）において研修プログラムを作成中であるが、当該研修については、以下の内容を踏まえて実施すること。また、実施に当たっては、調査研究において作成された資材を活用すること。
  - (1) オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について
  - (2) 月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項
  - (3) 避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項

- 2 研修は、公益社団法人日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会において、都道府県ごとに実施することとし、実施に当たっては、実施地域の医師会及び産婦人科医会と連携して対応すること。なお、実施される都道府県の薬剤師の希望者が参加できるように最大限配慮すること。
- 3 研修を受講した薬剤師及び従事先の薬局に関しては、オンライン診療に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧として厚生労働省のホームページに公表予定であり、研修実施の際に受講した薬剤師等の情報作成をお願いすることとしたいが、具体的な公表方法等の手続に関しては別途通知すること。



薬生総発 0117 第 6 号  
令和 2 年 1 月 17 日

公益社団法人日本産婦人科医会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
( 公 印 省 略 )

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）」（令和元年 11 月 21 日付け医政地発 1121 第 1 号／医政医発 1121 第 3 号／健健発 1121 第 1 号／薬生総発 1121 第 1 号／子母発 1121 第 1 号）により各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知し、今後、緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施することとしたところです。

については、当該研修を下記に基づき実施することとしましたので、各都道府県における研修の実施について御協力をお願いします。

#### 記

- 1 緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修の内容については、令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携に関する調査研究」（研究代表者 安原真人（帝京大学薬学部 特任教授））（以下「調査研究」という。）において研修プログラムを作成中であるが、当該研修については、以下の内容を踏まえて実施すること。また、実施に当たっては、調査研究において作成された資材を活用すること。
  - (1) オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について
  - (2) 月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項
  - (3) 避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項

- 2 研修は、公益社団法人日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会において、都道府県ごとに実施することとし、実施に当たっては、実施地域の医師会及び産婦人科医会と連携して対応すること。なお、実施される都道府県の薬剤師の希望者が参加できるように最大限配慮すること。
  
- 3 研修を受講した薬剤師及び従事先の薬局に関しては、オンライン診療に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧として厚生労働省のホームページに公表予定であり、研修実施の際に受講した薬剤師等の情報作成をお願いすることとしたいが、具体的な公表方法等の手続に関しては別途通知すること。



薬生安発 0415 第1号  
令和2年4月15日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

### 「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」（令和2年厚生労働省告示第183号）が令和2年4月15日に告示されました。

また、これに伴い、「一般用医薬品の区分リストについて」（平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知。以下「通知」という。）の一部を別添1のとおり改正し、今回の改正を反映させた区分リストを別添2のとおり作成しました。改正の概要は下記のとおりです。貴管下関係業者、関係団体等に対する周知方よろしくお願ひします。

また、引き続き、医薬品について適切な情報提供及び販売が行われるよう、販売の相手方に当該医薬品を販売しても差し支えないかを確認するために薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）が販売の際に用いることとしている資材及び添付文書の活用等につき、貴管下の関係団体、関係機関、薬局開設者等への指導方よろしくお願ひします。

### 記

#### 1.改正概要

イコサペント酸エチルを第一類医薬品に指定することに伴い、通知別紙1にイコサペント酸エチルを追加する。

#### 2.適用期日

令和2年4月15日（水）

別添 1

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について 新旧対照表  
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前																								
<p>別紙1 第一類医薬品 (1)～(3) (略) (4) 下表の「告示名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤</p> <table border="1" data-bbox="220 788 780 1025"> <thead> <tr> <th></th> <th>告示名</th> <th>別名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td><u>イコサペント酸</u> <u>エチル</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4～25</u></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) (略)</p>		告示名	別名等	1～2	(略)		<u>3</u>	<u>イコサペント酸</u> <u>エチル</u>		<u>4～25</u>	(略)		<p>別紙1 第一類医薬品 (1)～(3) (略) (4) 下表の「告示名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤</p> <table border="1" data-bbox="828 788 1388 1025"> <thead> <tr> <th></th> <th>告示名</th> <th>別名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3～24</u></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) (略)</p>		告示名	別名等	1～2	(略)			(新設)		<u>3～24</u>	(略)	
	告示名	別名等																							
1～2	(略)																								
<u>3</u>	<u>イコサペント酸</u> <u>エチル</u>																								
<u>4～25</u>	(略)																								
	告示名	別名等																							
1～2	(略)																								
	(新設)																								
<u>3～24</u>	(略)																								



## 第一類医薬品

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が指示する医薬品であって、同号に規定する厚生労働大臣が指示する期間に 1 年を加えた期間を経過していないもの
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 8 項第 1 号に該当するものとして承認され、同法第 79 条第 1 項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し製造販売後の安全性に関する調査を実施する義務が課せられている医薬品（その製造販売の承認のあった日後調査期間を経過しているものを除く。）と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品であって、調査義務が課せられている医薬品のうち、調査期間に 1 年を加えた期間を経過していないもの
- (3) 専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの（毒薬又は劇薬に限る。）
- (4) 下表の「告示名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

	告示名	別名等
1	アシクロビル	
2	アミノフィリン	
3	イコサペント酸エチル	
4	イソコナゾール	硝酸イソコナゾール
5	オキシコナゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。	硝酸オキシコナゾール、オキシコナゾール硝酸塩
6	クロトリマゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。	
7	ジエチルスチルベストロール	
8	ジクロルボス。ただし、プラスチック板に吸着させた殺虫剤（ジクロルボス 5%以下を含有するものを除く。）に限る。	
9	シメチジン	
10	ストリキニーネ	硝酸ストリキニーネ
11	テオフィリン	
12	テストステロン	

13	テストステロンプロピオン酸エステル	プロピオン酸テストステロン
14	トラネキサム酸。ただし、しみ（肝斑に限る。）改善薬に限る。	
15	ニコチン。ただし、貼付剤に限る。	
16	ニザチジン	
17	ビダラビン	
18	ファモチジン	
19	ミコナゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。	ミコナゾール硝酸塩
20	ミノキシジル	
21	メチルテストステロン	
22	ヨヒンビン	塩酸ヨヒンビン
23	ラニチジン	塩酸ラニチジン
24	ロキサチジン酢酸エステル	塩酸ロキサチジンアセテート
25	ロキソプロフェン	ロキソプロフェンナトリウム水和物

注) 「告示名」欄中の有効成分は、その塩類及びそれらの水和物を含めた形で表記したものであること。また、特に記載がない限り、それらの光学異性体、立体異性体及び構造異性体を含む表記であること。

(5) 下記に掲げる体外診断用医薬品

一般用黄体形成ホルモンキット

# 商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2020年1月分

〔年間補正〕

January, 2020

〔Annual Revised〕

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department

Minister's Secretariat

Ministry of Economy, Trade and Industry

# 商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

## 1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

## 2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

## 3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年[2013年]10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

## 4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

## 5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

## 6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として2017年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

### (1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

### (2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

## 7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

### (1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

### (2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

### (3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

### (4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

### (5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

## 5. 家電大型専門店販売額の動向

2020年1月の家電大型専門店販売額は3851億円、前年同月比で見ると▲0.3%の減少となった。商品別にみると、通信家電が同▲20.2%の減少、カメラ類が同▲8.5%の減少、生活家電が同▲7.9%の減少となった。

一方、情報家電が同15.9%の増加、AV家電が同4.4%の増加、その他が同4.2%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,851	601	1,056	267	122	1,395	411	2,538
▲0.3	4.4	15.9	▲20.2	▲8.5	▲7.9	4.2	2.1

## 6. ドラッグストア販売額の動向

2020年1月のドラッグストア販売額は5683億円、前年同月比で見ると6.3%の増加となった。

商品別にみると、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同21.0%の増加、調剤医薬品が同11.0%の増加、食品が同7.8%の増加、健康食品が同7.6%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同5.1%の増加、トイレタリーが同4.3%の増加、ビューティケア(化粧品・小物)が同2.0%の増加、OTC医薬品が同0.8%の増加となった。

一方、その他が同▲0.0%の横ばいとなった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
5,683	462	759	479	191	781	501	822	1,591	97	16,444
6.3	11.0	0.8	21.0	7.6	2.0	4.3	5.1	7.8	▲0.0	5.0

## 7. ホームセンター販売額の動向

2020年1月のホームセンター販売額は2326億円、前年同月比で見ると▲1.5%の減少となった。

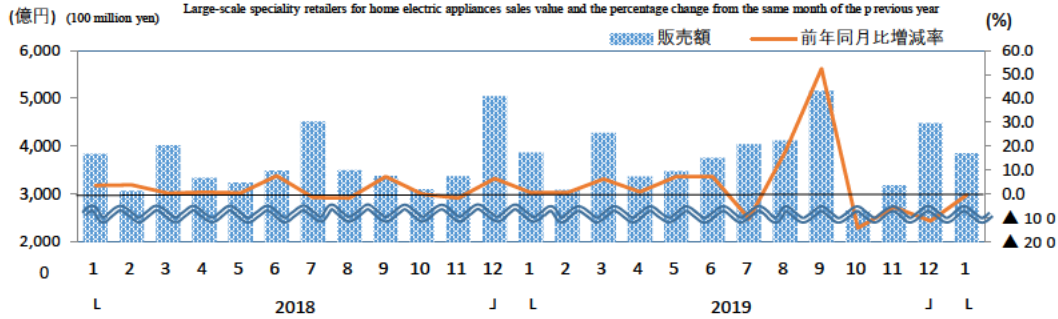
商品別にみると、電気が同▲10.2%の減少、インテリアが同▲5.0%の減少、カー用品・アウトドアが同▲4.0%の減少、園芸・エクステリアが同▲3.5%の減少、その他が同▲2.3%の減少、オフィス・カルチャーが同▲1.1%の減少、DIY用具・素材が同▲0.2%の減少となった。

一方、ペット・ペット用品が同3.0%の増加、家庭用品・日用品が同1.6%の増加となった。

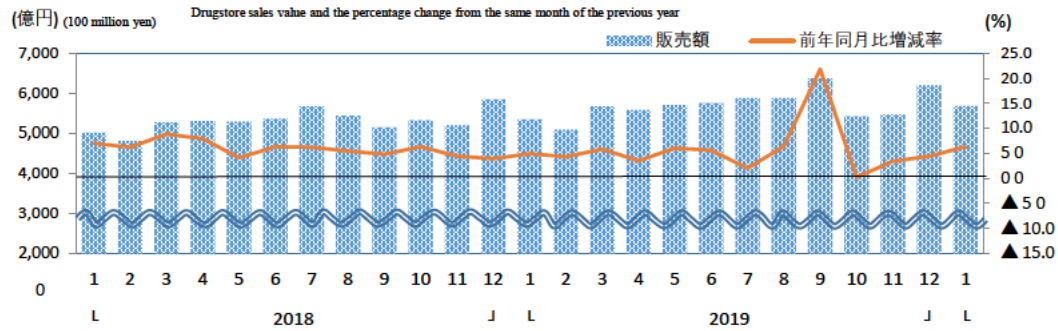
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用 具・素材	電気	インテリア	家庭用 品・ 日用品	園芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,326	524	185	162	520	189	196	107	136	307	4,352
▲1.5	▲0.2	▲10.2	▲5.0	1.6	▲3.5	3.0	▲4.0	▲1.1	▲2.3	0.4

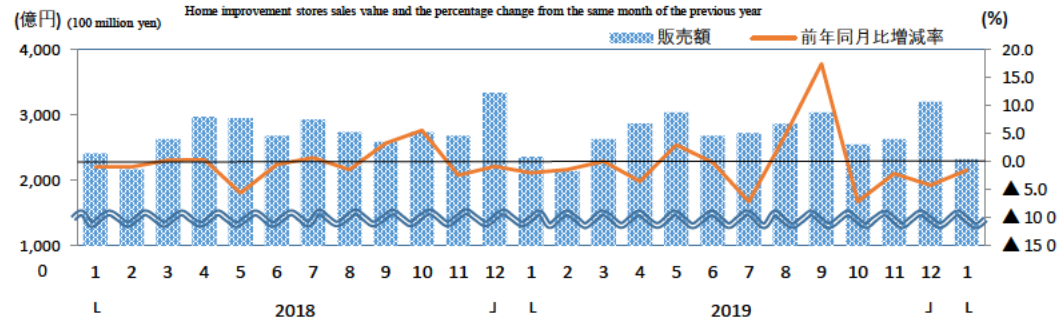
### 家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



### ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



### ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



### 家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale speciality retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale speciality retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	
2017年	43,115	3.1	2,529	60,580	5.4	15,049	32,942	▲0.4	4,304	CY 2017
2018	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	2018
2019	45,454	3.5	2,547	68,356	5.6	16,422	32,748	▲0.3	4,357	2019
2016年度	41,984	▲0.7	2,478	57,729	5.3	14,509	33,040	▲0.4	4,271	FY 2016
2017	43,348	3.3	2,467	61,503	6.4	15,076	32,908	▲0.4	4,298	2017
2018	44,203	2.1	2,496	64,667	5.3	15,859	32,775	▲0.4	4,338	2018
2018年 10~12月	11,514	2.2	2,498	16,359	4.8	15,660	8,773	0.6	4,346	Q4 2018
2019年 1~3月	11,223	2.7	2,496	16,105	5.0	15,859	7,134	▲1.1	4,338	Q1 2019
4~6	10,593	5.2	2,511	17,041	5.1	16,042	8,594	▲0.2	4,352	Q2 2019
7~9	13,316	16.8	2,515	18,128	9.7	16,169	8,636	4.6	4,353	Q3 2019
10~12	10,322	▲10.3	2,547	17,082	2.7	16,422	8,384	▲4.4	4,357	Q4 2019
2018年 11月	3,371	▲1.7	2,496	5,199	4.4	15,581	2,685	▲2.4	4,337	Nov 2018
12	5,044	6.5	2,498	5,839	3.9	15,660	3,345	▲0.8	4,346	Dec 2018
2019年 1月	3,862	0.5	2,486	5,344	4.9	15,662	2,363	▲2.0	4,336	Jan 2019
2	3,084	0.6	2,490	5,093	4.3	15,724	2,139	▲1.4	4,333	Feb 2019
3	4,277	6.3	2,496	5,668	5.8	15,859	2,632	0.1	4,338	Mar 2019
4	3,364	0.9	2,503	5,580	3.5	15,944	2,870	▲3.5	4,345	Apr 2019
5	3,477	7.3	2,501	5,706	6.0	16,019	3,040	3.0	4,346	May 2019
6	3,752	7.3	2,511	5,755	5.6	16,042	2,684	▲0.1	4,352	Jun 2019
7	4,046	▲10.4	2,511	5,878	2.0	16,104	2,724	▲7.1	4,353	Jul 2019
8	4,116	17.6	2,516	5,881	6.4	16,144	2,866	4.7	4,351	Aug 2019
9	5,154	52.4	2,515	6,370	21.8	16,169	3,045	17.5	4,353	Sep 2019
10	2,659	▲14.2	2,520	5,420	0.2	16,241	2,550	▲7.1	4,356	Oct 2019
11	3,185	▲5.5	2,540	5,467	3.4	16,346	2,629	▲2.1	4,358	Nov 2019
12	4,478	▲11.2	2,547	6,195	4.4	16,422	3,205	▲4.2	4,357	Dec 2019
2020年 1月	3,851	▲0.3	2,538	5,683	6.3	16,444	2,326	▲1.5	4,352	Jan 2020

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。  
Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	OTC医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品・介護・ベビー)	健康食品	ビューティケア (化粧品・小物)	トイレットリー	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others		
2017年	6,057,971	387,005	865,848	419,021	206,730	910,175	582,151	926,210	1,620,640	140,191	15,049	C Y 2017
2018	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	2018
2019	6,835,625	552,460	900,222	432,996	221,759	1,008,208	628,686	1,027,487	1,942,024	121,783	16,422	2019
2016年度	5,772,937	367,209	836,223	401,793	198,639	860,281	566,208	890,454	1,516,667	135,463	14,509	F Y 2016
2017	6,150,343	391,941	874,158	425,313	207,948	926,657	586,106	935,870	1,668,920	133,430	15,076	2017
2018	6,466,668	423,618	886,085	426,458	220,080	973,976	609,163	978,895	1,834,009	114,384	15,859	2018
2018年10~12月	1,635,856	102,553	225,982	107,806	54,323	247,105	154,293	253,566	460,422	29,806	15,660	Q4 2018
2019年1~3月	1,610,493	131,545	224,142	112,770	52,678	233,477	145,345	230,935	451,406	28,195	15,859	Q1 2019
4~6	1,704,099	135,564	221,172	103,706	55,546	256,577	157,604	256,768	486,595	30,567	16,042	Q2
7~9	1,812,841	140,083	232,615	107,807	60,342	274,172	172,051	284,298	509,808	31,665	16,169	Q3
10~12	1,708,192	145,268	222,293	108,713	53,193	243,982	153,686	255,486	494,215	31,356	16,422	Q4
2018年11月	519,883	33,308	72,087	34,641	17,417	77,163	49,646	79,301	147,033	9,287	15,581	Nov 2018
12	583,864	36,057	80,012	38,952	18,718	89,830	54,295	92,004	162,664	11,332	15,660	Dec
2019年1月	534,405	41,672	75,261	39,566	17,785	76,605	48,040	78,226	147,559	9,701	15,662	Jan 2019
2	509,252	42,851	67,976	36,289	16,707	71,741	45,856	72,578	146,416	8,838	15,724	Feb
3	566,836	47,022	80,905	36,925	18,186	85,131	51,449	80,131	157,431	9,656	15,859	Mar
4	557,982	46,976	73,214	34,557	17,842	84,504	51,029	81,186	158,806	9,868	15,944	Apr
5	570,645	43,684	74,858	34,668	18,628	85,745	52,811	87,020	162,782	10,449	16,019	May
6	575,472	44,904	73,100	34,481	19,076	86,328	53,764	88,562	165,007	10,250	16,042	Jun
7	587,798	46,802	76,135	35,033	19,627	87,422	54,713	91,163	166,574	10,329	16,104	Jul
8	588,087	46,175	75,258	34,785	19,797	86,603	54,645	90,245	170,115	10,464	16,144	Aug
9	636,956	47,106	81,222	37,989	20,918	100,147	62,693	102,890	173,119	10,872	16,169	Sep
10	541,989	46,812	69,578	32,855	17,164	75,495	47,562	80,751	161,829	9,943	16,241	Oct
11	546,720	47,241	72,366	35,026	17,153	77,262	49,808	80,227	157,700	9,937	16,346	Nov
12	619,483	51,215	80,349	40,832	18,876	91,225	56,316	94,508	174,686	11,476	16,422	Dec
2020年1月	568,315	46,247	75,863	47,852	19,137	78,116	50,108	82,192	159,101	9,699	16,444	Jan 2020
2017年	5.4	2.0	3.8	4.2	4.6	6.4	3.1	4.5	8.4	3.8	5.0	C Y 2017
2018	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	2018
2019	5.6	11.1	3.4	3.2	3.0	4.1	3.7	6.2	7.5	6.9	5.0	2019
2016年度	5.3	▲2.8	3.8	1.2	2.2	4.1	3.9	7.2	10.1	5.5	5.2	F Y 2016
2017	6.4	6.8	4.5	5.9	4.7	7.6	3.4	4.7	9.4	4.8	4.7	2017
2018	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.8	8.4	7.1	5.4	2018
2018年10~12月	4.8	4.4	2.2	▲0.4	6.9	4.8	3.5	4.8	8.0	5.0	4.8	Q4 2018
2019年1~3月	5.0	5.9	3.7	3.3	5.8	4.1	3.6	5.3	6.6	8.1	5.4	Q1 2019
4~6	5.1	12.3	2.7	1.5	2.2	3.5	2.1	5.4	7.3	9.9	5.1	Q2
7~9	9.7	15.6	7.9	6.1	4.9	10.5	10.0	13.4	8.8	6.8	4.8	Q3
10~12	2.7	11.0	▲0.4	1.9	▲1.0	▲1.8	▲0.8	0.8	7.3	3.2	5.0	Q4
2018年11月	4.4	4.0	1.7	▲0.7	8.2	4.2	2.7	3.8	8.0	3.8	4.8	Nov 2018
12	3.9	4.1	1.6	▲2.0	4.8	3.1	2.2	4.6	7.3	7.1	4.8	Dec
2019年1月	4.9	6.1	4.5	5.5	8.9	3.7	2.6	4.3	5.9	7.5	4.9	Jan 2019
2	4.3	7.7	2.6	1.0	4.1	4.6	2.5	4.0	5.6	8.0	5.0	Feb
3	5.8	4.0	3.9	3.3	4.4	4.0	5.5	7.3	8.1	8.9	5.4	Mar
4	3.5	14.9	0.7	0.1	1.3	0.8	0.2	2.5	6.2	8.4	5.4	Apr
5	6.0	11.2	4.5	2.5	2.8	4.8	3.0	7.4	7.9	12.6	5.4	May
6	5.6	10.7	3.1	2.0	2.6	5.0	3.0	6.1	7.9	8.7	5.1	Jun
7	2.0	14.0	1.3	▲2.3	▲3.7	▲1.9	▲1.2	4.5	3.2	5.2	5.2	Jul
8	6.4	14.2	3.7	3.3	2.4	4.6	5.0	8.3	7.7	8.6	5.2	Aug
9	21.8	18.6	19.8	18.4	17.4	31.4	28.0	28.4	15.9	6.7	4.8	Sep
10	0.2	10.5	▲4.7	▲3.0	▲4.6	▲6.3	▲5.9	▲1.8	7.4	6.2	5.1	Oct
11	3.4	11.1	1.6	2.2	▲0.4	▲0.4	▲0.1	1.2	7.3	5.0	5.1	Nov
12	4.4	11.3	1.6	5.9	2.0	1.0	3.3	2.7	7.4	▲0.6	5.0	Dec
2020年1月	6.3	11.0	0.8	21.0	7.6	2.0	4.3	5.1	7.8	▲0.0	5.0	Jan 2020

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.



第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year

年 月	北海道 Hokkaido		東北 Tohoku		関東 Kanto		中部 Chubu		近畿 Kansai		中国 Chugoku		四国 Shikoku		九州 Kyushu		沖縄 Okinawa		Year and month	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	2017年	252,551	679	401,373	1,022	2,611,790	6,449	727,790	1,843	912,073	2,261	312,617	777	182,383	481	632,609	1,475	24,785	62	CY 2017
	2018	262,421	692	424,391	1,093	2,724,376	6,705	776,216	1,939	961,747	2,322	332,238	813	194,766	512	659,041	1,513	29,223	71	2018
	2019	278,259	701	459,297	1,199	2,981,087	7,038	838,113	2,064	1,011,378	2,438	353,077	844	206,275	530	680,424	1,531	27,715	77	2019
	2016年度	242,714	659	382,940	972	2,500,682	6,247	693,407	1,750	853,345	2,182	297,133	750	173,582	457	606,507	1,434	22,627	58	FY 2016
	2017	255,331	675	407,649	1,037	2,644,751	6,464	742,578	1,851	930,218	2,253	317,523	781	185,982	492	640,075	1,461	26,236	62	2017
	2018	265,867	693	430,979	1,138	2,780,400	6,816	788,542	1,956	972,195	2,350	337,694	823	197,662	509	664,540	1,500	28,789	74	2018
	2018年 10~12月	65,937	692	106,856	1,093	701,617	6,705	201,812	1,939	246,151	2,322	86,855	813	50,487	512	168,668	1,513	7,473	71	Q4 2018
	2019年 1~3月	67,361	693	107,005	1,138	705,787	6,816	194,593	1,956	237,039	2,350	82,767	823	48,438	509	161,103	1,500	6,400	74	Q1 2019
	4~6	68,395	696	113,763	1,153	739,147	6,885	208,615	1,989	256,585	2,384	86,646	836	51,847	511	171,980	1,512	7,121	76	Q2
	7~9	72,351	699	122,939	1,175	790,180	6,937	222,016	2,010	266,623	2,405	96,871	839	55,550	518	178,785	1,511	7,526	75	Q3
	10~12	70,152	701	115,590	1,199	745,973	7,038	212,889	2,064	251,131	2,438	86,793	844	50,440	530	168,556	1,531	6,668	77	Q4
	2018年 11月	21,699	686	34,943	1,089	224,378	6,658	64,232	1,932	77,657	2,314	26,244	809	15,744	510	52,519	1,512	2,467	71	Nov. 2018
	12	22,614	692	36,847	1,093	250,054	6,705	72,710	1,939	88,659	2,322	31,721	813	18,205	512	60,493	1,513	2,561	71	Dec
	2019年 1月	24,056	692	37,077	1,093	234,447	6,722	63,990	1,939	76,490	2,323	26,822	813	16,007	512	53,331	1,496	2,185	72	Jan 2019
	2	22,482	693	34,272	1,098	221,747	6,749	62,262	1,951	75,020	2,336	25,368	814	15,312	511	50,770	1,499	2,019	73	Feb
	3	20,823	693	35,656	1,138	249,593	6,816	68,341	1,956	85,529	2,350	30,577	823	17,119	509	57,002	1,500	2,196	74	Mar
	4	22,440	695	37,232	1,143	242,661	6,848	67,285	1,967	84,584	2,365	27,301	832	16,897	513	57,173	1,507	2,409	74	Apr
	5	22,379	697	37,751	1,151	248,622	6,884	69,247	1,975	85,470	2,379	29,606	836	17,457	512	57,743	1,509	2,370	76	May
	6	23,576	696	38,780	1,153	247,864	6,885	72,083	1,989	86,531	2,384	29,739	836	17,493	511	57,064	1,512	2,342	76	Jun
	7	23,262	694	39,493	1,166	255,282	6,904	72,254	2,003	86,815	2,392	31,689	837	17,564	509	58,862	1,523	2,577	76	Jul
8	24,259	697	41,691	1,170	257,869	6,929	71,360	2,008	84,750	2,398	29,991	839	18,027	514	57,789	1,513	2,351	76	Aug.	
9	24,830	699	41,755	1,175	277,029	6,937	78,402	2,010	95,058	2,405	35,191	839	19,959	518	62,134	1,511	2,598	75	Sep	
10	24,956	696	39,037	1,184	235,756	6,974	67,571	2,022	77,555	2,410	26,456	839	15,527	525	53,021	1,515	2,110	76	Oct	
11	21,606	700	36,515	1,190	239,917	7,009	68,478	2,049	81,188	2,427	27,120	841	16,179	528	53,591	1,525	2,126	77	Nov.	
12	23,590	701	40,038	1,199	270,300	7,038	76,840	2,064	92,388	2,438	33,217	844	18,734	530	61,944	1,531	2,432	77	Dec	
2020年 1月	24,475	701	39,813	1,202	249,537	7,053	69,652	2,069	82,800	2,440	28,172	846	16,554	528	55,052	1,528	2,260	77	Jan 2020	
前年(度・同期・同月) 比増減率 (%)	2017年	5.2	3.8	6.3	6.3	4.1	4.3	5.7	7.2	7.7	5.2	6.8	5.0	6.0	6.9	5.7	3.5	8.2	12.7	CY 2017
	2018	4.1	2.5	5.7	6.9	5.2	4.7	6.7	5.2	8.0	4.2	6.3	4.8	6.8	6.4	4.8	4.7	17.9	14.5	2018
	2019	6.0	1.3	7.9	9.7	5.6	5.0	7.4	6.4	3.9	5.0	6.3	3.8	5.9	3.5	3.9	2.8	11.6	11.6	2019
	2016年度	5.6	6.1	6.7	7.3	3.2	3.7	8.9	9.6	6.2	4.4	8.6	7.4	5.0	5.3	6.4	4.5	5.2	9.4	FY 2016
	2017	5.3	3.1	6.5	6.7	5.3	4.2	7.1	5.8	9.7	4.8	6.9	4.3	7.1	7.7	5.7	4.0	15.9	6.9	2017
	2018	4.3	2.7	5.6	9.7	4.9	5.4	6.1	5.7	6.1	4.3	6.4	5.4	6.3	3.5	4.5	4.2	14.1	23.3	2018
	2018年 10~12月	3.3	2.5	4.8	6.9	4.5	4.7	5.9	5.2	5.1	4.2	5.6	4.8	6.1	6.4	4.1	4.7	10.2	14.5	Q4 2018
	2019年 1~3月	5.4	2.7	6.2	9.7	4.9	5.4	6.2	5.7	3.3	4.3	7.1	5.4	6.4	3.5	4.2	4.2	10.2	23.3	Q1 2019
	4~6	5.5	3.0	7.0	9.3	4.7	5.1	7.0	6.1	3.3	4.3	5.7	4.2	6.5	2.6	4.6	3.9	13.6	20.6	Q2
	7~9	6.9	2.3	10.3	9.7	10.4	5.1	11.6	5.7	8.0	3.6	12.5	4.0	11.0	3.0	6.3	2.4	17.6	17.2	Q3
	10~12	6.4	1.3	7.8	9.7	2.6	5.0	5.0	6.4	0.8	5.0	▲0.1	3.8	▲0.1	3.5	0.6	2.8	5.0	11.6	Q4
	2018年 11月	3.5	2.1	5.1	6.9	3.7	4.6	6.4	5.2	4.5	4.5	5.5	4.5	4.7	6.5	3.8	5.1	9.8	14.5	Nov. 2018
	12	3.8	2.5	4.3	6.9	3.4	4.7	5.2	5.2	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1	6.4	3.4	4.7	10.7	14.5	Dec
	2019年 1月	6.2	2.4	4.7	6.7	5.1	4.8	6.3	5.5	2.0	4.2	7.1	4.1	5.8	6.4	4.2	5.0	14.3	20.0	Jan 2019
	2	5.1	2.7	6.0	6.8	3.7	4.8	5.8	5.9	3.4	4.7	4.2	3.4	6.4	5.8	4.7	5.0	7.3	21.7	Feb
	3	4.9	2.7	8.2	9.7	5.7	5.4	6.6	5.7	4.4	4.3	9.5	5.4	6.9	3.5	3.7	4.2	9.0	23.3	Mar
	4	4.5	3.1	5.1	9.6	3.3	5.4	4.0	5.8	1.8	4.2	1.6	5.1	4.0	4.3	5.5	4.5	17.6	19.4	Apr
	5	6.3	3.1	9.2	9.9	5.9	5.4	7.4	6.1	4.0	4.5	7.9	4.4	8.2	3.2	4.2	4.0	12.1	20.6	May
	6	5.6	3.0	6.7	9.3	4.8	5.1	9.5	6.1	4.2	4.3	7.7	4.2	7.4	2.6	4.2	3.9	11.1	20.6	Jun
	7	4.2	2.2	4.3	9.5	1.6	5.1	5.0	6.5	▲0.4	4.1	1.8	4.2	0.4	2.4	1.3	4.2	17.2	20.6	Jul
8	4.7	2.7	9.5	9.3	8.2	5.4	7.6	6.4	3.0	4.2	5.6	4.1	5.3	2.4	1.9	3.2	11.4	20.6	Aug.	
9	11.8	2.3	17.6	9.7	22.5	5.1	22.6	5.7	22.9	3.6	32.3	4.0	29.2	3.0	16.4	2.4	24.2	17.2	Sep	
10	15.4	1.8	11.0	9.3	0.2	5.3	3.7	5.5	▲4.1	5.0	▲8.4	4.5	▲6.1	3.8	▲4.1	2.4	1.6	18.8	Oct	
11	▲0.4	2.0	4.2	9.3	3.2	5.3	6.1	6.1	3.2	4.9	3.3	4.0	2.8	3.5	2.7	2.4	1.4	11.6	Nov.	
12	4.3	1.3	8.3	9.7	4.4	5.0	5.2	6.4	2.9	5.0	4.7	3.8	2.9	3.5	3.1	2.8	11.8	11.6	Dec	
2020年 1月	1.7	1.3	7.4	10.0	6.4	4.9	8.8	6.7	8.2	5.0	5.0	4.1	3.4	3.1	3.2	2.1	3.4	6.9	Jan 2020	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
2017年	252,551	679	51,086	150	68,861	179	113,002	268	37,646	115	47,260	126	C Y 2017
2018	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137	2018
2019	278,259	701	58,523	172	76,994	195	128,641	319	43,495	136	56,586	166	2019
2016年度	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	F Y 2016
2017	255,331	675	51,930	152	69,680	179	114,741	274	38,394	116	48,240	128	2017
2018	265,867	693	55,440	162	73,539	191	120,538	304	40,768	127	51,770	155	2018
2018年10~12月	65,937	692	13,981	162	18,469	190	29,751	287	10,214	124	12,660	137	Q4 2018
2019年1~3月	67,361	693	13,582	162	18,044	191	30,165	304	10,014	127	12,915	155	Q1 2019
4~6	68,395	696	14,504	164	19,570	190	31,748	310	10,798	130	13,818	156	Q2
7~9	72,351	699	15,701	169	20,368	192	34,291	317	11,725	133	15,379	160	Q3
10~12	70,152	701	14,736	172	19,012	195	32,437	319	10,958	136	14,474	166	Q4
2018年11月	21,699	686	4,450	162	5,938	189	9,766	285	3,356	123	4,213	138	Nov 2018
12	22,614	692	4,925	162	6,436	190	10,248	287	3,522	124	4,279	137	Dec
2019年1月	24,056	692	4,753	162	6,186	190	10,440	287	3,502	124	4,456	137	Jan 2019
2	22,482	693	4,366	162	5,715	191	9,609	289	3,200	124	4,154	138	Feb
3	20,823	693	4,463	162	6,143	191	10,116	304	3,312	127	4,305	155	Mar
4	22,440	695	4,760	164	6,316	189	10,457	308	3,495	128	4,582	155	Apr
5	22,379	697	4,870	165	6,535	189	10,469	308	3,610	130	4,556	156	May
6	23,576	696	4,874	164	6,719	190	10,822	310	3,693	130	4,680	156	Jun
7	23,262	694	5,029	167	6,563	191	11,077	316	3,737	131	4,921	157	Jul
8	24,259	697	5,248	167	6,894	191	11,548	317	3,968	132	5,283	159	Aug
9	24,830	699	5,424	169	6,911	192	11,666	317	4,020	133	5,175	160	Sep
10	24,956	696	4,816	170	6,292	193	10,984	319	3,693	135	4,997	163	Oct
11	21,606	700	4,664	171	6,029	194	10,237	318	3,459	135	4,549	165	Nov
12	23,590	701	5,256	172	6,691	195	11,216	319	3,806	136	4,928	166	Dec
2020年1月	24,475	701	4,994	172	6,448	197	11,218	320	3,822	135	5,018	166	Jan 2020
2017年	5.2	3.8	6.5	6.4	4.8	3.5	5.8	5.5	8.5	7.5	8.6	9.6	C Y 2017
2018	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7	2018
2019	6.0	1.3	7.3	6.2	6.4	2.6	7.9	11.1	8.1	9.7	11.1	21.2	2019
2016年度	5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	F Y 2016
2017	5.3	3.1	6.4	7.0	5.1	4.1	6.2	5.8	8.3	6.4	8.5	9.4	2017
2018	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1	2018
2018年10~12月	3.3	2.5	6.2	8.0	4.9	6.1	3.6	7.1	6.4	7.8	5.8	8.7	Q4 2018
2019年1~3月	5.4	2.7	6.9	6.6	6.9	6.7	5.6	10.9	5.7	9.5	7.6	21.1	Q1 2019
4~6	5.5	3.0	6.6	5.8	8.4	3.3	6.3	11.9	8.6	11.1	8.2	18.2	Q2
7~9	6.9	2.3	10.0	5.6	7.4	3.8	10.7	13.6	10.7	9.0	14.2	19.4	Q3
10~12	6.4	1.3	5.4	6.2	2.9	2.6	8.6	11.1	7.3	9.7	14.2	21.2	Q4
2018年11月	3.5	2.1	7.0	8.7	4.6	5.6	3.8	6.7	7.5	7.0	5.8	9.5	Nov 2018
12	3.8	2.5	5.4	8.0	4.4	6.1	3.0	7.1	6.4	7.8	5.5	8.7	Dec
2019年1月	6.2	2.4	6.5	8.0	4.4	6.1	4.0	6.7	4.4	7.8	5.5	7.9	Jan 2019
2	5.1	2.7	7.7	8.0	6.7	6.7	5.2	6.6	5.7	6.9	6.2	8.7	Feb
3	4.9	2.7	6.6	6.6	9.7	6.7	7.7	10.9	7.0	9.5	11.2	21.1	Mar
4	4.5	3.1	5.0	6.5	5.1	5.0	4.5	12.4	5.9	9.4	8.0	19.2	Apr
5	6.3	3.1	9.0	7.1	10.5	4.4	8.2	12.4	11.2	11.1	10.4	18.2	May
6	5.6	3.0	5.9	5.8	9.5	3.3	6.1	11.9	8.6	11.1	6.3	18.2	Jun
7	4.2	2.2	4.7	5.0	1.0	3.2	4.5	14.1	4.3	9.2	7.7	17.2	Jul
8	4.7	2.7	7.5	4.4	6.2	2.7	10.2	13.6	9.0	10.0	14.8	18.7	Aug
9	11.8	2.3	18.2	5.6	15.5	3.8	17.9	13.6	19.2	9.0	20.7	19.4	Sep
10	15.4	1.8	4.6	5.6	3.2	2.1	12.4	12.7	10.7	9.8	19.7	19.9	Oct
11	▲0.4	2.0	4.8	5.6	1.5	2.6	4.4	11.6	3.1	9.8	7.8	19.6	Nov
12	4.3	1.3	6.7	6.2	4.0	2.6	9.0	11.1	8.1	9.7	15.0	21.2	Dec
2020年1月	1.7	1.3	5.1	6.2	4.2	3.7	7.5	11.5	9.1	8.9	12.6	21.2	Jan 2020

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

	年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo	
		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments	
販売額 (百万円) ・ 店舗数(店)	2017年	83,518	184	158,509	348	116,508	232	109,855	279	368,008	994	298,809	762	646,690	1,684
	2018	87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715
	2019	95,058	211	185,128	392	132,917	281	125,281	303	418,495	1,073	343,607	824	735,427	1,838
	2016年度	79,917	173	154,820	332	110,905	218	108,169	269	355,138	971	286,510	728	616,688	1,646
	2017	84,664	188	159,941	354	118,113	235	111,309	284	371,362	997	302,728	766	656,847	1,672
	2018	88,924	199	170,219	380	124,828	266	117,820	293	391,500	1,046	318,959	796	686,584	1,783
	2018年10～12月	21,781	193	41,765	379	30,764	263	29,601	289	99,016	1,032	80,836	795	173,666	1,715
	2019年1～3月	22,285	199	44,102	380	31,428	266	29,931	293	99,611	1,046	81,440	796	173,121	1,783
	4～6	23,325	203	45,337	379	32,488	272	30,912	296	103,772	1,060	85,244	805	183,418	1,793
	7～9	25,475	204	49,187	386	35,406	275	32,794	295	111,065	1,062	90,493	814	194,542	1,810
	10～12	23,973	211	46,502	392	33,595	281	31,644	303	104,047	1,073	86,430	824	184,346	1,838
	2018年11月	7,220	192	13,514	372	10,065	260	9,594	288	31,357	1,027	26,660	783	55,103	1,708
	12	7,437	193	14,645	379	10,736	263	10,518	289	35,613	1,032	28,593	795	61,768	1,715
	2019年1月	7,740	193	15,056	378	10,726	263	10,082	290	33,003	1,035	27,065	795	56,320	1,725
	2	7,228	194	14,117	378	10,179	265	9,717	292	30,891	1,042	25,617	796	53,803	1,731
	3	7,317	199	14,929	380	10,523	266	10,132	293	35,717	1,046	28,758	796	62,998	1,783
	4	7,622	199	14,885	380	10,709	268	10,133	294	33,766	1,049	27,646	803	60,787	1,791
	5	7,711	203	15,059	383	10,744	272	10,241	294	35,090	1,055	28,829	808	61,548	1,799
	6	7,992	203	15,393	379	11,035	272	10,538	296	34,916	1,060	28,769	805	61,083	1,793
	7	8,166	204	15,951	386	11,371	274	10,671	294	36,044	1,059	29,152	809	62,806	1,795
	8	8,750	204	16,590	388	12,080	275	10,816	294	35,310	1,059	29,519	811	63,861	1,809
	9	8,559	204	16,646	386	11,955	275	11,307	295	39,711	1,062	31,822	814	67,875	1,810
	10	8,255	204	15,729	388	11,400	276	10,659	296	32,420	1,064	27,139	821	57,089	1,823
	11	7,577	207	14,619	390	10,622	278	9,949	302	33,285	1,067	28,389	825	59,733	1,833
	12	8,141	211	16,154	392	11,573	281	11,036	303	38,342	1,073	30,902	824	67,524	1,838
	2020年1月	8,313	212	15,823	394	11,460	283	10,658	302	34,950	1,072	28,745	825	61,300	1,847
	前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	2017年	5.9	7.6	3.0	4.8	6.2	8.4	1.5	1.5	4.4	3.4	4.6	6.1	2.9
2018		4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8
2019		7.6	9.3	5.6	3.4	6.4	6.8	5.7	4.8	4.7	4.0	5.2	3.6	6.4	7.2
2016年度		6.4	7.5	3.5	1.8	4.8	7.9	3.6	0.4	3.2	3.4	4.4	2.8	1.6	4.5
2017		5.9	8.7	3.3	6.6	6.5	7.8	2.9	5.6	4.6	2.7	5.4	5.5	5.4	3.5
2018		4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6
2018年10～12月		4.1	4.9	4.4	8.9	5.0	13.4	5.7	3.6	4.0	3.8	3.5	4.6	6.2	3.8
2019年1～3月		5.6	5.9	5.5	7.3	5.5	13.2	5.4	3.2	5.0	4.9	4.7	3.9	3.9	6.6
4～6		5.8	6.8	3.9	5.6	4.2	8.8	4.6	3.9	3.4	4.0	4.7	3.6	5.1	6.9
7～9		9.8	6.8	7.5	5.5	8.6	7.0	8.5	3.1	9.8	3.8	9.4	4.5	12.8	7.5
10～12		9.1	9.3	5.1	3.4	7.3	6.8	4.2	4.8	0.6	4.0	2.1	3.6	4.0	7.2
2018年11月		4.5	4.9	4.2	8.8	4.7	12.6	5.1	3.2	2.7	3.6	2.9	4.7	5.0	3.5
12		3.4	4.9	3.5	8.9	3.8	13.4	5.4	3.6	3.9	3.8	2.5	4.6	4.8	3.8
2019年1月		4.2	4.9	4.2	8.0	5.2	15.4	4.9	2.8	5.5	3.8	4.8	4.1	4.2	4.0
2		5.5	4.9	5.3	8.0	5.3	12.3	6.2	3.9	1.9	4.3	3.4	3.6	3.1	4.3
3		7.3	5.9	7.2	7.3	6.0	13.2	5.1	3.2	7.2	4.9	5.8	3.9	4.3	6.6
4		4.1	5.9	3.9	6.7	3.7	12.1	3.4	3.2	1.8	4.3	3.1	4.4	3.1	7.2
5		8.1	7.4	5.2	7.3	5.3	11.0	5.3	2.4	4.4	4.0	6.2	4.5	6.5	7.6
6		5.3	6.8	2.7	5.6	3.8	8.8	5.1	3.9	4.0	4.0	4.7	3.6	5.8	6.9
7		4.5	7.4	1.2	6.9	3.0	9.6	3.0	3.2	0.6	3.7	0.7	3.7	2.2	7.0
8	9.5	6.8	6.6	6.9	7.8	9.1	5.7	2.8	5.8	3.7	7.5	4.6	12.7	7.7	
9	15.9	6.8	15.4	5.5	15.6	7.0	17.5	3.1	24.2	3.8	21.2	4.5	24.9	7.5	
10	14.9	6.8	9.1	4.9	12.4	6.6	9.5	2.8	▲3.2	3.8	1.3	5.4	▲1.6	7.7	
11	4.0	7.8	2.1	4.8	3.7	6.9	1.1	4.9	1.6	3.9	1.7	5.4	6.2	7.3	
12	8.5	9.3	4.1	3.4	5.9	6.8	2.3	4.8	3.0	4.0	3.2	3.6	7.1	7.2	
2020年1月	7.4	9.8	5.1	4.2	6.8	7.6	5.7	4.1	5.9	3.6	6.2	3.8	8.8	7.1	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		
447,255	1,031	103,308	294	69,350	156	77,075	163	58,990	116	47,822	137	74,654	222	C Y 2017
458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231	2018
504,379	1,118	116,206	328	79,719	169	88,894	188	69,774	142	54,064	143	87,168	237	2019
424,953	1,008	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211	F Y 2016
451,940	1,028	104,133	304	70,640	157	78,364	163	60,583	121	48,590	136	76,457	223	2017
467,824	1,074	109,877	315	74,921	157	82,919	170	68,468	134	51,522	140	81,451	233	2018
118,740	1,063	27,702	312	18,947	159	21,099	169	17,636	133	13,025	140	20,434	231	Q4 2018
119,048	1,074	27,301	315	18,576	157	20,611	170	17,035	134	12,844	140	20,857	233	Q1 2019
125,162	1,088	28,788	320	19,817	162	21,816	171	17,518	136	13,499	142	21,321	234	Q2
133,642	1,105	31,516	320	20,927	163	23,117	171	17,564	137	14,450	142	23,251	235	Q3
126,527	1,118	28,601	328	20,399	169	23,350	188	17,657	142	13,271	143	21,739	237	Q4
37,906	1,058	8,842	309	6,136	159	6,857	168	5,730	132	4,149	139	6,552	231	Nov 2018
42,170	1,063	10,050	312	6,789	159	7,555	169	6,286	133	4,582	140	7,367	231	Dec
39,479	1,065	9,377	313	6,341	157	6,921	169	5,621	133	4,397	140	7,016	231	Jan 2019
37,308	1,070	8,627	315	6,031	158	6,763	170	5,608	132	4,181	140	6,539	231	Feb
42,261	1,074	9,297	315	6,204	157	6,927	170	5,806	134	4,266	140	7,302	233	Mar
40,726	1,079	9,362	318	6,489	160	7,040	170	5,728	134	4,503	141	7,084	234	Apr
42,671	1,086	9,666	318	6,585	161	7,213	170	6,010	135	4,501	142	7,154	235	May
41,765	1,088	9,760	320	6,743	162	7,563	171	5,780	136	4,495	142	7,083	234	Jun
43,267	1,095	10,058	319	6,707	163	7,395	171	5,559	136	4,699	142	7,450	235	Jul
42,922	1,103	10,309	319	6,866	164	7,623	171	5,802	136	4,782	142	7,717	235	Aug
47,453	1,105	11,149	320	7,354	163	8,099	171	6,203	137	4,969	142	8,084	235	Sep
39,445	1,110	9,306	322	6,732	165	7,465	173	5,725	138	4,289	143	6,840	236	Oct
40,902	1,112	9,165	327	6,551	168	7,625	183	5,719	140	4,247	143	6,957	235	Nov
46,180	1,118	10,130	328	7,116	169	8,260	188	6,213	142	4,735	143	7,942	237	Dec
41,933	1,117	9,802	328	6,605	165	7,910	196	5,588	142	4,625	144	7,370	238	Jan 2020
3.8	4.0	5.8	5.4	5.3	0.6	3.6	5.8	8.6	5.5	5.1	7.0	8.7	6.7	C Y 2017
3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1	2018
5.4	5.2	6.0	5.1	5.9	6.3	8.4	11.2	5.1	6.8	2.8	2.1	6.6	2.6	2019
2.3	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7	F Y 2016
5.1	3.0	5.5	6.7	6.6	0.6	5.5	3.2	12.6	9.0	6.4	5.4	10.1	5.7	2017
3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5	2018
2.3	4.1	3.7	6.1	4.6	1.9	7.2	3.7	15.5	14.7	5.4	2.9	4.1	4.1	Q4 2018
4.1	4.5	6.9	3.6	4.8	0.0	7.0	4.3	14.0	10.7	3.8	2.9	6.1	4.5	Q1 2019
4.7	4.5	5.4	4.6	5.7	3.8	7.0	4.9	6.4	7.9	2.6	2.9	6.2	3.1	Q2
10.7	5.3	10.4	3.6	7.7	3.2	9.5	3.0	1.4	5.4	6.9	2.9	10.3	1.3	Q3
2.0	5.2	1.4	5.1	5.4	6.3	9.9	11.2	0.1	6.8	▲2.0	2.1	3.8	2.6	Q4
1.7	4.1	4.1	6.6	4.7	0.6	8.5	2.4	16.9	14.8	5.3	2.2	4.2	5.0	Nov 2018
0.5	4.1	3.7	6.1	5.4	1.9	8.3	3.7	14.4	14.7	3.0	2.9	4.0	4.1	Dec
4.5	4.3	9.5	6.5	6.8	0.6	7.7	3.0	13.7	11.8	6.5	2.9	6.3	3.6	Jan 2019
3.1	4.6	3.6	5.7	2.5	3.9	6.0	3.7	14.6	7.3	5.3	2.9	5.0	3.1	Feb
4.6	4.5	7.4	3.6	5.1	0.0	7.4	4.3	13.6	10.7	▲0.2	2.9	7.0	4.5	Mar
2.8	4.4	4.1	3.9	4.5	1.9	3.8	3.7	6.6	8.1	3.0	2.9	6.3	4.0	Apr
6.5	4.2	7.3	3.9	7.0	3.2	8.5	4.9	10.4	8.0	2.6	3.6	7.5	3.5	May
4.6	4.5	5.0	4.6	5.5	3.8	8.7	4.9	2.3	7.9	2.2	2.9	4.8	3.1	Jun
1.5	4.9	2.8	4.2	4.5	3.2	5.9	4.3	▲4.7	7.1	▲0.5	2.9	3.1	3.1	Jul
7.1	5.6	6.6	3.9	2.2	4.5	4.8	4.3	▲1.5	5.4	4.2	2.9	7.3	3.1	Aug
24.9	5.3	22.7	3.6	16.7	3.2	18.0	3.0	10.7	5.4	18.3	2.9	21.4	1.3	Sep
▲2.3	5.5	3.8	4.5	9.5	3.8	10.8	4.2	1.9	5.3	▲3.9	2.9	2.4	2.6	Oct
3.3	5.1	1.8	5.8	4.5	5.7	10.4	8.9	▲0.2	6.1	▲1.6	2.9	3.6	1.7	Nov
4.8	5.2	▲1.0	5.1	2.6	6.3	8.6	11.2	▲1.2	6.8	▲0.6	2.1	5.2	2.6	Dec
6.2	4.9	4.5	4.8	4.2	5.1	14.3	16.0	▲0.6	6.8	5.2	2.9	5.0	3.0	Jan 2020

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2017年	138,903	388	240,372	466	369,034	911	73,428	225	63,668	182	98,675	281	402,896	906
2018	152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896
2019	165,292	427	278,415	501	419,725	1,034	84,483	246	75,975	202	116,706	316	426,726	954
2016年度	129,042	361	229,571	449	356,410	864	67,427	211	60,298	175	91,360	269	376,653	883
2017	142,855	385	243,331	465	375,484	917	75,235	229	65,203	180	100,843	279	410,859	895
2018	155,717	412	259,816	490	394,873	978	80,112	239	70,773	195	109,811	300	416,391	903
2018年10~12月	40,033	408	66,068	486	101,253	968	20,480	235	18,316	195	28,336	293	103,315	896
2019年1~3月	38,244	412	66,104	490	97,257	978	19,905	239	17,798	195	26,934	300	99,950	903
4~6	41,038	421	69,206	496	104,884	995	21,060	240	18,988	201	29,478	303	109,860	920
7~9	43,774	420	73,834	493	111,709	1,012	22,489	244	20,165	201	31,044	308	111,463	937
10~12	42,236	427	69,271	501	105,875	1,034	21,029	246	19,024	202	29,250	316	105,453	954
2018年11月	12,759	406	20,636	483	32,061	964	6,419	235	5,772	196	8,973	292	32,710	893
12	14,332	408	24,012	486	36,566	968	7,468	235	6,670	195	10,171	293	36,834	896
2019年1月	12,365	408	21,926	487	31,851	970	6,512	235	5,889	196	8,718	293	31,555	895
2	12,313	411	20,768	489	30,841	973	6,314	239	5,622	196	8,485	293	31,661	903
3	13,566	412	23,410	490	34,565	978	7,079	239	6,287	195	9,731	300	36,734	903
4	13,102	415	23,060	491	33,832	985	6,822	237	6,186	198	9,705	301	36,645	913
5	13,785	418	23,119	492	34,674	989	6,990	237	6,306	200	9,828	303	36,452	920
6	14,151	421	23,027	496	36,378	995	7,248	240	6,496	201	9,945	303	36,763	920
7	14,019	422	23,813	496	36,758	1,005	7,375	242	6,536	201	10,085	304	36,736	928
8	14,324	422	23,963	494	35,354	1,008	7,193	243	6,412	201	9,891	307	35,233	928
9	15,431	420	26,058	493	39,597	1,012	7,921	244	7,217	201	11,068	308	39,494	937
10	13,420	424	21,440	495	33,377	1,015	6,577	245	5,911	201	8,904	310	32,765	940
11	13,592	427	22,049	497	33,935	1,025	6,775	246	6,114	203	9,561	314	34,075	946
12	15,224	427	25,782	501	38,563	1,034	7,677	246	6,999	202	10,785	316	38,613	954
2020年1月	13,271	428	22,871	503	34,777	1,033	7,089	247	6,271	201	9,813	318	34,625	950
2017年	8.8	7.8	5.5	4.0	4.3	7.4	10.3	10.8	6.5	2.8	9.8	6.4	7.7	5.5
2018	9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0
2019	8.3	4.7	5.7	3.1	7.4	6.8	6.5	4.7	9.0	3.6	8.0	7.8	0.8	6.5
2016年度	16.9	16.8	3.8	0.9	7.0	9.9	8.4	6.6	6.6	6.7	7.5	6.3	6.1	4.1
2017	10.7	6.6	6.0	3.8	5.4	6.1	11.6	8.5	8.1	2.9	10.7	5.7	10.2	3.5
2018	9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9
2018年10~12月	8.8	5.2	5.5	4.5	4.8	6.3	5.6	4.4	8.7	7.1	8.8	6.2	1.6	1.0
2019年1~3月	8.9	7.0	6.8	5.4	5.5	6.7	5.8	4.4	9.3	8.3	8.6	7.5	▲1.7	0.9
4~6	7.9	6.9	5.6	5.1	7.0	6.9	6.3	4.3	9.8	6.3	7.3	7.1	▲0.6	2.1
7~9	11.0	4.2	9.8	2.7	12.9	7.4	12.0	5.2	14.1	5.2	13.8	7.7	4.9	1.8
10~12	5.5	4.7	0.8	3.1	4.3	6.8	2.2	4.7	3.0	3.6	2.8	7.8	0.4	6.5
2018年11月	9.4	5.5	4.9	3.9	5.6	6.4	4.0	4.9	9.4	8.9	7.9	6.2	0.9	0.8
12	7.2	5.2	4.4	4.5	3.7	6.3	5.6	4.4	8.1	7.1	7.9	6.2	▲0.1	1.0
2019年1月	8.3	6.3	6.1	5.0	5.5	6.7	4.4	4.4	10.2	8.3	9.2	6.9	▲4.2	0.8
2	9.0	6.5	5.7	4.9	5.2	6.1	6.0	6.7	7.3	7.7	8.0	6.9	▲0.7	1.8
3	9.2	7.0	8.5	5.4	5.7	6.7	6.9	4.4	10.3	8.3	8.7	7.5	▲0.4	0.9
4	4.7	7.2	5.1	4.5	3.7	6.8	4.0	3.5	9.1	7.6	5.8	6.4	▲2.2	2.2
5	9.1	7.5	5.9	4.5	6.7	6.9	6.7	3.5	9.8	7.0	8.0	7.1	▲0.3	2.4
6	9.9	6.9	5.7	5.1	10.6	6.9	8.0	4.3	10.6	6.3	8.0	7.1	0.8	2.1
7	3.4	7.1	0.8	4.0	5.7	7.7	4.7	4.8	5.4	6.3	3.8	6.7	▲2.5	2.4
8	9.5	6.0	7.5	3.1	8.8	7.7	7.1	4.7	9.3	6.3	8.6	8.1	▲0.9	2.1
9	20.8	4.2	22.3	2.7	25.1	7.4	25.2	5.2	28.7	5.2	30.8	7.7	19.8	1.8
10	3.7	4.7	▲3.8	2.9	2.0	6.4	▲0.7	5.2	▲0.2	4.1	▲3.5	7.3	▲4.6	6.2
11	6.5	5.2	2.7	2.9	5.5	6.3	5.1	4.7	5.0	3.6	6.1	7.5	2.5	5.9
12	6.2	4.7	3.2	3.1	5.1	6.8	2.3	4.7	4.0	3.6	5.6	7.8	3.1	6.5
2020年1月	7.3	4.9	4.3	3.3	9.2	6.5	8.9	5.1	6.5	2.6	12.6	8.5	9.7	6.1

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments	
222,555	586	41,278	111	24,011	79	22,572	63	29,810	67	75,735	176	112,805	287	C Y 2017
229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304	2018
242,600	613	51,131	127	28,466	84	25,463	69	35,447	80	86,723	195	128,525	309	2019
215,631	565	36,150	104	19,466	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276	F Y 2016
225,503	580	42,653	119	24,574	79	22,847	63	30,218	70	77,184	176	115,095	291	2017
232,138	606	47,981	128	26,633	84	24,352	66	32,949	78	83,287	190	122,914	304	2018
59,308	595	12,427	127	6,813	83	6,180	66	8,391	72	21,490	188	31,865	304	Q4 2018
56,842	606	11,891	128	6,589	84	5,881	66	8,172	78	20,410	190	30,307	304	Q1 2019
60,770	613	12,901	127	7,070	84	6,320	69	8,690	79	21,340	194	31,168	305	Q2
65,002	610	13,707	127	7,678	85	7,003	69	9,823	79	23,707	195	35,446	308	Q3
59,986	613	12,632	127	7,129	84	6,259	69	8,762	80	21,266	195	31,604	309	Q4
18,475	591	3,886	128	2,111	82	1,816	66	2,456	72	6,606	186	9,566	302	Nov 2018
21,651	595	4,534	127	2,513	83	2,244	66	3,055	72	7,776	188	11,668	304	Dec
18,665	596	3,875	127	2,167	83	1,921	66	2,584	72	6,827	189	9,667	302	Jan 2019
17,856	601	3,705	127	2,083	84	1,820	66	2,514	72	6,010	189	9,302	303	Feb
20,321	606	4,311	128	2,339	84	2,140	66	3,074	78	7,573	190	11,338	304	Mar
19,816	608	4,239	127	2,265	84	2,043	68	2,760	78	6,438	193	9,912	307	Apr
20,235	609	4,286	128	2,353	84	2,124	68	2,985	79	7,398	193	10,601	307	May
20,719	613	4,376	127	2,452	84	2,153	69	2,945	79	7,504	194	10,655	305	Jun
21,053	613	4,439	126	2,407	84	2,312	69	3,332	79	7,616	194	11,668	307	Jul
20,593	613	4,327	127	2,492	86	2,171	69	2,995	79	7,465	195	10,710	308	Aug
23,356	610	4,941	127	2,779	85	2,520	69	3,496	79	8,626	195	13,068	308	Sep
18,200	610	3,869	127	2,181	84	1,920	69	2,721	79	6,425	195	9,639	308	Oct
19,347	613	4,087	127	2,285	84	1,967	69	2,669	79	6,829	195	9,763	309	Nov
22,439	613	4,676	127	2,663	84	2,372	69	3,372	80	8,012	195	12,202	309	Dec
19,867	616	4,225	128	2,411	85	2,045	69	2,803	79	7,074	196	10,114	310	Jan 2020
3.4	3.5	17.3	9.9	30.4	8.2	8.3	5.0	5.7	6.3	7.4	7.3	8.4	4.7	C Y 2017
4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9	2018
3.9	3.0	8.8	0.0	9.4	1.2	6.5	4.5	10.3	11.1	6.1	3.7	6.3	1.6	2019
2.7	2.0	9.6	4.0	16.2	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8	F Y 2016
5.0	3.8	18.9	16.7	26.5	6.8	7.3	1.6	5.6	7.7	7.8	6.0	8.8	5.4	2017
3.7	4.5	14.8	7.6	9.2	6.3	6.6	4.8	9.0	11.4	7.9	8.0	6.8	4.5	2018
3.2	2.6	16.9	16.5	10.8	6.4	5.9	4.8	10.2	7.5	6.9	6.8	5.6	5.9	Q4 2018
2.9	4.5	12.4	7.6	10.1	6.3	7.9	4.8	11.0	11.4	8.1	8.0	7.2	4.5	Q1 2019
4.2	5.0	9.1	4.1	8.7	3.7	5.6	3.0	10.0	12.9	4.7	6.6	6.1	3.4	Q2
9.1	3.4	13.6	2.4	14.1	4.9	11.1	3.0	15.7	12.9	12.8	6.6	13.0	3.4	Q3
▲0.5	3.0	0.7	0.0	4.6	1.2	1.3	4.5	4.4	11.1	▲1.0	3.7	▲0.8	1.6	Q4
2.0	3.0	15.2	17.4	8.9	7.9	4.4	4.8	10.9	9.1	6.3	5.7	6.1	5.6	Nov 2018
2.5	2.6	14.9	16.5	9.3	6.4	5.1	4.8	8.3	7.5	6.5	6.8	4.1	5.9	Dec
1.5	2.8	14.5	16.5	8.8	6.4	10.0	4.8	10.9	5.9	8.1	7.4	7.0	4.5	Jan 2019
2.2	4.2	11.5	14.4	8.3	7.7	6.1	4.8	9.3	2.9	1.5	7.4	4.8	3.8	Feb
5.0	4.5	11.4	7.6	13.0	6.3	7.6	4.8	12.6	11.4	13.9	8.0	9.3	4.5	Mar
2.1	3.6	8.6	6.7	7.1	6.3	6.8	6.3	9.9	11.4	▲5.9	7.8	2.9	5.1	Apr
4.7	4.5	9.2	5.8	9.6	5.0	4.7	4.6	10.4	11.3	9.2	5.5	8.3	4.4	May
5.8	5.0	9.4	4.1	9.4	3.7	5.3	3.0	9.8	12.9	11.0	6.6	7.1	3.4	Jun
▲0.4	4.6	3.9	2.4	3.0	3.7	3.1	3.0	9.0	12.9	▲0.4	7.2	2.1	3.7	Jul
4.9	4.6	8.3	3.3	9.9	6.2	4.1	3.0	7.0	12.9	6.9	6.6	5.3	3.7	Aug
24.1	3.4	30.3	2.4	31.0	4.9	27.5	3.0	32.9	12.9	35.1	6.6	33.9	3.4	Sep
▲6.7	3.7	▲4.4	▲0.8	▲0.4	2.4	▲9.4	3.0	▲5.5	11.3	▲9.6	6.0	▲9.3	3.0	Oct
3.0	3.7	4.2	▲0.8	8.2	2.4	8.3	4.5	8.7	9.7	3.4	4.8	2.1	2.3	Nov
2.0	3.0	2.1	0.0	6.0	1.2	5.7	4.5	10.4	11.1	3.0	3.7	4.6	1.6	Dec
6.4	3.4	9.0	0.8	11.3	2.4	6.5	4.5	8.5	9.7	3.6	3.7	4.6	2.6	Jan 2020

Sales value (million yen) · Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

	年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
		店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
販売額 (百万円)	2017年	71,695	184	32,468	73	41,883	113	79,372	214	28,660	81	257,320	670	41,098	87
	2018	73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92
	2019	76,919	191	36,047	81	48,612	128	89,639	232	31,977	89	287,238	705	43,651	86
	2016年度	69,802	181	31,646	70	39,814	104	75,161	205	26,961	78	242,799	649	39,348	84
	2017	72,179	181	32,820	75	43,021	119	81,016	216	29,125	82	260,159	649	41,800	87
	2018	74,192	185	34,375	79	46,334	121	86,327	224	30,626	85	275,760	688	43,664	86
	2018年10~12月	18,929	183	8,772	77	11,829	125	22,070	225	7,816	85	69,897	683	11,027	92
	2019年1~3月	17,997	185	8,459	79	11,326	121	21,114	224	7,539	85	68,402	688	10,442	86
	4~6	19,128	189	9,076	79	12,228	122	22,611	223	7,932	87	73,037	700	11,020	86
	7~9	20,892	188	9,743	79	13,176	127	24,120	225	8,511	87	74,716	700	11,508	86
	10~12	18,902	191	8,769	81	11,882	128	21,794	232	7,995	89	71,083	705	10,681	86
	2018年11月	5,800	183	2,717	76	3,670	125	6,904	224	2,453	85	21,822	683	3,426	91
	12	6,978	183	3,208	77	4,285	125	7,923	225	2,789	85	24,959	683	3,980	92
	2019年1月	5,823	184	2,807	78	3,731	124	6,911	225	2,558	85	22,215	685	3,531	87
	2	5,722	184	2,657	78	3,541	123	6,703	225	2,411	85	21,485	686	3,301	87
	3	6,452	185	2,995	79	4,054	121	7,500	224	2,570	85	24,702	688	3,610	86
	4	6,148	186	2,969	80	3,869	122	7,451	225	2,608	86	24,604	693	3,596	86
	5	6,498	189	3,051	80	4,110	122	7,626	224	2,670	86	24,304	696	3,740	86
	6	6,482	189	3,056	79	4,249	122	7,534	223	2,654	87	24,129	700	3,684	86
	7	6,761	188	3,106	80	4,188	119	7,562	223	2,708	87	24,799	707	3,747	89
8	6,650	188	3,149	80	4,167	123	7,907	224	2,804	87	23,782	701	3,766	86	
9	7,481	188	3,488	79	4,821	127	8,651	225	2,999	87	26,135	700	3,995	86	
10	5,751	188	2,681	80	3,630	129	6,674	227	2,542	89	22,502	700	3,376	86	
11	5,892	189	2,815	80	3,826	127	6,986	232	2,552	89	22,706	700	3,397	86	
12	7,259	191	3,273	81	4,426	128	8,134	232	2,901	89	25,875	705	3,908	86	
2020年1月	6,136	192	2,879	81	3,914	127	7,130	231	2,631	89	23,361	704	3,496	86	
前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	2017年	3.9	2.8	3.9	2.8	5.8	11.9	6.0	4.9	8.8	9.5	7.8	3.6	5.6	3.6
	2018	2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7
	2019	4.5	4.4	6.4	5.2	6.4	2.4	5.5	3.1	5.8	4.7	5.7	4.4	2.1	0.0
	2016年度	8.1	5.8	5.4	4.5	4.3	1.0	3.4	3.5	10.5	18.2	6.0	5.4	5.7	2.4
	2017	3.5	0.6	3.7	7.1	8.1	14.4	7.8	5.4	8.0	5.1	7.6	4.7	6.2	3.6
	2018	2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	3.7	5.2	3.7	7.2	7.2	4.9	6.2
	2018年10~12月	2.5	0.0	4.9	5.5	7.6	10.6	6.1	5.1	5.1	4.9	6.4	6.7	4.6	5.7
	2019年1~3月	3.7	2.2	6.3	5.3	6.1	1.7	6.7	3.7	5.7	3.7	7.5	7.2	3.9	6.2
	4~6	4.3	0.5	7.1	5.3	6.6	1.7	6.7	0.9	5.4	6.1	7.3	7.5	2.5	4.9
	7~9	10.1	▲0.5	12.4	5.3	12.6	4.1	9.9	1.4	9.9	3.6	6.9	5.3	3.7	1.2
	10~12	▲0.3	4.4	▲0.0	5.2	0.4	2.4	▲1.3	3.1	2.3	4.7	1.4	4.4	▲1.6	0.0
	2018年11月	2.2	0.0	2.7	4.1	5.8	11.6	5.1	4.7	3.9	6.3	5.5	7.4	4.5	4.6
	12	1.5	0.0	6.1	5.5	6.0	10.6	4.6	5.1	4.1	4.9	6.1	6.7	4.1	5.7
	2019年1月	3.2	▲0.5	5.7	6.8	5.5	9.7	6.1	4.7	5.4	6.3	7.6	8.2	4.3	7.4
	2	3.5	▲1.1	5.8	6.8	5.9	7.9	7.2	4.2	5.9	6.3	9.2	8.0	4.2	6.1
	3	4.3	2.2	7.5	5.3	6.8	1.7	7.0	3.7	5.8	3.7	5.9	7.2	3.3	6.2
	4	2.6	▲0.5	6.0	8.1	0.0	2.5	5.7	3.2	3.4	6.2	9.7	7.9	1.6	4.9
	5	5.7	0.5	7.5	6.7	8.8	1.7	8.2	2.3	8.0	4.9	5.4	7.7	3.5	4.9
	6	4.6	0.5	7.8	5.3	11.0	1.7	6.1	0.9	4.8	6.1	7.0	7.5	2.2	4.9
	7	0.0	▲0.5	1.8	8.1	2.1	▲0.8	▲1.6	0.9	2.2	6.1	3.6	7.9	▲2.6	6.0
8	4.3	▲0.5	7.1	6.7	5.9	0.8	4.3	0.9	5.1	4.8	1.9	6.5	▲0.2	1.2	
9	27.9	▲0.5	30.2	5.3	31.4	4.1	29.5	1.4	23.6	3.6	15.7	5.3	15.0	1.2	
10	▲6.6	3.3	▲5.8	6.7	▲6.3	4.0	▲7.9	2.3	▲1.2	4.7	▲3.0	4.6	▲5.3	1.2	
11	1.4	3.3	3.6	5.3	4.3	1.6	1.2	3.6	4.0	4.7	3.7	3.7	0.7	1.2	
12	3.9	4.4	2.0	5.2	3.3	2.4	2.7	3.1	4.0	4.7	3.3	4.4	▲0.3	0.0	
2020年1月	5.4	4.3	2.6	3.8	4.9	2.4	3.2	2.7	2.9	4.7	5.2	2.8	▲1.0	▲1.1	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
55,314	117	83,504	172	58,815	119	59,411	121	77,147	189	24,785	62	C Y	2017
57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71		2018
58,297	122	87,862	179	62,732	124	61,873	121	78,771	194	27,715	77		2019
53,980	116	81,435	165	56,715	115	58,391	122	73,839	183	22,627	58	F Y	2016
55,848	117	84,310	174	59,407	120	59,944	121	78,607	193	26,236	62		2017
57,512	119	85,652	175	61,470	120	60,717	120	79,765	192	28,789	74		2018
14,598	119	21,633	178	15,760	124	15,483	122	20,270	195	7,473	71	Q4	2018
13,780	119	20,516	175	14,820	120	14,644	120	18,499	192	6,400	74	Q1	2019
14,686	119	22,270	176	15,752	120	15,538	120	19,677	191	7,121	76	Q2	
15,449	118	23,305	176	16,460	121	16,437	120	20,910	190	7,526	75	Q3	
14,382	122	21,771	179	15,700	124	15,254	121	19,685	194	6,668	77	Q4	
4,540	119	6,705	178	4,912	124	4,758	122	6,356	195	2,467	71	Nov	2018
5,274	119	7,782	178	5,724	124	5,613	122	7,161	195	2,561	71	Dec	
4,597	118	6,843	172	4,950	121	4,933	121	6,262	192	2,185	72	Jan	2019
4,358	119	6,484	175	4,703	120	4,616	121	5,823	191	2,019	73	Feb	
4,825	119	7,189	175	5,167	120	5,095	120	6,414	192	2,196	74	Mar	
4,790	119	7,320	176	5,203	120	5,137	121	6,523	192	2,409	74	Apr	
4,945	119	7,544	176	5,294	120	5,241	121	6,675	191	2,370	76	May	
4,951	119	7,406	176	5,255	120	5,160	120	6,479	191	2,342	76	Jun	
5,047	119	7,621	177	5,385	121	5,383	120	6,880	190	2,577	76	Jul	
5,052	119	7,594	176	5,414	120	5,423	120	6,758	191	2,351	76	Aug	
5,350	118	8,090	176	5,661	121	5,631	120	7,272	190	2,598	75	Sep	
4,416	118	6,828	178	4,934	121	4,795	120	6,170	192	2,110	76	Oct	
4,578	122	6,896	179	4,959	123	4,805	121	6,250	194	2,126	77	Nov	
5,388	122	8,047	179	5,807	124	5,654	121	7,265	194	2,432	77	Dec	
4,741	122	7,050	179	5,107	123	4,935	121	6,362	193	2,260	77	Jan	2020
3.8	0.9	3.6	6.2	5.0	7.2	2.3	0.0	5.6	2.7	8.2	12.7	C Y	2017
3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5		2018
2.5	3.4	3.5	2.3	4.4	1.6	1.8	▲0.8	1.6	0.5	11.6	11.6		2019
8.1	4.5	7.8	4.4	6.9	7.5	4.6	2.5	6.6	2.2	5.2	9.4	F Y	2016
3.5	0.9	3.5	5.5	4.7	4.3	2.7	▲0.8	6.5	5.5	15.9	6.9		2017
3.1	2.6	1.7	2.3	3.9	1.7	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.1	23.3		2018
3.7	1.7	1.4	3.5	4.7	4.2	1.2	0.8	1.3	3.2	10.2	14.5	Q4	2018
2.7	2.6	1.7	2.3	4.7	1.7	0.5	▲0.8	▲0.3	0.5	10.2	23.3	Q1	2019
3.6	1.7	3.8	1.7	4.4	0.8	2.4	0.0	0.2	▲1.0	13.6	20.6	Q2	
4.5	▲0.8	7.0	1.1	7.4	1.7	6.1	▲0.8	5.4	▲1.6	17.6	17.2	Q3	
▲0.9	3.4	1.3	2.3	1.2	1.6	▲1.7	▲0.8	0.8	0.5	5.0	11.6	Q4	
4.3	2.6	1.5	3.5	5.0	3.3	0.5	2.5	1.4	3.2	9.8	14.5	Nov	2018
2.6	1.7	0.3	3.5	4.8	4.2	▲0.3	0.8	0.0	3.2	10.7	14.5	Dec	
2.3	0.9	1.5	1.8	4.2	3.4	0.2	0.0	0.9	2.1	14.3	20.0	Jan	2019
2.3	1.7	1.6	3.6	5.0	2.6	0.3	0.8	▲1.3	1.6	7.3	21.7	Feb	
3.5	2.6	2.1	2.3	4.7	1.7	0.9	▲0.8	▲0.5	0.5	9.0	23.3	Mar	
2.4	1.7	3.4	2.3	4.0	1.7	2.2	0.0	1.1	0.5	17.6	19.4	Apr	
4.5	1.7	4.7	1.7	4.8	0.8	3.0	0.0	0.6	▲1.0	12.1	20.6	May	
3.7	1.7	3.3	1.7	4.3	0.8	1.9	0.0	▲1.2	▲1.0	11.1	20.6	Jun	
▲1.4	0.8	0.2	2.3	0.4	1.7	0.7	0.0	0.5	▲1.6	17.2	20.6	Jul	
▲0.4	0.8	3.3	1.7	4.1	0.8	3.0	0.0	0.6	▲1.0	11.4	20.6	Aug	
16.6	▲0.8	18.7	1.1	18.8	1.7	15.5	▲0.8	15.9	▲1.6	24.2	17.2	Sep	
▲7.1	0.0	▲3.8	1.7	▲2.2	1.7	▲6.4	▲0.8	▲5.1	▲0.5	1.6	18.8	Oct	
1.5	3.4	3.5	2.3	2.5	0.8	0.7	▲0.8	2.1	0.5	1.4	11.6	Nov	
2.8	3.4	4.1	2.3	3.0	1.6	0.5	▲0.8	5.4	0.5	11.8	11.6	Dec	
3.1	3.4	3.0	4.1	3.2	1.7	0.0	0.0	1.6	0.5	3.4	6.9	Jan	2020

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)



## 第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month		Value ( million yen )	Commodity stocks
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスクエア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレットリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others				
商品手持額	2018年12月	952,128	40,152	148,657	62,672	39,206	253,547	91,289	138,496	161,126	16,983	Q4	2018		
	2019年3月	961,258	57,491	145,989	62,339	38,205	258,328	91,350	134,452	155,482	17,622	Q1	2019		
	6	956,255	55,227	144,216	60,412	39,833	255,840	91,928	133,169	158,098	17,532	Q2			
	9	995,407	57,403	151,859	62,488	40,761	266,631	93,755	140,028	163,568	18,914	Q3			
	12	1,051,207	63,318	158,562	67,886	41,568	276,674	99,125	149,083	175,583	19,408	Q4			
前年同期末比増減率(%)	2018年12月	6.9	3.7	6.4	3.6	9.9	6.7	8.5	8.9	7.5	2.1	Q4	2018	Percentage change from the previous year (%)	Commodity stocks
	2019年3月	10.3	20.9	9.2	5.6	8.3	9.1	13.1	14.0	8.9	6.3	Q1	2019		
	6	6.1	12.7	2.9	1.8	10.8	7.4	5.8	5.7	6.8	5.7	Q2			
	9	11.8	18.0	10.4	8.7	9.4	10.9	8.1	16.4	14.2	7.4	Q3			
	12	8.3	15.5	6.4	8.6	5.9	8.9	7.6	7.5	9.0	6.5	Q4			
商品在庫率	2018年12月	163.1	111.4	185.8	160.9	209.5	282.3	168.1	150.5	99.1	149.9	Q4	2018	Inventory ratio (%)	Inventory ratio
	2019年3月	169.6	122.3	180.4	168.8	210.1	303.4	177.6	167.8	98.8	182.5	Q1	2019		
	6	166.2	123.0	197.3	175.2	208.8	296.4	171.0	150.4	95.8	171.0	Q2			
	9	156.3	121.9	187.0	164.5	194.9	266.2	149.5	136.1	94.5	174.0	Q3			
	12	169.7	123.6	197.3	166.3	220.2	303.3	176.0	157.7	100.5	169.1	Q4			
前年同期末比増減率(%)	2018年12月	2.9	▲0.4	4.7	5.8	4.9	3.5	6.1	4.2	0.2	▲4.7	Q4	2018	Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
	2019年3月	4.2	16.3	5.1	2.2	3.8	4.9	7.2	6.2	0.7	▲2.4	Q1	2019		
	6	0.5	1.7	▲0.2	▲0.2	8.0	2.3	2.8	▲0.4	▲0.9	▲2.8	Q2			
	9	▲8.2	▲0.5	▲7.8	▲8.2	▲6.8	▲15.6	▲15.6	▲9.4	▲1.5	0.7	Q3			
	12	3.8	3.8	4.7	2.6	3.9	7.9	4.1	4.6	1.4	7.2	Q4			

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table

付表 ドラッグストア販売 リンク係数表

(2015年1月) (2015.Jan)

Appendix Coefficients for continuity of drugstore sales

商品販売額 Sales of goods	商品販売額									店舗数 Number of establishments
	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	
1.0204	0.9908	1.0260	1.0274	1.0856	1.0254	1.0198	1.0045	1.0200	1.0375	

商品手持額 Commodity stocks	商品手持額								
	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others
0.9753	0.9751	0.9765	1.0021	1.0371	0.9902	0.9795	0.9678	0.9182	0.9497

経済産業局 Regional bureaus of METI		
	販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
北海道 Hokkaido	0.9976	0.9949
東北 Tohoku	1.1189	0.9976
関東 Kanto	1.0213	1.0115
中部 Chubu	0.9977	0.9961
近畿 Kansai	1.0042	0.9776
中国 Chugoku	1.0012	0.9954
四国 Shikoku	1.0075	0.9952
九州 Kyushu	1.0295	1.0054
沖縄 Okinawa	1.0032	0.9419

都道府県 Prefecture		
	販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
石川 Ishikawa	0.9969	0.9933
福井 Fukui		
山梨 Yamanashi	0.9809	
長野 Nagano	0.9746	
岐阜 Gifu		
静岡 Shizuoka		
愛知 Aichi	0.9977	0.9961
三重 Mie	0.9962	0.9945
滋賀 Shiga		
京都 Kyoto	0.9809	0.9723
大阪 Osaka	1.0093	0.9640
兵庫 Hyogo	1.0152	0.9945
奈良 Nara	0.9596	0.9406
和歌山 Wakayama		
鳥取 Tottori		
島根 Shimane		
岡山 Okayama	0.9925	0.9868
広島 Hiroshima	0.9920	0.9878
山口 Yamaguchi	1.0265	1.0131
徳島 Tokushima	1.0143	0.9848
香川 Kagawa	0.9946	0.9900
愛媛 Ehime	1.0141	
高知 Kochi		
福岡 Fukuoka	1.0323	1.0034
佐賀 Saga	1.0609	
長崎 Nagasaki	1.0255	
熊本 Kumamoto	1.0133	0.9932
大分 Oita	1.0293	1.0208
宮崎 Miyazaki	1.0275	1.0170
鹿児島 Kagoshima	1.0247	1.0115
沖縄 Okinawa	1.0032	0.9419

都道府県 Prefecture		
	販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
北海道 Hokkaido	0.9976	0.9949
青森 Aomori		
岩手 Iwate	1.0679	
宮城 Miyagi	1.1548	0.9958
秋田 Akita		
山形 Yamagata	1.1572	
福島 Fukushima	1.2244	0.9932
茨城 Ibaraki	1.0148	1.0063
栃木 Tochigi	0.9603	1.0393
群馬 Gunma	1.0480	1.1010
埼玉 Saitama	0.9858	1.0122
千葉 Chiba	1.0936	1.0211
東京 Tokyo	1.0540	1.0055
神奈川 Kanagawa	1.0053	0.9989
新潟 Niigata	0.9894	
富山 Toyama	0.9959	0.9935

(注) ドラッグストアの一部調査対象企業の数値の訂正があり、2015年1月～12月分まで遡及して訂正(年間補正)を行った。  
このため、2014年1月～12月分の販売額等にリンク係数を乗じて処理した数値が2015年1月分以降と接続する。  
空欄はリンク係数が無いことを示す。

Note

The data of drugstore sales during the period from January to December 2015 were modified retroactively as a consequence of the data modification of some establishments

In accordance with this, in order to maintain consistency in the time-series data of January 2015 and after,

linked coefficients shown above tables should be multiplied to the monthly data, such as sales amounts, during the period of January through December 2014

Blank cells above table means no linked coefficients

付表 ドラッグストア販売 リンク係数表

(2017年1月) (2017.Jan)

Appendix Coefficients for continuity of drugstore sales

商品販売額 Sales of goods	商品販売額									店舗数 Number of establishments
	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	
1.0040	1.0111	1.0057	1.0022	1.0032	1.0034	1.0032	1.0051	1.0023	1.0104	

商品手持額 Commodity stocks	商品手持額								
	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others
1.0035	1.0112	1.0050	1.0023	1.0024	1.0047	1.0017	1.0029		

経済産業局 Regional bureaus of METI			
		販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
北海道	Hokkaido	1.0092	1.0244
東北	Tohoku		
関東	Kanto		
中部	Chubu		
近畿	Kansai		
中国	Chugoku		
四国	Shikoku		
九州	Kyushu		
沖縄	Okinawa		

都道府県 Prefecture			
		販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
石川	Ishikawa		
福井	Fukui		
山梨	Yamanashi		
長野	Nagano		
岐阜	Gifu		
静岡	Shizuoka		
愛知	Aichi		
三重	Mie		
滋賀	Shiga		
京都	Kyoto		
大阪	Osaka		
兵庫	Hyogo		
奈良	Nara		
和歌山	Wakayama		
鳥取	Tottori		
島根	Shimane		
岡山	Okayama		
広島	Hiroshima		
山口	Yamaguchi		
徳島	Tokushima		
香川	Kagawa		
愛媛	Ehime		
高知	Kochi		
福岡	Fukuoka		
佐賀	Saga		
長崎	Nagasaki		
熊本	Kumamoto		
大分	Oita		
宮崎	Miyazaki		
鹿児島	Kagoshima		
沖縄	Okinawa		

都道府県 Prefecture			
		販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
北海道	Hokkaido	1.0033	1.0112
青森	Aomori		
岩手	Iwate		
宮城	Miyagi		
秋田	Akita		
山形	Yamagata		
福島	Fukushima		
茨城	Ibaraki		
栃木	Tochigi		
群馬	Gunma		
埼玉	Saitama		
千葉	Chiba		
東京	Tokyo		
神奈川	Kanagawa		
新潟	Niigata		
富山	Toyama		

(注) ドラッグストアの調査対象企業の見直しにより、2017年1月～12月分まで遡及して訂正(年間補正)を行った。このため、2016年1月～12月分の販売額等にリンク係数を乗じて処理した数値が2017年1月分以降と接続する。空欄はリンク係数がないことを示す。

Note

As a change was made to revised the establishments from the January 2017 survey onwards, there exists some discontinuity between the time series of monthly sales, etc up to Dec , 2016 Therefore, the monthly sales, etc , up to December 2016 are to be multiplied by the linked coefficients to connect the January 2017 survey with those afterwards  
Blank cells above table means no linked coefficients

付表 ドラッグストア販売 リンク係数表

(2018年1月) (2018.Jan)

Appendix Coefficients for continuity of drugstore sales

商品販売額										店舗数 Number of establishments
調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others		
0.9920	0.9637	0.9861	0.9929	0.9883	0.9932	0.9930	0.9979	1.0182	0.7487	

商品手持額									
調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	
0.9951	0.973	0.9922	0.9957	0.9945	0.9978	0.9961	0.9989	1.0325	0.7453

経済産業局 Regional bureaus of METI			
		販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
北海道	Hokkaido	0.9979	0.9941
東北	Tohoku		
関東	Kanto	0.9917	0.9929
中部	Chubu		
近畿	Kansai	0.9761	0.9855
中国	Chugoku		0.9987
四国	Shikoku		
九州	Kyushu	0.9936	0.9797
沖縄	Okinawa		

都道府県 Prefecture			
		販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
石川	Ishikawa		
福井	Fukui		
山梨	Yamanashi	0.9970	0.9927
長野	Nagano		
岐阜	Gifu		
静岡	Shizuoka	0.9986	0.9979
愛知	Aichi		
三重	Mie		
滋賀	Shiga		
京都	Kyoto	0.9897	0.9823
大阪	Osaka	0.9605	0.9791
兵庫	Hyogo	0.9853	0.9897
奈良	Nara	0.9700	0.9826
和歌山	Wakayama	0.9906	0.9873
鳥取	Tottori		
島根	Shimane		
岡山	Okayama		
広島	Hiroshima		
山口	Yamaguchi	0.9978	0.9946
徳島	Tokushima		
香川	Kagawa		
愛媛	Ehime		
高知	Kochi		
福岡	Fukuoka	0.9844	0.9554
佐賀	Saga		
長崎	Nagasaki		
熊本	Kumamoto		
大分	Oita		
宮崎	Miyazaki		
鹿児島	Kagoshima		
沖縄	Okinawa		

都道府県 Prefecture			
		販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
北海道	Hokkaido	0.9979	0.9941
青森	Aomori		
岩手	Iwate		
宮城	Miyagi		
秋田	Akita		
山形	Yamagata		
福島	Fukushima		
茨城	Ibaraki		
栃木	Tochigi		
群馬	Gunma		
埼玉	Saitama		
千葉	Chiba	0.9984	0.9974
東京	Tokyo	0.9746	0.9817
神奈川	Kanagawa	0.9910	0.9903
新潟	Niigata		
富山	Toyama		

(注) ドラッグストアの一部調査対象企業の数値の訂正があり、2018年1月～12月分まで遡及して訂正(年間補正)を行った。  
このため、2017年12月分以前の販売額等にリンク係数を乗じて処理した数値が2018年1月分以降と接続する。  
空欄はリンク係数が無いことを示す。

Note

The data of drugstore sales during the period from January to December 2018 were modified retroactively as a consequence of the data modification of some establishments

Therefore, the monthly sales, etc., up to December 2017 are to be multiplied by the linked coefficients to connect the January 2018 survey with those afterwards

Blank cells above table means no linked coefficients

付表 ドラッグストア販売 リンク係数表

(2019年1月) (2019.Jan)

Appendix Coefficients for continuity of drugstore sales

商品販売額										店舗数 Number of establishments
調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア(化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others		
1.0167	1.2764	0.9881	0.9896	0.9891	1.0052	1.0040			1.0190	0.9985

商品手持額									
調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア(化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	
1.0194	1.3657	1.0022	0.9972	1.0012	1.0016	1.0092	1.0018		1.0729

経済産業局 Regional bureaus of METI		
	販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
北海道 Hokkaido		
東北 Tohoku	1.0031	
関東 Kanto	1.0358	
中部 Chubu	1.0049	
近畿 Kansai	1.0126	
中国 Chugoku		
四国 Shikoku		
九州 Kyushu	0.9935	0.9849
沖縄 Okinawa	0.8495	0.9733

都道府県 Prefecture		
	販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
石川 Ishikawa	1.0072	
福井 Fukui		
山梨 Yamanashi	1.0398	
長野 Nagano	1.0248	
岐阜 Gifu		
静岡 Shizuoka	1.0402	
愛知 Aichi	1.0030	
三重 Mie	1.0045	
滋賀 Shiga	1.0087	
京都 Kyoto	1.0041	
大阪 Osaka	1.0168	
兵庫 Hyogo	1.0165	
奈良 Nara	1.0097	
和歌山 Wakayama		
鳥取 Tottori		
島根 Shimane		
岡山 Okayama		
広島 Hiroshima		
山口 Yamaguchi	1.0013	
徳島 Tokushima		
香川 Kagawa		
愛媛 Ehime		
高知 Kochi		
福岡 Fukuoka	1.0034	0.9885
佐賀 Saga	0.9844	0.9355
長崎 Nagasaki	0.9939	0.9917
熊本 Kumamoto	0.9936	0.9831
大分 Oita	0.9848	0.9836
宮崎 Miyazaki	1.0025	
鹿児島 Kagoshima	0.9630	0.9897
沖縄 Okinawa	0.8495	0.9733

都道府県 Prefecture		
	販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
北海道 Hokkaido		
青森 Aomori		
岩手 Iwate		
宮城 Miyagi	1.0037	
秋田 Akita		
山形 Yamagata	1.0014	
福島 Fukushima	1.0087	
茨城 Ibaraki	1.0594	
栃木 Tochigi	1.0179	
群馬 Gunma	1.0255	
埼玉 Saitama	1.0448	
千葉 Chiba	1.0474	
東京 Tokyo	1.0211	
神奈川 Kanagawa	1.0446	
新潟 Niigata	1.0178	
富山 Toyama	1.0213	

(注) ドラッグストアの一部調査対象企業の数値の訂正があり、2019年1月～12月分まで遡及して訂正(年間補正)を行った。

このため、2018年12月分以前の販売額等にリンク係数を乗じて処理した数値が2019年1月分以降と接続する。

空欄はリンク係数がないことを示す。

Note

The data of drugstore sales during the period from January to December 2019 were modified retroactively as a consequence of the data modification of some establishments

Therefore, the monthly sales, etc., up to December 2018 are to be multiplied by the linked coefficients to connect the January 2019 survey with those afterwards

Blank cells above table means no linked coefficients

事 務 連 絡

2020年3月31日

各 経 済 団 体 各 位

就職問題懇談会座長

山 口 宏 樹

(埼玉大学学長)

2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者  
に係る就職・採用活動での健康診断書の取扱いについて（依頼）

標記のことについて、現在「新型コロナウイルス感染症」の拡大により、いくつかの大学等において、学事の様々な活動の見直しを決定もしくは検討をしている状況にあります。特に、授業開始を遅らせることに付随して、例年春に実施されている、学内での健康診断についても、令和2年度においては春先の実施が困難となっている大学等がいくつかあることが見込まれている状況です。このことにより、大学等から学生へ健康診断書を発行できる時期も大幅に遅れる場合があると見込まれております。

このため、就職問題懇談会としては、別紙のとおり、各大学等に対し、健康診断証明書の発給が遅延する旨の対外的な周知及び学生への指導を依頼しておりますので、貴団体におかれては御理解いただくとともに、加盟企業へ周知いただきますよう、御協力願います。

(別 紙)

事 務 連 絡

2020年3月31日

各 国 公 私 立 大 学 長  
各 公 私 立 短 期 大 学 長 殿  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長

就職問題懇談会座長

山 口 宏 樹

(埼玉大学学長)

2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者  
に係る就職活動での健康診断書の取扱いについて（依頼）

標記のことについて、現在「新型コロナウイルス感染症」の拡大により、いくつかの大学等において、学事の様々な活動の見直しを決定もしくは検討を行っているとの話が出てきております。特に、授業開始を遅らせることに付随して、例年春に実施されている、学内での健康診断についても、令和2年度においては春先の実施が困難となっている大学等がいくつかあることが見込まれている状況です。このことにより、大学等から学生へ健康診断書を発行できる時期も大幅に遅れる場合があると見込まれております。

就職・採用活動においては、採用選考過程で健康診断書の提出を求めることに関しては、公正な採用選考の観点から、必要性を慎重に検討し、それが応募者の適性と能力を判断する上で合理的かつ客観的に必要である場合を除いて実施しないよう政府からもお願いされているところです。一方で、採用内定後において、企業等が職場での配置の参考に健康診断書の提出を求めることは、一定の合理性もあることから、許容されうると考えます。

その様な場合において、今回の感染症対応として、学内での健康診断が延期されることに伴い、学生が大学等から健康診断書を取り寄せて、速やかに提出することができないことから、学生自らが病院等で健康診断を受診しなければならないとの無用の混乱を生じる恐れが懸念されております。

そのような混乱を避けるため、大学等におかれては、学生が企業等に対して、健康診断書の提出を求められた際に留保してもらうことを求めることができるよう、例えば、大学等のホームページにおいて、企業等に向けて、大学等での健康診断書の発行時期が遅れる旨の案内を掲示するとともに、当該情報を就職活動時に企業等に示すよう、学生に対して指導されるなどの工夫を図られるよう、御検討願います。

令和2年3月31日

経済団体・業界団体等の長 殿

内閣官房内閣審議官  
文部科学省高等教育局長  
厚生労働省人材開発統括官  
経済産業省経済産業政策局長

2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が不可欠であり、学生が学業に専念し、安心して就職活動に取り組める環境をつくることが重要です。

しかしながら、学生の就職・採用活動を取り巻く状況をみると、就職・採用活動の日程が遵守されていない事例が増加しています。また、採用選考活動等では、学生の個人情報の不適切な取扱いにより、就職活動に不利に働くようなサービスが提供され、利用される事案や、就職をしたいという学生の弱みに付け込むような学生に対するセクシュアルハラスメント行為も発生しています。さらに、就業体験を伴わないプログラムが、インターンシップと称して行われたり、そのような情報発信がなされる事態も生じています。

こうした事態は、学生に混乱をもたらすとともに、学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組める環境を大きく損なうものです。

このため、政府として「2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」を別紙1及び2のとおりとりまとめました。就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のためには、足並みをそろえた取組が必要です。

別紙を熟読していただいたうえで、加盟各企業等に対し、本要請が確実に伝わるよう周知徹底をお願い申し上げます。

(アンケート調査)

別紙の要請事項の周知状況等を把握するため、アンケート調査を別途実施するので、御協力をお願い申し上げます。



## 2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する 要請事項のポイント

2021年度(2022年3月)に卒業・修了予定の学生を対象とした就職・採用活動について、政府として就職・採用活動を行う主体に広く要請する事項のポイントは、以下のとおりです。

### 〈今回の要請事項のポイント〉

1. 就職・採用活動日程を以下のとおり、遵守すること。
  - 広報活動開始：卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
  - 採用選考活動開始：卒業・修了年度の6月1日以降
  - 正式な内定日：卒業・修了年度の10月1日以降
2. 学事日程等に十分配慮すること。
  - 採用選考活動は、土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯などを活用するとともに、学生の健康状態に配慮すること。
  - 遠隔地の学生に対し、多様な通信手段などを活用すること。
3. 日本人海外留学生・外国人留学生などに対し、多様な採用選考機会を積極的に周知・提供すること。
4. 学生の個人情報の取扱い等について、法令を遵守すること。
5. セクシュアルハラスメント等の防止を徹底すること。
6. 就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行ったり、情報発信することがないようにするとともに、学生の長期休暇の活用など学事日程に十分配慮すること。
7. 採用選考に当たり、成績証明等を一層活用し、学修成果や学業への取組状況を適切に評価すること。
8. 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠への応募を可能とすること。

※要請事項の周知状況等を把握するため、経済団体等へアンケート調査を別途実施。

## 2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項

就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のため、2021年度(2022年3月)に卒業・修了予定の学生<sup>1</sup>(以下「新卒学生」という。)を対象とした就職・採用活動について、政府として就職・採用活動を行う主体に広く要請する事項は、以下のとおりです。

### 1. 就職・採用活動の日程

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が不可欠であり、学生が学業等に専念し、安心して就職活動に取り組める環境をつくることが重要です。

しかしながら、近年、通常の学事日程に配慮し定められた広報活動の開始日(卒業・修了年度に入る直前の3月1日)及び採用選考活動の開始日(卒業・修了年度の6月1日)より前にそれらの活動が行われることで、広報活動及び採用選考活動の時期は早期化する傾向にあり、それに伴い学生の就職活動期間は長期化する傾向を示しています<sup>2</sup>。

こうした事態は、学生に混乱をもたらすとともに、学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組める環境を損なっています。

このため、以下の事項を遵守してください。

#### ① 就職・採用活動の日程

- 広報活動開始： 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
- 採用選考活動開始： 卒業・修了年度の6月1日以降
- 正式な内定日： 卒業・修了年度の10月1日以降

② 広報活動の開始期日より前における活動は、不特定多数に向けたもの<sup>3</sup>にとどめ、学生の個人情報の取得や個人情報を活用した広報活動は行わないこと<sup>4</sup>。

③ 広報活動の実施に当たっては、その後の採用選考活動に影響を与えるものではないことを十分に周知<sup>5</sup>すること。

#### 【用語の定義】

- 広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報等を学生に対して広く発信していく活動をいう。その開始期日の起点は、自社の採用サイト

<sup>1</sup> 日本国内の大学、大学院修士課程、短期大学、高等専門学校卒業・修了予定者が対象であり、大学院博士課程(後期)に在籍している院生はこの限りではありません。

<sup>2</sup> 内閣府「学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査」(2019年11月)

<sup>3</sup> 例えば、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報によるPRなどです。

<sup>4</sup> 広報活動のスケジュールを事前に公表することは差し支えありません。

<sup>5</sup> 例えば、広報活動を行う際の告知・募集の段階と実施時の段階の双方において、当該活動が広報活動として行われる旨を、ホームページや印刷物への明記、会場での掲示、口頭による説明などの方法によって、学生に周知徹底するなどです。

あるいは就職情報会社の運営するサイトで学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点とする。

- 採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動をいう。具体的には、選考の意思をもって学生の順位付けまたは選抜を行うもの、あるいは、当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のうち、時間と場所を特定して学生を拘束して行う面接や試験などの活動をいう<sup>6</sup>。

## 2. 学事日程等への配慮

近年、学生の就職活動期間は長期化する傾向を示しており、こうした事態は、学生による学修時間等の確保に影響を与えています。採用選考活動は、広報活動とは異なり、日程や場所等の決定に関して学生に裁量を与えられているものではないため、学生が学修時間等を確保できるよう、学事日程等に十分に配慮する必要があります。

また、学生が在学する大学等の所在地により不利が生じないように、対応する必要もあります。

このため、以下の事項を遵守してください。

- ① 面接や試験の実施に際して、土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯等を活用するとともに、学生の健康状態に配慮すること<sup>7</sup>。
- ② 学生の授業、ゼミ、実験、試験、教育実習などの時間と重ならないよう、採用選考活動の日時を設定すること。
- ③ 採用選考活動の対象となる学生に対して、事前に余裕をもって連絡を行うこと。
- ④ 遠隔地の学生に対して、多様な通信手段などを活用すること。
- ⑤ 学生のクールビズ<sup>8</sup>等への配慮を行うとともに、その旨を積極的に学生に対して周知すること。
- ⑥ 上記①～⑤のほか、学生から個別事情の申し出がある場合、それらに十分配慮しながら採用選考活動を実施すること。

## 3. 日本人海外留学生<sup>9</sup>や外国人留学生などに対する多様な採用選考機会の提供

国際的な人材獲得競争が展開される中で、日本人海外留学生や外国人留学生が、就職活動で不利になるとの認識が生じることがないように、多様な採用選考の機会を提供することが重要です。

このため、以下の事項を遵守してください。

<sup>6</sup> エントリーシートの提出、ウェブテストやテストセンターの受検などによる事前スクリーニングについては、日程・場所等に関して学生に大幅な裁量を与えられていることから、上記の開始時期を卒業・修了年度の6月1日以降とする採用選考活動とは区別します。

<sup>7</sup> 翌日の学業やレポートの作成等に影響がないように配慮するとともに、働き方改革の観点から、採用担当者の労務管理についてもご留意願います。

<sup>8</sup> 政府としては、2005年からクールビズ（冷房温度の適正化とその温度に適した軽装や取組など）を推進しており、各企業におかれましては、業界の実態等に照らして、ご協力をお願いいたします。

<sup>9</sup> 新卒学生のうち、留学期間が1. の就職・採用活動の日程と重複する者などを指します。

- ① 日本人海外留学者に対して、一括採用とは別に採用選考機会を設けるなどの取組を、各企業の必要に応じて行うこと。  
また、そうした取組を自社の採用ホームページ等で積極的に周知すること。
- ② 外国人留学生に対して、業種や職種等によって求められる日本語能力が多様であること等も踏まえ、選考時点での一律の日本語能力ではなく、業務で求められる日本語能力や専門性に応じた採用選考を行うなどの取組を、各企業の必要に応じて行うこと。  
また、そうした取組については、外国人留学生の多様性に応じた採用選考や採用後の柔軟な人材育成・処遇等について政府として策定したチェックリストやベストプラクティス<sup>10</sup>等を参考に、自社の採用ホームページ等で積極的に周知すること。
- ③ 2022年3月とは卒業・修了の時期が異なるなど何らかの理由により一括採用の採用選考時期に就職活動を行わなかった学生に対して、通年採用や秋季採用の導入をはじめとした様々な募集機会を設けることについて、積極的に検討すること。  
また、そうした機会を提供している場合には、学生に対し、情報発信をすること。

#### 4. 公平・公正で透明な採用、個人情報の不適切な取扱いの防止の徹底

学生が安心して就職活動に取り組むためには、公平・公正で透明な採用選考活動を行うていただくことが必要です。しかしながら、学生の個人情報の不適切な取扱いにより、就職活動に不利に働くようなサービスが提供され、利用される事案などが発生しています。

こうした事態は、学生が安心して就職活動に取り組める環境を損なっています。  
このため、以下の事項を遵守してください。

- 関係法令等<sup>11</sup>を踏まえ、公平・公正で透明な採用選考活動を行うとともに、学生の個人情報の取扱い等を適切に行うこと。

#### 5. セクシュアルハラスメント等の防止の徹底

就職をしたいという学生の弱みに付け込むような、学生に対するセクシュアルハラスメントや、学生の職業選択の自由を妨げる行為が確認されています<sup>12</sup>。

こうした事態は、学生が安心して就職活動に取り組める環境を損なっています。  
このため、以下の事項を遵守してください。

<sup>10</sup> 外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチーム（文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省共同事務局）において「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を策定（令和2年2月）。

<sup>11</sup> 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号）、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）、「職業安定法」（昭和22年法律第141号）、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針」（平成11年労働省告示第141号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）

<sup>12</sup> 内閣府「学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査」（2019年11月）

- ① 採用選考活動やOB・OG訪問対応時等において、性的な冗談やからかい、身体に接触するなどセクシュアルハラスメント等を行ってはならない旨を社員に対して周知をするほか、学生からの相談に対して適切な対応を行う<sup>13</sup>など、セクシュアルハラスメント等の防止のための対応を徹底すること。
- ② 正式な内定前に他社への就職活動の終了を迫る、誓約書等を要求するといった採用選考における学生の職業選択の自由を妨げる行為を行わないよう徹底すること。

## 6. インターンシップの取扱い<sup>14</sup>

インターンシップについては、インターンシップと称することで、広報活動及び採用選考活動の開始日より前に、実質的にそれらの活動が行われるといった事態が生じています。

また、インターンシップは、学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うものであり、長期の就業体験はミスマッチによる離職の防止につながる効果等が期待されますが、短期間で実施されるプログラムなどの中には、就業体験を伴わないものがインターンシップと称して行われたり、そのような情報発信もなされています。

さらに、インターンシップの実施時期が学生の長期休暇などに限られないため、学事日程等への影響も生じています。

こうした事態は、学生に混乱をもたらすとともに、学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組める環境を損なっています。

このため、以下の事項を遵守してください。

- ① インターンシップの実施に当たり、広報活動や採用選考活動とは異なるものであることを明確にすること。
- ② 就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称したり、情報発信することがないようにすること。
- ③ 学生の長期休暇の活用など<sup>15</sup>学事日程に十分に配慮すること。
- ④ 募集対象を卒業・修了年度に入る直前の学年に在籍する学生に限定しないこと。
- ⑤ 2021年度卒業・修了予定者を対象に広報活動又は採用選考活動の趣旨を含むインターンシップを実施する場合には、あらかじめ当該活動の趣旨を含むことを明示すること。

<sup>13</sup> 「事業主が職場における性的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）」（令和2年厚生労働省告示第6号による改正後（令和2年6月1日適用））等

<sup>14</sup> このほか、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の連名で作成・公表された「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成27年12月10日改定）及びその留意点（平成29年10月25日）についても留意いただくようお願いいたします。

<sup>15</sup> 翌日の学業やレポートの作成等に影響がないように配慮するとともに、働き方改革の観点から、採用担当者の労務管理についてもご留意願います。

## 7. 成績証明等の一層の活用

採用選考活動においては、学生の学業に対する取組状況が適切に評価されることが重要です。このため、以下の事項を遵守してください。

- 採用選考活動に当たっては、大学等における成績証明等を取得して一層活用すること（例えば、面接時にそれらに基づいた質問を行うなど）等により、学修成果や学業への取組状況を適切に評価すること。

## 8. 卒業・修了後3年以内の既卒者の取扱い

意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供することが重要です。このため、以下の事項を遵守してください。

- ① 若者雇用促進法に基づく指針<sup>16</sup>も踏まえ、卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるようにすること。
- ② 上記①の既卒者について、通年採用など様々な募集機会を設けることを積極的に検討すること。  
また、そうした機会を提供している場合には、情報発信を行うこと。

以 上

---

<sup>16</sup> 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）

2020年3月16日  
就職問題懇談会

2021年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者  
に係る就職について（申合せ）

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）は、グローバル化や情報通信技術の急激な進展により、社会構造が大きく変化している状況の中で、学生にこのような社会に対応し、未来を切り拓いていけるような高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で、社会に送り出す社会的使命を負っている。その責務を果たすためには、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが不可欠である。

その理念の下、国公私立の大学等で構成する就職問題懇談会は、2021年度卒業・修了予定者の就職活動の秩序を維持し、学生の就職機会の均等を期するため、各大学等が取り組む事項について下記のとおり申し合わせる。

この申合せを行うに当たり、各大学等においては、全教職員が協力し、全学的にこれを実行することを確認する。

なお、就職活動の秩序維持に関して、各大学等が取り組むだけでなく、就職問題懇談会として企業等に対し別紙の通り協力要請を行う。

## 記

1. 各大学等は、就職・採用選考活動に関する本申合せの大きな目的が、学生の学修時間の確保や留学などの多様な経験を得る機会の確保など、学生の学修環境の整備であることを再度認識する。その上で、各大学等は、以下の就職・採用選考活動の日程を遵守するとともに、企業等に対して、その遵守を要請する。
  - ・ 広報活動開始<sup>i</sup> : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
  - ・ 採用選考活動開始<sup>ii</sup> : 卒業・修了年度の6月1日以降
  - ・ 正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降なお、海外留学する学生もいることから、上記日程後長期に亘って積極的に広報活動及び採用選考活動を実施することを企業等に要請する。また、卒業・修了後にも同様の活動を行うことを要請する。
2. 各大学等は、就職・採用選考活動に関し、学生に対して、関連情報の周知や情報提供に努めるとともに、個別の相談や指導等を行い、場合によっては企業等に具体的な対応を要請するなど、きめ細やかな支援を行う。
3. 各大学等は、採用選考において学生の学業への取組状況を適切に評価するよう企業等に要請する。

その際、企業等による当該取組状況の適切な評価に資する情報を、企業等にとって利用しやすい形（eポートフォリオなど）で提供できる大学等においては、学生が自らの成果を企業等に対して容易に説明ができるよう、当該情報を

積極的に提供する。

4. 各大学等は、インターンシップの本来の趣旨に鑑み、その教育的効果を高めることに努める。また、就職活動の秩序維持のため、「インターンシップ」と称した会社説明会や採用選考活動と捉えられる行事等を原則として行わないよう、企業等に要請する。



## 具体的取組

### 1. 就職・採用選考活動の円滑な実施

#### (1) 就職・採用選考活動スケジュールに関する留意事項

就職・採用選考活動の日程及びそれに付随して実施される「企業説明会」、「学校推薦」、「正式内定開始日」について、大学等として遵守するよう徹底すること。

##### ① 「企業説明会」の取扱い

卒業・修了前年度3月1日より前は、学内及び学外で企業等が実施する「企業説明会」に対して会場提供や協力を行わないこと。

(なお、「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生に発信するための説明会を指す。)

この点、キャリア教育と称して、実態が特定の企業の説明とならないよう、特に留意すること。

##### ② 学校推薦の取扱い

学校推薦は、卒業・修了年度の6月1日以降とすることを徹底すること。

##### ③ 正式内定開始日の周知

正式内定日は、卒業・修了年度の10月1日以降である旨を学生に周知徹底すること。正式内定に至るまでの間においては、複数の内々定の状態が継続しないよう、学生を指導するとともに、9月30日以前の内々定は学生を拘束しないものである旨を徹底すること。

#### (2) 学生への周知・情報提供

##### ① 就職・採用選考活動に関して注意すべき点の十分な周知

各大学等は、学生が混乱することのないよう、就職・採用選考活動の時期等について、その趣旨を含めて、学生に対して十分に周知すること。特に、採用選考活動が授業期間と重複するスケジュールであることを踏まえ、学生個々の学業と採用選考関係の日程が重複する場合には、採用選考関係の日程調整に関して企業等に相談することが可能であること、また、企業等に対して、様々な募集機会を設けることについて、積極的に検討するとともに、そうした機会を提供している場合には、情報発信することについて求めているところだが、留学や教育実習等を希望する際は注意が必要であること等を周知・指導すること。

##### ② 就職関連情報の積極的な提供

学生が進路選択する際の検討に資するため、各大学等は特定の企業に偏らない様々な企業に関する情報や、学部・分野別の就職実績等の情報の積極的な提供に努めること。また、海外への留学や外国人留学生の受け入れを積極的に進めている大学等は、日本人海外留学生<sup>Ⅲ</sup>や外国人留学生に対し、企業での採用に関する情報提供を積極的に行い、就職活動にお

いて不利にならないよう配慮すること。

(3) 学修成果等に関する情報の公表等の実施

採用選考において学生の学業への取組状況を評価しようとする企業等に対し、当該取組状況の適切な評価に資する情報を、企業等にとって利用しやすい形（eポートフォリオなど）で提供できる大学等にあつては、学生が自らの成果を企業等に対して容易に説明ができるよう、当該情報を積極的に提供すること。

(4) 相談体制の充実

就職活動中には、企業等からなかなか内々定がもらえないことや、企業等の職員からのセクシュアルハラスメントなど、学生にとって様々な辛い出来事が生じることが過去に起こっているため、そのような場合に適切な対応ができるよう、既存の就職支援窓口の充実や学生支援担当者の意識啓発を進めること。

2. 就職・採用選考活動の公平・公正の確保について

(1) インターンシップに係る大学の関与と学生への周知

インターンシップとは、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」<sup>(iv)</sup>（以下、「三省合意」という）では「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」とされていることから、大学教育の一環として位置付けるとともに、各大学等が積極的に関与すること。各大学等が実施に関わる場合は、「三省合意」及び「「インターンシップの更なる充実に向けて 議論の取りまとめ」等を踏まえた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点について<sup>(v)</sup>」を踏まえ、適切な実施を徹底すること。

学生に対しては、インターンシップは原則として就職・採用選考活動そのものではないということを周知すること。また、インターンシップと称するが、実質的に就業体験が伴わず業務説明の場となっているものについては、インターンシップではない旨を周知すること。加えて、実質的に業務説明の場となっているインターンシップと称するものへの参加を理由に授業等を欠席することは認めないことが望ましいこと。

なお、不適切な取組が行われていることを確認した場合には、各大学等において、今後の学生への指導等に使用すること。

(2) 企業がインターンシップ等で取得した学生情報の取扱いについて

各大学等は、企業等がインターンシップ等で取得した学生情報について、広報活動・採用選考活動に使用しないことを要請すること。ただし、2021年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始期日以降に実施されるインターンシップで、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示されている場合は、この限りではない。

### 3. その他の事項について

#### (1) 各大学等における職員採用の対応

企業等への就職・採用選考活動のみならず、各大学等における職員採用においても、本「申合せ」を踏まえた対応を行うこと。

#### (2) 「申合せ」の内容の周知

各大学等は、本「申合せ」の内容について、学内の教職員はもとより、学生への周知徹底を図り、学生に不安と混乱が生じないよう適切に対応すること。

また、企業等に対しても、本「申合せ」の内容の周知を図ること。各大学等による企業等への直接的な要請は本「申合せ」の趣旨の理解促進に極めて重要であるため、各大学は主体的に上記に取り組み、一層の周知徹底に努めること。

- i 広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報などを学生に対して広く発信していく活動を指す。その開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは就職情報会社の運営するサイトで学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点とする。また、会社説明会などのように、選考活動と異なり学生が自主的に参加又は不参加を決定することができるイベントなどの実施に当たっては、その後の選考活動に影響しない旨を明示するとともに、学事日程に十分配慮すること。開始時点より前には、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報によるPRなど、不特定多数に向けた情報発信にとどめ、学生の個人情報の取得や個人情報を活用した活動は行わないこと。なお、広報活動のスケジュールを事前に公表することは差し支えない。
- ii 採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指す。具体的には、選考の意思をもって学生の順位付けまたは選抜を行うもの、あるいは、当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のうち、時間と場所を特定して行う面接や試験などの活動を指す。
- iii 2021年度卒業・修了予定者のうち、留学期間が就職・採用選考活動の日程と重複する者など。
- iv 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成27年12月10日一部改正 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）

インターンシップと称して就職・採用活動開始時期前に就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。
- v 「インターンシップの更なる充実に向けて 議論のとりまとめ」等を踏まえた「インター

ンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点について～より教育的効果の高いインターンシップの推進に向けて～（平成 29 年 10 月 25 日 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）

1. 就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行うことは適切ではない  
インターンシップについては、就業体験を伴うことが必要です。一方で、いわゆるワンデーインターンシップなど短期間で実施されるプログラムの中には、就業体験を伴わず、企業等の業務説明の場となっているものが存在することが懸念されます。

インターンシップの信頼性の確保や教育効果の向上のため、こうしたプログラムをインターンシップと称して行うことがないようご注意ください。また、就業体験を伴わないプログラムについては、インターンシップと称さず、実態に合った別の名称（例：セミナー、企業見学会）を用いてくださいますようお願いいたします。

2. より教育効果の高いインターンシップの推進を図る

（略）

インターンシップを正規の教育課程に位置付ける場合には、「基本的考え方」に則りつつ、インターンシップの実施期間については、より教育効果を高める観点から、5日間以上の実習期間を担保することが望まれます。

地域の事情や企業規模等により、連続した5日間の実習が困難な場合は、事前・事後学習との組み合わせや、5日間で複数の企業において実習を行う等の形態も可能であると考えられますが、教育プログラムとして単位認定を行うものであれば、可能な限り連続した5日間とするなど、一定期間のまとまりにより職業生活を体験することが有益であると考えられます。

(別紙)

2021年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者  
に係る就職について（企業等への要請事項）

就職問題懇談会は、学生が大学等において学問をしっかりと修めることが、社会や企業にとっても有意義であると考えます。このため、学生が安心して学業に専念できるよう、学修環境の確保を前提とした採用選考活動を実施いただきたく、以下の点を要請する。

(1) 就職・採用選考活動開始時期の遵守

以下の就職・採用選考活動日程を遵守すること。

- ・ 広報活動開始<sup>i</sup> : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
- ・ 採用選考活動開始<sup>ii</sup> : 卒業・修了年度の6月1日以降
- ・ 正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降

また、採用選考活動開始前の早期の段階で採用の内々定を出すことも学生の学修環境に強い影響を及ぼすこととなるので、実施しないこと。

なお、海外留学する学生もいることから、上記日程後長期に亘って積極的に広報活動及び採用選考活動を実施すること。また、卒業・修了後にも同様の活動を行うこと。

(2) 学生の学業への配慮

企業等が学期期間中に採用選考活動を実施する場合には、当該活動が学業の妨げとならないよう、以下の点に配慮すること。

- ① 授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合は、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更など必要な対応を明示的に行うこと。また、土日祝日や平日の夕方の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないよう極力柔軟に対応すること。
- ② 大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などには、多様な通信手段を活用して採用選考活動を行うなど、採用選考において不利とならないよう配慮すること。

(3) 多様な選考機会の提供

国際的な人材獲得競争が展開される中で、日本人海外留学生や外国人留学生が、就職活動で不利になるとの認識が生じないよう、日本人海外留学生や外国人留学生のみを対象とする採用選考等の取組を各企業の必要に応じて行い、取組を行っている企業は、様々な募集の機会について周知すること。

(4) 雇用の機会均等、職業の選択の自由を妨げる行為等の抑制、公平・公正な採用の徹底

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、同法指針の趣旨及び障害者雇用促進法等に則って採用選考活動を行うこと。特に、総合職採用に

おける女子学生や、障害のある学生への配慮、あるいは学生が持つ多様性の尊重など、適切に対応すること。

また、必要な人材確保に熱心になるあまり、

- ①正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出要求、
- ②6月1日以降の採用選考時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等の実施、
- ③自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること、

など、学生の職業の選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎むこと。

加えて、採用選考活動に携わる人事担当者等が、就職をしたいという学生の弱みに付け込んで、性的な言動等により、学生に不快な思いを与えたり、人権を侵害するような行為を行うことがないように、当該人事担当者等の適切な労務管理を行うこと。

また、採用選考活動等で差別的な取り扱いが行われないよう、学生に対して、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないこと。

面接においても同様に就職差別につながる恐れのある内容の質問等をしないこと。

さらに、就職活動において書類を徴収するに際しては、学生の個人情報の取扱い等に留意し、第三者に提供すること等を想定しているならば、その用途を明確に周知し、学生が同意したくない場合には拒否できるような仕組みを設けるとともに、予め示された必要書類以外のものを選考の最終段階や内々定後に求めることがないように、必要書類を含む採用選考情報を予め明示すること。

#### (5) インターンシップの適切な実施

インターンシップとは、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（以下、「三省合意」という）では「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」とされており、その実施にあたっては、「三省合意」<sup>iv</sup>及び「「インターンシップの更なる充実に向けて 議論の取りまとめ」等を踏まえた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点について」<sup>v</sup>を踏まえ、適切に実施すること。

実施に当たり、特に以下の点について留意すること。

- ①広報活動や採用選考活動とは異なるものであることを明示すること。  
また、広報活動開始前に「インターンシップ」と称した会社説明会や実質的な採用選考活動とも捉えられるような行事等は厳に慎むこと。  
特に、実質的に就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称したり、情報発信することがないようにすること。なお、当然、そ

これらのプログラムの目的が広報活動であれば3月以降に、採用選考活動であれば6月以降に行うこと。

- ②インターンシップの教育的効果を高めるため、大学等との連携の下、可能な限り長期間（正規の教育課程としてのインターンシップであれば5日間以上）のインターンシップを実施すること。
- ③学生の学業を妨げることがないようにインターンシップの実施時期に十分配慮し、原則として長期休暇の活用など学事日程に十分配慮して実施すること。ただし、大学の正規の教育課程としてのインターンシップはこの限りではない。
- ④インターンシップ等で取得した学生の個人情報、広報活動・採用選考活動に使用しないこと。ただし、2021年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始期日以降に実施されるインターンシップで、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示されている場合には、この限りではない。

なお、不適切な取組が行われていることを確認した場合には、各大学等において、今後の学生への指導等に使用することとしたい。

#### (6) 採用選考活動における評価

採用選考において、学生の学業に対する取組状況が適切に評価されることが重要であるため、卒業・修了前年度までの学業成果を表す書類(例えば成績証明書や履修履歴等)を選考の早期の段階で取得し、採用面接等において積極的に活用することにより、学生の学修成果や学業への取組状況を適切に評価すること。

#### (7) 学生の健康状態への配慮

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を明示すること。

#### (8) 卒業・修了後3年以内の既卒者の取扱いについて

個々の学生の置かれた状況は様々であるため、意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供する観点から、若者雇用促進法に基づく指針の趣旨を踏まえつつ、自社の実情や採用方針に則って、大学等の卒業・修了者が、卒業・修了後少なくとも3年間は新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定するなど、適切な対応に努めること。

## 協会ホームページについて

- 第8回健康(セルメ)川柳コンクール受賞作品決定!! (2020.03.26)
- 新型コロナウイルス関連情報特設サイトの公開について(2020.03.08)サイトは都度更新しています
- 登録販売者試験受験対策教材の販売予約開始について(2020.03.05)

## 事務局だより

- ・ある賛助会員の方からご注意をいただきました。JACDS事務局の動きが見えないと。新型コロナウイルスに関しては、連日、経産省、厚労省より連絡が入り、事務連絡を流すとともに、ドラッグストアの状況などをフィードバックしております。その連絡は、正会員企業(ドラッグストア)に対してのみ行ってきました。その説明をし、JACDSホームページに新型コロナウイルスの情報専用サイトを設けている旨お伝えしたところ納得されました。4月16日からは、賛助会員様にも情報提供をスタートしました。小売企業向けの内容なので、参考にいただければと思っています。
- ・会議ができません。集まれません。緊急事態宣言が出されてからは、少人数の集まりも、自粛することとなり、接触8割減の達成が目指されています。JACDSでは重要会議の延期、中止が相次いでいます。正副会長会も常任理事会も開催できない有様です。  
いま、TV会議システムの利活用に向け、環境整備を進めています。会員企業様でも一部、行われていると聞いています。遠方から会議にお越しいただいていた委員の方にも、TV会議システムの利活用は朗報と思います。
- ・事務局にはいろいろな連絡が入ります。今は新型コロナウイルス関係です。従業員の方から自身の身を守るための切実な思いをお聴きすることもあれば、一般の方から販売にあたっての提案をいただくこともあります。最前線の従業員の方を守り、お客様を守る内容については情報共有し活かしていきたいと考えています。
- ・JACDS協会報は200号となりました。節目の発刊ですが、新型コロナウイルスのため多くの話題を提供できずに残念です。GW明けの緊急事態宣言解除を切に祈ります。

日本チェーンドラッグストア協会

会報 No. 200

発行日	2020年4月24日 発行	発行所住所
発行人	池野 隆光	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10楓第2ビル4階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: <a href="http://www.jacds.gr.jp">http://www.jacds.gr.jp</a>	e-mail: <a href="mailto:sec@jacds.gr.jp">sec@jacds.gr.jp</a>